

平成 23 年 度

包括外部監査結果報告書

平成 24 年 3 月

大分県包括外部監査人

公認会計士 大 石 聡

目 次

第1部 包括外部監査の概要	1
第1. 監査の種類	1
第2. 選定した特定の事件	1
1. 外部監査の対象	1
2. 監査対象年度	1
第3. テーマ選定の理由（事件を選定した理由）	1
第4. 監査実施期間	1
第5. 外部監査の方法	1
1. 監査の進め方	1
2. 監査の視点、監査要点、及び主な監査手続	2
3. 監査対象部署	4
第6. 監査体制（監査従事者）	6
第2部 大分県における補助金等	7
第1. 補助金等の意義	7
第2. 大分県における補助金等の推移	8
第3. これまでの大分県における補助金等に関する取組	9
第3部 総括的意見	10
第4部 個別意見	19
1. 大分県市町村合併推進交付金	19
2. 大分県市町村権限移譲交付金	21
3. 大分県市町村振興協会交付金	24
4. 地域活性化総合補助金	28
5. 大分県小規模集落・里の暮らし支援事業費補助金	28
6. 地方バス路線維持費補助金	44
7. 生活交通路線支援事業費補助金	49
8. 大分県離島航路事業費補助金	52
9. 大分県パークアンドライド促進事業費補助金	60
10. 運輸事業振興助成補助金	62
11. 大分県社会福祉事業団自立支援事業費補助金	67
12. 地域医療提供体制整備事業費補助金	71

13.	愛育班地域交流促進事業費補助金	75
14.	大分県老人クラブ連合会運営費補助金	78
15.	社団法人大分県断酒連合会補助金	80
16.	及び17. 大分県交通安全推進協議会補助金	82
18.	私立学校教職員退職金財団補助金	85
19.	産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業費補助金	88
20.	大分県防災ヘリコプター運航調整交付金	91
21.	大分県消防協会補助金	93
22.	簡易水道等施設整備費補助金	96
23.	地域給水施設整備事業補助金	99
24.	小規模事業経営支援事業費補助金	101
25.	大分県中小企業団体中央会補助金	125
26.	大分発ニュービジネス発掘・育成事業費補助金	128
27.	中小企業経営革新対策費補助金	133
28.	大分県工業技術高度化推進事業費補助金交付金	137
29.	中小企業情報化推進事業費補助金	138
30.	下請企業振興事業費補助金	141
31.	大分県中小企業新製品・新技術実用化開発支援事業費補助金	144
32.	次世代電磁力応用技術開発事業費補助金	147
33.	おおいた地域資源活性化基金運営費補助金	149
34.	大分県自動車関連産業新規参入促進事業費補助金	151
35.	大分県L S I クラスター形成推進会議負担金	153
36.	プロジェクトマネージャー等支援人材充実強化事業費補助金	157
37.	省エネルギー等導入対策事業費補助金	160
38.	省エネ・高効率型産業創出事業費補助金	161
39.	大分県太陽電池関連産業研究開発モデル事業費補助金	164
40.	インキュベート施設入居企業育成支援事業費補助金	165
41.	商店街振興組合指導事業費補助金	170
42.	21世紀商業創造スペシャリスト養成事業費補助金	172
43.	大分県街なかにぎわいプラン推進事業費補助金	174
44.	大分県企業立地促進補助金	188
45.	大分県大規模投資促進補助金	190
46.	大分県コールセンター企業立地促進補助金	191
49.	大分県ソフトウェア業等立地促進補助金	193
47.	企業立地基盤整備費補助金	195
48.	大分県流通業務団地立地促進補助金	197

50.	高齢者雇用就業対策事業費補助金.....	199
51.	農業振興運動推進事業費補助金.....	201
52.	農業共済強化推進事業費補助金.....	206
53.	及び54. 漁業金融対策事業利子補給費補助金.....	209
55.	農業金融対策事業利子補給費補助金.....	211
56.	漁業緊急保証対策資金利子補給費補助金.....	215
57.	新規就農者確保体制整備事業費補助金.....	217
58.	就農研修事業費補助金.....	217
59.	新規就農者支援事業費補助金.....	217
60.	中山間地域等直接支払交付金.....	224
61.	水田農業構造改革対策推進事業費補助金.....	233
62.	「The・おおいた」ブランド流通改革推進事業費補助金.....	236
63.	豊後牛販売拡大推進事業費補助金.....	237
64.	乾燥小割材出荷体制整備事業費補助金.....	239
65.	林業機械リース料支援事業費補助金.....	241
66.	森林整備地域活動支援交付金.....	244
67.	県単補助林道事業費補助金.....	247
68.	フォレストコミュニティ総合整備事業費補助金.....	249
69.	森林管理道開設事業費補助金.....	251
70.	美しい里山づくり支援事業費補助金.....	253
71.	有害鳥獣捕獲事業費補助金.....	256
72.	間伐促進路網整備事業費補助金.....	259
73.	おおいた竹林再生モデル事業費補助金.....	265
74.	大分県漁協組織強化推進協議会補助金.....	269
75.	畜産経営緊急安定対策事業費補助金.....	271
76.	建設産業企業合併支援事業費補助金.....	274
77.	建設産業新分野進出支援事業費補助金.....	277
78.	宿泊施設「豊泉荘」改修工事助成事業補助金.....	279
79.	大分県文化関係団体補助金.....	281
80.	大分県防犯協会補助金.....	283

参考資料

第2段階で抽出した127項目の補助金等のリスト.....	287
------------------------------	-----

第 1 部 包括外部監査の概要

第 1 . 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 の規定に基づく包括外部監査

第 2 . 選定したテーマ

1 . 外部監査の対象

大分県における補助金等について

2 . 監査対象年度

平成 22 年度（平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで）但し、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

第 3 . テーマ選定の理由（事件を選定した理由）

大分県においても多様な補助金が様々な目的のために支出されている。補助金は政策目的達成のため、公益性のある事業に対して執行されるものであるが、公益上の必要性、すなわちその目的が抽象的、相対的であることから、成果が把握しづらい状況にある。

このため、今年度の包括外部監査においては、補助金等の公益性、交付手続の合規性、補助事業の経済性、効率性等について押さえつつも、主としてその成果について検証することとした。

第 4 . 監査実施期間

平成 23 年 6 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日

第 5 . 外部監査の方法

1 . 監査の進め方

今回の監査は以下の段階を踏んで行った。

（ 1 ）第 1 段階

大分県におけるすべての県単補助金等のリストの中から名称、補助先名、過去 3 年間の補助金額をもとに 127 項目の補助金を抽出した（本報告書の末尾に掲載）。

（ 2 ）第 2 段階

抽出した 127 項目の補助金について所管部局に対して事前調査表を配布し、回答を求めた。なお、以下の第 4 段階で詳細に検討した 80 項目の補助金の事前調査表については第 4 部の個別意見にそれぞれ掲載している。

(3) 第3段階

上記回答をもとに 127 項目の補助金について、各部署の担当者に対し事前のヒアリングを実施した。

(4) 第4段階

事前ヒアリングをもとに、127 項目の中からさらに 80 項目の補助金を抽出して、現地往査も含め、概ね以下の『2. 監査の視点、監査要点、及び主な監査手続』に示す内容について検討を行った。

2. 監査の視点、監査要点、及び主な監査手続

視 点	監 査 要 点	監 査 手 続
公益性	補助対象は公益上適切であるか。	要綱等により交付の目的、対象事業、支出費目を検討する。
	法規準拠性 公平性 公正性 倫理性 政策価値判断	交付申請書の内容、審査、ヒアリングの状況を調査し、要綱で定める要件に該当する事業及び組織が補助対象となっているか検討する。
手続の妥当性	補助金の申請、決定、交付等の手続は定められた手順によっているか。	補助金交付に関する申請、決定、交付等の手続が定められた手順によっているか検討する。
	法規準拠性 内部統制	各補助事業の趣旨に沿った算定方法がとられているか検討する。
	補助金額の算定及び交付時期は適切か。	補助金額が定められた算定方法によって計算されているか検討する。
	法規準拠性 有効性 内部統制	補助事業の実施時期に対応した交付時期となっているかを検討する。

実績報告	補助事業の実績報告は適切か 法規準拠性 有効性 内部統制	補助金交付団体の補助に係る経理は適正か検討する。 ----- 補助金実施報告書の内容を検討し、補助金の使用状況が適切か検討する。
指導監督	補助金交付団体への指導・監督は適切か 法規準拠性 有効性 内部統制 政策価値判断	補助金実績報告書に対する審査方法、補助金交付団体への指導、監督の状況を検討する。
効果の測定	補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か 有効性 効率性 内部統制 政策価値判断 予算・業績	成果指標として単なる投入実績でなく、成果の指標となっており、因果関係が認められるか検討する。 ----- 補助事業の効果測定方法並びに分析及び評価方法を確認し、実際に成果を上げているか検討する。 ----- 補助金が弊害を生み出していないか、他の方法が望ましくはないか検討する。 ----- 補助金の評価結果に対して、どのような対処が行われているか検討する。

3. 監査対象部署

詳細に検討した 80 項目の補助金等とそれらの所管部局は以下のとおりである。

補助金名	所管部局
1. 大分県市町村合併推進交付金	総務部
2. 大分県市町村権限移譲交付金	総務部
3. 大分県市町村振興協会交付金	総務部
4. 地域活性化総合補助金	企画振興部
5. 大分県小規模集落・里の暮らし支援事業費補助金	企画振興部
6. 地方バス路線維持費補助金	企画振興部
7. 生活交道路線支援事業費補助金	企画振興部
8. 大分県離島航路事業費補助金	企画振興部
9. 大分県パークアンドライド促進事業費補助金	企画振興部
10. 運輸事業振興助成補助金	企画振興部
11. 大分県社会福祉事業団自立支援事業費補助金	福祉保健部
12. 地域医療提供体制整備事業費補助金	福祉保健部
13. 愛育班地域交流促進事業費補助金	福祉保健部
14. 大分県老人クラブ連合会運営費補助金	福祉保健部
15. 社団法人大分県断酒連合会補助金	福祉保健部
16. 及び 17. 大分県交通安全推進協議会補助金	生活環境部
18. 私立学校教職員退職金財団補助金	生活環境部
19. 産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業費補助金	生活環境部
20. 大分県防災ヘリコプター運航調整交付金	生活環境部
21. 大分県消防協会補助金	生活環境部
22. 簡易水道等施設整備費補助金	生活環境部
23. 地域給水施設整備事業補助金	生活環境部
24. 小規模事業経営支援事業費補助金	商工労働部
25. 大分県中小企業団体中央会補助金	商工労働部
26. 大分発ニュービジネス発掘・育成事業費補助金	商工労働部
27. 中小企業経営革新対策費補助金	商工労働部
28. 大分県工業技術高度化推進事業費補助金交付金	商工労働部
29. 中小企業情報化推進事業費補助金	商工労働部
30. 下請企業振興事業費補助金	商工労働部
31. 大分県中小企業新製品・新技術実用化開発支援事業費補助金	商工労働部
32. 次世代電磁力応用技術開発事業費補助金	商工労働部

33 . おおいた地域資源活性化基金運営費補助金	商工労働部
34 . 大分県自動車関連産業新規参入促進事業費補助金	商工労働部
35 . 大分県L S Iクラスター形成推進会議負担金	商工労働部
36 . プロジェクトマネージャー等支援人材充実強化事業費補助金	商工労働部
37 . 省エネルギー等導入対策事業費補助金	商工労働部
38 . 省エネ・高効率型産業創出事業費補助金	商工労働部
39 . 大分県太陽電池関連産業研究開発モデル事業費補助金	商工労働部
40 . インキュベート施設入居企業育成支援事業費補助金	商工労働部
41 . 商店街振興組合指導事業費補助金	商工労働部
42 . 21世紀商業創造スペシャリスト養成事業費補助金	商工労働部
43 . 大分県街なかにぎわいプラン推進事業費補助金	商工労働部
44 . 大分県企業立地促進補助金	商工労働部
45 . 大分県大規模投資促進補助金	商工労働部
46 . 大分県コールセンター企業立地促進補助金	商工労働部
47 . 企業立地基盤整備費補助金	商工労働部
48 . 大分県流通業務団地立地促進補助金	商工労働部
49 . 大分県ソフトウェア業等立地促進補助金	商工労働部
50 . 高年齢者雇用就業対策事業費補助金	商工労働部
51 . 農業振興運動推進事業費補助金	農林水産部
52 . 農業共済強化推進事業費補助金	農林水産部
53 . 及び54 . 漁業金融対策事業利子補給費補助金	農林水産部
55 . 農業金融対策事業利子補給費補助金	農林水産部
56 . 漁業緊急保証対策資金利子補給費補助金	農林水産部
57 . 新規就農者確保体制整備事業費補助金	農林水産部
58 . 就農研修事業費補助金	農林水産部
59 . 新規就農者支援事業費補助金	農林水産部
60 . 中山間地域等直接支払交付金	農林水産部
61 . 水田農業構造改革対策推進事業費補助金	農林水産部
62 . 「The・おおいた」ブランド流通改革推進事業費補助金	農林水産部
63 . 豊後牛販売拡大推進事業費補助金	農林水産部
64 . 乾燥小割材出荷体制整備事業費補助金	農林水産部
65 . 林業機械リース料支援事業費補助金	農林水産部
66 . 森林整備地域活動支援交付金	農林水産部
67 . 県単補助林道事業費補助金	農林水産部
68 . フォレストコミュニティ総合整備事業費補助金	農林水産部
69 . 森林管理道開設事業費補助金	農林水産部

70 . 美しい里山づくり支援事業費補助金	農林水産部
71 . 有害鳥獣捕獲事業費補助金	農林水産部
72 . 間伐促進路網整備事業費補助金	農林水産部
73 . おおいた竹林再生モデル事業費補助金	農林水産部
74 . 大分県漁協組織強化推進協議会補助金	農林水産部
75 . 畜産経営緊急安定対策事業費補助金	農林水産部
76 . 建設産業企業合併支援事業費補助金	土木建築部
77 . 建設産業新分野進出支援事業費補助金	土木建築部
78 . 宿泊施設「豊泉荘」改修工事助成事業補助金	教育庁
79 . 大分県文化関係団体補助金	教育庁
80 . 大分県防犯協会補助金	警察本部

第6 . 監査体制（監査従事者）

包括外部監査人	大石 聡	（公認会計士）
補 助 者	川野嘉久	（公認会計士）
補 助 者	吉富健太郎	（公認会計士）
補 助 者	林 宗義	（公認会計士）
補 助 者	染矢堯志	（公認会計士試験合格者）

第2部 大分県における補助金等

第1. 補助金等の意義

ここに補助金等とは、補助金、負担金、利子補給金、その他相当の反対給付を受けない給付金であって、地方公共団体については地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」とされており、これを根拠として、事業や研究開発等、公益上必要があると認めた場合に交付される。

また、支出については国の補助金等の手続きに関する「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）」の規定に準じた「大分県補助金等交付規則」及び各要綱等によっており、交付先は他の地方公共団体または民間等である。

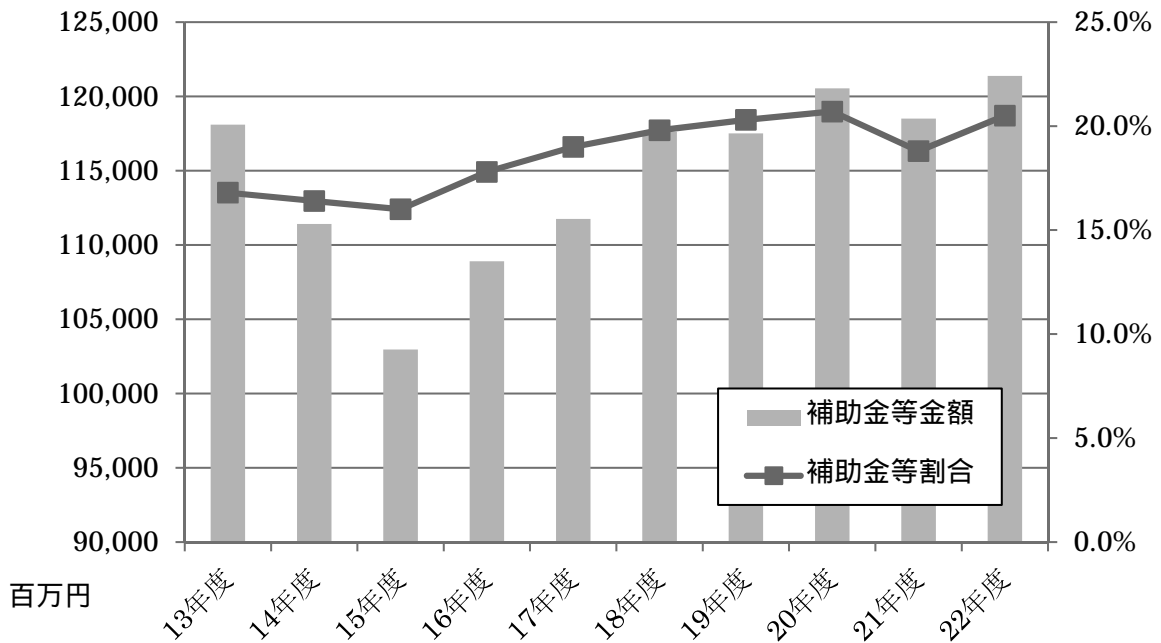
なお、地方公共団体歳入歳出科目解説によると補助金等の詳細は以下のように区分されており、大分県もこれに準拠して運用している。

補助金	特定の事業、研究等を育成、助長するために県が公益上必要であると認めた場合に対価なくして補助する経費である。 本来、県が独自の判断により支出する直接補助が多いが、国の施策に基づき国から補助を受けて、県が間接的に補助するものもある。	
	(補助金)	補助事業者等が行う事務事業に対してこれを助成し、又は奨励するため財政的援助として交付する経費である。
	(負担金)	補助事業者等が行う事務事業について県側にも一定の義務または責任があるので、その程度に応じて補助事業者等に対して交付する経費である。 規則上は負担金の名称が用いられているもののうち県に相当の反対給付がないものをいう。
	(利子補給金)	資金の融通を行うものに対して、当該資金の融通を受けて行う事務事業の助成等のため、当該資金にかかる利息の全部又は一部に相当する額を交付する経費である。

負担金	<p>法令上特定の事業等について、県が当該事業から特別の利益を受けることに対し一定の金額を負担する経費である。</p> <p>また、任意に各種団体を構成又は加入しているとき、その各種団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決めた費用を負担する経費である。</p>
交付金	<p>法令、条例等で市町村や組合等に対して県の事務を委任、又は委託している場合に当該事務処理等の報償として交付する経費である。</p>

第2 . 大分県における補助金等の推移

本県における補助金等の金額及び一般会計の歳出決算額に占める補助金等の割合の推移をグラフにすると以下のとおりとなっている。



ここで使用した補助金等の数値は歳出節「負担金補助及び交付金」の決算額である。

第3．これまでの大分県における補助金等に関する取組

近年における本県の補助金等に関する改革の取り組みは、まず平成16年3月に策定された『大分県行財政改革プラン』に見ることができる。

この中の「歳出削減策」の内、「事務事業の選択と集中」において「補助金等の見直し」として以下の2項目が盛り込まれ、実行されてきた。

補助金の見直し

効果や緊急性が低下した補助金、融資など他の措置によることが可能な補助金、継ぎ足し補助金、団体補助金、少額補助金について廃止、縮減を図る。

各種団体、協会等への負担金の見直し

団体への加入の適否や負担額の妥当性を見直し、廃止、縮減を図る。

その後、平成21年3月に策定された『大分県中期行財政運営ビジョン』において、財政構造改革の一環として「事務事業の抜本の見直し」の中で、「政策的経費の選択と集中」として、以下の事項が盛り込まれ、実行に移されてきている。

補助対象団体の見直しや補助限度額を設けるなどの抜本の見直し

県単独助成の見直し

補助金算定方法の見直し

以上のように本県のこれまでににおける補助金に関する改革の取り組みは、選択と集中という命題の下に、主として補助金の廃止や縮減を中心に行われてきたと言える。

そこで今回の監査では、主にその成果に注目して、いわゆる「県単補助金」について監査することとした。「県単補助金」を対象としたのは、独自に予算措置されたものとして、裁量の余地が大きいためである。

第3部 総括的意見

今回の外部監査における総括的意見は以下のとおりである。これらの意見はすべての補助金を検討した結果、主としてその効果を高めるために、改善すべきと考えられる事項を、帰納的に導き出した結論である。

各項目はそれぞれほとんどの補助金等にあてはまるが、当該項目について特に留意してもらいたい補助金等は各項目の下に記載している。

なお、個別補助金ごとの指摘事項、意見等は第4部に個別意見としてまとめて記載しているが、その中においても、特に金額の大きい補助金等については当該補助金ごとの総括的意見も記載している。

1.. 事後の十分なフォローとモニタリング、及び評価

補助金に関して投入重視から成果重視に発想を変えることによって、少ない予算で、より大きな成果を上げることを目指すべきである。そのためには、事後の十分なフォローとモニタリング、及び深度ある評価を行い行政の質を向上させる取り組みを行う必要がある。

補助金の成果の確認は総じて不十分であったと言わざるを得ない。

まず、事業主体に対して事後に十分なフォローを行うことが必要である。事業に関して、書類審査の結果、適正に執行されていると判断し、実地調査やフォローアップが不十分なケースがある。通常の場合、実績報告書等の書類審査のみでは検証が十分ではないばかりか、事業に関する理解を深める機会を逸することにもなりかねない。したがって、可能な限り事後の実地調査やフォローアップをしっかりと行う必要がある。

次に事業の進捗状況を確認し、場合によっては何らかの対応を取るためにも、モニタリングは必要となる。限られた時間ではあるが、これまで以上にモニタリングの機会を増やして実際の状況を確認し、事業の現状や課題を把握する努力を怠らないでほしい。

最後に一定期間経過後に評価を行う必要がある。ここにおいて、事務事業評価のような大きな数値、大きくくりでの事後評価も重要だが、よりきめの細かい検証、深度ある評価を行わなければ、個別の事業の精度を向上させることは不可能であろう。

この場合、補助金を執行した部署とは異なる主体によって実施されることが、評価を適正に行う鍵になると考える。まず自己評価を行い、後にその評価を別の主体が検証するのか、評価自体を執行担当と異なる主体が実施するのか、いずれにしても単なる自己評価は

あくまでも自己評価の価値しか持たないことに留意する必要がある。

現在、県の内部においてはこのような評価に相当するものとして、以下の 3 つが考えられる。

予算査定
事務事業評価
各種監査

評価を受ける側の負担や、予算編成におけるタイミングと期間的な問題を考慮すれば、及び が連携を取り、年間を通じて計画的かつ個別具体的で、より深度ある評価を行い、はその結果についても査定に生かすようにすれば、効率的で実効性のある結果が得られると考えられる。

以上のように、今後はこれまで以上に事後の検証・評価に力を注ぐ必要があると考える。確かに限られた人員と時間でこれらを十分に行うことは大きな困難が伴う。しかし、補助金の効果を上げ、行政の質を向上させるためには避けて通ることはできないように思う。

十分なフォローやモニタリング、評価を行って、たとえ少ない予算でもそこから、より大きな成果を引き出すという気概を持つことが必要ではないかと考える。

2.. 評価指標の重要性

補助金に関して成果を重視する場合には、評価指標がきわめて重要となる。評価指標は事業を行う上での目標ともなり、事後においては客観的な成果を検証するための尺度ともなることから、適切に評価指標を定めていわゆる PDCA を機能させる必要がある。

PDCA とは Plan, Do, Check, Action の略であり、計画策定に基づく実行、計画と実績の比較、改善活動の継続的实施をいう。

今回検討した補助金（事業）の中には評価指標を見直す必要があるものがあつた。そもそも成果指標が補助金に係る事業の目的にそぐわないケースや、成果指標としては甘い基準となっているケース、指標が大き過ぎて補助金との間で因果関係が把握しづらいケースや成果を高めるためには別の指標が望ましいケースが見受けられた。

評価指標を適切に定めることの重要性はいかに強調してもしすぎることはない。

・事業遂行の目標として

事業の目的や課題は抽象的な場合が多く、これをブレイクダウンさせた具体的な活動の指標となる目標は事業の方向性を誤らせないためにも必要となり、適切な目標としての評価指標は事業を成功させる鍵となる。

- ・進捗管理を行うための指標として

年度内において期中管理を行わなければ、事業の達成度は大きく未達となる危険性がある。その際に適切な評価指標が設定されていなければ、進捗管理自体行うことが不可能となる。

- ・最終的に成果を把握するための尺度

事務事業評価等により、一定期間ごとに成果を把握する指標として重要性が高く、適切に設定されなければ最終確認ができない。

- ・改善策を検討するためのツール

よりよい指標は改善策の検討に有益となり、PDCA を機能させるために不可欠である。

上記評価指標の重要性に鑑み、各補助金の個別意見等に記載した成果指標の見直しについて検討することが必要と考える。

3.. コンフリクト（葛藤、競合、対立等）への対処

補助金が十分に成果を上げるためには、事後の十分なフォローアップおよび執行担当者以外の主体による評価が大切であるが、特に補助金を受ける側に発生するコンフリクト（葛藤、競合、対立等）に対処する必要がある場合には、これに十分留意しなければならない。

事業者が補助金を受けて事業を行う場合には、補助金を受けて補助の目的を十分に果たさなければならないという命題の他に、自己の事業を成功あるいは存続させなければならないという命題も存在していることになる。

これらの命題の方向が完全に一致していれば何も問題はないが、両命題の間にコンフリクト（葛藤、競合、対立等）が発生する場合がある。

換言すれば、補助金を受ける側にはその目的に従って事業を誠実に履行することが求められるが、特に補助金を受ける側が営利を目的とする事業者の場合には、自己の目的を優先にすることによって、補助金を支出した県の意図が十分に反映されないケースが発生したり、目的を達成するための補助金コストが最小にならないリスクが存在するということに注意する必要がある。

例えば公益目的のために、事業者の赤字を補助金によって補てんする必要があるが、事業のやり方を工夫することによって、当該補助対象事業の赤字額が少なくなってくる場合も考えられるし、別のやり方を取ることが、公益目的のためにはより望ましい場合も考えられる。

その他、補助金によって設備を整備する場合に、その設備が当該事業者の本来の事業にも使われる場合には、本来の事業が優先され、補助した目的が十分に果たされないケースが発生する場合もある。

悪意があってそのような状況となっているのではないケースでも、その根底にあるのは補助金を受けて事業を行う場合に、発生する可能性があるコンフリクト（葛藤、競合、対立等）の問題である。

この問題に対処するには、先に挙げた事後の十分なフォローアップと執行担当者以外の者による評価とが考えられるが、補助金が十分にその成果を上げ、あるいは最小のコストで最大の効果を得るためには、特に事業者に発生するこの問題に留意して、事後のフォローアップを厚くしたり、制度として事後の執行担当者以外の者による客観的な評価を導入する等の対応をとる必要があることを強調しておきたい。

これらについては特に以下の補助金の個別意見を参照されたい。

- 4．地域活性化総合補助金
- 6．地方バス路線維持費補助金
- 7．生活交道路線支援事業費補助金

4. 戦略的な発想の必要性

限られた予算と人員で目的を達成するためには、当該目的に対して最も有効な手段に絞り込んで集中的に人的・物的資源を投入することが必要となる。

一つの目的に対して、複数の手段で分散して対応がとられているケースや金額も定額で総花的に予算が使われているケースがあるが、ある程度の期間が経過した時点で一つの目標に対して、それぞれの事業がどのような成果を上げているのかを検証し、最も効果のある事業に絞り込む等、戦略的発想を持つ必要がある。

例えば、鳥獣害対策や各産業の振興等、一つの目的に対して複数の事業や施策が行われている場合がある。施策を立案する立場からすれば多様なメニューを用意するということがよくあるが、一歩間違えるとノウハウや知見も蓄積せず、効果の低い手法も温存され、非効率を生む原因となる危険性がある。

一般的には縦割りの弊害と言えるのかもしれないが、これを回避し有効に予算を使おうとするのが事務事業評価の一つの目的とも考えられる。しかし、これによっても各手段の優劣はなかなか付け難い。評価尺度が一つではないし、各部局の意識や考え方にも差があるからである。

各部局の論理やセクショナリズムを超えて、大分県全体の立場で目的に対して何が最も有効かを決定し、そこに資源を集約することも有効性・効率性の観点から必要ではないか

と考える。そのためにも一つの目的に対して、複数の手段で分散して対応がとられているケースなどは、ある程度の期間が経過した時点でそれぞれの成果を客観的に評価して絞り込む必要がある。

なお、その際の評価は先に述べた、客観的かつ個別具体的なより深度ある評価であって、単に担当部局から資料の提示を受けて行う机上の評価とは異なる。

その他、一つの事業の中においても総花的に予算が使われているケースが見受けられる。このような場合においても、各部局においてこれまで行ってきた手法にとらわれずに常に有効性を見直して改善することが必要と考える。

5.. 対象を明確にして周知を徹底する必要性

戦略的な発想にも関連するが、一つの目的を達成するには対象を絞り込むことも必要となる。目的に対して実施した事業に係る対象が適合しなければ成果は十分に上がらない。対象を明確にして照準を合わせた準備をする必要がある。また、十分に周知されなければ、応募件数や申請件数、参加者等も少なく、質の高い事業とはならない。

目的が与えられれば、これに対してターゲットをはっきりさせ、絞り込まなければならないが、補助事業として行われたものの内容を詳細に検証すると目的に対して対象がずれているケースや、応募件数、申請件数、参加者等が非常に少ないケースがあった。

このような場合には効果が十分に上がる、質の高い事業が行われない危険性がある。対象をより明確にして周知を徹底し、より効果の上がる事業を目指すべきである。

また、十分な参加、応募が見込めない場合には、次回の予算が付かないことを危惧して効果の低い事業を無理に実施することは慎むべきである。

6.. モデル事業の課題

モデル事業は本来、事業実施後その成果を広げていく目的で行われているはずである。したがって、モデル事業を単なるモデルとして終わらせないことが重要であり、事業実施に先立って、事後にこれを広げていくための具体的な計画が立案されていることが必要である。

また、活動を広げるために事業の効果と課題を抽出し、後続の活動を目的の達成に向け、より効果的・効率的なものにすることが重要と考える。

本来、モデル事業は一時的な試行事例であるから、目的を達成するために事業終了後にどのような形で県内に後続の事業を生みだしていくかということが重要である。

従って少なくともモデル事業として、今後どのように広げていくのかを計画段階で明らかにしておいてもらいたかったが、モデル事業となっても、事業実施後、さらなる活動に広げていくための具体的な計画が十分に示されず、その場限りの事業となってしまう危険性のあるものがみられた。

また、モデル事業の実施によって、活動の広がりへの検討と効果・課題の抽出が重要となる。この効果及び課題の抽出とは、試行事例から事業の効果と課題点を抽出することで後続の活動内容を目的の達成に向け、より効果的・効率的なものにするための行為である。

モデル事業の重要な成果は、モデル事業の終了時ではなく、終了後のモデル地区以外における後続の活動の実績によって実現し得るものとする。今後はモデル事業実施後の先の活動を見据え、活動の広がりを持続する、より明確で実現可能性のある計画を持ったうえで、事業を実施する必要がある。

7. 県という立場を生かして

県という立場を生かして、調整能力を発揮することで、補助事業における県民満足度を高めてもらいたい。
--

制度として補助金を用意していても、例えば地域の水道施設整備のように市町村が手を挙げなければ事業が進行しないものや、産業廃棄物処理施設の周辺環境対策のような当事者間での合意形成が遅れているケースがある。

このような場合において、それが放置できる限度を超え、地域住民にとって不公平感が発生するような場合や、県全体としてもそのままでは望ましくないと考えられる場合には、事業者や地域住民に対して、あるいは市町村に対して積極的に調整機能を発揮して県民満足度を高めてもらいたい。

県は県内各地域を横断的に見ることのできる立場であり、また利害を調整できる立場にあると考えられる。

これらについては特に以下の補助金の個別意見を参照されたい。

- 1 9 . 産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業費補助金
- 2 2 . 簡易水道等施設整備費補助金

8.. 対象と対象外の峻別、コストの圧縮

公金を取り扱う立場として最小のコストで最大の成果を上げということを念頭において補助事業を遂行してもらいたい。

要綱を作成し、これに沿った運用をしても、事業費の中には個々の項目について補助の対象となるのか事業者が負担するのか判別しづらいケースがある。

担当者としては事業者との間においてコストの切り詰め、および補助対象と対象外の区分に関する詰めを行うに当たり、いかに最小のコストで最大の効果をあげられるかということを中心に考え、公金を管理する立場を十分に認識して臨むべきである。

今回検証した中に、本来は事業者が負担すべきではないかと考えられる経費が見られたり、相見積が入手されていないケースや入手されていても形式的に取られた状態も散見され、実質的なコスト低減効果を果たしていないとみられるケースもあった。

9.. 地域の実状を十分に考慮する必要

全国的な流れに乗って導入された制度であっても大分県の実状にそぐわないものや地域の現状から考えて当該事業単独では目的を達成できないと考えられるものについては無理をして実施する必要はない。無駄を生むだけである。

特に以下の補助金の個別意見等を参照されたい。

9 . 大分県パークアンドライド促進事業費補助金

4 3 . 大分県街なかにぎわいプラン推進事業費補助金の一部

10.. ナレッジ（知識や知恵、経験、知見等）の活用

事業を行う際に、過去に類似の事業が行われている場合には、部局を超えてすでに得られているナレッジ（知識や知恵、経験、知見等）が蓄積していないか十分に確認する必要がある。

事業を行う際には、まず、過去に類似の事業が行われていないか、行われている場合には、すでに得られているナレッジ（知識や知恵、経験、知見等）が蓄積していないか十分に確認し、すでに県の中において、存在していればそれを有効に活用して効果的、効率的に補助事業を行うべきである。

1 1.. 事業の継続能力

特に多額の補助を行う場合には事業者の財務内容等の事業継続能力を評価し、事業が途中で頓挫して補助金が無駄にならないか、あるいは補助があるばかりに、事業者が身の丈以上の事業を行ってしまうことにならないか十分に留意する必要がある。

特に新規事業に対して助成するような補助金の場合、多額の補助を行っても、事業そのものが常にうまくいくとは限らない。大きな事業に関しては、立ち上げ時期に若干の低迷期間があったとしても、持ちこたえられるだけの財務的な体力がなければ途中で頓挫し、補助金が無駄になるばかりか、事業を行う側にとっても不幸な事態となるであろう。

また、自己負担が少ないと補助金を得る目的で、かなり無理をしても実現することが難しい事業計画が策定され、後に事業者自身が苦しむケースも考えられる。したがって、実現性の低い計画にはストレスを十分にかけ、身の丈に合った事業規模にもっていく必要がある。

事業がうまくいかなかったケースの中には、当初の見積もりが甘いケース、設備投資が過大なケース、借入過多のケース等、もう少し慎重な取り組みを行い合理的なキャッシュ・フローに見合った設備投資額にすることや、適正な事業計画に見合った借入金額に抑える等の対処をすれば、防げたとみられるケースもある。

なお、多額の補助を行う際に事業継続能力を評価していないケースがあったため注意する必要がある。

1 2.. 真実な報告及び相互牽制 ((内部統制))

事業計画や実績報告に記載された情報や成果指標に対する実績値はすべてありのままの情報でなければならない。真実な報告こそ、意思決定や事後対応にとって有益となる。

真実な姿をとらえることによって初めて、今後の対策を考えるきっかけとすることができ、そこから改善が進むことを忘れてはならない。またそのためにも内部牽制や内部統制の考え方が重要である。

実績報告には、多くの場合において、全く問題のない結果が記載され、反省材料や改善すべき点は記載されていない。しかし、今回のように深く掘り下げて検証すると各補助金等について改善すべき点は多い。

自らが行った事業を自らが評価をすることは自己評価であり、多くの場合甘くなりがちとなるため、客観的に評価をする仕組みが必要となる。真実な実績報告の面においても適正な評価においても、さらには評価指標をどう定めるかという点においても、補助金の執行担当者や執行担当部局のみで完結することは結果的には望ましくない。

行政評価は大きな目で見るとはよいが、個別具体的に第三者の観点から評価する仕組みをさらに充実しなければ、大きな成果は望めないし、行政の質は向上しないと考える。品質を高めるのは小さな改善作業から始める必要がある。そのためにも飾りのない真実な報告が必要であり、それを担保するためにも内部牽制や内部統制の考え方は重要である。

第4部 個別意見

1. 大分県市町村合併推進交付金

担当部局 / 課名	部局名	総務部	所属名	市町村振興課			
補助金等の名称	大分県市町村合併推進交付金						
1 目的、趣旨	市町村合併に際し、それぞれの取組の過程において、臨時的に発生する財政需要に対して財政支援を行うため、合併市町村又は合併を検討する市町村等に対して、交付金を交付する。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県市町村合併推進交付金交付要綱						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他			()			
4 交付先	合併協議会、合併市町村						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	225,308	289,200	289,200	401,221	237,018	352,676	469,226
6 変遷 (過去に類似の補助金等が存在した場合は、当該補助金等も含めて記載)	開始年度	H13		経過年数	10		
	見直しや変遷の状況		H20に交付期間の延長				
7 補助の態様	定額						
	一定の率						
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	合併影響調査と新市建設計画進捗状況調査を実施した結果と併せて、平成21年度に新市建設の折り返し点における中間評価を行った。						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	交付先から提出された、交付申請書及び実績報告書による書面モニタリングの実施。						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.05		人件費概算 (単位：千円)	500		

((追加説明))

この交付金は、市町村合併に際し、それぞれの取組みの過程において、臨時的に発生する財政需要に対して支援を行うため、合併市町村又は合併を検討する市町村等に対して交付するものであり、交付事業者は合併協議会または合併市町村等である。

その交付対象経費等は次に掲げる事業に要する経費であって、知事が適当と認めるものである。

- ）市町村合併を推進するための調査研究・啓発等事業
- ）市町村建設計画の策定
- ）合併協議会の運営
- ）合併市町村が行う保健・福祉など行政サービスの格差是正事業
- ）合併市町村等及び合併協議会が行う電算システムの統合事業組替え等広域サービスシステムの整備事業及び庁舎改修等事業
- ）合併市町村が市町村建設計画に基づいて実施する各種施設整備事業

監査の主たる対象とした平成 22 年度におけるこの交付金の支出は、豊後高田市に対する 289,200 千円のみであったため、この支出について市の担当者の協力を得て、その執行状況を検討した。

((意見))

・県による検証

豊後高田市は当該交付金を用いて、以下の事業を行っている。

消防庁舎建設事業

安否確認見守りネットワーク事業

火葬場建設事業

図書館建設事業

これらについて、一部抽出して見積書、請求書、契約書等を検討した結果、以下の事象があった。

- a) 火葬場建設事業及び消防庁舎建設事業において、交付金の対象となる事業費の中に事務費が含まれているが、火葬場建設事業については建設主体工事等主たる工事費の 2.2% で計算されているのに対して、消防庁舎建設事業については建設主体工事等主たる工事費の 2.75% で計算されて含められていた。

地方債で賄う事務費の率が 2.75% 以内となっており、それに沿って計算されているということであったが、事務費の算定については恣意性が入る余地があることから県としてもその確からしさを検討しておくべきであった。

- b) 火葬場取付道路工事に伴い、工事費に立木の補償費が含まれているが、補償一覧表の立木の数量と明細との間で不整合があった。結果的には内部決裁用に市の担当者が作成した総括表の誤りであった。

上記のように一部抽出して検討した範囲内においても、a) のような検討すべき事項、及び b) のような誤りが検出された。

県としては予算の総枠内であるということで、請求書等の書面の精査、電話や書類でのやり取り等で済ませるのではなく、リスクのある部分、例えば入札状況の確認等は行うべきであるし、また一部抽出してでも内容の検証を行うべきである。

2. 大分県市町村権限移譲交付金

担当部局 / 課名	部局名	総務部	所属名	市町村振興課			
補助金等の名称	大分県市町村権限移譲交付金						
1 目的、趣旨	県では、市町村による個性豊かな活力に満ちた地域づくりの推進と、多様化かつ増大する行政需要への適切かつ効率的な対応の実現を目指し、市町村への権限移譲に取り組んでいるが、地方財政法第28条により移譲した事務に係る経費の財源として交付金を措置している。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	地方自治法第252条の17の2、地方財政法第28条、大分県の事務処理の特例に関する条例第4条、大分県権限移譲事務市町村交付金交付要綱						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他	()					
4 交付先	移譲先市町村						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	35,748	30,531	30,531	36,069	30,183	14,429	24,695
6 変遷	開始年度	H7		経過年数	16		
	見直しや変遷の状況		大分県の事務処理の特例に関する条例の改正に基づき、移譲事務の改廃に伴い大分県権限移譲事務市町村交付金交付要綱の別表を改正				
7 補助の態様	定額						
	一定の率						
	その他	移譲事務ごとに基準単価 × 交付対象市町村の事務処理件数					
8 現在行っている補助金等の効果の検証	事務事業評価の成果指標により、効果検証を行っている。						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	翌年度の交付額算定のため、以下の事項を交付対象市町村に照会 移譲事務ごとの前年度における事務処理件数 移譲事務ごとの前年度における手数料収入額						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.1		人件費概算 (単位：千円)	1,000		

((追加説明))

この補助金の趣旨は、住民に身近なサービスは住民に身近な基礎自治体で行うことができるようにするとともに、市町村が地域の実情や住民のニーズに沿った行政を総合的に担い、個性豊かで活力に満ちた地域づくりができるように、計画的に権限移譲を進めていこうというものである。

このために対象と考えられる事務について、市町村と協議を行って合意すれば権限移譲が行われ、これに伴い移譲事務に係る市町村の必要経費として、県が定める基準単価に市町村での事務処理件数を乗じた額が交付されている。

平成20年度から平成23年度における権限移譲開始事務の状況は以下のとおりとなっている。

平成20年度～平成23年度権限移譲開始事務一覧

番号	法令名	移譲対象事務	対象市町村	大分市	別府市	中津市	日田市	佐伯市	臼杵市	津久見市	竹田市	豊後高田市	杵築市	宇佐市	豊後大野市	由布市	国東市	姫島村	日出町	九重町	玖珠町	計	
1	地方自治法	告示及び関係機関への通知	全市町村																				18
2	介護保険法	介護老人福祉施設の指定・指導監督 介護老人保健施設の許可・指導監督	大分市のみ																				1
3	特別児童手当法	特別児童手当等の認定、手当支給事務	全市町村																				4
4	電気用品安全法	電気用品安全法に基づき(表示の有無に係る品類)の立入検査	全市町村																				18
5	工場立地法	特定工場の新設・増設時に義務づけられている生産施設面積等に関する届出受理事務	全市町村																				18
6	農薬保蔵法	許可に対する条件(期間設定等)付加制限	全市町村																				18
7	租税特別措置法	1,000㎡以上の土地に係る優良宅地認定及び手帳貸付住宅認定	全市町村																				18
8	駐車場法	遊外駐車場に係る立入検査、是正命令権限	全市町村																				15
9	公有地収用法	買取希望の照会、買取希望の有無の申請書への通知	全市町村																				15
10	都市再開発法	市街地再開発促進区域内での建築許可等	全市町村																				5
11	土地収用法	個人施行・協同施行の土地収用事業の認可、期間中の建築行為に対する許可等の事務	全市町村																				5
12	都市計画法	都市計画区域内で国が行う行為に係る協議、都市計画事業認可内の建築等許可	全市町村																				5
13	振替法	パスポート申請の受理、交付に係る事務	全市町村																				16
14	悪質防止法	規制地域の指定(公示)、規制基準の設定(公示)	全市町村																				16
15	振動規制法	規制地域の指定(公示)、規制基準の設定(公示)	全市町村																				16
16	騒音規制法	簡易型水道設置者の維持管理に対する指導・監督	全市町村																				16
17	水運法	火薬の積受・積運、消費、廃棄に係る事務	全市町村																				17
18	火薬類取締法	屋外広告物の許可及び適区広告物除去に係る事務	全市町村																				4
19	農地法	農業者協議への届出申請、農地転用許可(2ha以下)	全市町村																				3
20	浄化槽法	浄化槽設置届の受理、維持管理に関する指導・監督	全市町村																				5
計				7	16	11	18	16	13	13	14	16	13	15	14	14	13	15	14	12	14		

市の業務として既に実施済

市町村へ一括移譲済

市町村と協議中

上記表で、「」は平成23年4月現在で移譲している事務、空欄は移譲している事務、斜線はその市町村では移譲対象外、を表す。

((意見))

一覧表の中で『屋外広告物法及び大分県屋外広告物条例』『農地法』及び『浄化槽法』に関する事務については、市町村からの主張によれば、受入れ体制の整備が不十分であることや移譲されても住民にメリットがない等の理由により権限移譲が進んでいないとのことである。県としては移譲の準備を整えていることから、今後とも継続的に協議を続けて移譲を進めていく以外にはないと考えられる。

また特に以下の点が目立っている。

『パスポート申請の受理、交付に係る事務』は大分市と宇佐市のみ移譲が行われていない。

政府が平成 22 年 6 月に閣議決定した「地域主権戦略大綱」によると、都道府県から市町村に権限移譲等を行う事務として 68 項目 251 条項が盛り込まれており、移譲事務のうちには法律による措置が行われる事務も出てきており、住民サービスの向上と県内市町村の住民に行政サービスの格差が発生しないよう、引き続き市町村と協議・協力し、積極的に進めていく必要があると言える。

他方で事務が市町村に移譲されることによって、事務を受けた側において費用対効果の面で、どのように貢献するかということのデータを取っていくことにより、今後進んでいく権限移譲を検討する上で有用と考えられる。

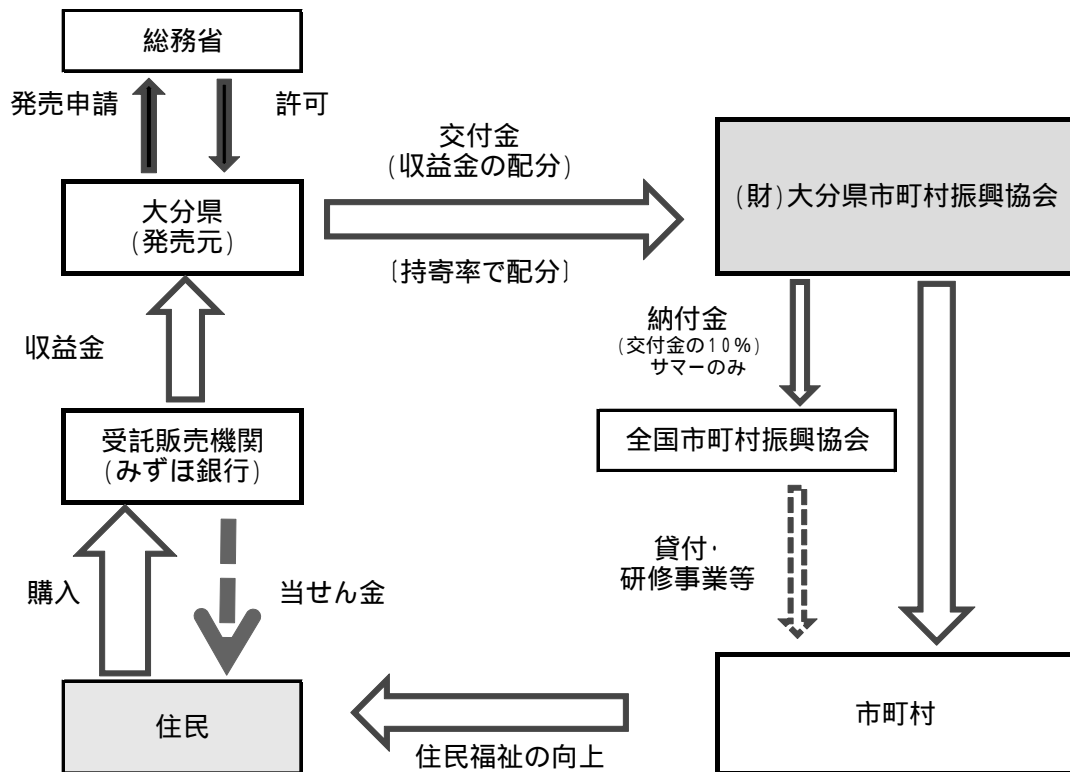
3.. 大分県市町村振興協会交付金

担当部局 / 課名	部局名	総務部	所属名	市町村振興課			
補助金等の名称	大分県市町村振興協会交付金						
1 目的、趣旨	〔目的〕 市町村振興 〔趣旨等〕 1. 市町村振興宝くじ(サマージャンボ)収益金の交付 2. 市町村振興宝くじ(オータムジャンボ)収益金の交付						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	地方債課長内かん、地方財政法第32条						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他			(市町村が実施する事業原資として交付)			
4 交付先	大分県市町村振興協会 (市町村への交付は、均等割、人口割等で配分)						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位:千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	746,000	732,261	732,261	773,108	779,630	834,624	861,664
6 変遷	開始年度	S54		経過年数	32		
	見直しや変遷の状況	H13年度からオータムジャンボ収益金を交付					
7 補助の態様	定額						
	一定の率						
	その他	全国自治宝くじ事務協議会通知による納付額を全額交付					
8 現在行っている補助金等の効果の検証	協会の理事会等において、当該補助金を活用した事業の実施状況、効果等を検証 (県役員:理事1名、監査1名 その他:評議員1名)						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	毎年、監査を実施し市町村への交付状況等会計上の確認、補助事業の実施状況等を確認 (平成22年度は財政援助団体等監査を実施)						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位:人)	0.05		人件費概算 (単位:千円)	500		

((追加説明))

財団法人大分県市町村振興協会は市町村振興宝くじ(サマージャンボ、オータムジャンボ宝くじ)の収益金について、市町村振興のために運用することを目的として設立された団体である。市町村振興宝くじは、発売主体である都道府県及び指定都市が共同して宝くじを発売するために設置した全国自治宝くじ事務協議会が発売し、その収益金は各都道府県を經由してそれぞれの市町村振興協会に交付されている。

宝くじの収益金の流れ



サマージャンボ宝くじは収益金の9割が、市町村に対する災害対策等の融資に資するための基金として積み立てられ、また、オータムジャンボ宝くじの収益金は全額が県内市町村に交付され、地域の振興等の事業に役立てられている。

市町村振興協会に関する規程、細則等を検討すると共に財団に往査し、財団の議事録その他決裁文書、各市町村からの交付申請書、事業計画書等を閲覧し、関係者よりヒアリングを行った。

((指摘事項))

・細則の文言

「大分県市町村振興協会 市町村交付金交付細則」は地方財政法第 32 条の文言を引用して作成されている。この細則の中の「地方財政法第 32 条に規定する事業」の内容について「(1) 公共事業 (2) 公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業」とされているが、地方財政法第 32 条の文言を忠実に反映すれば、正しくは「地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める以下の事業 (1) 公共事業 (2) 公益の増進を目的とする事業」とするべきである。つまり地方財政法第 32 条の趣旨は、事業に対して緊急性を要求していると考えられる。

貸し付け事業における平成 22 年度の各市町村への配分は以下のようになっている。

平成 22 年度 大 分 県 市 町 村 振 興 協 会 資 金 配 分 表

(単位：千円)

市町村名	事業名	起債の区分	市町村要望額	配分額	市町村別 合計	全国協会、 市町村協会の
大分市	久原・佐賀間地区連絡管整備事業	合併特例債	392,700	392,700	1,046,700	大分県協会
	都市計画事業県工事負担金(街路事業)	合併特例債	244,100	0		大分県協会
	(仮称)西部共同調理場建設事業	合併特例債	951,800	600,000		全国協会
	大気汚染常時監視テレメータシステム整備事業	合併特例債	30,300	30,300		大分県協会
	消防団車庫詰所建設事業	合併特例債	21,200	0		大分県協会
	神崎中学校屋内運動場改築事業	合併特例債	23,700	23,700		大分県協会
	県工事負担金(街路事業)	臨時地方道整備事業(特定)	77,100	0		大分県協会
	葬祭場改修事業	衛生施設整備事業	56,500	0		大分県協会
	光吉谷川流量調整施設整備事業	防災対策事業	49,000	0		大分県協会
	中島川改良事業	防災対策事業	46,500	0		大分県協会
	野津原地区浸水対策事業	防災対策事業	48,000	0		大分県協会
別府市	消防・防災設備整備事業(消防ポンプ自動車CD-)	一般事業(一般)	20,200	20,200	89,000	大分県協会
	消防・防災設備整備事業(防災行政無線整備)	防災対象事業	57,800	57,800		大分県協会
	消防・防災設備整備事業(消防ポンプ自動車CD-)	施設整備事業(一般財源化分)	11,000	11,000		大分県協会
臼杵市	消防防災施設整備事業	防災基盤整備事業	0	0	100,000	大分県協会
	急傾斜地崩壊防止対策事業	自然災害防止事業	0	0		大分県協会
	急傾斜地崩壊対策事業	自然災害防止事業	0	0		大分県協会
	小学校施設整備事業	合併特例債	0	0		大分県協会
	消防防災施設整備事業	合併特例債	0	0		大分県協会
	防災地域交流拠点施設整備事業(繰越分)	合併特例債	100,000	100,000		大分県協会
	市内周辺部下水路整備事業	合併特例債	0	0		大分県協会
	稲葉家下屋敷改修事業	合併特例債	0	0		大分県協会
	農村振興総合整備事業県工事負担金事業	合併特例債	0	0		大分県協会
堆肥化施設整備事業(繰越分)	合併特例債	0	0	大分県協会		
津久見市	ユニバーサルデザインのまちづくり整備事業	地域活性化事業	27,000	27,000	41,100	大分県協会
	自動分析装置更新事業	一般単独(一般)事業	1,700	1,700		大分県協会
	急傾斜地崩壊対策事業県営工事負担金(公共)	一般単独(一般)事業	2,600	2,600		大分県協会
	消防施設整備事業(ポンプ3台・積載車2台)	施設整備(一般財源化)事業	6,000	6,000		大分県協会
	急傾斜地崩壊対策事業県営工事負担金(公共・予備費)	一般単独(一般)事業	1,000	1,000		大分県協会
	急傾斜地崩壊対策事業県営工事負担金(公共・国補正)	一般単独(一般)事業	2,800	2,800		大分県協会
竹田市	直入学校給食共同調理場給食配送車整備事業	合併特例債	0	0	217,800	大分県協会
	リサイクルセンター建設事業	合併特例債	51,000	51,000		大分県協会
	大分県市町村合併支援道路整備事業負担金	合併特例債	27,800	27,800		大分県協会
	竹田市立竹田南部中学校移転整備事業	合併特例債	139,000	139,000		大分県協会
豊後高田市	県営道路改良事業負担金	合併特例債	14,600	14,600	14,600	大分県協会
宇佐市	地域振興基金活用事業	合併特例債	285,000	0	390,600	大分県協会
	柳ヶ浦小学校校舎改築事業	合併特例債	290,600	290,600		大分県協会
	街なみ環境整備事業	合併特例債	7,300	7,300		大分県協会
	宇佐文化会館・ウサノビアグレードアップ事業	合併特例債	92,700	92,700		大分県協会
由布市	福祉センター建設事業	合併特例債	146,600	146,600	426,200	大分県協会
	小中学校改築事業	合併特例債	279,600	279,600		大分県協会
国東市	急傾斜地崩壊対策事業(県営事業負担金)	防災対策事業	7,000	7,000	11,300	大分県協会
	急傾斜地崩壊対策事業(市営・県単)	防災対策事業	4,300	4,300		大分県協会
合 計			3,516,500	2,337,300	2,337,300	

((意見 ①))

上記配分表による貸付の事業名及び協会における関係資料閲覧の結果から判断すると、必ずしも緊急性を要する事業ではない部分に貸し付けられていると考えられる。

財団は配分を検討する過程で、特に地方財政法第 32 条の趣旨から鑑みて、地方行政の運営上緊急性が重視されていることから、その趣旨を十分に生かすことが求められていると考える。

したがって、今後は以下の点を改善する必要がある。

貸付事業につき上記緊急性を判断するため、各市町村から 8 月に調査表に対する回答書入手する際に、単に事業名だけでなく、事業の具体的な内容が判明する文書入手し検討する必要がある。

基金貸付に係る配分の意思決定過程が、明確に判明する資料を準備する必要がある。(平成 22 年度は作成されていなかった。平成 23 年度は平成 23 年 9 月 1 日付で作成されている。)

本来、配分決定については、当協会の重要な意思決定過程であることから、理事会に諮ることが望ましい。

((意見 ②))

・実績報告

各市町村より、交付申請書と事業計画書の提出は受けているが、報告は受けていない。実績報告書は入手するべきである。

4.. 地域活性化総合補助金

5.. 大分県小規模集落・里のくらし支援事業費補助金

担当部局 / 課名	部局名	企画振興部	所属名	観光・地域振興局			
補助金等の名称	地域活性化総合補助金						
1 目的、趣旨	「安心・活力・発展プラン2005」の目指す新しい大分県づくりに向け、地域の様々なチャレンジと事業化を支援し、経済波及効果のある事業を中心に、地域活性化に繋がる様々な取組を支援する。このため、振興局において地域ニーズに迅速かつ柔軟にワンストップで対応する総合的な補助制度とする。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県地域活性化チャレンジ支援事業費補助金交付要綱 ・大分県地域活動支援事業費補助金交付要綱 ・大分県地域の元気創造事業費補助金交付要綱 						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他	()					
4 交付先	個人、各種団体、法人、市町村						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	290,000	610,000	389,297	175,749	396,638	349,477	679,425
6 変遷	開始年度	平成2年度	経過年数	20年			
	見直しや変遷の状況	H2～H16 地域振興調整費 H17 合併地域活力創造特別対策事業、輝く地域創設事業、ツーリズム環境創造・発展事業 H18 地域活性化総合補助金					
7 補助の態様	定額						
	一定の率	チャレンジ枠3/5、活動支援枠1/2、元気創造枠2/3					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	年に2回(9月末及び3月末)波及効果を取りまとめ						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	各振興局によるフォローアップの実施						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	12.5		人件費概算 (単位：千円)	125,000		

担当部局 / 課名	部局名	企画振興部	所属名	観光・地域振興局		
補助金等の名称	大分県小規模集落・里のくらし支援事業費補助金					
1 目的、趣旨	過疎化・高齢化が顕著な中山間地域等における小規模集落の衰退や消滅は、そこに住民の生活への影響はもちろんのこと、国土の保全、水源涵養、美しい農村景観の維持等の観点から、見過ごすことのできない問題であることから、県・市町村が連携し、集落に住む住民が安心して住み続けられるように、小規模集落対策を総合的に推進する。					
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県小規模集落・里のくらし支援事業費補助金交付要綱					
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助		利子補給			
	その他	()				
4 交付先	個人、法人、市町村、各種団体					

5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位:千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	14,400	14,400	6,294	7,210	4,136		
6 変遷	開始年度	H20		経過年数	3		
	見直しや変遷の状況	H20～H21はモデル地域を選定し事業実施 H22からモデル地域に加え、自主取組地域を選定し事業実施					
7 補助の態様	定額						
	一定の率	限度額600千円 補助率3/5(原則市町村負担1/5以上) (市町村が事業主体の場合 補助率1/2)					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	小規模集落対策本部会議(年1回、2月)にて、各振興局長から当該取組成果を報告し、本部長(知事)、本部長(市町村長、副知事、各部長等)及び会議に参加している県民等から意見を聴取することとしている						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	各振興局及び市町村が連携して、集落のフォローアップを実施						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位:人)	6		人件費概算 (単位:千円)	60,000		

((追加説明))

地域活性化総合補助金は 活性化チャレンジ枠及び 地域活動支援枠並びに 地域の元気創造枠から構成され、それぞれ趣旨や補助率、限度額、対象事業等が異なっている。

活性化チャレンジ枠

地域資源を活用した地域活性化に向けて、地域の様々な主体がチャレンジする調査研究や試行等に対して支援するもの

地域活動支援枠

地域の様々な主体の行う地域活性化に向けた取組みを支援するもの

地域の元気創造枠

旧町村部や過疎地域の活性化につながる持続可能な取組みに対して支援するもの

区分	補助率等	対象地域	限度額(一案件当たり)
活性化チャレンジ枠	3/5(特3/4)	全域	100万円(150万円)
地域活動支援枠	1/2(特2/3)	全域	1,000万円
地域の元気創造枠	2/3(特3/4)	旧町村部	5,000万円
		過疎地域	3,000万円

事業実績

(単位：件，千円)

区分	H19		H20		H21		H22	
活性化チャレンジ枠	4	3,758	4	2,677	6	4,001	8	5,771
地域活動支援枠	67	145,029	51	199,438	53	143,289	63	159,216
地域の元気創造枠 (旧町村部活力創造枠)	20 (5)	167,990	19 (4)	177,560	10 (1)	21,470	12 (5)	224,310
旧町村部緊急支援	50	32,700	31	16,964	18	6,989	-	-
計	141 (5)	349,477	105 (4)	396,639	87 (1)	175,749	83 (5)	389,297

()内は当該年度の新規事業採択数である。

地域活性化総合補助金の取組状況

(単位：千円)

		活性化チャレンジ枠		地域活動支援枠		元気創造枠		緊急支援枠(H21まで)		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
東部局	H22	4	3,103	15	34,724	5	6,520	/	/	24	44,347
	H21	1	961	8	31,607	2	3,650	6	2,245	17	38,463
	H20	0	0	5	19,241	3	18,560	6	3,819	14	41,620
	H19	0	0	4	3,259	2	4,040	8	3,802	14	11,101
中部局	H22	1	601	14	33,357	3	100,300	/	/	18	134,258
	H21	3	2,322	12	23,075	3	4,450	3	1,598	21	31,445
	H20	1	381	4	7,772	3	3,860	5	2,506	13	14,519
	H19	1	758	8	8,424	6	59,390	7	4,248	22	72,820
南部局	H22	0	0	9	22,675	1	50,000	/	/	10	72,675
	H21	0	0	5	2,311	1	5,110	1	576	7	7,997
	H20	2	2,000	6	42,326	4	22,990	2	1,200	14	68,516
	H19	2	2,000	6	9,841	3	34,360	7	4,464	18	50,665
豊肥局	H22	0	0	4	3,952	0	0	/	/	4	3,952
	H21	1	130	3	17,868	1	760	0	0	5	18,758
	H20	0	0	6	16,458	2	11,390	1	1,000	9	28,848
	H19	0	0	14	12,673	1	1,340	5	3,160	20	17,173
西部局	H22	2	1,067	8	15,784	2	61,750	/	/	12	78,601
	H21	1	588	9	17,389	2	6,960	0	0	12	24,937
	H20	0	0	13	39,627	4	61,330	2	581	19	101,538
	H19	0	0	18	31,277	5	48,550	10	8,782	33	88,609
北部局	H22	1	1,000	10	25,324	1	5,740	/	/	12	32,064
	H21	0	0	11	17,577	1	540	8	2,570	20	20,687
	H20	1	296	9	11,192	3	59,430	15	7,858	28	78,776
	H19	1	1,000	12	41,939	3	20,310	13	8,244	29	71,493
観地局	H22	/	/	3	23,400	/	/	/	/	3	23,400
	H21	/	/	5	33,462	/	/	/	/	5	33,462
	H20	/	/	8	62,822	/	/	/	/	8	62,822
	H19	/	/	5	37,616	/	/	/	/	5	37,616
合計	H22	8	5,771	63	159,216	12	224,310	0	0	83	389,297
	H21	6	4,001	53	143,289	10	21,470	18	6,989	87	175,749
	H20	4	2,677	51	199,438	19	177,560	31	16,964	105	396,639
	H19	4	3,758	67	145,029	20	167,990	50	32,700	141	349,477

*元気創造枠は継続分も含んだ件数。新規のみは、H19 5件、H20 4件、H21 1件、H22 5件。

この地域活性化総合補助金の趣旨は「市町村合併を推進してきた県の立場から新市の周辺部となる旧町村部対策を新市の体制が整うまでの間、県がきめ細かく重点的な対応を行う。新しい大分県づくりに向けた地域の様々なチャレンジと事業化を支援し、地域の課題は地域で解決する仕組みを構築するために振興局において地域ニーズを迅速かつ柔軟にワンストップで対応できる総合的な補助制度とする。」となっている。

また小規模集落・里のくらし支援事業費補助金の目的は「小規模集落の住民が安心して住み続けられるようにすることにある。」とされている。

これらの補助金を検討するに当たっては、大分県におけるすべての振興局を往査し、上記の内、平成 22 年度実施の地域活動支援枠及び地域の元気創造枠について申請書、事業計画書、実績報告書およびその添付書類を閲覧し、担当者に質問するとともに、案件によっては後日独自に現場視察を行った。この現場視察については県の担当者と同行するのではなく、あくまでも一般客として、県民の目線で見ることができた。

((総括的意見))

地域経済は疲弊しており、それは都市部もさることながら周辺部においては慢性的な問題として横たわっている。その要因として周辺地域における過疎化や高齢化の進行があり、これらへの対策は地域行政にとって喫急の課題と言える。

このような中で、この総合補助金に寄せる期待は大きいですが、各振興局を往査し、そこで取り扱っている地域活性化総合補助金、小規模集落・里のくらし支援事業費補助金について金額等を考慮の上抽出して検討を行った結果、総括的には以下の点につき早急に改善すべき事項があり、これらを改善しないままでの当該補助金の運用は、効果の乏しいものになってしまう危険性がある。

公金の管理意識

計画書や実績報告書における過度に誇張された表現

事業計画の十分な吟味（事業者の事業継続能力の検討含む）

補助金の効果を十分に発揮させるための仕組みづくり

振興局長専決に対応するその後の評価

イベントの効果の検討

なお、このような結論に至った個別の事象については、この総括的意見の次に振興局ごとに記載している。

① 公金の管理意識

各振興局は管轄する地域の特色に応じて過疎地や観光地、農山漁村、林業の振興等について、振興局長、振興部長をはじめ、特に若い職員が地域振興のために各地域を回って事業造成の努力をしていることは十分に感じることができた。

しかし、振興局の難しいところは事業の推進だけでなく、公金の管理も任されているということにある。いかに最小のコストで最大の効果をあげられるかということを中心に考えるべきであるにもかかわらず、そのような視点が欠けている事例が散見された。つまり、担当者としては事業者との間においてコストの切り詰め、および補助金対象と対象外の区分に関する詰めを行うに当たり、公金を管理する立場を十分に認識して臨むべきである。

例えば、今回、相見積が入手されていないケースが多かったし、入手されていても形式的に取られた状態になっており、実質的なコスト低減効果を果たしていないとみられるケースもあった。その地区の業者から取得したほうが便利であり、かつ地域の振興になるというのであれば、正当に理由を付して随意契約をすればよいのであり、見積書の形式だけ整えて実質的に相見積の機能をなしていないのであれば、正当ではないと言われても言い訳できない。県の担当者は補助金を受ける側に立ち、支出する県民の視点を軽視することがあってはならない。

また、当初の事業計画の詰めが甘く、事業が走り出してから計画変更が発生し、追加支出が生じてしまったケースもあった。事業が思ったよりも順調に推移し、増産等のための変更であればまだしも、本来、当初の計画に見込んでおくべきものを変更計画によって散発的に追加支出することを認めることは、事業者にとっても補助金を出す県にとっても高コスト構造に結びついてしまう恐れがある。

利便性向上のための事務処理の効率化も重要であるが、総括や部長は牽制機能を十分に発揮して、担当者が補助の内容をしっかりと詰めているのか、最小のコストで成果が上がる組み立てになっているのかという眼で見ていただきたい。

多くの若い担当者は確かに地域振興の熱意をもって事業に取り組んでおり、それは十分に感じることはできた。しかし、そのことと公金を管理する立場にあるということは峻別しなければならない。補助金を受ける側の立場だけでなく、それを負担する側の立場も十分に考慮する必要がある。上席者がそれを強く指導すべきではないだろうか。

② 計画書や実績報告書における過度に誇張された表現

正しい意思決定のため、あるいは事後対応のためには真実な報告が必要である。

今回、交付申請書に添付された様々な事業計画書や事業実績報告書における事業の効果について、虚飾とも言えるほどに過度に誇張された表現が散見された。このような書面によって決裁を行う意思決定者は、はたして正しい意思決定が行えるであろうか。正しい事後評価が行えるであろうか。このような情報に基づく意思決定や事後対応に対して大いに疑問を感じるばかりか、判断を誤ってしまうことを強く危惧する。

③ 事業計画の十分な吟味（事業者の事業継続能力の検討含む）

事業性の補助金について、にも触れたように当初の事業計画の詰めが甘いために事業が走り出してからの計画変更による追加支出が発生していたケースがある。この場合『最小のコストで最大の効果』という原則に反することは述べたが、そもそも当初の計画段階における事業計画の検討の中で、事業者の事業継続能力の検討が不十分であったケースもあった。

新規事業に対して助成するような補助金の場合、多額の補助を行っても、事業そのものが常にうまくいくとは限らない。特に大きな事業に関しては、若干の低迷時期があったとしても持ちこたえられるだけの財務的な体力がなければ途中で頓挫し、補助金が無駄になるばかりか、事業を行う側にとっても不幸な事態となるであろう。

自己負担が少ないと補助金を得る目的で、かなり無理をしても実現することが難しい事業計画が作成されてしまうケースも考えられる。実現性の低い計画にはストレスを十分にかけ、身の丈に合った事業規模にもっていく必要がある。

事務処理の効率化という課題も十分に認識しているが、事業計画は当該事業が成り立っていくか否かを見極める重要な要素であることから、事業規模を適正にもっていくことも含めて、場合によっては専門家も利用しながら、その十分な吟味が必要である。

④ 補助金の効果を十分に発揮させるための仕組みづくり

i) 補助金執行担当者以外の第三者による事後の検証

補助金を受ける側にはその目的に従って事業を誠実に履行することが求められるが、特に補助金を受ける側が営利を目的とする事業者の場合には、自己の目的を最優先にすることによって、補助金を支出した県の意図が十分に反映されないケースが生じることがある。

例えば、県の鳥獣害対策の一環として猪・鹿肉の消費拡大をはかるために以下のような補助金が支出されていた。

猪・鹿肉の処理・販売業者に対して食肉処理施設の建設に補助をしている事例

燻製の製造販売業者に対して鹿肉の販売拡大を意図して肉の加工施設の建設に補助している事例

猪・鹿肉の販売ならびに流通の販路拡大を目的として加工場・販売所の整備に補助している事例

上記は鳥獣害対策の一環として、すべて鹿肉等の流通を促す取り組みであり、その効果の発現に対してのスタンスは変わりないように見えるが、実際には異なっている。

の猪・鹿肉の処理・販売業者に対する食肉処理施設建設への補助の場合には、鹿肉等の処理を行えば行うほど事業者にとっても、県にとっても好都合であり、そういう意味で、補助金を受けた事業者と補助金を支出した県のベクトルは一致している。したがって、業者の事業がうまくいけばいくほど補助金の効果が発揮される可能性が高い。

しかし、や の場合には事情が異なってくる。

鹿肉そのものは原価が高いため販売する側にとっては粗利が低くなり、それを補おうとすれば売価が高くなる。しかも良質の牛肉や豚肉と比較して味覚に嗜好性が強く、利益を考えれば在庫を多く抱えて販売をすることは難しい。したがってそのままにしておけば、事業者としては牛肉や豚肉を使用した商品と比較して販売に力が入らなくなってしまう。つまり、何もしなければ、補助金を受けた事業者と鹿肉等の販売促進のために補助金を支出した県のベクトルは、ずれていってしまうことになる。

後述するが、今回、販売をしている場所を訪ねても鹿肉や猪肉を使用した商品の販売に力を入れてくれている様子はなかった。もちろん程度問題があることは承知している。しかし、少なくとも県民の目線で見ただけの場合に多額の補助金を受けたのであるから、それにふさわしい企業努力を行って補助金の目的を達成してもらわなければ、おかしいのではないか。

補助金を執行する県の担当者は事業を成功に導くために、申請から事後の対応まで補助金を受ける事業者と打ち合わせを行うなど意思疎通を十分に図る必要がある。

しかし、そのことによって補助金を受けた事業者が十分に義務を果たしていなくてもそれを強く指摘しづらくなっている場合はないのであろうか。仮にそのようなことがないとしても、一定額以上の補助金の場合には、補助金執行担当者以外の第三者によって、事後の効果の検証を行い、補助金を受けた側において十分な努力が払われていない場合には、事業者に対して申し入れを行う等の対応をとるべきである。

また、特に営利性が強く目的の方向性がずれる可能性がある事業については、事業者にも一定のリスクを負担させる仕組み、例えば、契約により一定の成果が上がらなければ一部返還する仕組み、またはある程度成果が上がった段階で残りの補助を行う仕組み等、補助金の効果を高める仕組みを補強することが望ましいのではないかと考える。

ii) 対象を明確にして照準を合わせた準備をする

講演会や複数回にわたるセミナー等を開催し、その開催費用に対して補助金を支出しているケースがある。しかし実際の参加者名簿をみると当該目的に対する効果が十分に得られるとは思われない参加者となっている場合がある。

思ったよりも参加者が少なかった等の理由により参加させられたケースもあると思われる。今後は対象者を明確にして十分に周知をはかり、より効果の上がる開催を行う必要がある。

また、十分な参加が見込めない場合には無理に開催することは慎むべきである。

iii) よい事例を広めていく

コミュニティ（*1）に対する補助は、自治会や文化芸術活動等に対して助成を行うものであるが、市町村の財政がひっ迫する中で地域づくりや地域におけるコミュニティ活動を支える貴重な財源として活用されている。

しかし、補助を行うならば最小のコストで最大の効果をもたらすような工夫も必要となる。単純に小規模集落に里のくらし事業の補助金を入れるのではなく、例えば、宇佐地区の取り組みのように、小学校区単位で小規模集落を取り込んだ協議会を作り、若年者も入ったところでまとまりをもってやってもらい、そこに補助金を入れるというような取り組みは有効である。また、市が支援員を雇用してコーディネータとして他の団体との調整にあたることも補助金の効果を高めることに有効であろう。

県としてはこのような良い事例を県下の各市町村に広めていく役割をはたしていただきたい。

（*1）コミュニティ：人々が共同体意識を持って、共同生活を営む地域や集団で日々の暮らしをよりよいものにしていく基盤となるものであり、ここでは「自治会」「老人クラブ」等を指す。

iv) 振興局によるナレッジの確認、利用

振興局で執行した総合補助金の中に本庁の部局が取り組んでいる事業と類似の事業があるが、両者間で連携が取られていなかった。

たとえば、振興局において地域の牛肉をブランド化して売り出す事業が行われていたが、本庁においても豊後牛のブランド化に関する事業が行われており、このような場合振興局側から本庁の担当部局に対して、これまで行われてきた事業の内容や留意すべき事項、効果的に事業を進めるポイント等を確認すれば、より効果的に事業を進めることができたと考えられる。

つまり、振興局としては事業の取り組みにあたり、これまで類似の事業が行われて、そこで得られた知識や知恵、経験、知見等（以下ナレッジという）が蓄積していないか十分に確認し、すでに県の中において、ナレッジが存在していればそれを有効に活用して効果的、効率的に補助事業を行うべきである。

⑤ 振興局長専決に対応するその後の評価

各振興局の局長に専決権を与え、権限委譲による行政の効率化や活性化を図り、地域住民の満足度を高めようという取り組みが行われている。

この場合に重要なことは成果による統制であり、事後的に十分な評価が行われなければならない。一定の指標を用いて効果を見ようということは行われているが、上記) のようなケースも発生することから、単一の指標による画一的な評価のみでは不十分であり、振興局とは独立した主体からの一定期間ごとの評価を行う必要がある。

る。つまり、『権限の委譲』と『事後の十分な評価』は常にセットで行っていかねばならないと考える。

⑥ イベントの効果の検討

イベントについてはその効果の検討が重要となる。個別意見にも記載しているが、イベントの効果は必ずしも数値のみで測定できるものではないことは十分に承知している。しかし、目標数値設定の放棄は効果の把握やイベントに対する事後の検討を、なおざりにしてしまう要因ともなることから、極力目標の数値化を行うように努力すべきである。

以上が総括的意見である。採択に値する案件を発掘することの困難なことはよくわかる。しかし、各振興局は採択件数を競うことなく、効果の発現を優先して、より質の高い地域振興を目指し、県民満足度を高めてもらいたい。

((個別指摘事項及び意見))

東部振興局

((指摘事項 ①))

地域活動支援枠で、(社)別府市観光協会開催の有名マナー講師を招いた『おもてなし講座』が開催され、総事業費 1,443 千円に対して県は別府市とともにその半額の 721 千円補助している。

事業計画書によれば、当該補助事業の目的は全国的に有名な講師を招いておもてなしに関する講演会、研修を実施し、国際観光温泉文化都市としての別府市における観光事業の健全な発展と振興及び地域の活性化を図り、もって別府市民の生活及び文化並びに経済の向上発展に寄与することを目的とされている。

しかし、事業の内容を見ると午前と午後 2 時間ずつの講演、研修に対して講師謝礼が 90 万円であるのは、有名講師ということをもっていたしかたないとしても、統括ディレクター、アシスタントディレクターというイベント運営者に対して合計 9 万円の日当が払われ、企画進行管理費 10 万円という支出が行われている。あくまで書面上の検討であり、当該研修を受けたわけではないが、事業の内容から考えて、これらの付随費用まで補助金の対象とされることについては、疑問に思う。担当者によればこれらは一体的経費との判断であったようであるが、交渉の中で主催者負担に持っていく交渉を行うべきであったと考える。

また、当該講演会の参加者名簿を見ると合計 327 名の参加者の内、一般人が 59 名、金融機関の職員 12 名(接遇については自社で十分に研修されているはずである)、動物病院職員 6 名、保育園職員 4 名、医薬品卸社員 4 名、電力会社社員 3 名、建設会社社員 2 名というように観光業に直接携わらない方々が約 100 名という状況であった。ターゲットは観光業に携わる方々であったが、講演の部分については一般にも開放した結果であるとのこと

であった。直接的な効果としては参加者に占める観光業者の比率をさらに高める必要があったといえる。

((指摘事項 ②))

地域活動支援枠で鉄輪の団体に対して施設の改装、機器の購入費等に1千万円を補助している。

当該事業はコミュニティ拠点整備として、以下の内容から構成されている。

) 家屋の改修

明治40年築の建物を活用しコミュニティ拠点として、レストランに改修整備する。

) 低温スチーム機材の購入

提供する料理を作るための低温スチーム機器を買いそろえる。

) セミナー開催のための備品の購入

平成23年度に行う(予定は10回となっている)低温スチームセミナーに備える。

) ホームページによるコミュニティサイトの立ち上げ

インターネットを利用して低温スチームの情報交換のためのコミュニティサイトを整備する。

現地を視察したところ、確かに) については古い建物が改修され、軽食や飲み物を提供する26席ほどの喫茶店となっていた。しかし、事業計画書や実績報告書に記載しているような『鉄輪のコミュニティ拠点にふさわしい、シンボリックな建物となり、鉄輪景観保全に多大なる貢献を果たしている』というのはいさぎよくも過大評価である。

また、) についても、実際に注文し飲食してみたが、提供している料理の内容から考えて、低温スチーム機材につき実績報告書に記載しているような『低温スチームで大分県産の食材を加工することで、地産地消拡大だけでなく、農家のロス率の低下や鳥獣対策の一環としての鹿猪肉の消費拡大効果がみこめる』とはとても言えないほどの小規模である。

) については年間10回程度の小規模なセミナーの開催では低温スチームの普及促進は極めて限定的なものにとどまると考えられる。インターネットで確認したところ、セミナーが5月に開催された後は9月18日に開催されることになっているが、4月から半年間で2回の開催では、予定の年度内10回の開催は難しいのではないかと考えられる。この件につき県の担当者に指摘した(平成23年9月20日現在)ところ、その後、10月以降は毎月開催するつもりで、計画どおり開催するとの回答を得た(平成23年10月14日)。計画に沿って開催していただきたい。

) につき、実績経費明細によると今回のホームページ制作については、途中で請負業者を変更し、50万円で製作されたことになっている。しかし、請求書に記載された名称や店舗の名称でインターネットを検索しても該当のホームページは見当たらなかった。

これについて、県の担当者に指摘したところ、作成はしていたが名称で検索しても出てこない状況となっていたことがわかった。ホームページ作成の効果は広く施設の内容を発信し周知することによって集客につなげることにある。現在の状態であればホームページ作成の効果はないと言わざるを得ない。

以上記載したように、現在のところこの補助金の効果は極めて限定的と考えられ、本来団体が自主事業としてやるべきものではなかったかと考えられる。また、振興局としてもその後の実績数値等、実態の把握が十分に行われていなかったと言わざるを得ない。

((指摘事項 ③))

地域活動支援枠で鉄輪温泉の旅館業者に対して施設の改装、特産品開発販売所設置に関して1千万円を補助している。

既存のホテル内に加工所をつくり、販売所において加工した商品を提供するとともに、里の駅として、そこに県産品も陳列、販売することをもっての補助である。

しかし、販売所全体を視察したところ、実績報告書に謳われている『鳥獣被害対策として、猪・鹿肉の販売ならびに流通の販路拡大』について、猪および鹿肉は精肉を除いて販売されておらず、店員に確認したところ、あらかじめ注文しておかなければ入らないとのことであった。おそらく、売れないため店舗として在庫を抱えたくないことから、注文を受けてからの仕入れとなっていると考えられるが、このような観光客利用の施設において、わざわざ注文をして後日受け取ることはあまり考えられない。

したがって、鳥獣被害対策として、猪・鹿肉の販売ならびに流通の販路拡大については、その効果は弱いと考えられる。また、振興局としてもその後の実績数値の把握等を行っていないかった。

鳥獣被害対策として、猪・鹿肉の販売ならびに流通の販路拡大の目的で補助したのであるから、販路拡大に協力するよう要請すべきである。

((指摘事項 ④))

鳥獣害対策の一環として、猪や鹿の食肉を処理する施設の建設に複数年で補助している。この計画は単に施設を建設することではなく、国東半島一円に生息する猪や鹿を農家等と連携して捕獲し、解体、食肉処理を行うことによって、鳥獣害対策に役立てるとともに、地元等に販売することで地域の名物料理として定着させることを目的としている。

複数年補助であるから、事業の進捗状況を見ながら補助していく面は確かにあるが、本来、最初の事業計画に入れておくべきであった軽トラックや無線機の購入が変更計画に盛り込まれている等、当初の計画の詰めが甘いと言わざるを得ない面があった。

((指摘事項 ⑤))

地域活動支援枠で別府市のホテルに対し客室内のインターネット環境を整備し、国際会議等の誘致及びその開催の円滑化を図るために補助する事業が行われている。

事業主 2 分の 1、県 4 分の 1、別府市が 4 分の 1 の負担割合で、県としては補助金を 1,089 千円支出しているが、総工事費 4,356,300 円の工事に対して、相見積りが入手されていなかった。担当者によれば別府市側がとるきまりになっていないからということであったが、県の要綱上相見積りの規定はないものの、県の立場で入手することを要求すべきであったと考える。

豊肥振興局

この地域は地域活性化のための補助金採択件数は少ないが、一つ一つの事業について慎重に対応している印象を受けた。特に採択適否を検討する際の要望事業一覧表の作成及び記載内容の丁寧さ、また補助対象の範囲決定については他の振興局も参考にすべきであろう。

検証した補助金案件の中に、温泉地における日韓短編映画祭への補助があったが、当該事業の内容について地域活性化への効果を検討し、予算の内容を詳細に分析して補助対象項目を主催者側の言いなりにせず、慎重に対象外項目を詰めていった姿勢は評価できる。

中部振興局

((指摘事項 ① 及び意見 ①))

平成 22 年 3 月末をもって廃止した市営の施設跡地において、イルカ等の海洋生物と触れ合うための体験型観光施設に観光交流館を整備し、郷土料理を提供する。また、水産物や農産物、その他加工品など地域の特産品を販売し、津久見市観光の拠点化を進め、当該地域における交流人口の増加を図るとともに、地場産業の活性化を進め、地域振興に資することを目的とすることとなっている。この観光交流館建設のために県としては 3 千万円補助している。

補助金の算定にあたり、本来補助対象とはならないリース料について、補助対象外とされずに対象内に含まれていた。後に補助対象金額が、補助金の上限額を上回っているため、最終的に補助対象から除いたことになっており、補助金には影響がないとの説明を受けた。

今回はたまたま補助対象金額が上限金額を上回っていたことから、結果的には当該リース料が補助対象外となったとの説明もありうるが、書類上は誤って補助対象に含まれていることは明らかであり、この監査のヒアリング時においても担当者はリース料が補助対象外になることを認識していなかったことから、今後注意する必要がある(指摘事項)。

今回、この観光交流館以外にも当該体験型観光施設関連には、県は栈橋の設置や看板設置、多目的広場の整備等を補助している。このプロジェクトの実質事業主体の財務内容や

資金的な裏付けを含めた事業計画の吟味については、この実質事業主体の財務関係の書面の入手ができず、諸条件を慎重に勘案の上、問題のないことを確認していた。事業主体の財務に関する数字を入手することが難しい場合は確かにあるが、特に大きな補助金の場合には、極力入手するよう努力してもらいたい（意見）。

（ 指摘事項 ② ）

鳥獣被害対策の一環として、市場性の低い鹿肉の市場価値を高め、狩猟者が捕獲しようとする意欲を拡大することによって、捕獲を進めようという考えがある。

この考えのもとでブランドイメージが高い湯布院地域にハムやソーセージ等の加工品を製造する施設を建設し、鹿肉商品を市場に流通させることによって、鹿肉の市場価値を高めようと、食肉処理業者の食品加工工場建設に対し工場建設費約 8 千万円の内、約 5 千万円を補助している。

この案件に対しては、まず補助対象業者の財務内容の確認による事業継続性の評価が十分になされていなかった。この時点では要綱上は定められていなかったが、補助金額が大きいことや補助対象が特定の業者 1 社であること、さらには当該業者が自己負担として借入を行っていること等から返済スケジュールも含めて、事業計画を堅く見積り、財務内容に照らして事業の継続可能性を十分に検討する必要があると言える（指摘事項）。

そもそもこの事業の目的は『県内で捕獲された鹿肉を使用したソーセージやスモーク製品などの製造施設を新たに整備し、鹿肉の消費拡大を図る。鹿肉の市場価値を高め、猟師の捕獲意欲を刺激することで捕獲圧力の増加に繋げる。鹿捕獲圧力の増加により、鹿による農林業被害の軽減に資する。』となっている。

しかし、この新設工場で処理されるのは鹿肉だけでなく、当該加工業者がもともと取り扱っている豚肉等も含まれており、その処理量に占める鹿肉の割合は以下のようになっている（処理量を当該業者の仕入量とみなす）。

	平成 22 年度	平成 23 年度
鹿肉仕入量	435 kg	810 kg
その他の肉の仕入量	5,500 kg	5,500 kg
合 計	5,935 kg	6,310 kg
鹿肉の割合	7.3 %	12.8 %

平成 22 年度は年度の途中からの生産であり 12 ヶ月という期間ではないが、平成 23 年度においても、全体の肉の処理量の約 12.8 %であり、非常に少なく補助金の効果が出ていない。

県の担当者によれば、導入段階として学校給食に提供したことがあるとのことであるが、学校給食に提供しても販促効果は十分に望めないし、ジビエフェアへの参加も補助を受け

ていない業者と同一であり、特に鹿肉の販売に積極的になってきているとは言えない。

県としては鳥獣害対策待ったなしの中で、鹿肉の消費拡大のために補助したのであり、補助率、金額ともに非常に大きいのであるから、当該製造業者に対してもっと鹿肉の営業に力を入れるように要請すべきであり、モニタリングするべきである。また、補助を受けた業者としてもそれが義務ではないだろうか。

店舗を視察したところ、鹿肉の含まれた商品は販売されていたが、他の商品と比較して販売に力が入れている様子はなく、積極的な販売を期待した者としては落胆した。

なお、この製造業者のホームページ上においても、鹿肉を使った製品は紹介されていない(平成23年9月20日現在の監査時点)。

((意見 ②))

マグロを大消費地である大分市等に向けてPRし「まぐろのまち・つくみ」のイメージを定着させ、地域間交流人口の増加と地域経済の活性化を狙ってマグロ市の開催(地元物産店舗でのまぐろの解体実演・販売等)に対する補助を行っている。

実績報告書によれば、事業の効果として大消費地に向けてのPRを行ったことによるイメージの定着、地域間交流人口の増加、地域経済の活性化が図られたと抽象的な表現がなされているが、具体的な成果の検証がなされていない。

イベントに対する補助はそれだけに終わらせるのではなく、参加者(一般来場者も含む)にアンケートを実施して潜在的なニーズや問題点を把握するとともに、開催後の反省会などにより、改善点を把握するなどのフォローが必要である。このことによって、補助金の効果も大きく変わってくると考えられる。

南部振興局

((指摘事項 ①))

地域生産の養殖魚や定置網等で漁獲される天然魚に釣り放題式の付加価値をつけた海上釣り堀施設を整備することに対して、県は5千万円補助している。

釣り堀の運営会社は地元の養殖業者等が出資して経営を行っているが、金額の大きな事業であること、補助金も多額にのぼることから、事業継続能力を見るために特に資金繰りをはじめとする財務内容の十分な確認が必要であったところ、県の振興局の水産担当や市役所水産課からの聞き取りによっており、不十分であったと言わざるを得ない。

また、新しい要綱によれば、過去3年分の収支決算書及び貸借対照表を入手することになっているが、これらを単に入手すればよいというのではなく、信憑性も含めて慎重な検討が必要となる。特にこの事業も含めた総事業による収入とそれぞれの抱えている総借入金とのバランスは事業継続にあたり鍵となる部分であるから、必ず把握し、補助金が無駄になることがないよう慎重に判断する必要がある。

((指摘事項 ②))

上記、海上釣り堀施設の整備について事業実施のための経費にかかわる証票書類を詳細に検討したところ、複数の業者の見積書、納品書、請求書等で同一様式のものが出検された。しかも、同一業者で複数の異なる様式の請求書を提出しているケースがあった。

このことについて振興局に調査を依頼したところ、事業実施の決定が遅れ、決定から実施までの期間が短く、事務局において統一様式を各社にデータで渡して依頼を行ったことにより、様式が同一となってしまったとの回答を得た。取引の公正性及びその検証体制について疑念をもたれるようなことはすべきではない。

また、目的は地域の養殖業者を援助するということになっていることから、今後、この地域の養殖業者全体に恩恵が及ぶよう、仕入れ等の工夫を行ってほしい。

また、現在、業績自体は順調に推移しているという認識を持っているようであるが、事業自体の特殊性を考慮すると、より一層営業活動に力を入れるように、県はさらなる指導を行う必要がある。

((指摘事項 ③))

佐伯の人材育成の目的で、佐伯市内外から各分野の講師を招いて、合計 10 回にわたって講義を行う『佐伯人創造塾』を開催する事業が行われ、これに補助金が出ている。

事業自体は人材育成の目的で佐伯市が主催したものである。

実績報告書によれば、この事業の効果として地域づくりに熱意のある個人・団体間の相互理解や連携意欲を高めるなど、今後の地域活性化に向けた機運の醸成を図れたことが挙げられている。

しかし、参加者名簿によれば登録者 50 名のうちの 30% の 15 名が 60 歳以上であり、かつ全体の出席率も 1 回目こそ 86% であるものの、その後下降の一途をたどり、5 回目以降はすべて 50% 未満となっていた。

出席者のアンケートを見ると次回も参加したいと回答した人数が 10 名と定員の 20% にとどまり (29 名はアンケートの回収すらない)、そもそも参加の目的に対して 10 名が自己啓発等の自己目的のためと回答している (アンケート回答者 21 名)。

講義の内容および今後の地域づくりや地域の活性化目的を考えるならば、受講生はできる限り若手であることが望ましく、また、出席率も半分以下の回が多い状況となっており、この補助金の効果は極めて小さいと考えられる。

事業の目的から考えたターゲットとすべき受講生の選定、参加しやすい曜日と時間帯、参加を促す仕組みづくり等、計画段階からの戦略の立案が不足していた。

佐伯市が主催したものではあるが、振興局としても補助金を出す以上、事業効果の上がるよう、市側と十分に打ち合わせを行うべきであった。

((指摘事項 ④))

地域において共通で活用するテント等の備品を保管する倉庫の設置と健康づくり大会等に使用する横断幕等の新調を行うことに対して、地域の自治委員会に補助金を出している。

しかし、この事業に関する見積書(相見積もり含む)、請求書、領収書等の日付欄がごく一部を除いて、同一人物が記入しているとみられることから、振興局として厳しくチェックする必要があったと考える。

((西部振興局))

((指摘事項 ① 及び意見 ①))

地元食材、とりわけ地元産牛肉を首都圏に売り込むために東京にて商談会等を行うために補助金を支出している。

この事業の証拠資料について検証したところ、日付のない見積書や請求書が散見された。証拠書類の日付はこれらの正当性を立証するものであるから、必ず先方に記載してもらうべきである。(指摘事項)

また、効果としてホテル料理やデパート販売に対応できる取扱ルートが確立できたとのことであるが、通常の営業ではなく補助金を使って、大がかりな販売促進キャンペーンを行ったのであるから、その後の販売実績等明確な効果の検証が必要である(意見)。

((意見 ②))

木材産業活性化のために、シンポジウムの開催等に対し補助が行われている。このイベントは、上記シンポジウムや森林に対する啓発目的のフェアの開催、植樹祭の開催、地域リーダー育成、木材需要拡大対策から構成されている。またこのイベントは比較的大がかりなものであり、その事業効果の把握と活用に関して、実績報告書によれば首都圏のPR効果により新たな販路開拓ができたこと、及び上海の木材協会との協定調印があげられている。

このような大きなイベントであれば、事業の効果の把握として少なくとも以下のような事項は取りまとめる必要があるといえる。

) アンケートの実施状況

) 成果をどのように活用するのか

) イベントの効果

直接的な効果(イベント内でのダイレクトな事業効果)

波及効果(参加者やイベントに対する報道等から直接または間接的にもたらされる
口コミによる効果や啓蒙的效果、またこれらによる販売促進効果)

) 効果を測定するための目標数値

イベントの効果は必ずしも数値のみで測定できるものではないが目標数値設定の放

棄は効果の把握やイベントに対する事後の検討をなおざりにしてしまう要因ともなることから極力目標の数値化を行うように努力すべきである。

なお、今回はアンケート調査が行われ、入場者等は把握されていた。

((北部振興局))

((意見 ①))

葡萄酒(ワイン)祭りを中心として、安心院・院内地区の活性化を目指して安心院フェアを開催するための補助金を支出している。

その効果として事業実績書によれば、安心院・院内地区の特産品や文化、観光等の発信や観光協会、商工会議所、行政、市民の連携、ネットワークの構築、及び両院地域の特産品の販売等があげられている。

かなり大きな規模のイベントでもあり、また福岡市や北九州方面へのPR活動も行われている。事後的に反省会等が行われ、入場者数の把握等が行われているが、今後のためにも西部振興局での意見と同じような項目について、事業実施の効果をもう少し詳しく取りまとめる必要があると考える。

6.. 地方バス路線維持費補助金

担当部局 / 課名	部局名	企画振興部	所属名	交通政策課			
補助金等の名称	地方バス路線維持費補助金						
1 目的、趣旨	高齢者や体の不自由な方などのマイカーを自由に使うことができない人が利用する交通手段を確保するため、広域的・幹線的な生活交通路線として複数市町村にまたがり設定された乗合バス路線の確保維持を図る。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県地方バス路線維持費補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他		()				
4 交付先	乗合バス事業者						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	98,262	91,258	91,258	109,886	101,311	104,859	107,299
6 変遷	開始年度	H6		経過年数	17		
	見直しや変遷の状況		(H15)国庫間接補助から国 事業者への直接補助へ(県の国庫協調補助が必要)				
			(H20)路線維持合理化促進補助を創設 (H22)車両購入費補助を廃止し車両減価償却費補助へ				
7 補助の態様	定額						
	一定の率	路線維持費補助の場合1/2(経常費用と経常収支の差額について国1/2、県1/2)					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	マイカーを自由に使うことができない地域住民の移動手段として必要な生活交通路線の確保維持が目的であり、具体的に何らかの指標を定めて効果の検証を行うことは難しい。						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	・国庫補助金交付申請に先立って県が策定する生活交通路線維持確保3カ年計画のなかで、対象となる路線の概要や運行状況を審査 ・補助金交付申請書、事業実績報告書の内容審査						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.3		人件費概算 (単位：千円)	3,000		

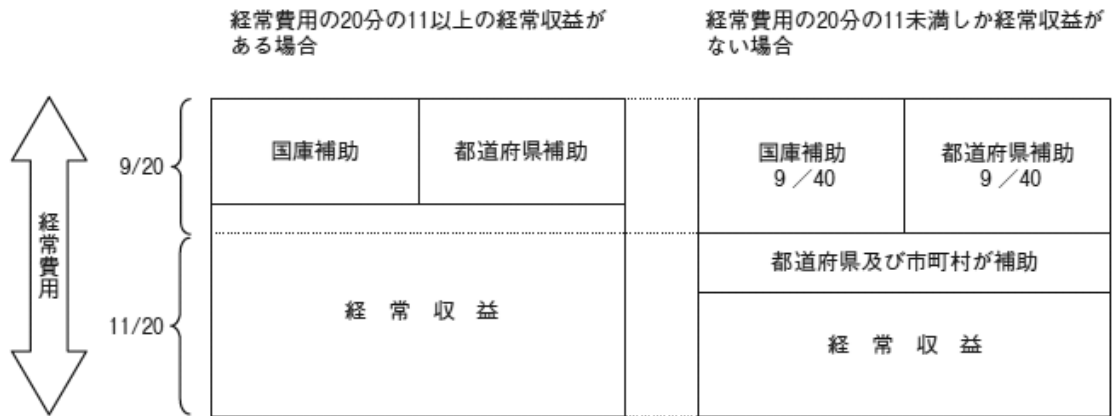
((追加説明))

この補助金は、「生活交通路線（地域間幹線系統）」の維持費を国と県でそれぞれ協調して補助するものである。なお、以下の要件を満たす路線を「生活交通路線（地域間幹線系統）」と定義している。

- (イ) 平成 13 年 3 月 31 日時点における複数市町村にまたがるもの
- (ロ) キロ程が 10 k m 以上のもの (H23 年度まで)
- (ハ) 1 日当たりの輸送量が 1 5 ~ 1 5 0 人のもの
- (ニ) 1 日当たりの運行回数が 3 回以上のもの
- (ホ) 広域行政圏の中心市町村への需要に対して設定されるもの

具体的には、国、県がバス事業者に対しそれぞれ直接、対象経費の 1/2 ずつ補助する。

図 1 生活交通路線補助の負担配分



((意見 ①))

・ 現行制度の問題点について

乗合バス事業は、全国的に見ても、モータリゼーションの進展による自家用車の普及、過疎化の進行による人口減少等によりかなり厳しい経営状況が続いている。大分県内の輸送実績も減少を続けており、平成 21 年度は 20,338 千人と昭和 40 年頃のピーク時の輸送人員 90,189 千人の 22.6% まで減少している。

大分県の乗合バス輸送人員の推移

年度	運送人数(千人)	指数	県内人口(人)	1人当たり 利用回数
昭和40年	90,189	100.0	1,187,480	75.9
昭和50年	69,019	76.5	1,190,314	58.0
昭和60年	44,524	49.4	1,250,214	35.6
平成2年	38,183	42.3	1,236,942	30.9
平成7年	34,193	37.9	1,231,306	27.8
平成12年	26,546	29.4	1,221,140	21.7
平成17年	21,707	24.1	1,209,571	17.9
平成18年	21,744	24.1	1,206,174	18.0
平成19年	21,534	23.9	1,204,772	17.9
平成20年度	21,446	23.8	1,201,715	17.8
平成21年度	20,338	22.6	1,197,220	17.0

しかしながら、自家用車への依存が高まり乗合バスを中心とした公共交通機関が衰退していくことには弊害も多い。第一に高齢者、運転の出来ない学童、運転免許未保持者、障害者等公共交通機関に頼らざるを得ない人たちの移動手段が奪われることがあげられる。

また、近年身体能力の低下した高齢者が引き起こす交通事故の増加も社会問題となっており、65歳以上の高齢運転者による交通事故が平成元年から平成19年の間に約2.8倍に増加したというデータもある。高齢者ドライバーは運転免許証を返納することがあるが、その際も自家用車の代替移動手段としての公共交通機関の充実が重要な判断基準になることが考えられる。

さらに、自家用車への依存は環境問題も引き起こす。周知のとおり先進国には二酸化炭素などの温室効果ガスの削減が義務付けられており、この実現のためには自家用車利用の抑制が欠かせないと思われる。自家用車利用を抑制するためには必然的に公共交通機関の利用を促すしかない。

以上のように、公共交通機関の衰退による弊害は大きいと、バス会社等の公共交通機関がその機能を維持するための施策が必要となり、当該補助金もそのような趣旨から創設されたものと考えられる。

社会的な意義は認められるものの、現行の補助金制度には以下のような問題もあると考える。

第一に、現行制度では経常費用が経常収益を上回る部分（欠損額）についてその全額が補助の対象となるため、積極的な自助努力、すなわち適切に路線やダイヤの見直しを行い利用者を増やしていこうというバス会社の企業努力を引き出す誘因が働きにくいことがあげられる。結果的にそのことが利用者の利便性を妨げ、赤字路線から脱却できない状況を生じさせているのではないかと懸念される。

第二に、補助金の対象となる「生活交通路線」の要件を満たすべく、実際の利用者のニーズや利便性とはかけ離れた路線になってしまうことがあげられる。

例えば、大部分が単一市町村の利用者であるにもかかわらず、それでは補助金が受けられないため複数市町村をまたがる路線設定にしてしまうことが考えられる。

以上のように、赤字を補填するという現行制度には常にモラル・ハザードの問題があることを意識して施策に当たるべきと考える。

現行の補助金制度が赤字補填という性質のものである以上、県としてこの補助金を削減していくためには、事業者に経営努力してもらい運行欠損額を削減してもらうしかない。しかしながら上述したようなモラル・ハザードの問題があることを考えると、路線やダイヤの設定に関して県としても何らかの検証を行うことは必要である。これについてはたとえば調査会社を使って調査したり、地域住民にアンケートを行うなどして県としても独自に検証を行い、利用者のニーズにマッチし利便性の高いものになっているか、確かめる必要があると考える。

そして、その検証結果と現状の路線設定とが異なる場合、バス対策協議会等を通じて事業者側の意見を聴取し調整を行ったうえで、利用者側の視点から利便性の高い路線あるいはダイヤに誘導していくことが肝要と考える。

すぐに結果は出ないかもしれないが、このような作業を継続的に行うことによって欠損額の減少、ひいては補助金額の減少に繋がり利用者である県民の満足度も向上するものと考えられる。

((意見 ②))

・効果の検証について

担当課では、当該補助金の効果について、マイカーを自由に使うことができない地域住民の移動手段として必要な生活交通路線維持の維持確保が目的であり、具体的に何らかの指標を定めて検証を行うことは難しい、として指標による検証を行っていない。

しかし一般的には、以下のような指標を用いて効果の検証を行うべきである。

- ・ 補助対象路線系統数
- ・ 補助対象路線における輸送人員

- ・ 1 便辺りの乗車人員
- ・ 1 日当たりの輸送人員
- ・ 運行日数
- ・ 1 キロ当たりの経常費用（補助対象路線の年間経常費用 ÷ 延走行キロ数）
- ・ 1 系統当たりの収支率（経常収入 ÷ 経常費用）

単純に系統数が減少したことで効果があったとはいえないため、たとえば、1 系統当たりの輸送人員などは有効な指標と考えられる。いずれにしろ、大分県としても最初から効果の測定を放棄するのではなく、指標を定めて継続的に当該補助金の評価を行うべきと考える。

（ 意見 ③ ）

- ・ 収支改善計画の検討について

国の定めるバス運行対策費補助金交付要綱によれば、国と協調して補助しようとする都道府県知事は、バス対策協議会における協議結果に基づき、生活交道路線維持確保 3 カ年計画を策定し国土交通大臣の承認を受けなければならない。補助金額の大きい路線で、国が指定した路線を収支改善計画策定路線と定め、当該 3 カ年計画の中で収支改善計画を定めている。また、前年度に策定した収支改善計画の取り組み結果も収支改善計画策定路線報告表として当該 3 カ年計画の中で報告されている。

収支改善計画策定路線報告表によれば、前年度に策定した収支改善計画の取り組み結果と今後の課題についてバス対策協議会の中で事業者から報告され、それに対する関係市町村及び地方協議会のコメントが付されている。

このように収支改善計画の策定とその振り返りについては、バス対策協議会を通じて行われ 3 カ年計画の中で報告されているものの、その振り返りはあくまでも前年度の収支改善計画策定路線に留まり、それ以前に策定された路線の収支が現状どうなっているのか等の検討は行われていない。従って、収支を改善するための検討というよりも、補助金を獲得するための事務的な手続の一環として行われている感が否めない。

本当に収支を改善したいという意思があるのならば、たとえば時系列で路線ごとの収支の推移を見て改善が進んでいない路線については新たに対策を検討したり、また、どのような対策が有効かを把握するために利用者に対してアンケートを実施するなど、長期的な視点に立った継続的な取り組みが必要ではないかと考える。

（ 意見 ④ ）

- ・ 実績報告書（事業報告書）の検証について

実績報告書については、年に 1 回、国と共同で事業者にヒアリングを行い検証されている。事業者が作成した実績報告書が正しいという前提のもとでヒアリングが行われているものの、過去において実績報告書の信憑性については検証された経緯はなかった。

たとえば、当該補助金が「生活交通路線」に対する運行欠損額（経常収益 - 経常費用）に対する補助であることを考えると、「生活交通路線」とその他の路線との間の費用の振り分け（配分）次第で運行欠損額は大きく変わる可能性がある。実績報告書の中で事業者が作成した配分表が示されており、この配分表に基づいて費用の配分がされていることは確かめられていたが、配分表自体の信憑性は確認されていなかった。

同様に、「生活交通路線」に投入するノンステップあるいはワンステップ型のバスを購入した場合、その減価償却費相当額について補助金が交付されるが、実績報告書の中の資料である補助金申請車両運行状況調査表で、そのバスが「生活交通路線」を走った実車走行キロ数を確認するに留まり、本当に購入したバスが「生活交通路線」に投入されたことを確認するまでは至っていない。

以上のような点を考慮すると、継続的に補助金を受けている事業者に対しては、数年に一度は事業所に赴き、運行記録や業務日誌と照合するなどして実績報告書の信憑性を確認する必要があると考える。

7. 生活交通路線支援事業費補助金

担当部局 / 課名	部局名	企画振興部	所属名	交通政策課			
補助金等の名称	生活交通路線支援事業費補助金						
1 目的、趣旨	高齢者や体の不自由な方などのマイカーを自由に使うことができない人が利用する交通手段を確保するため、地域における生活交通路線として、市町村自らコミュニティバス等の運行を行うほか、市町村が過疎地有償運送や民間路線バス等の運行経費に対する助成を行う場合に、その一部を補助する。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	生活交通路線支援事業費補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他	()					
4 交付先	市町村						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	91,742	72,209	71,936	66,019	64,277	39,619	-
6 変遷	開始年度	H19		経過年数	4		
	見直しや変遷の状況	(H19)コミュニティ交通支援事業費補助金創設、合併新市のコミュニティバスの運行に対する補助のみ (H21)生活交通路線支援事業費補助金創設、被合併市町村のコミュニティバス、過疎地有償運送、民間路線バスが対象 (H22)コミュニティ交通支援事業費補助金を統合					
7 補助の態様	定額						
	一定の率	合併後の複数市町村にまたがる系統は1/2、合併後の単一市町村内の系統は原則1/3					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	マイカーを自由に使うことができない地域住民の移動手段として必要な生活交通路線の確保維持が目的であり、具体的に何らかの指標を定めて効果の検証を行うことは難しい。						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助金交付申請に先立って県が策定する生活交通路線維持確保3カ年計画のなかで、対象となる路線の概要や運行状況を審査 ・ 補助金交付申請書、事業実績報告書の内容審査 						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.2		人件費概算 (単位：千円)	2,000		

((追加説明))

具体的には、地域の持続可能な公共交通が確保されるようコミュニティバスを運行する市町村及び過疎地有償運送や民間路線バスの運行経費を補助する市町村に対する助成である。平成 21 年度は、コミュニティバス運行補助を 6 市 28 系統に対して、民間路線バス運行補助を 3 市町 24 系統に対して行っている。補助率は原則 1/2 ないし 1/3 であるが、さらに財政力指数に基づく調整係数を乗じて補助金額を算定している。

路線の区分	運 行 費					
	合併後の複数市町村に跨る系統			合併後の単一市町村内の系統		
運行主体	民間バス事業者	市町村	NPO等 (過疎地有償の導入促進)	民間バス事業者	市町村	NPO等 (過疎地有償の導入促進)
補助率	原則 1/2			原則 1/3 (但し、旧町村部関連系統 1/2)		
標準的な費用への誘導	(財政力指数に基づく調整) 直近の市町村決算指標による市町村毎の財政力指数に基づく調整係数を乗じて補助金額を算定(右表)					
適切な受益者負担やサービス水準への誘導	運行に係る費用の抑制を図るため、県内民間バス事業者の実車走行キロ当たり標準費用(直近の年間平均費用 参考: 平均 21 年度の平均費用 236 円/km)を限度に費用をカット 安易な低額運賃の設定や低利用率便の運行の抑制を図るため、収支率が 50% 未満の場合は 50% の収入があるものとみなして補助対象経費を算定					
市町村	財政力指数 (20年度)	調整係数				
大分市	0.94	0.5				
別府市	0.65	0.7				
日出町	0.65					
中津市	0.52	0.8				
由布市	0.50					
日田市	0.44	0.9				
津久見市	0.47					
宇佐市	0.44	1.0				
臼杵市	0.45					
玖珠町	0.38	1.0				
九重町	0.35					
杵築市	0.39	1.0				
佐伯市	0.35					
国東市	0.33	1.0				
豊後高田市	0.30					
豊後大野市	0.28	1.0				
竹田市	0.28					
姫島村 (参考)	0.11	1.0				
大分県	0.37					

『 6 . 地方バス路線維持費補助金 』は平成 13 年 3 月 31 日時点における、複数市町村に路線がまたがることが要件となっているが、当該補助は単一市町村の路線であっても対象となる。従って以前は地方バス路線維持費補助金を受けていた路線が「生活交通路線(地域間幹線系統)」の要件を満たさなくなったため、当該補助へ移行するケースも考えられる。

((意見 ①))

・ 現行制度の問題点について

現行の制度では、コミュニティバスを運行する市町村や民間路線バスの運行経費を補助する市町村に対する助成である。基本的に市町村が選定してきた路線に対し、県としては特に要件を付さずに補助金の交付を行うことになる。しかしこれでは経営努力を怠っているために生じている運行欠損額に対しても補助金を交付することになりかねないため、県内民間バス事業者の実車走行キロ当たり標準費用(平成 21 年度は 236 円)を申請できる費用の上限としている。また、安易な定額運賃の設定や低利用率便の運行を抑制するため、収支率(運行収入/運行費用)が 50% 未満の場合は 50% の収入があるものと看做して補助対象経費を算定することとしている。

これらは、過大な補助金交付を抑制する手段としては有効であるが、補助金の発生自体

を抑制する手段とはなりえない。補助金の発生自体を抑制するためには、市町村からあがってくる路線の運行欠損額を減少させる必要があり、そのためには運行を行っている市町村やバス事業者の自助努力が必要となる。

しかしながら、『6．地方バス路線維持費補助金』の『現行制度の問題点について』で述べたように、バス事業者が必ずしも利用者ニーズに沿った利便性の高いスキームを選択するとは限らないというモラル・ハザードの問題があることを考えると、県としても独自にコミュニティバスのスキームの有効性検証や路線設定等の検証が必要であると考え。たとえば、コミュニティバスにしてもそれが本当に利用者のニーズや利便性あるいはコストの観点からベストの選択なのか、バス事業者が赤字路線を廃止したことに伴い安易にコミュニティバスへの移行が選択されていないか等の検討が必要であると考え。

下の図に示すように、小規模な生活交通の手段としては、一般的にコミュニティバスを含めて複数の運行形態が考えられる。これらの運行形態の中でどれがベストかは、それぞれに地域によって異なることが予想される。従って、まずやるべきことは、地域住民の移動実態やニーズがどこにあるのか把握することであり、そのためにはアンケート調査や聞き取り調査などが有効であると考えられる。これらの調査をもとにしてその地域にマッチした運行形態をニーズとコストの両面から検討して選択する必要がある。

交通モード		メリット	デメリット
定 時 定 路 線	①通常の路線バス *乗合バス事業者が運営・運行	・バス停に行けば時刻表に定められた時刻に乗ることができる。	・一定の需要がないと、事業性は低下する。 ・目下、利用者の減少により、行政の財政負担が増大している。
	②コミュニティバス *市町村が運営/バス事業者もしくは市町村が運行	・小型バスの運行により、道路の狭い地域へも入り込みやすい。 ・運賃や経路などを市町村が設定できる。	・既存の路線バスとの整合性が考慮されないと、既存の路線バスの利用者が減少する。
	③乗合タクシー	・バス車両の通れない地域へも入り込みやすく、自宅近くに停留所の設置やドア・ツー・ドアの運行も可能になる。	・車両が小さいことから、一度に乗車できる人員が制限される場合がある（旅客定員9名）。
④デマンド型交通（DRT）		・予約が入った停車地のみを経由するため、需要を面的にカバーできる。 ・事前予約により、利用者がいる場合のみ運行する。	・利用者にとって予約が必要である。 ・乗降地の異なる利用者を乗合で輸送することから、停車地の到達時刻が変化することもある。
⑤過疎地有償運送 例：佐井村ボランティア輸送		・生活交通の事業性が低い過疎地域の移動手段として有効。 ・自家用自動車による有償運送が可能。	・利用者の予約が必要な運行形態もある。 ・事前の会員登録、組織・管理体制、運転協力者の人材確保が必要となる。

したがって、県としては申請されたものに対し安易に補助金を交付するのではなく、上述したような作業を通して市町村が行っているコミュニティバス事業の検証を行い、利用者のニーズやコストの面からより良い選択が行われているか確かめることにより、補助金の削減に繋げていく必要があると考える。

・効果の検証について

『6. 地方バス路線維持費補助金』の『効果の検証について』を参照されたい。

((意見 ②))

・実績報告書の検証について

基本的には『6. 地方バス路線維持費補助金』の『実績報告書(事業報告書)の検証について』で述べたような問題点が検出された。すなわち、実績報告書は毎年所定の様式で入手しているものの、実績報告書の信憑性の確認は行われていない。たとえば、添付書類として作成される実車距離や実績運行費用の資料については、提出された資料を鵜呑みにするのではなく、定期的に事業所等に赴き作成の基礎資料となった運行記録や業務日誌等との整合性を確認する作業を行う必要があると考える。

8.. 大分県離島航路事業費補助金

担当部局 / 課名	部局名	企画振興部	所属名	交通政策課			
補助金等の名称	大分県離島航路事業費補助金						
1 目的、趣旨	離島航路事業の維持改善を図り、もって離島地域の振興及び離島住民の生活の安定と向上に資する。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県離島航路事業費補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他 ()						
4 交付先	姫島村、佐伯市、(有)やま丸、蒲江交通(有)						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位:千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	45,839	48,309	48,309	67,377	62,820	74,600	79,747
6 変遷	開始年度	H7		経過年数	16		
	見直しや変遷の状況		平成23年3月の国の制度改正に伴って県要綱を改正。 平成23年度から、補助(補助先)の決定は、県が主導して設置した離島航路運営協議会が行う。				
7 補助の態様	定額						
	一定の率	交付先の前々年の10月～前年の9月の期の査定後純欠損額から国庫補助金を除いた額の3/4を補助。					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業評価で検証。 ・平成23年度からは各航路運営協議会でも検証し、当年度以降の離島航路確保維持計画に反映させることになる。 						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・常に事業の執行状況を確認しており、事業終了後に監査を行ったうえで交付決定及び額の確定を行っている。 ・平成23年度からは各航路運営協議会の構成員に住民代表者を加えて、意見等を聴取することになる。 						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位:人)	0.3		人件費概算 (単位:千円)	3,000		

((追加説明))

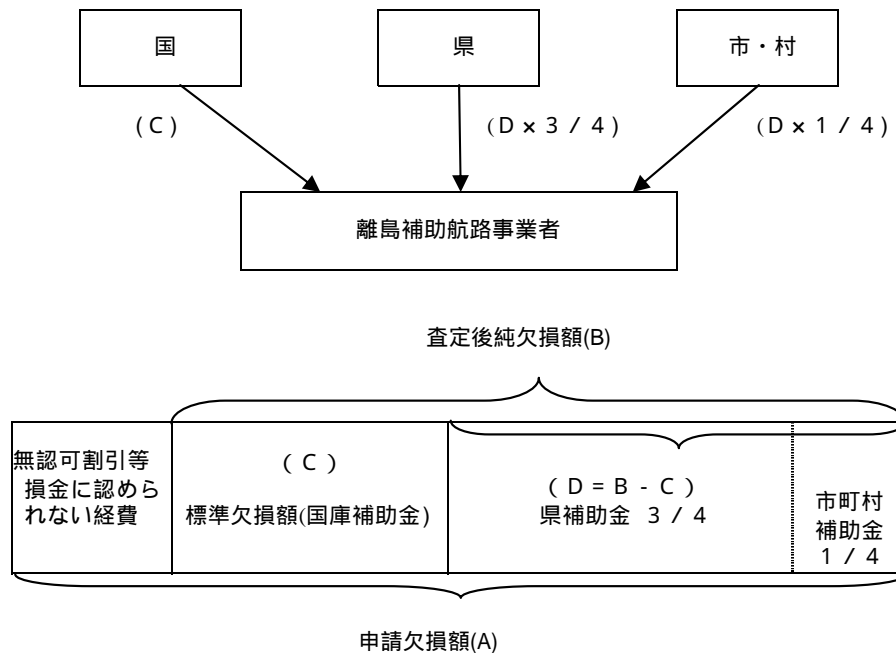
大分県離島航路事業費補助金交付要綱によれば、大分県は離島航路の維持改善を図り、もって離島地域の振興及び離島住民の生活の安定と向上に資するため、離島補助航路事業者に対し、離島航路事業費補助金を交付するものとしている。

ここで離島補助航路事業者とは、離島航路における 13 人以上の旅客定員を有する船舶により人の運送をする定期航路事業を営む者である。

補助金額は下記の図のように、離島補助航路事業者が作成した航路損益計算書に基づいた申請欠損額(A)について、国と県が合同監査を行った結果「査定後純欠損額」(B)が算定され、そのうち国の基準に基づき全国の同様な航路の欠損額の平均として査定された「標準欠損額」を上限に国庫補助金で補填されることになる。国庫補助金で補填されない欠損額(D)の 4 分の 3 を県が、4 分の 1 を市町村が補助することになっている。

離島航路として指定された航路については、いずれも離島と本土とを連絡する唯一の生活航路であり、離島住民が日常生活を営むために、また離島と本土の生活・生産条件等の格差是正のために欠くことのできないものであること。さらに離島地域では急速な過疎化や少子高齢化により人口が減少しているため、航路運営が容易に改善せず厳しい経営状況にあり、事業者の経営努力のみで航路を維持していくことは困難を極めている。そこで、大分県としては離島と本土の唯一の定期交通手段を絶やすことはできないという趣旨で、国の補助のみでは十分でない事態となった場合、補助金を交付するものとしている。

国、県、市・村がそれぞれ離島補助航路事業者に直接補助する。



本県では姫島～国見航路、津久見～保戸島航路、大島～佐伯航路、蒲江～深島航路の 4 航路が離島航路事業費補助制度の対象となっており、以下の表は 4 航路の欠損及び補助

金の推移を表している。

大分県離島航路補助金交付状況

(単位:円)

事業年度		18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績
事業者	申請欠損額	33,498,255	33,337,275	41,958,717	55,263,293	49,684,355
	査定後純欠損額	33,150,336	33,958,621	42,574,736	55,856,169	50,110,484
	国庫補助金	0	0	0	12,420,520	28,298,310
	県費補助金	24,862,752	25,468,965	31,931,052	32,576,736	16,359,130
	市町村負担額	8,287,584	8,489,655	10,643,684	10,858,912	5,453,043
	事業者負担額	0	1	0	1	1
姫島村 姫島～国見航路	申請欠損額	42,977,065	35,162,330	48,337,841	60,416,804	46,979,013
	査定後純欠損額	42,203,689	35,169,572	48,292,843	60,270,004	46,854,233
	国庫補助金	7,776,010	8,970,505	36,813,253	46,088,328	40,581,251
	県費補助金	25,820,759	19,649,300	8,609,692	10,636,257	4,704,736
	市町村負担額	8,606,919	6,549,766	2,869,897	3,545,419	1,568,245
	事業者負担額	1	1	1	0	1
津久見市 (有)やま丸 津久見～保戸島航路	申請欠損額	32,697,057	32,048,215	26,850,073	33,814,498	31,016,679
	査定後純欠損額	32,481,488	32,081,290	26,794,344	33,812,929	30,691,973
	国庫補助金	9,042,509	8,327,057	10,253,437	16,996,788	11,486,760
	県費補助金	17,579,234	17,815,674	12,405,680	12,612,105	14,403,909
	市町村負担額	5,859,744	5,938,558	4,135,226	4,204,035	4,801,303
	事業者負担額	1	1	1	1	1
佐伯市(旧鶴見町) 大島～佐伯航路	申請欠損額	27,732,914	28,490,956	27,927,610	31,106,275	30,625,832
	査定後純欠損額	27,732,914	28,490,956	27,927,610	31,106,275	30,625,832
	国庫補助金	12,420,160	12,936,311	14,763,233	15,703,586	13,504,444
	県費補助金	11,484,565	11,665,983	9,873,282	11,552,016	12,841,041
	市町村負担額	3,828,188	3,888,661	3,291,094	3,850,672	4,280,347
	事業者負担額	1	1	1	1	0
佐伯市(旧蒲江町) 蒲江～深島航路	申請欠損額	136,907,391	129,038,776	145,074,243	180,600,590	158,311,107
	査定後純欠損額	135,568,427	129,700,439	145,589,533	181,045,377	158,282,522
	国庫補助金	29,238,679	30,233,873	61,829,923	91,209,222	93,870,765
	県費補助金	79,747,310	74,599,922	62,819,706	67,377,114	48,308,816
	市町村負担額	26,582,435	24,866,640	20,939,901	22,459,038	16,102,938
	事業者負担額	3	4	3	3	3
計	申請欠損額	136,907,391	129,038,776	145,074,243	180,600,590	158,311,107
	査定後純欠損額	135,568,427	129,700,439	145,589,533	181,045,377	158,282,522
	国庫補助金	29,238,679	30,233,873	61,829,923	91,209,222	93,870,765
	県費補助金	79,747,310	74,599,922	62,819,706	67,377,114	48,308,816
	市町村負担額	26,582,435	24,866,640	20,939,901	22,459,038	16,102,938
	事業者負担額	3	4	3	3	3

((意見 ①))

国と県との合同監査の結果、査定後純欠損額が算定され、国の基準に基づいて標準的な賃率や単価を各事業者の実績に当てはめるなどして算定した標準欠損額を算出し、その金額を上限に国庫補助金が決定されている。県の補助金は国庫補助金で補填されなかった欠損額の4分の3を補填するものであるため、国庫補助金で補填される金額が大きくなれば県の補助金が減少することになる。

当該補助金は欠損補填という性質のものであるため離島補助航路事業者は経営改善の有無にかかわらず国、県、市町村の補助金で欠損を補填でき、離島補助航路事業者の経営努力を促さないというリスクをはらんでいる。県はこのようリスクを有していることを意識しながら離島補助航路事業者に自助努力を促すように指導する必要がある。

離島補助航路ごとの過去5年間の補助金の推移をみると、全体として県の補助金は減少傾向にあるが、大島～佐伯航路と蒲江～深島航路は逆に増加している。国庫補助金の

交付が減少したことにより県費補助金の負担が増加したことが大きな原因ではあるが、離島住民の減少や高齢化により利用者数が減少傾向にあることが離島補助航路事業者の収益を改善することを困難にしており、県費補助金が増加している一因であると言える。

国の補助金は、当該航路を維持するための標準収益、標準費用に基づく標準欠損額を上限に交付されるため、収入が増加したり費用が減少したりすれば、県と市町村の補助金が少なくなる。したがって、県は離島補助航路事業者に対して費用の削減あるいは収入の増加を求めていくことになる。

ところが、蒲江～深島航路については、人口が極めて少なく寄港地の深島の人口は34人、屋形島の人口は25人であるため、離島住民が航路を利用するだけでは離島補助航路事業者の収入が増加することは考えにくい。そのため、観光客の増加によってこの航路の利用者を増加させなければ離島補助航路事業者の収入を増加させることは期待できない。

下の表は過去4年間の蒲江～深島航路の輸送実績の推移であり、これを見ると平成19年度から平成20年度にいったん旅客人数が減少しているが、平成21年度、22年度にかけて増加に転じている。これは、県や市がホームページで島の情報発信を行ったり、イベントを仕掛けたことの効果が出ているものと思われる。しかしながら、平成22年度に誘致した「虹の岬祭り」という大型イベントは翌年には別の場所で開催されており、せっかく誘致した効果が1年限りのものとなっており継続できていない。このようなことを繰り返さずリピーターを増やすための努力、例えばトイレ、シャワー等、若干の島のインフラ整備についても検討すべきである。

	19年度	20年度		21年度		22年度	
	18.10月～19.9月	19.10月～20.9月		20.10月～21.9月		21.10月～22.9月	
	輸送実績	輸送実績	対前年 伸び率	輸送実績	対前年 伸び率	輸送実績	対前年 伸び率
旅客(人)	7,612.0	6,885.5	-9.5%	7,671.5	11.4%	8,852.5	15.4%

(今後の離島航路に係る補助制度の説明)

離島航路の運営に係る補助については、平成22年度までは国、県及び市町村が協調して行ってきたが、平成23年3月30日付けで、国は新たに「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」を制定し、離島航路補助がこの中に組み込まれることとなった。

以下はその概要である。

離島航路事業費補助制度（新制度）

1 国庫補助制度の変更

- *平成23年3月30日付けで「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」を制定（平成23年4月～新制度適用可）

[旧制度] 離島航路補助金

- ・補助対象は唯一かつ赤字の航路
- ・補助金の交付は事後欠損補助方式
（事業完了後に事業者が国に補助金を申請、国が詳細な監査を行って補助金を交付）
- ・補助金額の算定は標準欠損方式
（国庫補助金 = 標準欠損額 = 標準費用 - 標準収益）
- ・実質的な国庫補助率は40%程度

[新制度] 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（離島航路運営費補助金）

- ・補助対象は唯一かつ赤字の航路（従来と同じ）
- ・地域の関係者からなる協議会が離島航路確保維持計画を策定し、収支見込みも含めて国に認定申請
- ・補助金の交付は事前算定方式
（事業開始前に国が補助金額を内定し事業者に提示、事業終了後に事業者が国に補助金を申請、計画どおりの事業運営がなされたかを確認して国が補助金を交付）
- ・補助金額の算定は
$$\text{国庫補助金額} = \text{補助対象経費} (\text{実績収支差見込額} \times \text{効率化係数}) \times 1/2$$

（補助対象経費は従来の標準化に準じた方法により、収入・費用について補助対象とすべき収支差を適切に算定）
- ・全体の補助充足率を拡充（実質的な補助率50%程度を確保）

2. 大分県の考え方

- ・本制度により確保維持される航路は、いずれも離島と本土を連絡する唯一の生活航路であり、離島住民が日常生活を営むため、また離島と本土の生活・生産条件等の格差是正のために欠かすことのできないものである。
- ・各航路は厳しい経営状況下であり、事業者の経営努力のみで航路を維持していくことは困難を極める。
- ・県としては、離島航路運営協議会を運営する中で、国、市村、事業者、地域住民等と

ともに、離島航路を保持する方策を協議検討して離島航路確保維持計画に盛り込むとともに、その進捗状況を確認して計画の見直しを行い、欠損額の増加の抑制を図っていく。

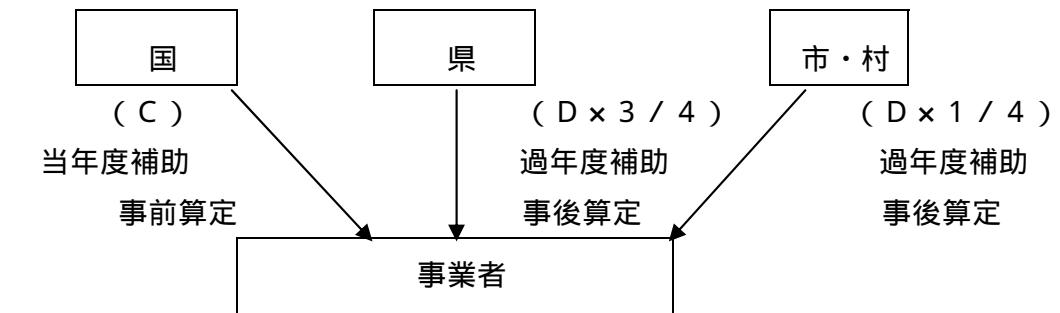
- ・補助金の交付については、離島と本土の唯一の定期交通手段を絶やすことはできないという趣旨により、国の補助のみでは十分でない場合、監査後の査定後欠損額から国の補助金額を除いた額の3/4を、翌年度の予算で交付している。

3. 関係市町村の負担

- ・平成12年度予算に係る補助金から、県と市町村が一体となって離島の生活航路の保持を図っており、新制度では市町村も離島航路運営協議会の構成員となっている。
- ・市町村は、監査後の査定後欠損額から国の補助金額を除いた額の1/4を、翌年度の予算で交付している。

4. 離島航路に対する補助の方法

国、県、市・村がそれぞれ事業者に直接補助する



査定後純欠損額 (B) ... 県が査定

無認可割引等 損金に認めら れない経費	(C) 国庫補助金 = (実績収支差見込額 × 効 率化係数) × 1/2	(D = B - C) 県補助金 3 / 4	市町村 補助金 1 / 4
	申請欠損額 (A)		

5. 離島航路補助のスケジュール (平成24年度の場合)

平成23年6月末まで 航路運営協議会 (構成: 国、県 (事務局)、市村、事業者、地域住民) が離島航路確保維持計画を策定・提出

(離島航路確保維持計画)

- ・事業の目的、必要性
- ・事業の定量的な目標、効果
- ・航路の概要、運航予定者
- ・事業に要する費用の総額、負担者
- ・事業の改善に関する事項

平成23年9月末まで 国が計画を認定、補助金額を内定

平成23年10月～平成24年9月 事業者が事業実施

平成24年11月末まで 事業者が国に実績報告・交付申請、県に損益計算書提出

国が審査実施

県が監査実施

平成25年3月末まで 国が交付決定・額確定・支払 県が欠損額査定

平成25年4月末まで 事業者が県に交付申請

平成25年5月末まで 県が交付決定・額確定・支払

* 国は平成24年度予算で交付、県は平成25年度予算(過年度補助)で交付

これにより、補助を受けようとする場合は、まず離島航路運営協議会が生活交通ネットワーク計画を策定し、その中に離島航路を確保維持する目的・必要性、事業の目標・効果、航路の概要と運航予定者、費用の総額とその負担者、改善に関する事項等を明記した上で国土交通大臣あてに計画の認定申請を行うことになった。

((意見 ②))

上記のとおり平成 23 年度補助金までは、事業完了後の実績額を監査したうえで、国の補助金額が決定されていたが、平成 24 年度補助金からは事前算定方式に変わり、離島航路運営協議会が離島航路確保維持計画を策定し、その計画数値に基づき国庫補助金が事業者に提示される。そして事業終了後に事業者が国に補助金を申請するのであるが、計画数値を基に国庫補助金が交付されるため、計画段階の見込値が実績値と大きく乖離して欠損額が膨らんだ場合には、乖離した分の欠損額については県と市町村が負担することになる。従って計画段階で地域の実情を熟知したメンバーからなる離島航路運営協議会が慎重な検討、判断を行い、収支において実績と大きく乖離しないような計画を立案する必要がある。

平成 23 年度から、この離島航路運営協議会が立ちあげられており、当協議会が中心となり、島の観光情報をホームページやパンフレットなどを通じて発信し、観光客を誘致するよう関係部署に働きかけることになるが、県の地域活性化事業を活用する等の施策も織り交ぜながら、離島航路の利用者を増加させる方策を積極的に推進すべきである。

担当課では、事務事業評価の活動指標として補助航路数 4 航路としている。しかしこの補助金は、離島航路の維持改善を図り、もって離島地域の振興及び離島住民の生活の安定と向上に資することが目的である。そのため、当該補助金の効果の検証について、評価指標を単に補助航路数とするのではなく、例えば補助金を交付し続けることによって、利用客が増加し、地域が活性化されるとみなして利用客の数によっても当該補助金の効果を検証する努力を行うべきである。

9.. 大分県パークアンドライド促進事業費補助金

担当部局 / 課名	部局名	企画振興部	所属名	交通政策課			
補助金等の名称	大分県パークアンドライド促進事業費補助金						
1 目的、趣旨	自家用車利用から公共交通利用への転換を促進し、渋滞の緩和や二酸化炭素排出量の削減を図るため、市町村又は民間事業者がパークアンドライド駐車場を整備するのに要する経費に対し、補助金を交付する。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県パークアンドライド促進事業費補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他	()					
4 交付先	平成21年度：九州旅客鉄道(株)大分支社						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	3,000	2,000	0	1,088			
6 変遷	開始年度	H21		経過年数	2		
	見直しや変遷の状況		地域グリーンニューディール基金(国)を財源とし、事業期間は平成21年度～平成23年度。				
7 補助の態様	定額						
	一定の率	事業主体が市町村 : 補助率10/10 民間事業者 : 補助率1/3					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	平成21年度に実施した事業については、駐車場の利用状況を追跡調査している。						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	平成21年度に実施した事業については、随時交付先に状況確認している。						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.005		人件費概算 (単位：千円)	50		

((追加説明))

パークアンドライド(P&R)とは、最寄駅又はバス停まで自動車アクセスし、駅又はバス停に近接した駐車場に駐車、そこで公共交通機関(鉄道やバス)に乗り換え、勤務先まで通勤する方法である。自動車を使う時間が減るので、環境にやさしく、渋滞のイライラを感じることなく目的地に到達することができるという効果が期待できる。

当該事業は国の「地域グリーンニューディール基金」を財源とし、事業期間は平成21年度から平成23年度までの3年間となっている。

((意見))

終了した事業年度の実績額は平成21年度が1,088千円の1事業だけである。これはJR九州がJR賀来駅付近の陸橋下にパークアンドライド駐車場を整備した事業に係る補助金の交付である。

実施した事業の効果としてはパークアンドライド駐車場を利用することによりどの程度渋滞が緩和したのか、あるいは二酸化炭素を削減することができたのかで検証することが適当ではあるが、大分県は以下のとおり駐車場の利用状況で検証している。

P&R駐車場許可状況

事業主体:JR九州

	医大バイパス 賀来陸橋下 P&R駐車場(36台)		
	増	減	累計
平成22年4月	0	0	0
平成22年5月	2	0	2
平成22年6月	2	0	4
平成22年7月	2	1	5
平成22年8月	1	1	5
平成22年9月	1	0	6
平成22年10月	0	0	6
平成22年11月	1	0	7
平成22年12月	0	0	7
平成23年1月	3	0	10
平成23年2月	0	2	8
平成23年3月	13	2	19
平成23年4月	1	2	18
平成23年5月	6	11	13
平成23年6月	0	2	11

これによると平成23年6月時点で最大36台利用できる駐車場が11台分しか埋まっておらず、30%の事業効果しか発現していないものと捉えられる。

県民が公共交通機関近くの駐車場に自家用車を駐車させた後、公共交通機関に乗り換えて勤務先まで通勤するという行動が定着すれば、渋滞が緩和され二酸化炭素の排出量が削減されるという効果があると思われる。しかしながら大分県は電車やバスの本数が都市部と比較して少なくパークアンドライド駐車場の使い勝手が良いとは言えない。また大分県は人口千人当たりの自動車保有台数が全国22番目であり、車が生活必需品となっている状況では、今後も効果が十分発揮できるとは考えにくい。

平成23年度をもって事業は終了する。C 2 削減と環境保護機運の中での事業組み立てであることは確かだが、結果的に効果の発現が期待できない事業に予算が投入されたことになる。今後は大分県の実情をよく見極めたうえで交付すべき補助金を決めるべきである。

10.. 運輸事業振興助成補助金

担当部局 / 課名	部局名	企画振興部	所属名	交通政策課			
補助金等の名称	運輸事業振興助成補助金 (バス)						
1 目的、趣旨	軽油引取税の税率引き上げが営業用バス及びトラックの輸送コストに与える影響等を考慮し、当面これらの公共輸送機関の輸送力の確保、輸送サービスの向上改善等に資するため、関係団体に対し、当補助金を交付し、もって地域社会の利便の増進に寄与する。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県運輸事業振興助成補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助	設備・施設の整備に係る補助					
	団体の運営費補助	利子補給					
	その他	()					
4 交付先	社団法人大分県バス協会						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	17,024	16,673	16,673	16,008	15,678	16,779	17,448
6 変遷	開始年度	S51		経過年数	35		
	見直しや変遷の状況	近年は見直し等なし					
7 補助の態様	定額						
	一定の率						
	その他	国の示した算定式によって算定した額(ただし知事が必要と認めた額に限る)					
8 現在行っている補助金等の効果の検証							
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書や事業実績報告書の内容審査 ・事業実績報告書の提出を受け、実地検査を実施 						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.05		人件費概算 (単位：千円)	500		

担当部局 / 課名	部局名	企画振興部	所属名	交通政策課			
補助金等の名称	運輸事業振興助成補助金 (トラック)						
1 目的、趣旨	軽油引取税の税率上げが営業用バス及びトラックの輸送コストに与える影響等を考慮し、当面これらの公共輸送機関の輸送力の確保、輸送サービスの向上改善等に資するため、関係団体に対し、当補助金を交付し、もって地域社会の利便の増進に寄与する。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県運輸事業振興助成補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他 ()						
4 交付先	社団法人大分県トラック協会						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	129,000	143,420	143,420	139,775	154,257	163,751	166,504
6 変遷	開始年度	S51		経過年数	35		
	見直しや変遷の状況			従来は国が示した算定方式に基づき補助金額を決定していたが、(社)大分県トラック協会とともに事業の必要性を個別に精査したうえで補助金額を決定するように変更。 (平成23年度予算から)			
7 補助の態様	定額						
	一定の率						
	その他	国の示した算定式によって算定した額の範囲内で、事業の必要性を個別に精査したうえで補助金額を決定。					
8 現在行っている補助金等の効果の検証	個別事業の会員事業者による利用状況等から効果を判断。						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	平成22年度は、事業執行期間中及び事業終了後に、複数回の補助金実地検査を実施。						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.05		人件費概算 (単位：千円)	500		

(追加説明)

軽油引取税の税率引き上げ(昭和51年、52年度)が、営業用トラック及び営業用バスの輸送コストに与える影響を考慮し、輸送サービスの向上改善、公共輸送機関の輸送力の確保等地域社会の利便の推進に寄与することを目的に、大分県トラック協会及び大分県バス協会に対し運輸事業振興助成費補助金を交付している。

主な補助対象事業は次のとおり。

- ・ 緊急物資輸送体制の整備、交通安全対策、自動車交通公害対策に関する事業
- ・ バスターミナル、バス停、トラックターミナル等共同利用施設の整備
- ・ 輸送情報システムの整備等輸送サービスの改善
- ・ 運転者、乗務員のための共同休憩施設、共同福利厚生施設の整備運営
- ・ 車輛の買替等に係る融資を円滑化するための基金の造成
- ・ 全国を単位とする上部団体への出えんの負担金

(以下、大分県トラック協会)

大分県運輸事業振興助成補助金交付要綱によると、車両の買替、物流施設の整備、バス

事業の経営基盤の安定確保等に要する費用に係る融資を円滑にすることを目的とした基金の造成に対して県は補助金を交付できるものとされている。このことから、県トラック協会は年度内に使われなかった補助金については、近代化基金として造成している。

表 は、県トラック協会の近代化基金造成事業についての収支予算書及び収支決算書の数字である。

表 近代化基金造成事業についての予算及び実績（単位：円）

年度	予算（交付申請時）	実績	差額
平成 21 年度	2,462,987	7,421,640	4,958,653
平成 22 年度	0	14,807,332	14,807,332

表 は平成 22 年度の県補助金事業に係る補助金交付申請時の収支予算書、およびその後の経費配分変更時の収支予算書、並びに収支決算書を参考にして、補助金の内訳をまとめたものである。

表 予算の変遷（県補助金分）

	収支予算書 （交付申請時）	経費配分変更時 の収支予算書	収支決算書
緊急物資輸送体制整備事業	197,000	62,000	61,835
安全運行確保対策事業	20,941,000	15,059,000	16,138,847
環境対策事業	14,038,000	8,873,000	8,644,670
共同輸送センター運営事業	2,188,000	2,256,000	2,255,935
貨物自動車運送適正化事業	54,517,000	48,952,000	49,185,846
輸送サービス改善事業	11,630,000	12,939,000	12,908,942
事務局費	4,054,000	3,545,000	3,561,593
近代化基金造成事業	0	15,879,000	14,807,332
施設運営基金造成事業	0	0	0
中央出えん金	35,855,000	35,855,000	35,855,000
利子補給事業	0	0	0
信用保証料助成金	0	0	0
合計	143,420,000	143,420,000	143,420,000

予算と実績が一定割合変更される場合の補助金の経費配分の変更においては、県に変更承認書を提出することになっており、県トラック協会においては平成 22 年 12 月 28 日及び平成 23 年 3 月 25 日の 2 度にわたり補助金の概算払いが終わった後の平成 23 年 3 月 29 日に経費配分の変更承認申請をし、30 日に県が変更承認を行っている。

表 は、過去 10 年間の近代化基金の推移を示している。

表 近代化基金の造成状況 (円)

年 度	基金造成額	うち県補助金	うち(社)全 日本トラック 協会補助金	うちその他	基金処分	基金残額
13	49,542,095					355,069,834
14	46,145,869	45,225,624		920,245	51,130,000 (1)	350,085,703
15	5,708,948	1,892,456	3,816,492		300,000,000 (2)	55,794,651
16	59,668,074	824,212	3,843,862	55,000,000		115,462,725
17	3,590,859	3,482,278	108,581			119,053,584
18	2,307,308	1,266,230	1,041,078			121,360,892
19	30,186,665	27,693,440	2,493,225			151,547,557
20	21,491,653	17,652,224	3,839,429			173,039,210
21	14,847,541	7,421,640	7,425,901			187,886,751
22	27,396,459	14,807,332	7,747,127	4,842,000	34,943,000 (3)	180,340,210

1...保養施設「芙蓉倶楽部」の改修の費用に充当

2...保養施設「芙蓉倶楽部」の買入れ費用に充当

3...平成 21 年度の上部団体への出えん金が不適正流用により未払いになっていたため基金を取り崩して一時的に出えん金支払いに充てたもの。これは、損害賠償金により返還されており、平成 22 年度に 4,800,000 円を受け入れ、平成 23 年 6 月までに残額すべての基金受入を完了している。

((意見 ①))

・上部団体への出えんについて(トラック協会)

大分県トラック協会に支出される運輸事業振興助成補助金には、(社)全日本トラック協会への出えん金分が含まれている。資金の流れを見ると、全日本トラック協会からも大分県トラック協会に対して補助金等が支出されていることが分かる。

下の表は、過去 3 年分の大分県トラック協会と全日本トラック協会との間で収入・支出される補助金・出えん金の状況を示したものである。

(円)

年度	全日本トラック協会 からの補助金等 (収入)	全日本トラック協会 への出えん金 (支出)	差額
平成 20 年度	19,099,315	38,564,000	19,464,685
平成 21 年度	19,214,022	34,943,000	15,728,978
平成 22 年度	22,731,088	35,855,000	13,123,912

表によれば、全日本トラック協会からの補助金等よりも、全日本トラック協会に対する出えん金の金額の方が大きく、純額で見ると毎年 15 百万円前後のマイナスとなっている。

担当部局によれば、「全日本トラック協会への運輸事業振興助成交付金における出えん金の割合は国土交通省が了解した上で決定されている。」との回答であった。県は運輸事業振興助成補助金の交付に当たっては、事業内容を精査した上で県トラック協会への予算額を決定しており、中央出えん金については「事業実施効果、資金運用の効率性等の観点から全国的規模において実施することがふさわしいものを対象とした事業」のための出えんとして今後も出えんを続ける予定であるという。

県としては、公金を支出する以上、県トラック協会のみならず、全日本トラック協会についても、決算書の入手及び事業内容の検討を行うことが望ましい。

1 1 .. 大分県社会福祉事業団自立支援事業費補助金 ((社会福祉事業団))

担当部局 / 課名	部局名	福祉保健部	所属名	地域福祉推進室			
補助金等の名称	大分県社会福祉事業団自立支援事業費補助金						
1 目的、趣旨	平成17年4月1日付けによる県立社会福祉施設の社会福祉事業団への譲渡に伴い、譲渡時における県の責任範囲について、27年度までの11年間補助金を交付することにより、事業団の自立を支援するもの。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県社会福祉事業団自立支援に関する契約書						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他	()					
4 交付先	大分県社会福祉事業団						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	67,500	67,500	67,500	67,500	67,500	67,500	67,500
6 変遷	開始年度	H17		経過年数	6		
	見直しや変遷の状況						
7 補助の態様	定額	67,500千円の定額補助					
	一定の率						
	その他	平成17年3月に全員が退職したと仮定して算定した退職手当相当額					
8 現在行っている補助金等の効果の検証	福祉保健部長が理事・評議員、地域福祉推進室長が評議員として事業団の経営に参画し、事業報告、決算報告等を確認している。						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	事業実績報告等により確認している。						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.1		人件費概算 (単位：千円)	1,000		

(追加説明)

～ 自立支援事業の経緯～

大分県社会福祉事業団は、大分県が県営施設を運営させるために昭和42年に設立した社会福祉法人である。事業団による公立民営方式は、福祉に熱意のある専門職員の配置が可能であること、最終的な責任は県が担うことで事業基盤が安定すること、といった民間と公立の長所をそれぞれ生かした弾力的・効率的な施設運営が期待され採用され、県からは委託料として9施設の法定運営費と法人本部の運営費を措置していた。

平成12年度以降は、民間の経営ノウハウのさらなる活用と利用者サービスの向上を検討するため、県から事業団への施設移譲が検討されることになった。事業団は、民営化・施設一括譲渡にあたり、県に対し老朽化した施設を県が改築した後に譲渡することを求めている。

県は平成16年3月策定の「大分県行財政改革プラン」の中で、施設及び土地の平成16年度からの段階的な譲渡と、経営基盤の強化・民営化を図るとした。

しかし、施設の老朽化が激しく、改築が直ちに必要な施設があったことから、施設譲渡後に事業団が改築する案が検討され、県の責任範囲について、当面緊急に必要な修繕・

備品購入費として3億円、譲渡時の9施設の減価償却額相当分として18億2,500万円、譲渡時に全職員が退職したと仮定した時に必要な退職手当相当分として6億7,500万円の計28億円を、県から事業団に補助することで双方が合意し、28億円は平成17年度から平成27年度までの11年間に分割して交付されることになった。

補助金(自立支援費)28億円の内訳は以下のとおりである。

項目	県の責任範囲	補助金額(千円)
1 修繕費	必要な修繕費	210,000
2 備品購入費	耐用年数を経過した備品の更新設備	90,000
3 改築費	県の責任において積み立てておくべき平成17年3月までの建築物等減価償却費相当分	1,825,000
4 職員退職手当	事業団退職手当規則と社会福祉施設職員等退職手当共済との退職手当差額 (67,500千円×10力年)	675,000
合計	1及び2は平成17年度に支出。3,4については平成27年度までの債務負担行為設定 (250,000千円×10力年)	2,800,000

また補助金の県支出状況と事業団の用途状況は以下のとおりであり、事業団は補助金を積立金に繰り入れ、支出の際にその積立金を取り崩している。

県の自立支援補助金の支出状況と事業団の用途状況は以下のとおりである。

(単位:千円)

積立金	費目	補助金総額 17~27年度	県支出累計 17~22年度	積立金取崩 17~22年度	積立金残高 22年度末
施設整備費 積立金	修繕費	210,000	210,000	22,851	187,149
	備品購入費	90,000	90,000	25,248	64,752
	改築費	1,825,000	912,500	1,272,015	359,515
	小計	2,125,000	1,212,500	1,320,114	107,614
人件費積立金	人件費	675,000	337,500	128,199	209,301
合計		2,800,000	1,550,000	1,448,313	101,687

((意見①))

・補助金及び交付先への県関与について

当該補助金は、交付先において自立経営基金積立金に積立てられ、事業の実現時に取り崩される仕組みになっている。

大分県社会福祉事業団自立支援に関する契約書によると、「交付先は毎年補助の成果につ

いて、大分県に報告するものとする」とされており、交付先からの実績報告(平成22年度)をみると、「(補助金は)各施設の修繕、備品購入および人件費に充当する積立金の造成により大分県社会福祉事業団の自立経営事業に効果があった」とされている。

実績報告の添付資料については、事業実績書において積立金の造成を行うことで事業の完了が示され、収支精算書では補助金の収入及び積立預金への積立ての支出金額が報告されている。

しかし、当該積立金の使途については、修繕費や備品購入費、改築費からなる施設整備費及び人件費について取崩額が記載された内訳表が提出されているものの、具体的な施設名や人件費の中味については記載されていなかった。

そもそも、補助金の目的は法人経営の主体性の確立及び専門性の発揮による利用者への福祉サービスの向上並びに譲渡施設の適正な管理運営に対する自立支援にある。補助金の拠出自体が法人経営の主体性の確立に寄与するものと察するが、福祉サービスの向上や適切な管理運営については、その補助金が適切に使われていることを検討してみる必要がある。

現状は、支出された補助金が積立金に充当されていることに重きがおかれ、最終的な補助金(積立金)の使途については検討が十分になされておらず、県として補助金が適切に使われたか否かの検討が不十分であった。補助金の成果について交付先からの実績報告の内容も改善すべきである。

今後は、取崩について具体的な使途を把握し、補助金が福祉サービスに効果的・効率的に使われたかどうかをきちんとフォローする必要がある。

確かに当該補助金は信頼ある主体に法人運営を引き継いでもらうことに対してのものとも言えるが、最終的にはそれが適正に使われなければ県民としては納得しないであろう。

全国的にも補助金を受けている社会福祉法人の内部留保が問題となっているとも聞く。そういう観点からも今後は、積立金が交付先の内部留保となっていないか、適切に福祉事業に使われているかといった観点を持った上で、具体的な使途の報告を受け、検討する必要がある。

((意見 ②))

・施設整備費の金額の妥当性について

施設整備費について、県は県の責任において積み立てておくべき平成17年3月までの建築物等減価償却費相当分である1,825,000千円を10年間にわたって事業団に支出している。この減価償却費相当分は、次の式で計算されている。

事業団負担見込額 (1) × 経過年数 / 耐用年数 当補助金額

1 事業団負担見込額 = 施設改築工事費見込額 - 国・県建設補助見込額 (2)

2 国・県建設補助見込額とは建設時の補助金であり、減価償却費相当分の当補助金とは異なるもの。

既に改築を行った実績のある 4 施設について、見込額と実績額との差異の検討を行う。

施設改築の状況 (単位 : 千円)

	施設 A	施設 B	施設 C	施設 D	合計
事業団負担見込額	410,454	310,471	295,412	266,423	1,282,760
事業団負担実績額	410,236	251,441	307,490	325,432	1,294,599
差額 (-)	218	59,030	- 12,078	- 59,009	- 11,839
減価償却費 (見込)	374,238	301,340	260,658	211,572	1,147,808
補助金額 (推定値) 1	373,793	300,982	260,348	211,320	1,146,443
本来負担すべき補助金額 (× / 、推定値)	373,594	243,756	270,992	258,124	1,146,467
過大補助金額 (- 推定値)	199	57,226	- 10,644	- 46,804	- 24

1 減価償却費相当額 補助金額 (端数調整されている) となっているため、差額を考慮して補助金額ベースに引き直したもの

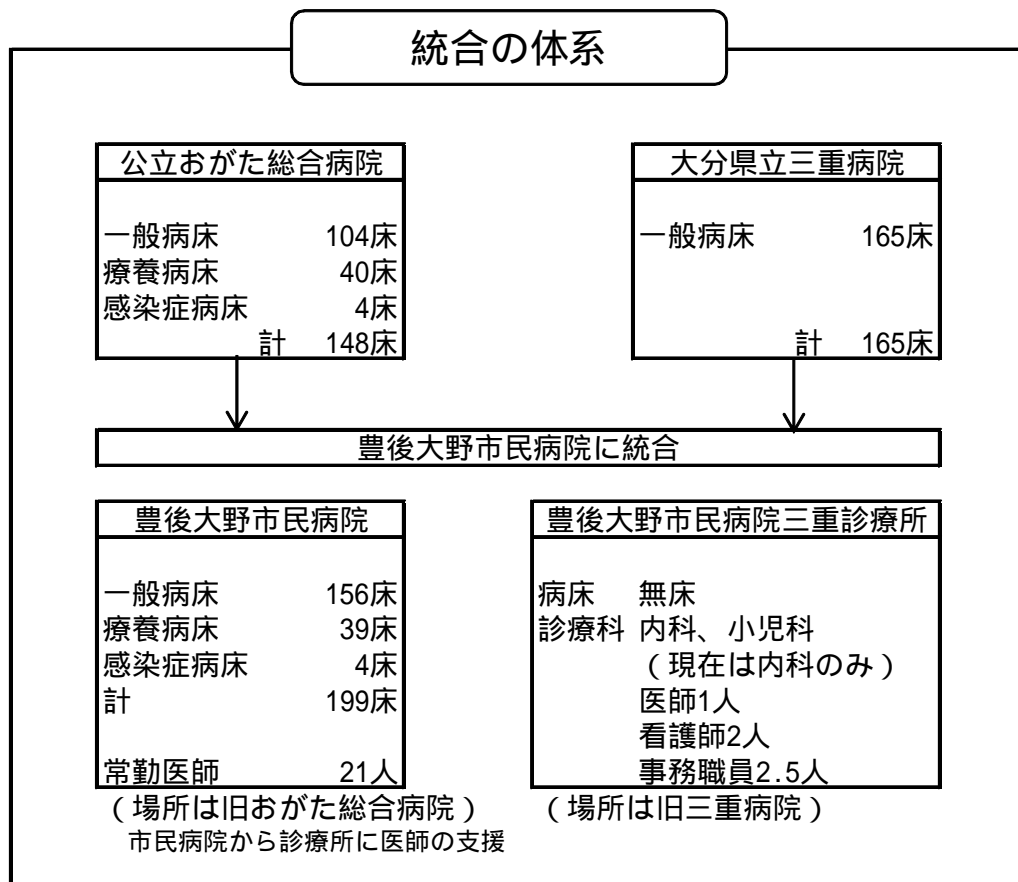
4 施設の合計で見ると補助金額 (推定値) と本来負担すべき補助金額との差が 24 千円であり、補助金額は概ね見込額と実績額との双方に対応した合理的な数字となっている。しかし、施設ごとにみると大きく見込額と実績額が異なっているものがある。今後改築するものについて見込と実績が異なってしまうと、結果的に補助金額が過大あるいは過少となる可能性があるため、注意が必要である。

1 2.. 地域医療提供体制整備事業費補助金

担当部局 / 課名	部局名	福祉保健部	所属名	医療政策課			
補助金等の名称	地域医療提供体制整備事業費補助金						
1 目的、趣旨	公立おがた総合病院と県立三重病院の統合にあたり、統合後核となる病院（統合病院：現豊後大野市民病院）の施設整備及び設備整備並びに県立三重病院の診療所への改修の推進を支援し、豊後大野地域における安定的かつ持続的な医療提供体制を構築する。						
2 根拠法令等 （法律、条例、要綱等）	<ul style="list-style-type: none"> ・公立おがた総合病院と大分県立三重病院の統合に関する基本協定書 ・地域医療提供体制整備事業費補助金交付要綱 ・地域医療提供体制整備事業実施要綱 						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他		（事業費 + 起債償還利子 - 交付税算入額等）に対する補助				
4 交付先	<p>豊後大野市に県から補助、一部を豊後大野市から豊後大野市民病院に繰出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊後大野市の起債の償還に充てる経費について、返済時期にあわせ基金を取り崩して返済 ・豊後大野市民病院の起債の償還に充てる経費について、返済時期にあわせ、基金を取り崩し繰出 						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 （単位：千円）	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	-	303,557	295,786	40,694	2,520	-	-
6 変遷	開始年度	H20		経過年数	3		
	見直しや変遷の状況	平成20年度に両病院の統合に関する基本協定を締結し、平成22年10月の統合に向け、H20～22年度の間、当該事業を実施					
7 補助の態様	定額						
	一定の率	$(\text{施設・設備整備に要する経費} + \text{起債償還利子} - \text{交付税算入額等}) \times \frac{2}{3}$					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	事務事業評価の成果目標により、効果検証を行っているが、病院統合が平成22年10月であるため、実質的な効果の検証は平成23年度以降の実績をみる必要がある。						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請・実績報告などの証拠書類、現地や現物の確認によるモニタリング ・県議会福祉保健生活環境委員会事務調査の実施によるモニタリング 						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 （単位：人）	0.3		人件費概算 （単位：千円）	3,000		

（追加説明）

当補助金は医師不足を背景に統合された公立おがた総合病院（現在の豊後大野市民病院）の設備整備及び三重診療所の改修費を補助するものであり、両病院の統合に係る体系と沿革は以下のとおりである。



沿革	
実施日	項目
平成20年1月11日	統合協議開始の申入れ
7月15日	豊後大野市の地域医療を守るための公立病院のあり方に関する県と市の合意
8月18日	設置場所、核となる病院の経営形態について県と市の合意
9月25日	経営主体、基本構想案骨子等についての県と市の合意
12月18日	基本協定書の締結
平成21年1月20日	基本設計・実施設計入札
3月31日	統合病院基本設計完了
6月30日	統合病院実施設計完了
10月27日	統合病院増築工事着手
平成22年9月15日	統合病院増改築工事竣工
9月22日	公立おがた総合病院閉院式
9月24日	県立三重病院閉院式
9月30日	公立おがた総合病院、県立三重病院閉院
10月1日	豊後大野市民病院及び三重診療所開院

(豊後大野市民病院ホームページより)

県庁内において設備購入に係る物品購入契約書及び設備納入に係る検査調書を閲覧し、

豊後大野市役所及び豊後大野市民病院に往査し、以下の手続きを実施した。

(今回市役所及び市民病院において実施した手続)

起債関係の資料、償還表をもとに市役所の担当者の説明を受け、資料間の整合性を確認

病院において、建設工事に関する入札関係の資料を閲覧し、手続の妥当性を検証

病院において、高額医療機器購入に関する機器選定委員会の議事録を閲覧し、担当者のヒアリングを実施し、機器選定に至る手続きの合理性を検討

オーダリングシステム導入に係る業者選定と補助金額算定における合理性を検討するため売買契約書、内訳書等の閲覧及び担当者のヒアリング

((意見))

・内部統制について

設備購入に係る物品購入契約書及び設備納入に係る検査調書を閲覧したところ、購入契約を行った者と同一人物が検収を行っていた。当病院は、病院長と病院事業管理者が同一人物である。

契約する者と検査する者が同一人物というのは、内部牽制上欠陥があると言わざるを得ない。取引の公正性や透明性を担保するためにも、契約と検査はそれぞれ別の人物が担当すべきである。

なお、病院往査時点(平成23年12月7日)においては、病院側は検収担当者につき、病院の事務長としていた。この場合においても事務長不在時においては契約担当者以外の者が検収を行うように取り決めておく必要がある。

(補足意見)

豊後大野市民病院三重診療所の廃止の検討について

平成24年1月19日に豊後大野市の市長は、豊後大野市民病院三重診療所を本年度末に廃止する方針を決め、3月定例議会に閉院に関する議案を提案する考えを示した。

『追加説明』にも記載したとおり、当該診療所はもともと大分県立三重病院として運営されていたものを両病院の統合に当たり、この補助金を使って改修を行い、豊後大野市民病院三重診療所として平成22年10月1日に再スタートしていたものである。

以下、これまでの経緯を若干記載する。

・平成20年1月11日

統合前の公立おがた総合病院、県立三重病院ともに医師不足が深刻化したため、県では両病院の統合に向けた協議を豊後大野市に申し入れた。

その後、地元住民や有識者、県、市からなる「あり方検討委員会」が設置され、今後

の豊後大野市の地域医療体制について話し合いが行われた。

・平成 20 年 6 月 17 日

上記、地元住民や有識者、県、市からなる「あり方検討委員会」から以下の 3 案併記にて提言を受けた。

第 1 案 「現状維持案」

第 2 案 「完全統合案」

第 3 案 「一方の病院を核に統合し、他方の病院を診療所等として存続」

・平成 20 年 7 月 11 日

豊後大野市からは「地域医療を考える特別委員会（市議会）」での決定を受け、第 3 案「一方の病院を核に統合し、他方の病院を診療所等として存続する案」が望ましいと提案された。

・平成 20 年 7 月 15 日

県としては豊後大野市の方針を受け入れ「一方の病院を核に統合し、他方の病院を診療所として存続」することで合意した。

・平成 22 年 10 月 1 日

公立おがた総合病院と県立三重病院が統合され、公立おがた総合病院（現在の豊後大野市民病院）を核として、県立三重病院を改修し豊後大野市民病院三重診療所として新たなスタートを切っていた。

こうした中、平成 22 年 8 月と平成 23 年 4 月に三重診療所の近くに民間の新しい診療所や病院が建てられ、三重診療所開設を決めた当時と周辺環境が一変し、三重診療所の患者数が大幅に落ち込み、豊後大野市における三重診療所の廃止に向けた検討が始められた。

改修から廃止予定までの期間が短い、改修に至る地元からの要望や当時予見できなかった状況の変化からするとやむを得ないと考えた。

県の担当者からのヒアリングによれば、三重診療所の開設決定時点では、予見できなかったと考えられる。

1 3.. 愛育班地域交流促進事業費補助金

担当部局 / 課名	部局名	福祉保健部	所属名	健康対策課			
補助金等の名称	愛育班地域交流促進事業費補助金						
1 目的、趣旨	地域における愛育班活動の活性化を図り、保健福祉分野での地域力を強化する。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	愛育会地域交流促進事業実施要綱						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他		()				
4 交付先	恩賜財団母子愛育会大分県支部 支部に交付した後、各市の愛育班ごとに実施計画に基づき必要経費を交付している。						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	810	810	810	810	900	900	1,000
6 変遷	開始年度	18		経過年数	5		
	見直しや変遷の状況	当課補助金を一律削減した際に見直しを行った					
7 補助の態様	定額	地域交流事業経費について810千円を定額補助					
	一定の率						
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	次年度予算編成時期に、前年度の実績等を検証するため、効果測定を行っている						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	交付申請や実績報告等の書類						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.01		人件費概算 (単位：千円)	100		

(追加説明)

愛育会とは子育て支援を中心として、地域に住むすべての人を対象に声かけ見守り活動を行っているボランティア団体であり、具体的には乳児や高齢者のいる家庭に対する声かけ訪問の実施、各地域において健康づくりのための交流事業を行うなどの活動を行っている。

((意見))

この事業の論点としては、事業としての重複感の問題と愛育班の結成されている地域が大分県全域でなく、偏在しているということである。

もともとこの補助金の交付団体である愛育会の活動は、乳児死亡率を低下させるため、村ぐるみで取り組む愛育村組織の普及から始まったものであるが、現在は高齢者世帯が増加したため、訪問世帯数は乳幼児世帯よりも成人や高齢者世帯が圧倒的に上回っている。そういう意味では高齢者に対する事業と重複感がある。

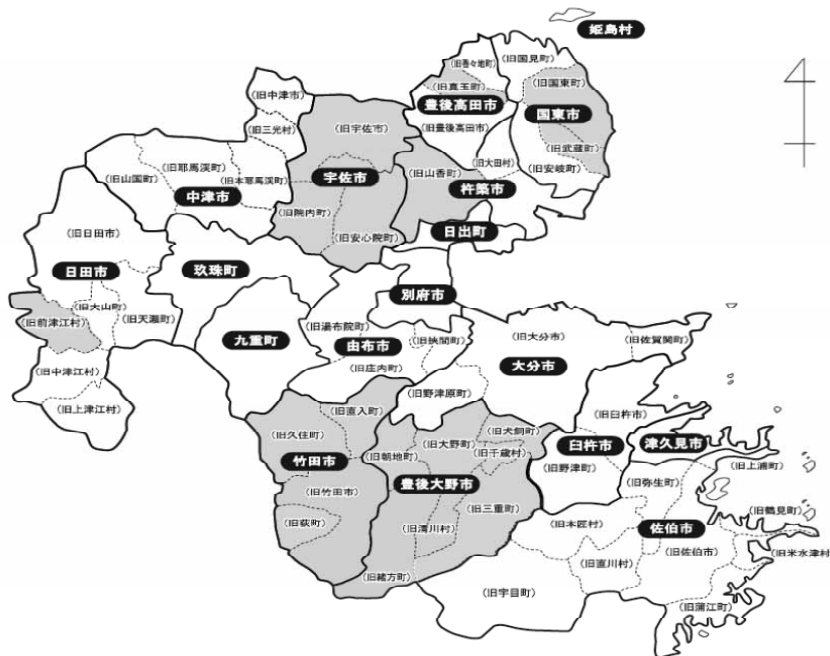
しかし、今後急速に進む高齢化の中で、可能な限りお年寄りの孤立を防ぐ必要はあり、ますます地域のコミュニティづくりが重要となってくることを考えれば、必要な活動であると思われる。補助金が支出されていることから、事業の効果をより高めるため、下記分

布図で見られるように、いまだ結成されていない地域に対してどう対処するかということ（下記 市町村別愛育班分布図参照）や地域偏在の問題において特に高齢化率が高い地域（35%以上）をどうするかということ（下記 高齢化率図参照）について、類似の事業を行っている校区社協の活動や老人クラブの活動等と連携することも含めて検討していただきたい。

市町村別愛育班分布図

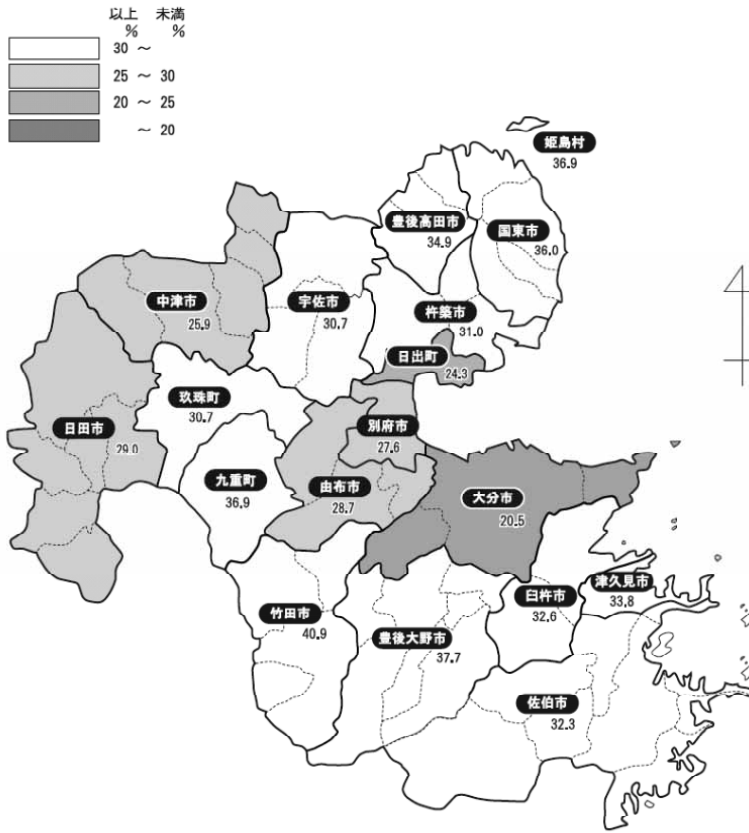
市 町 村 7
 単位愛育班 49
 分 班 数 507
 班 員 数 1,030

■ は、愛育班結成市町村



高齢化率 (平成22年10月1日現在：県全体 26.6)

(65才以上人口/総人口)



14. 大分県老人クラブ連合会運営費補助金

担当部局 / 課名	部局名	福祉保健部	所属名	高齢者福祉課			
補助金等の名称	大分県老人クラブ連合会運営費補助金						
1 目的、趣旨	高齢者の社会参加活動や生きがいと健康づくり活動の推進母体である(財)大分県老人クラブ連合会の運営を円滑にするため運営費の一部を補助する。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県老人クラブ連合会運営費補助金交付要綱 在宅福祉事業費補助金交付要綱(国)						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他	()					
4 交付先	財団法人 大分県老人クラブ連合会						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位:千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	1,349	1,349	1,349	1,349	1,349	1,710	1,710
6 変遷	開始年度	S51		経過年数	35		
	見直しや変遷の状況		.				
7 補助の態様	定額	運営費について、1,349千円定額補助					
	一定の率						
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	事務事業評価の成果指標により、効果検証を行っている(老人クラブ数)						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	交付申請や実績報告等の書類の確認、理事会・研修会等へ参加して状況を確認している。						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位:人)	0.1		人件費概算 (単位:千円)	1,000		

(追加説明)

大分県老人クラブ連合会運営費補助金は、高齢者の社会参加活動や生きがいと健康づくり活動の推進母体である財団法人大分県老人クラブ連合会の運営を円滑にするため運営費の一部を補助するためのものである。

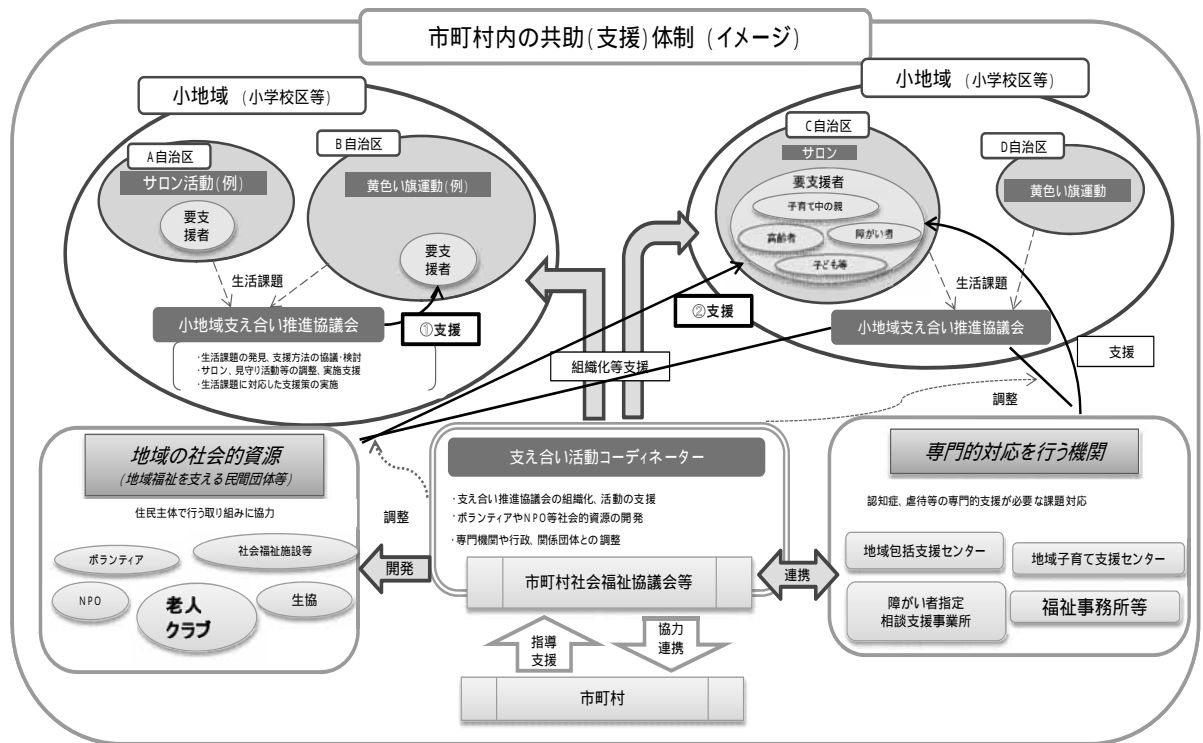
老人クラブは地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、地域福祉を支える民間団体として市町村内の共助(支援)体制の一角を担っている。個々の老人クラブを基礎組織として市町村ごとに「市町村老人クラブ連合会」、都道府県・指定都市ごとに「都道府県・指定都市老人クラブ連合会」、さらに中央に「全国老人クラブ連合会」を組織して活動を行っている。

大分県老人クラブ連合会は各市町村老人クラブ連合会をとりまとめるとともに、会員増強対策事業や大分県地域福祉推進大会の実施等老人クラブ活動の推進、各種セミナーの開催等の老人クラブリーダーの養成及び研修事業、県老連スポーツ大会の開催や高齢者の健康ウォーキング推進事業の実施等の健康づくり等を行っている。

当該補助金は大分県老人クラブ連合会がこれらの活動を行っていくうえでの運営経費について国が2分の1、県が2分の1を定額補助するものである。

下記の図は大分県がイメージしている市町村内の支え合い(共助)の体制である。これ

によると老人クラブは市町村の中で地域福祉を支える社会的資源としての役割が期待されている。



（意見）

期待される役割に対して、老人クラブ数及び老人クラブの会員数は以下の表のように過去5年間で減少しており、期待と現実とのギャップが生じており、地域福祉に与える影響が懸念される。

県は運営費補助金の効果検証を老人クラブ数で行っているということであるが老人クラブ数が減少し続けていることからみると、現状では当該運営費補助金の成果は十分に上がっていないものと考えられる。

	老人クラブ数	会員数(人)
平成18年度	2,093	109,439
平成19年度	2,072	106,614
平成20年度	2,030	103,523
平成21年度	1,972	99,054
平成22年度	1,933	95,458

(福祉行政報告例)

また、老人クラブ数が減ることで会費収入が減少し続けると、当連合会自体の運営が維持できなくなるおそれがあるため、老人クラブ数及び老人クラブの会員数の減少に歯止め

をかける必要があり、60歳以上の老人クラブ加入適齢期の人口は平成21年度から平成22年度にかけて8,793人増加している状況にあることから会員数を増加させることが喫緊の課題と捉えられる。

そのために当連合会としては老人クラブのメリットをもっと広く周知する必要がある。なお、この事業は23年度末で廃止され、県としては人件費の一部を補助するとのことである。少子高齢化社会をむかえ、今後ますます地域の活動が重要となってくる。その中で地縁組織を基盤に地域コミュニティ組織（住民自治組織）づくりを推進しなければならないと考えられ、この観点からも老人クラブは地域コミュニティの重要な組織として自立運営が求められる。組織率をさらに上げる努力を行ってほしい。

15. 社団法人大分県断酒連合会補助金

担当部局 / 課名	部局名	福祉保健部	所属名	障害福祉課			
補助金等の名称	社団法人大分県断酒連合会補助金						
1 目的、趣旨	酒害の予防、更正、再発防止の啓発と県内各地域の断酒会組織の結成促進						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	社団法人大分県断酒連合会補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他	()					
4 交付先	社団法人大分県断酒連合会						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	89	89	89	89	135	99	99
6 変遷	開始年度	S53		経過年数	33		
	見直しや変遷の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和53年度大分県断酒友の会に対する補助として始まる ・昭和58年度から社団法人大分県断酒連合会補助となる 					
7 補助の態様	定額						
	一定の率						
	その他	予算の範囲内					
8 現在行っている補助金等の効果の検証	アルコール依存症等酒害の現状を県民に周知するとともに、依存症からの脱却を会員だけでは無く、県民も巻き込んだ啓発活動を行っている。						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	總會等に参加し、事業内容等を確認すると共に、補助金交付に係るヒアリング等を実施し、適正な事業実施を確認している。						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.2		人件費概算 (単位：千円)	2,000		

(追加説明)

社団法人大分県断酒連合会補助金交付要綱第2条によれば「補助対象経費は社団法人大分県断酒連合会が行う事業に要する経費」とされている。そして当連合会から提出された補助事業実績報告書によれば当連合会は「アルコール依存症からの回復と社会復帰の促進

並びに酒害の予防啓発」を実施している。この内容としては下記の収支表に示したように会報の発行費や公益社団法人全日本断酒連盟総会へ参加するための交通費や各セミナーへの研修費等である。

(単位:円)

支出		収入	
費目	金額	費目	金額
法人費	302,086	会費収入	1,548,000
(内訳)			
総会費	133,256	寄付金収入	413,250
理事会費	91,252	(内訳)	
消耗費	77,578	病院	400,000
事業費	1,503,450	個人	10,000
(内訳)		その他	3,250
会費発行費	39,375		
機関紙料	120,000	補助金	214,100
印刷費	23,730	(内訳)	
通信運搬費	140,132	大分県	89,100
研修費	430,592	赤い羽根共同募金会	100,000
図書費	39,400	その他	25,000
旅費交通費	338,121		
渉外費	32,100	雑収入	156,808
組織対策費	340,000		
諸支出費	653,116		
(内訳)			
負担金	508,400		
雑費	32,576		
予備費	112,140		
次期繰越金	2,272,526	前期繰越金	2,399,020
合計	4,731,178	合計	4,731,178

((意見))

大分県は当連合会の平成 22 年度の事業費 1,503,450 円のうち 89,100 円を補助しているが、「アルコール依存症からの回復と社会復帰の促進並びに酒害の予防啓発」という事業のなかで 89,100 円という補助金については、当連合会が様々な活動を行っているため詳細な活動と結びつけがたく、当連合会の運営費補助的なものとなっており、補助金の効果を検証することは極めて難しい。

このように極めて少額の補助であることから、補助事業の必要性、内容等について検討が必要である。

16.. 及び17.. 大分県交通安全推進協議会補助金

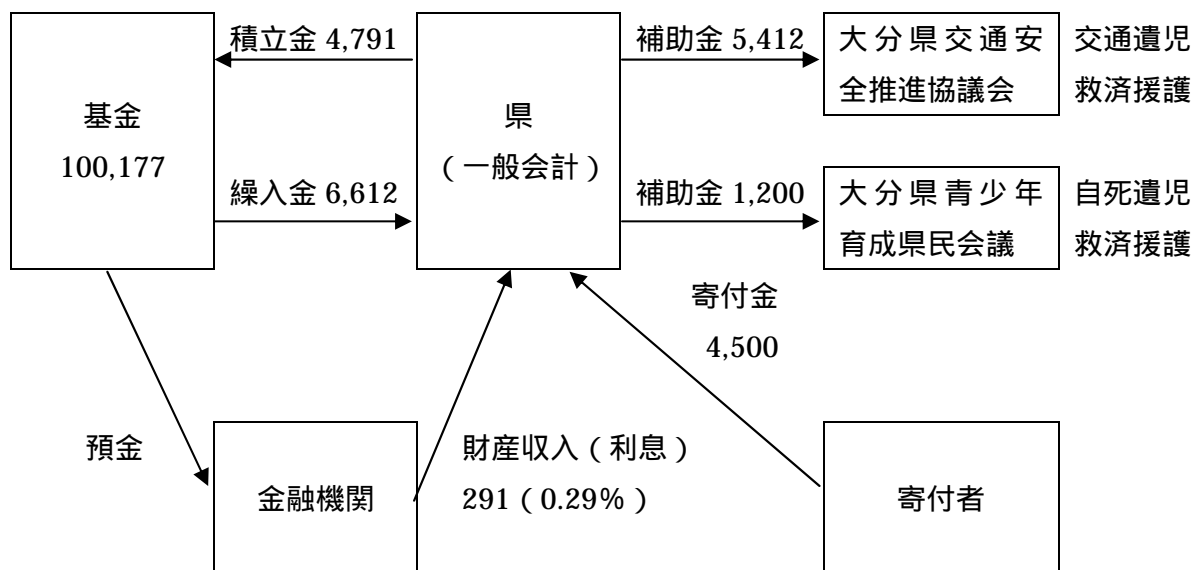
担当部局 / 課名	部局名	生活環境部	所属名	生活環境企画課			
補助金等の名称	大分県交通安全推進協議会補助金						
1 目的、趣旨	大分県交通安全推進協議会が実施する交通安全運動、交通安全教育、交通遺児への救済援護活動等総合的な交通安全対策事業の推進を図る。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県交通安全推進協議会補助金交付要綱 大分県交通遺児等援護基金条例						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他 ()						
4 交付先	大分県交通安全推進協議会						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位:千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	8,678	8,678	8,590	8,678	9,215	9,775	9,975
6 変遷	開始年度	55		経過年数	31		
	見直しや変遷の状況						
7 補助の態様	定額	交通安全推進事業及び交通遺児の救済援護事業に各定額補助					
	一定の率						
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	・交通安全推進事業に関して、交通統計(交通事故分析等)により見直しを実施。 ・交通遺児の救済援護事業に関して、アンケート調査を実施。						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	交通安全推進協議会の事務局を生活環境企画課交通安全推進班に設置。						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位:人)	0.7		人件費概算 (単位:千円)	7,000		

(追加説明)

大分県交通安全推進協議会は交通事故のない安全で快適な交通社会の実現を目指して、関係機関及び団体等の有機的な連絡協調を図り、県下における交通安全運動、交通安全教育並びに交通遺児及びその家族に対する救済援護活動を推進することを目的としている。

今回の補助金は以下の2件である。

- ・ 交通事故で親を失った子供を支援するため、大分県交通事故遺児等援護基金(寄付金+運用益)を取り崩して財源とし、大分県交通安全推進協議会が実施する交通遺児救済援護事業に対して補助するもの(以下の図にてスキームを示す)
- ・ 「おこさず・あわず・事故ゼロ」をスローガンに県民に対して交通安全意識を高めるための広報啓発活動を推進するもの



((意見))

大分県交通安全推進協議会は、行政や関連する企業、民間団体等が資金を出し合い運営する組織である。事務局が県庁内に置かれ、その事務も県の生活環境企画課の職員が行っており、その財源の80%以上が県からの補助金で賄われている。

このような方式をとることには、協議会等が県と一体となって事業を推進できるということ、及び事務局の経費負担の財源を確保することはできないが、社会的に必要性のある事業を企業や民間団体等と一緒に展開できるというメリットがある。

しかし、協議会等による運営方式には) 権利能力なき社団としての実態があるのかという問題や) 県からの実質的な独立性の問題がある。

) は仮に権利能力なき社団としての実体がなければ、そこに対する公金支出は認められないし、) は県からの独立性が認められなければ、県が自らに対して補助金等を支出しているということになり、そこから実質的には県による支出であるにもかかわらず、より簡便的な方法により事業に対する支出が行われてしまうという問題が生じる可能性がある。

) については、以下の事項について検討した。

- ・ 団体としての組織を備えていること
- ・ 多数決の原則が行われていること
- ・ 構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続すること
- ・ 代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確立していること

これらについては特に問題点はなかった。

)については、以下の事項について検討した。

- ・協議会等の事業内容が県の行う事業内容と重なること

これについては程度の問題はあるが、県以外に事業に関与する者の存在が認められるかが重要と考えられる。

- ・協議会等の設置・運営に県が中心的役割を果たしていること

その設置・運営に関して県が中心的な役割を果たすことはやむをえないが、例えば、協議会等の役職を県職員の充て職としないこと、他の構成員からも積極的に人材登用を行うなど協議会等に自立性を持たせることが重要となる。

- ・協議会等における事務作業の大部分を県の職員が行っていること

協議会等の事務局設置場所を県庁外に設置すること、及び協議会運営にあたっては県職員以外の者も参画していることが求められる。

庁舎内に協議会等の事務局を置いているケースでは、協議会の運営費では事務処理コストを賄うことができないため、やむをえず県の職員が協議会等の事務作業を遂行しているという事情もある。

- ・予算の大半が設置地公共体からの補助金、負担金等によって占められていること

協議会等の財務基盤の自立という観点も踏まえ、負担金の額が決められる必要がある。

これらについては、当協議会には該当するものもあり、県からの独立性に問題がないとは言えない。したがって、実質的には県による支出であるにもかかわらず、より簡便的な方法により事業に対する支出が行われてしまうという問題にたいして、該当するような事象がないかという観点から支出項目を検討した。

その結果、特に県からの独立性に関する事項が当協議会の運営に問題を及ぼしている状況は認められなかった。しかし、以下の点については最低限改善すべきであり、独立性についても、関係各機関により広く参加を促し、実質的にも県民挙げた活動とするよう努力していただきたい。

- ・監事に関する就任承諾書について

監事については委嘱につき文書はあるが、就任承諾書が作成されていない。任期も定められていないことから、単に口頭で承諾を得るだけでなく、文書にて就任承諾を得る必要がある。

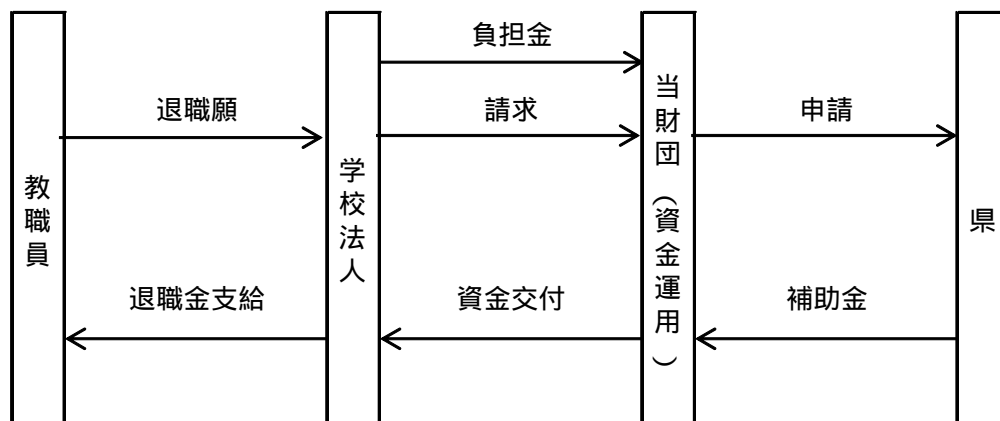
18. 私立学校教職員退職金財団補助金

担当部局 / 課名	部局名	生活環境部	所属名	私学振興・青少年課			
補助金等の名称	私立学校教職員退職金財団補助金						
1 目的、趣旨	私立学校教職員等の退職金給付に必要な資金を交付している財団法人 大分県私立学校教職員退職金財団に対し補助を行うことにより、優秀な教員の確保や財団運営の健全化を図る。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	教育基本法 大分県私立学校教職員退職金財団補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他			()			
4 交付先	(財)大分県私立学校教職員退職金財団						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	76,000	76,000	76,000	76,000	64,000	76,000	85,000
6 変遷	開始年度	S43		経過年数	43		
	見直しや変遷の状況	補助率36/1000 (ただし、平成16年度以降は定額補助)					
7 補助の態様	定額	退職金資金の一部として、76,000千円を定額補助					
	一定の率						
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	実績報告により検証を行っている。						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	交付申請や実績報告の書類により財団運営をチェックしている。						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.1		人件費概算 (単位：千円)	1,000		

(追加説明)

財団法人大分県私立学校教職員退職金財団は、大分県における私立学校関係教職員の退職金給付に必要な資金を当該学校の設置者または団体に交付し、あわせて私立学校関係教職員の福祉を増進するために必要な事業を行い、私立学校教育の振興に寄与することを目的に、昭和43年に設立された。当財団は、学校法人負担金や県補助金等からの資金を運用し、学校法人が支給すべき退職手当の資金をその学校法人に交付する事業(退職事業)を行っている。

(退職事業の主な流れ)



県は当財団に私立学校の振興及び財団運営の健全化を図るために、財団が学校法人に給付する退職資金の補助を行っており、平成 22 年度の補助金額は 76,000 千円（定額補助）である。

下の表は、当財団に加入している会員の学校法人数、教職員数、退職事業に係るデータをまとめたものである。

	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
学校法人数	60 校	60 校	60 校	59 校	59 校
教職員数（年度末人数）	1,571	1,559	1,522	1,513	1,523
高校	675	662	649	649	650
中学	40	41	36	36	35
小学校	10	14	16	17	17
幼稚園	612	611	600	591	600
専修各種	229	226	216	215	216
私学関係団体	5	5	5	5	5
拠出金（千円）	461,428	498,680	483,352	492,721	493,812
補助金（千円）	85,000	76,000	64,000	76,000	76,000
法人負担金（千円）	376,428	422,680	419,352	416,721	417,812
退職事業引当金（千円）	2,933,000	3,083,000	3,509,750	3,479,157	3,594,307
要支給額（千円）	5,278,415	5,275,329	5,514,865	5,440,301	5,518,922
退職金給付額（千円）	405,098	410,484	425,292	575,181	441,736
引当金 / 要支給額	56%	58%	64%	64%	65%

当財団では、要支給額の 65% を退職給付事業引当金として貸借対照表に計上している。

((意見 ①))

・ユーロ円債の運用について

退職事業積立金として運用しているユーロ円債 2 銘柄計 200,000 千円が平成 22 年度利息ゼロであり、このうち 1 銘柄は、同年 3 月末時点で時価が簿価の 50%を下回っていた。

全くリスクのない金融資産はないが、今後、退職資金運用にあたっては、国債等相対的あるいは可能な限り安全かつ確実な運用を行うべきと考える。

これらのユーロ円債は、元本・利息とも円で支払われるため、償還にあたっては為替変動リスクを直接受けないものの、債券の契約利率(変動)に米ドル/円、豪ドル/円の為替レートが組み込まれているため、利息は為替の影響を直接受けることになっている。

2 銘柄とも一定の円安でなければ利息が得られない商品であり、今後も円高傾向が続くのであれば、利息を得ることはできない可能性が高い。利率ゼロの状況が続くと、預金や国債等に運用を行えば得られたはずの利益である機会損失が、生じ続けることになる。なお、2 銘柄の償還日は、平成 49 年である。

また、2 銘柄のうち 1 銘柄は、平成 22 年度 3 月末時点で、簿価 100,000 千円に対し時価が 49,130 千円となっていた。償還日まで保有すれば額面(100,000 千円)で回収できるので時価は影響ないという考え方もあるが、デフォルト(償還不履行)の可能性は否定できない。また、償還日前に債券を売却すると大きな損失が生じるおそれがある。

有価証券を主とする退職事業積立金は、その運用益により、将来退職する私立学校の職員の退職金に使われるものであるから、運用にあたっては可能な限り安全かつ確実でなければならない。リスクを十分認識せず、過度な収益アップを考えて運用すると、前述のように大きな機会損失が発生する可能性がある。

なお、ユーロ円債の運用にあたっては前年度の包括外部監査でも同様の指摘を行っている。

((意見 ②))

・減損処理について

時価の下がった前述の債券について、会計基準では時価が簿価の 50%を下回ると、回復する可能性が認められる場合を除き、減損処理(評価損の計上)を行うこととされている(金融商品会計に関する実務指針 91 項)。この債券の場合、簿価 100,000 千円と時価 49,130 千円の差額である 50,870 千円を投資有価証券評価損として費用計上しなければならないと解されるが、財団はこのような処理を行っていなかった。

((意見 ③))

・その他固定資産について

平成 22 年度の財産目録を閲覧したところ、耐用年数を経過した資産性がないと認められる備品 213 千円が貸借対照表上に計上されていた。これについては費用処理するのが望ましい。

19.. 産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業費補助金

担当部局 / 課名	部局名	生活環境部	所属名	廃棄物対策課			
補助金等の名称	産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業費補助金						
1 目的、趣旨	産業廃棄物の処理施設における周辺住民の不安を解消するため、市町村又は処理施設の設置者が処理施設周辺の環境整備及び周辺住民の利便に寄与する施設の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業費補助金交付要綱 大分県産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業実施要領						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他	()					
4 交付先	市町村又は産業廃棄物処理施設の設置者						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位:千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	20,250	5,630	1,230	12,720	20,064	9,908	4,602
6 変遷	開始年度	H18		経過年数	5		
	見直しや変遷の状況			産業廃棄物処理施設の設置を円滑にするため、産業廃棄物最終処分場及び焼却施設の周辺の公共施設等を市町村が整備する場合、当該市町村に必要な経費の一部を補助していたが、H18から補助対象者及び補助割合が拡大され、現在に至る。			
7 補助の態様	定額						
	一定の率	1/2以内(限度額10,000千円【ただし、通算の補助限度額は、20,000千円とする】)					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	事務事業評価の成果指標により、効果検証を行っている						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	交付申請や実績報告等の書類を審査するとともに、必要に応じて現地確認を行い、事業が適切に行われているかどうかを確認						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位:人)	0.2		人件費概算 (単位:千円)	2,000		

(追加説明)

産業廃棄物の焼却施設や最終処分場を設置又は運営する場合などに、地元要望として産業廃棄物の搬入路に利用する市町村道等に対する交通緩和策として搬入道路の新設や改修及び一部拡幅(離合所等)又は施設周辺の水源の衛生確保等の要望が寄せられる。

これらの要望に的確に応えるため、県、市町村及び周辺住民並びに事業者による環境保全協議会等を設置し、三者による協議(リスクコミュニケーション)を重ね、周辺環境保全のために必要な施設(改修)等を十分に検討したうえで、三者の合意による周辺環境整備事業に対して補助する。

具体的な補助の概要は以下のとおりである。

(1) 環境保全協議会の設置及び運営費に対する補助

上限 250 千円 補助率 10/10 各保健所及び中核市単位で交付

(2) 産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業に対する補助

) 補助対象者

生活環境の保全上影響を受ける処理施設の存する地域を所轄する市町村又は当該処理施設設置者

) 補助対象事業

ア 環境保全協議会の合意に基づく事業

イ 市町村、周辺住民及び処理施設設置者との間に環境保全にかかる協定が締結されている事業

ウ 中核市が実施する環境保全協議会の設置及び運営に要する事業

エ その他、知事が認める事業

) 補助対象範囲

a 道路の補修等 b 集会施設等の整備 c その他周辺住民の利便に寄与する施設として知事が認めるもの

) 補助対象経費

対象事業に要する経費のうち工事費（設計費用を含み、用地補償費は除く）

) 補助限度額及び補助率

補助限度額 10,000 千円（通算補助限度額 20,000 千円）

補助率 1/2

((意見 ①))

・補助金の出し方について

一般的に産業廃棄物処理施設に対して、地元住民はその存在に敏感になり不安を持つことが多くなる。産業廃棄物を搬入するための大型トラックが地域に進入することによる交通事故の増加、施設から有害物質が漏れ出し地域の水源が汚染されるかもしれないという不安等から、様々な要望が事業者又は行政に対して寄せられることになる。

そのような地元住民の不安を解消するためには、県や市町村、地元住民、処理事業者の三者が協議等を行ってコミュニケーションを図り、相互理解を深めることが必要不可欠となってくる。当該補助金もそのような趣旨から、三者による環境保全協議会等により合意された事業や三者による協定が締結されている事業等に対して補助金を交付することとしている。

以上のような趣旨がある点は理解できるものの、現行制度には以下のような問題点がある。まず、事業の実施、すなわち補助金の交付には基本的に三者間の合意が必要となるため、合意が出来ない事業については地元住民からの要望があるにもかかわらず、いつまでも環境整備から取り残されてしまうことが懸念されることである。実際にある業者の場合、

土地の所有権の問題でなかなか折り合いがつかないため、要望はあるものの長期にわたり事業の申請には至っていないケースがあった。

また、事業を実施するのは処理業者であるため、事業を実施できるかどうかは処理業者の資力にも左右されてしまう。地元住民からの強い要望があっても処理業者の資力がないために事業を実施出来ずに環境整備が遅れてしまうことも考えられる。実際に平成 22 年度は、県側の財政的な問題と業者側の景況悪化により、2,500 万円の予算額に対して 123 万円の事業しか執行されていない。

これらのことは、早くに事業が実施できたところのとの間で不公平感が生じることに繋がり、公平性の観点から問題があると考えられる。したがって県としては、これまでのように市町村等から補助案件が上がってくることを待つという姿勢から、地域住民から要望があがっている地域に対して公平に事業が行われているかどうかについてより関心を持つべきと考える。

具体的には、県がより積極的に協定締結を促したり、協議会はあるが合意が遅れているところには合意形成を促すことも必要になると思われる。また、日頃から財務に問題がある業者はいないか調査しておくことも必要と考えられる。これらを通じて、要望がある地域には公平に事業が行われ環境整備が進むように誘導すべきと考える。

20.. 大分県防災ヘリコプター運航調整交付金

担当部局 / 課名	部局名	生活環境部	所属名	消防保安室			
補助金等の名称	大分県防災ヘリコプター運航調整交付金						
1 目的、趣旨	県に航空隊員を派遣している市町村の消防業務の円滑化に資することを目的に、地方交付税制度で措置されたものである。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	消防庁の通知						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他			()			
4 交付先	交付先：県から大分県防災ヘリコプター運航連絡協議会(会長 甲斐 勝美(消防保安室長))に交付し、当該協議会は、隊員を派遣している市(一部事務組合)に対して人件費を助成している						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	8,671	8,671	8,671	8,671	8,671	8,671	8,671
6 変遷	開始年度	H6		経過年数	17年		
	見直しや変遷の状況			<ul style="list-style-type: none"> ・交付税算定基礎「人口」標準団体規模「1,700千人」 ・上記をもとに、H18年度までは単位費用額は「8,975千円」とされ、実交付額は「8,671千円」 ・H19年度から包括算定経費となったが、同額の8,671千円を交付。 			
7 補助の態様	定額	H18年度までの交付税算定単位費用額をもとにした定額					
	一定の率						
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・交付要綱に基づく活動報告、収支精算書等で検証。 ・毎年6月の定期総会で前年度決算収支報告を受け検証。 						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請の際に事業計画書、収支予算書、補助金所要額調書の提出を受ける。 ・年度末に活動報告、実績報告等の書類の提出を受ける。 						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.1		人件費概算 (単位：千円)	1,000		

(追加説明)

「大分県防災ヘリコプター運航調整交付金交付要綱」第1条に「知事は防災ヘリコプターの円滑な運航管理を図り、本県消防防災体制の充実強化に資するため、防災ヘリコプターに搭乗する防災航空隊員を派遣している市町及び消防一部事務組合への助成事業を行う大分県防災ヘリコプター運航連絡協議会に対し、予算の範囲内において大分県防災ヘリコプター運航調整金を交付する」とし、第2条で「この交付金の対象となる経費は、協議会が、防災航空隊員を派遣している市町及び消防一部事務組合へ助成する経費とする」としている。

当該補助金の交付先である大分県防災ヘリコプター運航連絡協議会は、大分県防災ヘリコプターの円滑な運航管理を図り、本県の消防防災体制の充実強化に資することを目的としており、平成22年度の決算書は以下のとおりである。

歳出		歳入	
科目	金額	科目	金額
人件費	63,354,492	市町村負担金	56,000,000
旅費	213,500	運航調整交付金	8,671,000
需要費	458,306	前年度繰越金	13,024,009
役務費	208,504	雑収入	8,616
賃借料	3,936,000		
次年度繰越金	9,532,823		
	77,703,625		77,703,625

大分県の補助金は運航調整交付金として拠出されており平成 14 年度から定額 8,671,000 円となっている。これは各消防本部から派遣される隊員の人件費負担分である。

当防災航空隊において、平成 21 年 5 月 1 日の水難救助訓練中に事故が発生したことを受けて、県は平成 21 年 6 月より防災航空管理監を配置するとともに、防災航空管理アドバイザーを迎え、運航管理要綱やマニュアル等を改訂し、安全管理を徹底しようとしている。

県央空港の防災航空隊を訪れ、現地を視察すると共に防災航空管理監及び防災航空管理アドバイザーより説明を受けた。また、防災ヘリコプター運航関係規程の更新を確認すると共に運航記録等を閲覧し、異常点がないか確かめた。

((意 見))

防災ヘリコプター運航関係規程は更新されており、運行記録等に異常な点は見られなかった。しかし、以下の事項について検出されたため、今後注意されたい。

- (1) 『緊急運航報告書』は訓練以外で出勤した際に作成される運航記録であり、出勤の様子について項目ごとに記録されている。この記録については防災航空管理監、隊長、隊員、機長、整備士、防災航空管理アドバイザーに回覧され、各自が見たという印として印鑑が押されている。

しかし、閲覧した『緊急運航報告書』の中に防災航空管理アドバイザーの査閲印が押されていないものが散見された。防災航空管理アドバイザーは常勤ではなく、また『緊急運航報告書』は必ずしも防災航空管理アドバイザーが見なければならないと定められているわけではないが、この報告書を見ることによって運航の状況を把握することができ、当該運航の問題点や反省点等も特記事項として記載されることから、防災航空管理アドバイザーにすべて査閲してもらうことによって、安全運航に徹していただきたい。

- (2) 隊員が記載した『緊急運航報告書』の活動時刻と防災ヘリコプターの運航を委託し

ている運航会社の作成した『防災ヘリコプター運航管理業務報告書』の運行時刻を1ヶ月分突合したところ、時刻のずれが散見された。

どちらの資料も証拠書類としては重要なものであり、記録の正確性が要求されることから、今後は注意して記載されたい。

(3) ヘリコプターの安全運航上においても、また救助活動及び救助訓練上においても、操縦士、隊員等の健康管理は最重要課題と考えられる。そのため、日々、健康状況を調査し、『健康状況調査表』に記載して防災航空管理監及び隊長等が確認しているが、その『健康状況調査表』を査閲したところ、一部記載すべき箇所に記載漏れが認められた。完全性が要求されるものであることから、マンネリ化していないか検討の上、徹底していただきたい。

2 1 .. 大分県消防協会補助

担当部局 / 課名	部局名	生活環境部	所属名	消防保安室			
補助金等の名称	大分県消防協会補助金						
1 目的、趣旨	大分県内の消防機関相互の連絡協調、消防思想の普及徹底を図る大分県消防協会の普及宣伝、教養訓練、操法大会、表彰、消防大会、慰霊祭、会議等の活動に対して補助する。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県消防協会補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他	()					
4 交付先	(財)大分県消防協会						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	3,447	3,447	3,447	3,447	4,309	4,309	4,788
6 変遷	開始年度	昭和43年度		経過年数	43年		
	見直しや変遷の状況						
7 補助の態様	定額	協会運営及び事業に要する経費に対して予算の範囲内					
	一定の率						
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請や実績報告等の書類を確認するだけでなく、消防保安室長が当協会の常務理事であるため、理事会、総会にも出席している。 ・また、協会の事業の大半が県との共催であるため、随時事後検証を行っている。 						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請や実績報告等の書類を確認するだけでなく、消防保安室長が当協会の常務理事であるため、理事会、総会にも出席している。 ・また、協会事務局が消防保安室内にあるため、日常的にモニタリングが可能である。 						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.1		人件費概算 (単位：千円)	1,000		

(追加説明)

大分県消防協会寄附行為によれば、大分県消防協会は目的を達成するために以下のような事業を行うとしている。

- (1) 消防団体相互間の連絡
- (2) 消防団体の事業に関する協力
- (3) 消防思想の普及徹底
- (4) 消防に関する調査、研究及び指導
- (5) 消防団(署) 消防職員、消防団員及び消防功労者の表彰
- (6) 殉職消防職員及び消防団員の慰霊
- (7) 消防職員及び消防団員の福利厚生に関すること
- (8) 会員に対する見舞
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

((意見 ①))

・補助金の出し方について

平成 22 年度の収支予算書によれば、同年度の補助金支出額 3,447 千円の内訳は以下のとおりである。

款	項	目	予算額 単位：千円
事業費	事業費	普及宣伝費	305 (220)
		教養訓練費	1,665 (410)
		操法大会	1,620 (122)
		表彰費	2,245 (1,640)
		消防大会	320 (155)
		慰霊祭費	815 (400)
	会議費	会議費	3,504 (500)

(注) 上段は消防協会全体の予算、下段の()内はそのうち県補助金額

上記のように、一応は各事業費に県補助金が割り当ててあるもの実際には積算されて割り当てられたものではなく、県費は県と共催する事業の事業費に割り当てることが望まし

いという県の指導のもと、消防協会のほうで任意に割り当てしたものにすぎない。補助金額もシーリングにかかって減額されてはいるものの、基本的には定額であり、形式的には事業費補助のようなかたちをとっているが、実態は運営費補助であると考えることができる。

大分県消防協会補助金交付要綱によれば、補助対象経費は当協会の運営及び事業に対する経費となっているため、運営費に補助することは問題ないという見方も出来るかもしれない。しかし、運営費に対する補助は、人的又は財政的な面から自主自立的な運営が困難な団体に対して行われることが通常である。

この観点からすれば、消防協会は日本消防協会からの委託事業を行っている関係で財政面からも比較的余裕がある状況を考慮すれば、自主自立的な運営が困難な団体とは思えない。以上のことからすれば、当該補助金は運営費補助的な出し方に問題があるといえる。

県としては、消防協会の事業を吟味して県の施策と合致しており公益性が高い事業だけに絞り、事業費補助として交付すべきである。なお、県の担当者によれば、監査時点において編成中の平成 24 年度予算においては事業費補助として取り扱われる方向にあるとのことであった。

(意見)

・効果の検証について

担当課では、補助金の効果の検証について消防協会の事業の大半が県との共催であるため、随時事後検証を行っているとしている。具体的には操法大会や消防大会等の催事が共催事業となるため、その都度反省会等を開きその場で効果の検証を行っているということであった。

この点について県の担当者は消防大会等の状況や補助金で会議費として支出されている消防団幹部会議、消防団長会議での内容について集約し、県の消防行政にどのように反映されたかについて取りまとめていた。消火活動の中で当該補助金がどのように役立ったかについて客観的に示すのは困難であるかもしれないが、補助金の効果を可能な限り検証し、説明する必要があることから、上記に加えて例えば消防団員に対してアンケートを実施する等の努力を怠ってはならないと考える。

(意見)

・県庁内事務局について

当協会は昭和 30 年代より県庁内に事務局を置いているが、この経緯については定かではない。

県庁内に事務局を置く団体は他にも存在するが、通常は外に事務局を置く財源を賄えないほどの財政状況にある極めて例外的なケースと認識している。このことからすれば当協会は、十分に事務局財源を賄えることから、県庁の外に事務局を持っていくことも検討されたい。

2 2 .. 簡易水道等施設整備費補助金

担当部局 / 課名	部局名	生活環境部	所属名	環境保全課			
補助金等の名称	簡易水道等施設整備費補助金						
1 目的、趣旨	すべての県民が、安全な水を享受できるよう、簡易水道施設整備を行う市町村に対して補助を行う。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県小規模水道等施設整備費補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他		()				
4 交付先	市町村						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位:千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	17,513	32,936	32,726	27,443	34,393	80,528	96,078
6 変遷	開始年度	昭和54年度		経過年数	32		
	見直しや変遷の状況		補助制度(対象、補助率)の見直し				
7 補助の態様	定額						
	一定の率						
	その他	0.2×補正係数 [= 過疎補正(0.5~1.0)×財政力補正(~1.0)]					
8 現在行っている補助金等の効果の検証	事業完了により、給水人口が増加する						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	交付申請及び実績報告等の書類、現地確認						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位:人)	0.1		人件費概算 (単位:千円)	1,000		

(追加説明)

水道は次のように区分される。

区 分	内 容(給水人口等)
上水道	5,001人以上の水道事業
簡易水道	100人以上5,000人未満の水道
給水施設	50人以上100人未満の水道
地域給水施設	その他 飲用井戸等

この事業は、市町村が国庫補助事業の対象(給水人口100人以上)となる簡易水道等施設整備事業を実施する場合、その事業経費に対し一定の割合で上乘せするものである。

平成22年度の実績は以下のとおりである。

平成22年度の実施市町村	件数	県補助金額
中津市	2件	12,986千円
日田市	1件	2,100千円
宇佐市	1件	11,130千円
臼杵市	1件	6,510千円
合計	5件	32,726千円

((意見 ①))

・水道普及率の格差について

県の水道普及率について大分県のホームページで次のように述べられている。

(URL : <http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/water2.html>)

大分県の水道の普及状況は平成 21 年度末で 90.4% である。全国の水道普及率が、すでに 97.5% にまで達していることと比べると、本県の水道施設整備の水準は非常に遅れているといえる。ちなみに、全国平均が 90% を超えたのは昭和 53 年度で約 30 年前である。

市部町村部別にみると、市部が 90.9% に対して、町村部が 79.6% である。市町村合併前と比較すると、合併により市制へ移行した旧町村などがあるため、表面的には、ある程度平準化したように見えるが、依然として都市部・非都市部の地域格差は大きい。

また、地域別にみると、大分・別府両市及びその周辺地域や離島を含む県南部沿岸部で 90% 以上の高い普及率となっており、とりわけ公営の水道普及率が高いのが特徴である。普及率が低い地域は、国東半島地域、県北及び県西部の山間地域である。これらの地域では、水源確保が困難なうえ、地形が複雑で集落が点在しているなどの地理的条件により、建設費が割高となることや、井戸水・湧水等により生活用水が確保され、さしあたり水には困らないなどのため、施設の整備が遅れている。

なお、給水施設を除いた水道未普及地域の人口は、約 9 万 9 千人である。

ここで市町村合併前（平成 16 年 3 月 31 日）における水道普及率の低い主な地域は以下のとおりになっている。

市町村(合併前)	普及率(A)/(B)	給水人口(A)	総人口(B)	(B) (A)
真玉町	8.2%	310 人	3,769 人	3,459 人
香々地町	10.9%	392 人	3,584 人	3,192 人
国見町	19.3%	1,040 人	5,390 人	4,350 人
朝地町	11.3%	368 人	3,270 人	2,902 人
大野町	25.0%	1,313 人	5,262 人	3,949 人
三光村	15.0%	832 人	5,538 人	4,706 人
本耶馬溪町	10.7%	399 人	3,714 人	3,315 人
合 計		4,654 人	30,527 人	25,873 人

これに対し、都市部である大分市は以下のとおりになっている。

市町村(合併前)	普及率(A)/(B)	給水人口(A)	総人口(B)	(B) (A)
大分市	99.5%	439,349 人	441,663 人	2,314 人

このようにみると、ホームページの記載のように相当な地域格差が存在することが見て取れる。

平成 22 年度に実施された当事業では、三光村（現中津市）の簡易水道事業が行われるなど、地域格差解消につながる事業も一部あるが、県担当者によると依然解消されていないところも目立つとのことである。前述のように、市町村合併により普及率の低い地域が普及率の高い地域に含められ、数字上平準化されているため、問題が表面化しにくい状況にある。

水道事業等は一義的には市町村が事業を行う責任があるが、県としても、県民の生命に関わる重要な生活のインフラである水道に対して市町村に積極的に事業に取り組むよう働きかける必要がある。

そのためには、市町村全体の普及率のみならず、市町村内各地域の普及率データをそれぞれから入手し、普及率が上昇しない理由を確かめるなどの対応を取った上で、県として優先的に活動をすべき地区（市町村）はどこかという認識をもっておくことが重要と考える。

市町村の主体性を尊重しつつも、その行う活動に単に補助金を出すのみではなく、県内の地域格差解消という観点から、必要度の高いところに必要な事業が行われているかといった視点で当該事業を行っていくことも、県の立場として存在意義があると考えられる。

（ 意見 ② ）

・効果の検証について

県は補助金等の効果の検証を測る上で「給水人口の増加」を挙げているが、給水施設を整備する以上、給水人口が増加するのは当然であり、補助事業の適切な効果指標とはいえないと考える。

水道普及率を成果指標にする方法も考えられるが、水道普及率は、給水人口 / 人口で算定され、環境保全課によると、大分県の水道普及率は全国でワースト 2 位となっている。ただこの指標は大分県が他県と比べて水道設備が未整備であっても、ある程度の水質が確保されているという点、また人口減少が著しい県では、水道設備事業を行わなくても、自然と普及率が上昇するという特性（分母が自然と減少する）が複雑に絡まっており、一概に大分の水道事業に問題があるとはいえず、どこまで普及率を上げるべきかという目標設定は容易ではないことから、水道普及率を指標にするのも好ましくないと考えられる。

ある程度普及率が向上した現在では、未整備の地域の給水人口が少なく、コストベネフィットの観点から、事業実施の判断が難しくなっている。利用者一人当たりのコストを算定すると数百万円から数千万円かかるような場所や、ボーリングしても水が出ないといった地域もあり、なかなか整備が進まないのが現状であるとのことである。とりわけ財源の不足している市町村にとっては、当該事業は容易ではないと考えられる。

限られた財源の中であっても、水道は重要な生活インフラであり、特に水質の悪い地域

や水道整備のニーズの高いところについては、可能な限り事業を行っていく必要がある。したがって、効果の指標としては事業後の住民満足度の調査などを市町村とともにを行い、必要な地域に必要な事業が行われているかといった視点で評価する方法が望ましいものと考えられる。

2 3.. 地域給水施設整備事業補助金

担当部局 / 課名	部局名	生活環境部	所属名	環境保全課			
補助金等の名称	地域給水施設整備事業補助金						
1 目的、趣旨	上水道や簡易水道の整備が効率的でない小規模集落において、安全な水の持続的供給を確保するため、3箇年度において各年度4箇所ずつのモデル地区を選定し、それぞれの地区に合った簡易かつ安価な給水施設を整備する事例検証を行う。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	地域給水施設整備事業補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他		()				
4 交付先	市町村						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	29,100	6,995	6,862	0	0	0	0
6 変遷	開始年度	H22		経過年数	1		
	見直しや変遷の状況	H22に「地域給水施設整備事業補助金」創設 H23に補助対象経費に「試験ボーリング」を追加					
7 補助の態様	定額	-					
	一定の率	1/2					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	モデル事業を実施した地域住民にアンケート調査により効果の検証を行う						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	交付申請書や実績報告書の書類チェック、および現地確認を実施						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.1		人件費概算 (単位：千円)	1,000		

(追加説明)

『2 2 . 簡易水道等施設整備費補助金』と同じく、水道は次のように区分される。

区分	内容(給水人口等)
上水道	5,001人以上の水道事業
簡易水道	101人以上 5,000人未満の水道
給水施設	50人以上 100人未満の水道
地域給水施設	その他 飲用井戸等

当該事業は、市町村営水道の整備が困難な小規模集落において、安全な飲用水の確保のために、市町村が実施する取水施設・浄水施設・配水施設の給水設備の新設・改良等の経費に対し、その1/2を補助するものである。

県環境保全課が、水資源確保等の問題を抱える小規模集落の中からモデル地区を選定し、NPO等と水の調査・検討を行い、翌年度にモデル地区において当事業を実施している。

平成 22 年度の実施市町村	人口	県補助金額
宇佐市（北山）	46 人	2,887 千円
宇佐市（灘）	7 人	499 千円
豊後高田市	26 人	2,999 千円
杵築市	20 人	477 千円
合計	99 人	6,862 千円

（ 意 見 ）

・モデル事業終了後の取り組みについて

モデル地区の水の調査・検討事業は平成 23 年度に終了される予定であるため、当事業はその翌年度の平成 24 年度で廃止される可能性が高い。

県としては、この事業終了後は現在調査・検討を実質的に行っている NPO 法人が、市町村との間で当該事業を行い、市町村が独自で地域給水施設の補助事業を行っていくであろうとの構想を描いている。しかし、県にはモデル事業を機に市町村の活動に広げていくための具体的な計画が存在しておらず、モデル事業がその場限りの事業となる可能性が高い状況であると考えられる。

人口 50 人にも満たない小規模集落であれば、地域住民の苦慮する声や水環境の実態が市町村や県に届くのは容易ではなく、このままでは、事業終了後には地域給水施設事業そのものが滞ることにもなりかねない。各市町村が自主的かつ積極的な活動を行えるよう、モデル事業から事業終了後までの計画を早急に立てる必要がある。

2 4 . 小規模事業経営支援事業費補助金

担当部局 / 課名	部局名	商工労働部	所属名	商工労働企画課			
補助金等の名称	小規模事業経営支援事業費補助金						
1 目的、趣旨	小規模事業者に対する経営又は技術の改善発達を図るため、商工会、商工会議所が行う経営改善普及事業に要する経費及び商工会連合会が行う商工会指導事業に要する経費を補助。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他 ()						
4 交付先	県内10商工会議所、県内22商工会、大分県商工会連合会						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	1,277,771	1,229,109	1,228,126	1,271,825	1,302,444	1,401,949	1,442,786
6 変遷	開始年度	S30		経過年数	56		
	見直しや変遷の状況	18年度より交付税措置による県単独補助					
7 補助の態様	定額	経営改善普及事業に要する経費を定額補助					
	一定の率						
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	事務事業評価の成果指標により、効果検証を行っている。						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	監査事務局による監査(随時)を受けると共に、振興局と共同で各団体事務局における信憑書類等の調査を、商工会議所は毎年、商工会は2年に一度実施。						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	1.7		人件費概算 (単位：千円)	17,000		

① 総論

(追加説明)

この補助金は、大分県における小規模事業者に対する経営又は技術の改善発達を図るため、商工会議所および商工会が行う経営改善普及事業に要する経費及び商工会連合会が行う商工会指導事業に要する経費を補助するものである。

ここに経営改善普及事業とは各地域における小規模事業者の経営改善等を目的に、昭和35年より商工会議所、商工会が、経営指導員等を配置し、実施している事業である。

小規模事業者支援促進法で国と都道府県が経費の補助ができると定められており、配置した経営指導員等の人件費及び事業費に対する補助金を支給しているが、平成18年度から都道府県単独の補助となり、大分県においても地区内の小規模事業者数によって、補助金で人件費が賄われる経営指導員等の人数が決められている。

商工会議所、商工会の概要

	商 工 会 議 所	商 工 会
根拠法	商工会議所法	商工会法
所管官庁	経済産業省経済産業政策局	中小企業庁小規模企業室
事業内容	中小企業支援を中心しつつ地域の総合経済団体として、国際的活動も視野に入れている	特に小規模事業施策に重点を置き、事業の中心は経営改善普及事業
地区	市の区域	主として町村
設立の要件	地区内の従業員 20 人以上（商業・サービス業は5人以上）又は資本金 300 万円以上の商工業者の過半数の同意	地区内の商工業者の2分の1以上が会員となること
意思決定機関	議員総会（会員及び特定商工業者から選挙された議員並びに部会等で選任された議員で構成。会員数に応じて議員数は 30～150 人）	総会（全ての会員で構成） ただし会員数 200 人以上の場合は総代会を設置できる

* 上記の他、商工会連合会は各商工会の運営全般に対する指導、連絡を行い、商工会の活動を支援すると共に直接経営改善普及事業も行い、さらに地域経済や中小企業の経営状況に関する情報収集・調査研究等を行っている。

以下の表が、商工会、商工会議所、商工会連合会における補助対象職員等の一覧である。

平成23年度補助対象職員配置

平成23年4月1日現在

商 工 会 商工会議所	経営指導員		広域 /専門経営指導員		商工会指導員		補助員		記帳専任職員		事務局長	
	定数	現員	定数	現員	定数	現員	定数	現員	定数	現員	定数	現員
西国東	3	3					1	1	1	1	1	1
姫島村	1	1							1			
国見町	1	1							1	1		
国東町	2	2					1	1	1	1	1	1
武蔵町	1	1							1	1		
安岐町	1	1					1	1	1	1		
杵築市	5	5					2	2	1	1	1	1
日出町	2	2					1	1	1	1	1	1
野津原町	1	1							1	1		
挾間町	1	1					1	1	1	1		
庄内町	1	1					1	1	1	1		
湯布院町	2	2					1	1	1	1	1	1
佐伯市番匠	5	5					2	3	1	2	1	1
佐伯市あまべ	5	5					2	3	1	1	1	2
野津町	1	1					1	1	1	1	1	1
豊後大野市	8	8					2	2	1	3	1	1
九州アルプス	4	4					1	2	1	2	1	1
九重町	2	2					1	1	1	1	1	1
玖珠町	3	3					1	1	1	1	1	1
日田地区	5	5					2	3	1	2	1	1
中津市しもげ	5	5					2	4	1	3	1	1
宇佐両院	3	3					1	1	1	1	1	1
(県連配置)			5	5								
商工会計	62	62	5	5	0	0	24	30	22	28	15	16
大分	16	16	3	2			4	4	1	4		
別府	6	6					2	2	1	1		
中津	4	4					2	1	1	1	1	1
日田	5	5					2	2	1	1	1	1
佐伯	4	4					2	1	1	1	1	1
臼杵	3	3					1	1	1	2	1	1
津久見	2	2					1	1	1	2		
竹田	2	2					1	1	1	1	1	1
豊後高田	2	2					1	1	1	2	1	1
宇佐	3	3					1	1	1	2	1	1
商工会議所計	47	47	3	2	0	0	17	15	10	17	7	7
商工会連合会	2	2	2	2	6	6	3	3				
合計	111	111	10	9	6	6	44	48	32	45	22	23

総論

(商工会議所、商工会等を取り巻く環境の変化)

景気回復基調にあった中で、昨今の欧州信用不安に端を発した急激な円高への対応を迫られている大企業に対して、中小企業においては一向に厳しい状況から抜け出すことができずに、地域間格差や業種間格差が広がっている。

個別企業においては競争の激化、経営者の高齢化、後継者難の問題等により廃業するケースも増加しており、これが創業や開業を上回り、事業者自体の減少傾向に歯止めがかからない事態となっている。

このような状況において事業の継続や創業支援、事業基盤の高度化や観光資源、地域資源の活用等、多様化する地域の事業ニーズは存在しており、地域社会としてこれらのニーズに的確に対応することが求められている。

(商工会議所、商工会等が抱える課題)

上記のとおり経済環境は大きく変化し、商工会議所及び商工会ともにこれらに対処することが求められているが、現実には県下においても中小企業の減少は続いており、存続している中小企業の経営内容も長期にわたって低迷した状態にある。

地域内小規模事業者の内、各商工会議所及び商工会の会員の比率である組織率も減少し続けており、このことは商工会議所及び商工会等の活動に対してメリットを感じて、会費を負担してまで各種会員サービスを受けようとする企業が減少してきていることをあらわし、その存在感が発揮されているとは言い難い。また、一過性の地域振興に係るイベント等の業務に経営資源を割く中で、補助金依存の財務体質も改善は進んでいないという状況にある。

(各商工会議所、商工会等に対して今回実施した内容)

県単補助金のうち、各商工会議所及び商工会等に対する『小規模事業経営支援事業費補助金』の金額は毎年12億円以上と大きいことから、今回の監査においては特に時間を割き、県内4か所の商工会議所及び8か所の商工会(合併した商工会については本所)並びに商工会連合会について往査し、概ね以下のような手続を実施した。

なお、補助金の目的である小規模企業に対する経営指導の実施状況に重点を置いたため、各団体の決算内容については主な項目の検討にとどめており、その財務内容の適正性を保証するものではないが検討過程で検出した事項については指摘した。

(各商工会議所、商工会等において実施した具体的手続)

概要に記載したとおり、商工会議所および商工会の役割に違いはみられるが、中小企業支援を中心とした経営改善普及事業が重要であることに変わりはない。そこで、今回の監査にあたっては、主として経営改善普及事業について以下の手続を実施した。

(1) 組織・運営状況の検討

概要資料の閲覧、事務局長への質問

総会、理事会等の議事録の閲覧

監事監査の実施状況の質問、資料の閲覧

経営指導員による巡回指導の計画と実績対比

(2) 経営指導員の指導実施状況の検討

業務日誌より経営カルテを抽出し、記載内容の合理性、妥当性を検討

業務日報及び経営カルテに基づき経営指導員と個別に面談し指導内容を検証

(3) 経営指導員による巡回相談・指導、窓口相談指導のチェック・フォロー体制の検討

出勤簿、業務日誌、経営カルテの整合性の検討

業務日誌及び経営カルテの査閲状況の検証

(4) 内部管理状況の検討

決算及び経理処理

未収金(未収会費含む)の管理状況の検討

領収書等証憑書類の整備状況の検証

その他

(総括的意見)

今後、この小規模事業経営支援事業費補助金の効果を上げるためには、各団体がその機能を十分に発揮し、地域社会から頼りにされる存在となることが必要であり、またそのことが各団体自らの財務体質を変えていくことにもつながると考える。そのためには、経営改善普及事業に伴う経営指導員の巡回指導の徹底とその質の向上が大きな課題である。

地域振興事業によって地域に貢献することが地域経済団体の役割として、経済効果の判然としないイベント活動に多くの経営資源を割いては、十分な経営改善普及事業を行うことはできないと考える。

地域の中小企業に貢献し、その繁栄を支援することによってこそ地域振興に貢献することができるのだという、本来の理念を明確にし、意識改革を行って経営支援業務に取り組むことが重要である。

巡回業務の比率については進捗管理を行って、常に注意を払いその低下については改善することが必要となる。各主体とも巡回目標を設定し巡回の頻度を高めることにはなっているが、指導員によっては様々な要因が絡んで、巡回業務の比率が極端に低くなっているケースがある。また、形式的な巡回に陥り、実質的な経営改善普及事業における巡回となっていないケースもある。このような状況では、本当に地域の企業から頼りにされ、存在感のある商工会議所、商工会となることはできないし、県の側からすれば、補助金の効果も非常に小さいものとなってしまふ。

指導員の能力向上が経営改善普及事業の生命線であり、その能力向上は単なる机上の研修ではなく、継続的な質の高い巡回によって可能となる。したがって、上席者は戦略的な視点に立って指導員の巡回比率を高めるよう人員配置等真剣に検討すべきである。

経営カルテは、様々な機能を持っている。

まず、指導員の能力向上のためのツールである。指導員は自分の行った経営指導の内容について、カルテに記載する。そのことにより自分の行った業務について明確になり、課題や改善事項も明確になるとともに、これを上席者が査閲することによって、指導員の状況を把握し、教育訓練のための材料とすることができる。

また、情報蓄積のためのツールでもある。経営指導を行うためには相手先情報の蓄積が不可欠であり、これがなければ本当に有用な経営指導はできないし、効率性も著しく害することになる。

さらに、補助金に係る実績報告書でもある。指導員は自分の実施した経営指導の内容について説明する責任があるが、そのための資料が経営カルテであり、これが文書化されていないとなると自らの業務の実施を県や第三者に疎明することができないことになる。

このような重要な機能をもつ経営カルテの記載については、今回の監査では極めて不十分という結論である。ほとんど記載していない指導員も存在する。

大いに反省をし、早急に改善してもらいたい。

杵築市商工会

((意見 ①))

・業務におけるウェイトの置き方

イベント活動を中心とした地域振興活動にかなりのウェイトが置かれている。経営指導員と指導課長、事務局長の役割分担において、経営指導員は経営改善普及事業を中心に行っているとのことであるが、本来、観光協会が行うようなイベント活動についてまで商工会が受け持つことは、その主たる目的を見失いかねない。

観光協会との役割分担を明確にした上で、商工会は本来の主たる機能である経営改善普及事業について中小企業のニーズを十分に把握し、さらに深耕する必要がある。

((意見 ②))

・経営カルテの記載

経営カルテの記載については、他の商工会と比較すると具体的かつ詳細に書き込まれてはいるが、指導員によってばらつきが存在した。上席者はカルテの記載内容について必ず査閲を行い、各指導員の指導レベルの向上と文書化レベルの底上げに役立てる必要がある。

((意見 ③))

・支所勤務の経営指導員の出勤簿

支所勤務の経営指導員の出勤簿において、休暇であるにもかかわらず勤務の印が付いているものや、何も印がない日が散見されるケースがあった。支所における人員は1名ないし2名程度と極めて少数であることから、本所の上席者は支所勤務の指導員の出勤簿に目を通し、異常点については、それが出勤簿の記載誤りなのか、別の原因があるのかを常にモニタリングする必要がある。

((意見 ④))

・領収書の管理

領収書綴りの払出し簿はあるが、使用状況まで管理した受払い簿となっておらず、領収書の管理が不十分である。使用後の領収書綴りも回収し、書き損じ処理等の適切性について検証し、これに係る内部統制を充実させる必要がある。

日出町商工会

((意見 ①))

・未収会費の管理

会費の未収については年度末に未収金を計上しているということであったが、未収金の管理表を確認したところ、計上されていないものがあった。これについて、商工会側は回収が厳しいものについては、計上していないものがあるということであった。

全国商工会連合会が策定した「商工会運営指針」によれば回収が難しいものについては、期末においても計上しない方法も記載されている。このやり方については異論を持つが、これを是認したとしても、少なくとも、いかなる相手先についてどのような理由で計上しないのかは明確にしておく必要がある。今回は計上されていない未収金の金額については不明であった。

また、長期間納付が行われていなくても、先方から申し出がない限り会員の脱退処理が行われていないため、会費未納のまま年月が経過し、実質的には会員とは言えない事業者についても会員名簿に登載され、組織率が実態よりも高くなってしまいう危険性がある。

((意見 ②))

・振り込みへの移行

会費や共済掛け金の集金につき、現金入金が多く(60~70%とのこと)事業者によっては一度に100万円以上の現金にて入金する場合もあることから、事故のリスクが高く、早急に振込等に移行するよう働きかける必要がある。

((意見 ③))

・経営カルテの記載

カルテの記載が不十分であり、事業者に対し指導を行ってもカルテに記載されていないものが散見された。こうなるとカルテの履歴機能すら失われてしまうことになる。

((意見 ④))

・記帳指導の位置づけ

記帳指導が非常に多い。記帳指導の目的は事業者の自計化と考えられ、そこに至る道筋をつけるためのアプローチの仕方を明確に準備しておく必要がある。記帳指導がいつまでも継続しては、業務が増え続けるばかりではないだろうか。

((指摘事項))

・適正化指導に対する改善の状況

商工会連合会が実施した商工会適正化指導の指摘に対して、改善報告書を提出して、改善されたことになっているが、実際にその中身を検証したところ、実際には改善されていない事項が、以下のとおりあった。

小規模事業者の名簿を作成することになっており、作成はされていたが、実態と異なる名簿であった。

未収会費や未収金について請求書を発送し、督促するとしていたが、実際には督促されていなかった。

その他特別会計について、記帳のうえ局長決裁を受け総会資料に記載するとしていた。しかし、記帳は行われたが総会資料には記載されていなかった。

上記は改善報告書に改善すると記載して、連合会に報告されていることから、連合会への報告の真実性に問題がある。

湯布院町商工会

由布市内の3商工会は25年4月の合併を目指しており、合併後の商工会をどのような姿にするか検討中である。

((意見 ①))

・計画的な巡回

平成22年度は巡回件数が目標に対して85.1%と未達になっており、巡回をこなすことが課題となっている。地区内が全国的な観光地である特性上、イベント等の地域振興事業が多く、当該期間は巡回する時間が確保できないことが原因である。巡回を受ける小規模事業者はそれぞれの課題を日々抱えていることから、そのニーズが優先されるべきであるため、商工会の事情で特定の期間に偏った巡回は望ましくない。通年でより計画性のある巡回を心がけることで巡回の効果を上げる必要がある。

((意見 ②))

・領収書の管理

連番が付されておらず、書き損じ分についても廃棄されてしまっており、冊数管理もされていない。管理が不十分であり、早急に改善する必要がある。

((意見 ③))

・商品券事業

商工会連合会の適正化指導において特別会計を作るように改善のための指摘がなされているが、作成されていなかった。これに関する預金の帳簿も作成されていないことから、早急に作成して、現物、預金残高、帳簿、管理簿の照合により間違いのない処理が行われるように管理する必要がある。

((意見 ④))

・活動記録

業務日誌（記載の矛盾）、出勤簿、カルテそれぞれの記載相互間の不一致、及びそれらの閲覧・承認による内部統制の欠如が見受けられた。小規模な商工会といえども、活動記録の整合性を図り規律のある体制を構築する必要がある。

佐伯市番匠商工会

((意見 ①))

・領収書の管理

払出し簿はあるが、使用状況まで管理した受払い簿となっていないため領収書の管理が不十分である。使用後の領収書綴りも回収し、書き損じ処理等の適切性について検証する必要がある。

((意見 ②))

・経営カルテの記載

経営カルテの記載が不十分であり、異動が多い状況となっているが、経営者情報等が引き継がれていない。

もともと文書化する習慣がなかったのか、引き継ぐべき情報を得ていないのか判明しないが、後任の指導員が見ても把握できる情報が必要である。

((意見 ③))

・巡回目標の立て方

平成 22 年度における巡回件数目標 5,460 件に対して、実績巡回件数 5,680 件であり、実績が目標を上回っているが、平成 23 年度の目標は 5,340 件と逆に昨年度の実績値より少ない数値を掲げている。

目標値の定め方は努力すれば何とか達成できるレベルにしなければ、目標としての本来の機能を果たすことができない。そういう意味で現在の目標の定め方は実態にそぐわない。過去の実績や今後の方向等個別事情も考慮して、適正な目標値を設定すべきである。

((意見 ④))

・特別会計と一般会計のつながり

一般会計からの繰出金と各特別会計の収入の部の科目が一致せず、わかりにくくなっている。一般会計の備考欄には補足的な記載があるが、受ける側である特別会計側の補足情報が不十分である。

佐伯市あまべ商工会

地域の漁獲高が大幅に減少しており、漁業者だけでなくこの地域の経済全体が厳しい状況にあり、地場企業と観光を融合する国の補助事業を実施する等地域資源を活用した取り組みに注力している。

地理的に不利な条件下にあるなかで、この地域における商工会の果たすべき役割は大きく、商工会として新しい取り組みについて積極的にかかわろうとしている。

((意見 ①))

・経営カルテの記載

経営カルテの記載が不十分であり、これによって、経営指導の具体的な内容を把握することができないケースが多かった。経営指導員にヒアリングを行って指導の内容を確認したが、文書化は業務の基本であり、情報蓄積や経営指導員の OJT(オンザジョブトレーニング：職場での訓練)の面からも記載の充実を早急に行う必要がある。

((意見 ②))

・領収書の管理

領収書の払出しを管理する表は作成されており、消しこみを行って使用済みのチェックをすることにしている。しかし、実際にはチェックが漏れている部分があり、回収されているにもかかわらず未回収表記となり、使用状況まで管理した受払い簿となっておらず、領収書の管理が不十分である。

使用後の領収書綴りも回収し、書き損じ処理等の適切性について検証する等、実質的な管理を行う必要がある。

((意見 ③))

・使用料収入等の管理

会議室使用料は現金回収が原則であるが、未収となる場合もあることから、管理表を作成して管理すべきである。

豊後大野市商工会

((意見 ①))

・運営体制

平成 20 年 4 月 1 日に朝地町商工会、大野町商工会、緒方町商工会、清川村商工会、三重町商工会、犬飼町商工会、千歳村商工会の 7 商工会が合併して、三重町に本所を置き、支所を朝地町、大野町、緒方町、清川町、犬飼町、千歳町の 6 か所に置いている。

支所にはそれぞれ 1 名の経営指導員が配置されており、会員等に対する経営のサポートを行っている。

それぞれの経営指導員と面談し、カルテを閲覧した結果、経営指導員の専門性を高め、個々のレベルを上げ、各地域における会員等に対する経営指導という質の高いサービスを

提供するためには、現在の各支所に 1 名駐在という体制では限界があると考えられる。

経営指導サービスの質の向上にはある程度の経営指導員の集中が必要であり、その中において切磋琢磨し、時機を逃さず意見交換を行い、協働するということが、また上席者(指導課長等のベテラン)が各指導員の指導内容をカルテの記載内容やヒアリングによって直接的にレビューすることが不可欠である。これを月に 1~2 回程度集まって経営支援会議の中で行うことは実際は難しいと考えられる。

各商工会によって事情は異なるが、同商工会においては、経営指導員がより充実したサービスの提供、きめ細かな巡回、経営指導員ではなく補助員等の駐在による窓口対応を約束することで地域の了解を得られると考える。

((意見 ②))

・未収会費の管理

平成 23 年 11 月末時点で会費の未収が 1,755,200 円、その他の未収金が 1,087,150 円、合計 2,842,350 円となっており、やや多額である。

特に会費の未収については実質会員数、組織率にも影響するため長期未収につき内容を検討し、その結果に応じて取扱いを検討する必要がある。

なお、会費未収金の督促をマイナスの作業と考えず、不満を持つ会員の意見を聞く機会と前向きに取り組むことも必要と考えられる。

((意見 ③))

・領収書及び小切手の管理

領収書の管理については使用済み領収書を回収した際にはその適正使用の状況を確認して保管する必要がある。

小切手帳の管理

商品券に関して小切手が使われているが、書き損じた小切手が小切手帳より切り離され保管されていないものがあった。小切手の書き損じ分については、その不正使用を防止するために小切手帳本体より切り離さずに使用ができない形で綴じ込んでおくことが重要である。

日田地区商工会

((意見 ①))

・巡回目標の立て方

平成 22 年度における目標巡回件数 4,488 件に対して、実績巡回件数 6,405 件であり、目標を大きく上回っているが、平成 23 年度の目標は 4,392 件と逆に昨年度の実績値を下回っ

た数値を掲げている。これは、商工会事業評価システムにおいて、巡回目標の立て方が全会員×12回と一律に決められていることに原因がある。

目標値の定め方として、努力すれば何とか達成できるレベルにしなければ、目標としての本来の機能は発揮できない。そういう意味で現在の目標の定め方は実態にそぐわず、目標の機能を勘案したものとなっていない。

過去の実績や今後の方向等個別事情も考慮して、より適正な目標値を設定すべきである。

((意見 ②))

・経営カルテの記載

経営カルテの記載が全くできていない。指導員にとっては熟知した自分の地域、指導先であっても、把握した情報、行った指導の内容やその結果等を文書化することが、実績報告として指導員自身の成果を示すものであり、引き継ぎのための情報でもある。

特に若い指導員については、文書化の習慣をつけることが今後の自分自身のレベルアップにもつながることから、ポイントを押さえた文書化を行う必要がある。

((意見 ③))

・支所での決算処理

平成20年の統合後、本所において各支所の会計処理も行っているが、過去の積立金残高の関係で、支所において別途支所の決算書を作成しており、二重の作業となっている。

支所において再入力する作業にどの程度時間を要しているかわからないが、効率化の観点から事務を一元化したのであるから、支所としては本所で作成された資料を利用すべきである。

((意見 ④))

・領収書の管理

領収書綴りの払出し簿はあるが、使用状況まで管理した受払い簿となっていないため領収書の管理が不十分である。特に共済の払い出しに使用される領収書は連番管理されておらず、過去の記録を見ると3百万以上の現金受け渡しもあると見受けられることから、現金授受にかかわる管理は徹底しなければならない。事業者のニーズもあるが多額の現金の受け渡しについては事故が発生しないように銀行振込みの方法に変更するよう働きかけを行うべきである。

((意見 ⑤))

・業務日誌の取扱い

職員が出勤しているにもかかわらず、業務日誌には執務記録を残していないケースがあり、かつ、それら記載のないまま業務日誌の閲覧印の欄に本人の承認印を含めて上席者が

承認印を押している。

執務記録を残さなければならないという意識が十分でなく、何より業務日誌の閲覧の意義を閲覧権限者全員が認識し、牽制機能が果たされているのか疑問がある。

中津市しもげ商工会

((指摘事項))

・決算書に取り込まれていなかった会計

『ボンフェスタ 2010』というイベントの会計（収入 3,545,298 円、支出 3,070,270 円、収支差額 475,028 円）が、商工会の会計に含まれず、簿外処理となっていた。

すべての会計を決算書に反映させなければならない。

((意見 ①))

・領収書の管理

領収書綴りに関しては使用済みのものに関しても回収を行い、その適正な使用を確認して保存すべきであるが、一部使用済みの控えて本所にて確認できないものがあつた。

((意見 ②))

・未収金の管理

未収金について、管理表を作成しているが、一部抽出して突合したところ、不整合のものがあつた。管理者は担当者が行った事務取りまとめ資料について、確認を行うべきである。また、未収金の現金での入金処理と消しこみ処理は同一人ではなく、業務を分担する必要がある。

((意見 ③))

・経営カルテの記載及び業務日誌の記載

経営カルテに関する記載はおおむね不十分であつた。また業務に関する記載の中に経営カルテに記載する内容を誤って記載しているケースが見られた。月単位で業務日誌を上席者が確認している印鑑はあるが、形式的な押印となっており、実質的な記載内容のチェックは行われていないと考えられる。

商工会連合会

大分県における商工会を指導する立場である大分県商工会連合会については、

補助金の目的である経営改善普及事業をより充実させる観点から、商工会全体に関する総合的意見に基づき、各商工会に対する連合会の指導面に対する意見について記載する。

(1) 経営改善普及事業中心の理念がまだ浸透していない

平成 20 年 3 月に連合会が作成した商工会マスタープランでは「会員企業の繁栄に貢献する」とした基本理念が存在するが、少なくとも各商工会に十分浸透しているとは言えない状態であった。

今後、経営改善普及事業中心の理念をさらに明確に打ち出し、その理念を各商工会に十分浸透させていく必要がある。

連合会としては各商工会を指導する立場にあることから、その役割を十分に果たしてこの事業の成果を上げる努力をする必要がある。

(2) 事業者ニーズの掘り起こし、及びニーズへの対応が不十分

多くの執務日報を閲覧し、その中から単なる巡回でなく、経営支援活動とみられるものを抽出してカルテを閲覧、経営指導員へのヒアリングを行ったところ、事業者のニーズに十分対応できているとは言えない状況であった。

今後、巡回指導を徹底し、事業者ニーズをさらにつかんで対応する必要があるとともに、指導する立場にある連合会としては、各商工会の経営指導員の育成・能力向上のために一層の努力をする必要がある。

(3) 連合会と各商工会の乖離

両者のコミュニケーション不足や連合会のサポート及び指導の不足、また、これに対する各商工会側における履行不足がある。

経営カルテの記載や事務管理面に対する、連合会から各商工会へのサポートが不足しており、各商工会側では連合会から指導を受けたことに対する履行が十分ではない事例があった。

今後は連携をより深め、コミュニケーションを密にして、助け合ってやっていくことが必要である。

(4) 各商工会のガバナンス上の問題点

各商工会にとって経営改善普及事業は、最優先の課題であるはずだが、理事会等でメイン・テーマとして議論されたことが議事録等で十分に確認できなかった。

理事会等においては単に巡回件数だけでなく、経営改善普及事業に関する実状を認識し、より戦略的な話し合いが必要である。

監事の監査についても総じて指摘は少なく、深度ある業務監査、会計監査ができていないのか明確ではない。

各商工会のガバナンス上の問題であるが、連合会は商工会を指導する立場として、あるべき姿を明確に提示して、各商工会の適正化に努力すべきである。

(5) 連合会による内部統制の整備

各商工会での内部統制上の問題点については、連合会は統一したルールを整備する必要がある。

例えば、領収書の管理、会員から共済掛け金を預かる際の受領書の作成と管理、商品券の管理、未収会費の管理・督促、会計処理等については内部統制の統一した整備・運用が必要である。

商工会によっては会員との間で多額の現金受け渡しもあることから、現金授受にかかわる管理は特に徹底しなければならない。

連合会は、各商工会での内部統制に係る合理的な方法を準備して、各商工会に対して指導することにより、統一的な内部統制の整備と運用に努めるべきである。

(6) 連合会の適正化指導の内容

連合会から各商工会への適正化指導は、チェックリストに基づいて実施されているが、実質的な指導が十分になされているとは言えない項目がある。

特に各商工会の指導員が実施した指導の内容にもう少し踏み込み、その質が高まるような適正化指導を行う必要がある。

未収会費の計上が各商工会によって異なっており、連合会が十分な指導を行ってきたか疑問である。督促についても、ほとんどやっていない商工会もあれば、担当者が管理表を作成し、早めに督促をしているところもあった。

また各商工会に減価償却費を計上するように指導することも必要であった。

連合会は適正化指導によって、良い事例を広め事務処理を効率的に統一していく必要があり、各商工会としても連合会の指導を受け入れていく必要がある。

(7) 経営カルテの記載

経営カルテや業務日報の入力について、各商工会に対して、十分なサポートとモニタリングを行う必要がある。

いかなる情報を経営カルテに残すのか、まず記載すべき情報、残すべき情報のポリシーを明確にする必要がある。どこまで何を記載するのか標準形をわかりやすい形で示す必要があり、記載されたものに対して妥当か否か、改善すべき部分はどこか等の検討やフォローを行う必要がある。

特に若い指導員の指導の質を上げるためにも、文書化する習慣は必要である。

また、経営カルテの使い勝手に関して、商工会における現行の経営カルテシステムについては、以下の問題点があるため改善する必要がある。

経営カルテ指導表が経営指導員や補助員等の職員ごとの切り口となっており、ある特定の事業者の過去からの指導履歴を見たい場合には、各指導員や補助員、記帳専任職員等のそれぞれの当該事業者ファイルを集めてみなければならず、利便性が悪い。

上記の状態に加えて、年度ごとのファイルとなっており、数年間の履歴を一覧するにはさらに煩雑となる。

上記の結果、人事異動があった場合にはパスワード管理も含めて、現実的に過去の履歴検索を速やかに行うことができない。

(8) 会員数の確定

長期間納付が行われていなくても、先方から申し出がない限り会員の脱退処理が行われていないため、会費未納のまま年月が経過し、実質的には会員とは言えない事業者についても会員名簿に登載される恐れがある。

会員名簿搭載の基準については、各商工会で異なっているケースもあることから、連合会において統一した基準を設けて、運用する必要がある。

(9) 記帳指導の位置づけ

記帳指導が非常に多い。記帳指導の目的は事業者の自計化と考えられ、そこに至る道筋をつけるためのアプローチの仕方を明確に準備し、各商工会に提示する必要がある。

記帳指導期間がいつまでも継続しては、業務が増え続けるばかりではないだろうか。

以上の点を早急に改善し、各商工会と連携して、地域の中小企業を支援し、地元経済に貢献されたい。

大分商工会議所

((意見 ①))

・経営指導員の配置

本所のほか市内 6 箇所に経営相談センターを設置しており、会計は統合されているものの、それぞれに経営指導員を配置している。経営支援という専門性が要求される業務については多くの事例の比較検討、指導員の間でのディスカッションなどによってその能力が高められることから、各支所に所属する経営指導員を本所一か所の所属として、お互い切

磋琢磨することによってその能力をより高めていく必要がある。

各支所の経営指導員を一か所に集約することは、現状の経営指導員の能力を高めることに役立ち、結果的に各支所での経営支援力の向上につながる。このことから各支所の経営指導員の集約は各支所でのサービス低下になるものではない。

((意見 ②))

・経営改善普及事業

部会、委員会の活動も重要ではあるが、指導員は本来の業務である巡回指導との兼ね合いの中でバランスを取る必要がある。大分商工会議所の場合には支所や大分県におけるその他の商工会議所にかかわる全体業務も行っていることから、その調整的な間接業務負担も無視できないであろう。しかし、特に大分市における巡回業務が不十分であれば、商工会議所の地盤沈下は避けられないと考えられる。

女性会や青年部に関する活動については、それぞれ若手後継者等育成事業として県の補助のもと、講習会や研修会等が行われている。問題はこれらの活動に対して、経営指導員の時間が割かれ、本来の経営指導がおろそかになってしまわないかという危惧である。

女性会や青年部における若手後継者育成事業そのものについても、現在のような厳しい経済環境の下、従来と同じやり方で企業経営を担う人材を育てる大きな効果があるかということに関しては十分な検討を行う必要がある。

時代は大きく変化している。経験上言えることだが、この閉塞状況の中で伸びていけるのは、まず自身の事業に十分専念して、失敗も経験し、真剣に悩み、自ら範を求めて積極的に人を尋ね学び取るような人間ではないのであろうか。

したがって、経営指導員のこれら部会活動に係る業務負担が重くなり、小規模事業者への巡回業務が十分にできないとなると問題がある。

また、間接業務を縮減しても、実のある巡回指導件数が増えなければ、単に業務が軽くなるだけであり、効果を発揮できない。そのため、数値目標を定めて進捗管理を十分に行うべきである。ごく稀にしか訪問しない先からは信頼されることはできないと考える。現状は計画の立て方について統一した考え方が見受けられず、組織力において改善すべき点がある。

業務日報、経営カルテに基づき、ヒアリングを行い巡回指導や窓口指導の内容を検討したが、中にはいまだ知識や経験が不足し、今後十分な教育、訓練を積まなければならないケースもある。また、先方との行事の打ち合わせ等が主で巡回指導と呼べないケースもある。もちろん、マル経融資の斡旋や記帳指導（代行）等の業務もあり、特に記帳指導については経営指導の入り口と考えられることからそれなりの意義はあるが、これらのみで地場企業のニーズに対応した経営支援が行われ、補助金の十分な効果の発揮を見出すことは難しい。

週一回のミーティングは行われているが、経験の浅い経営指導員に対して十分な指導、

教育を行うには十分ではない。巡回を行い、そこで現実の経営に触れ、話を聞き、経営者と一緒に考え、悩むことから始めるしかない。

創業支援については窓口支援となることが多いが、ヒアリングや業務日報の閲覧などから創業相談は年間 60 件程度と考えられ、担当する指導員も知識・経験のレベルが高いことから、その能力を生かすためにも、可能な限り巡回を行いフォローアップする必要がある。

((意見 ③))

・経営カルテの記載

経営カルテに記載された情報が支援先情報としては十分でなく、これによって経営支援に役立つとは言えない。中小企業の場合にはその沿革や後継者の有無、家族構成や資金繰り等を背景情報として認識していなければ、有効な経営支援を行うことは難しいが、現状このような情報が蓄積されたものとなっていない。また大部分のカルテが履歴管理の意味合いが強く、支援ノウハウの蓄積や課題の明確化、今後の方針の記録となっておらず、早急にカルテとして蓄積すべき内容の改善を行うべきである。

カルテによる文書化を行うことによって、上席者が若手経営指導員の OJT を行う上での重要なツールとしても役立てることが可能となる。

((意見 ④))

・記帳指導料収入の管理

相談部特会の記帳指導料収入については、台帳管理せず担当者ごとの把握に任せており、当該収入の未収管理について改善の必要がある。

((指摘事項))

・決算処理

経費支払は、出納閉鎖期間を設けて、期末をはさんで現金主義的に処理されており、会計基準に沿った処理ではなく問題がある。例えば当年度に係る経費について、3月に請求があり4月に支払った場合、4月に経費計上している。3月末に計上しているものがあるとしても、未払金勘定は計上されていないことから、このような場合は預金で調整しているようである。したがって、未払いであるにもかかわらず、

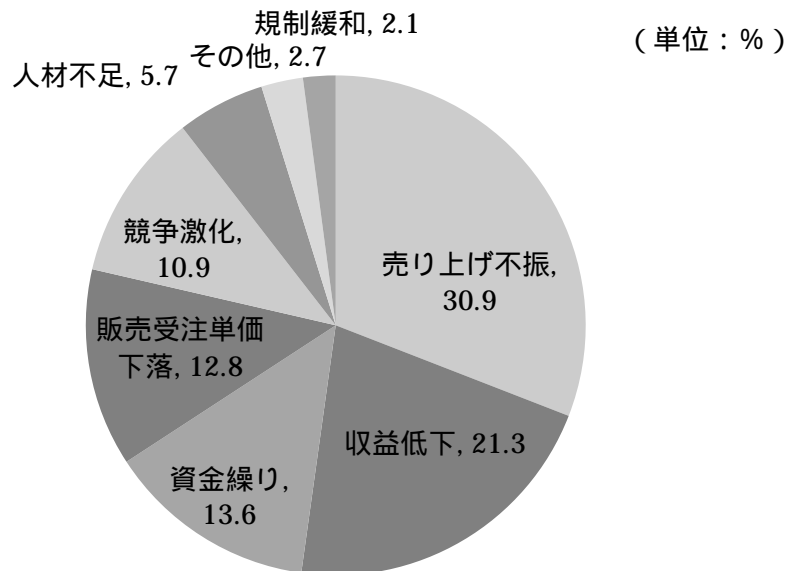
(借方) 経費 × × × (貸方) 預金 × × ×

として処理されていると考えられ、その結果、期末時点で預金残高が実残高と相違することとなり、照合する上で望ましくない。

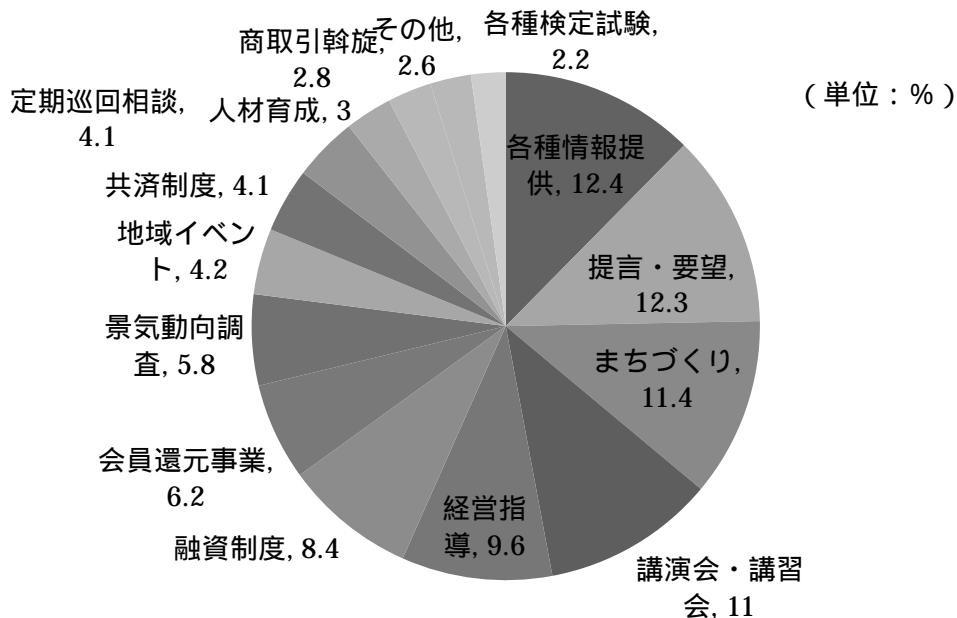
預金照合は内部統制上重要性が高いことから、現状のやり方を速やかに改善する必要がある。

当会議所は平成 21 年 4 月より平成 22 年 3 月にかけて創立 80 周年を機に会員訪問活動においてアンケートを実施しており、その結果は以下のとおりとなっている。

会員企業の直面する経営課題について



商工会議所が今後充実すべき事業について



このアンケート結果からわかることは様々な経営課題に直面する会員企業が、その解決の手助けを現状の商工会議所の経営指導には求めているのではないかとのことである。

このアンケート結果を受け止め、期待される経営改善普及事業、経営指導員を目指して、改革を行う必要がある。

別府商工会議所

((意見 ①))

・経営改善普及事業

指導記録によれば、途中まで良好な指導が行われているにもかかわらず、その後、一年以上の長期にわたって、まったく訪問が行われず、そのままの状態になっているケースが見られた。巡回指導を強化する取組を行っているが、今後はより計画性のある巡回が課題である。

巡回は行っているが、経営カルテに記載されていないケースも散見された。カルテは最低限、履歴機能が必要であり、記載漏れは極力防止すべきである。またカルテに記載する内容の基準が明確でなく、査閲も不十分であるため、指導員によって記載内容に濃淡がある。

ミーティングは週一回行われているが、若手の経営指導員へのヒアリングから、十分なコーチングが行われているとは言えない。中小企業相談所長は経営指導員の指導内容につき記録された書面を査閲し、指導内容の是非や指導員のコーチングに利用すべきである。

((意見 ②))

・会計処理

現金主義の会計になっており、未収、未払い等が反映されていない

((意見 ③))

・領収書の管理

領収書綴りの受払い簿がなく、書き損じの処理が適正になされていない。

((意見 ④))

・未収会費の管理

会費の未収については、特に督促等行っておらず、単年度で約 2 百万円の未収があり、3 年分で約 6 百万円となる。3 年間会費が未納であっても、会員からの申し出があった場合や事業所がなくなっている等の状況でもなければ、会員名簿より削除することはしていない。その結果すでに実質的に会員でなくなっても会員として登録されているケースがあり、会員数が過大となってしまう恐れがある。

((指摘事項))

・預かり金（源泉徴収の預かり金等）が、1,841,992 円、簿外処理となっている。

中津商工会議所

((意見 ①))

・巡回訪問の目的

経営カルテの閲覧、指導員へのヒアリングから判断すると、巡回訪問の目的が、会議所の会員獲得等の営業色の強いものと言わざるを得ない。

商工会議所の活動、特に経営改善普及事業は、地域企業のサポートを通じて、その繁栄を手助けすることに主眼があると考えられ、県の補助金の目的もそこにある。

経営改善普及事業を強化することによってこそ、本当の意味での新たな会員の獲得や既存会員の維持が可能となるということを強く認識し、意識を改革して取り組む必要がある。

((意見 ②))

・経営カルテの記載

可能な限り巡回を行うように促されており、巡回件数は多く、労働時間数に対する巡回時間の割合は高くなっている。指導員によっては6割から7割と考えられるが、経営カルテを閲覧し、質問した状況から、巡回計画の立案が十分でなく、かなりの頻度で訪問している相手先もあれば、一年以上訪問がない先もある。

その結果、相談案件においてフォローアップが行われず、そのままの状態で長い期間経過してしまっているケースがあった。先方の指導に対する考え方に基づくものであればよいが、計画性の欠如によるものもあることがうかがわれることから、訪問計画の立案を工夫する必要がある。

また、経営カルテにどのような内容まで書き込むのか、会議所内でのコンセンサスが十分ではなく、カルテの記載が単なる訪問履歴となっているケースが大半であり、当該訪問先において把握した経営課題の記載やこれに対する経営指導員の対応、その後の結果等、巡回指導における重要な要素の記載がなされていないものが多かった。

特に平成22年度は指導員が欠員したことから、多忙のため日報の記載が行われていないケースもあった。

このような場合には経営カルテの記載も行われないうこととなり、カルテの履歴機能すら失われることとなる。また融資相談案件において、提案を行った後、先方よりその顛末の連絡があったが、カルテに記載されていないケースもあった。

当会議所の場合には巡回訪問の件数というよりは、一件ごとの中身の充実が課題であり、経営カルテ記載の改善もその一環としてとらえる必要がある。

佐伯商工会議所

((意見 ①))

・ 経営改善普及事業

平成 23 年度は巡回目標を設定し巡回の頻度を高めることにしているが、指導員によっては様々な委託業務に係る事務局業務が絡んで、巡回業務の比率が極端に低くなっていると考えられるケースがある。

指導員の能力向上が経営改善普及事業の生命線であり、それは単なる机上の研修ではなく、継続的な質の高い巡回によって可能となる。したがって、上席者は戦略的な視点に立って指導員の巡回比率を高めるよう人員配置等検討されたい。

経営カルテをもとに各経営指導員に面談を行ったところ、以下の点について早急に改善すべきと考えられる。

）カルテの記載及び面談の内容から、事業者のニーズを十分に把握できておらず、またそれへの対応が不十分と考えられるケースがあった。

原因としては、経験不足や巡回不足による事業者との関係の希薄さ、経営カルテ等への記載が不十分なために事業者の情報が蓄積されておらず、巡回訪問の深度が浅いこと等の原因があると考えられる。

特に経営カルテの記載内容が、単なる巡回履歴となってしまうケースが多い。

）継続訪問を行っていたが、相談を受けたのち、次の訪問までに長期間空いてしまうケースがあった。巡回訪問に計画性を持たせることによって、時機を逃さない継続的な訪問が必要である。

総務委員会で会員にアンケートがとられている。これ自体は非常に良いことであり、事業の効果を把握するためにも必要と考えられることから、一定の間隔をあけて行うなど継続することが望ましい。

このアンケートにおいて、会員から期待されている佐伯商工会議所の今後取り組むべき事業として、経営指導関連事業の順位が決して高いとは言えない結果となっている。

経営改善普及事業は商工会議所の事業の大きな柱であるが、これがさほど期待されていないとなると当補助事業の存在意義にもかかわることから、会員から期待されるような巡回指導に積極的に取り組む必要がある。

そのためには指導員の能力向上が欠かせないため、現場主義を徹底させて、経験を積むことが欠くべからざる要件である。

((意見 ②))

・未収会費の管理

未収会費について督促を行っていないため、未収金が過年度より蓄積されている。
平成 22 年度末時点から三年以上経過して未収の状態の会費の内訳は以下のとおり(平成 17 年度まで遡って算定)である。

年 度	件 数	金 額
平成 17 年度	87 件	596,000 円
平成 18 年度	119 件	818,000 円
平成 19 年度	111 件	818,000 円
合 計	317 件	2,232,000 円

三年以上経過している未収会費については、回収の可能性は低いと考えられる。
事業者と交渉して回収の見込みがないものについては、実質的な会員の要件を満たすか否か検討を行い、会員名簿登載の可否を検討する必要がある。会員数の開示は実質的な会員であるべきと考える。

今後は会費の督促は確実にいき、その際、マイナスの業務と考えずに未収に至る経緯や会議所に対する不満等も十分に把握して今後の運営に役立てることが重要である。

未収管理台帳が年度別に分かれて作成されており、累計残が直ちに把握できないことから、会員ごとに累計残がわかり、総合計も直ちに判明するような台帳に変更するべきであり、入金も自動振り込みに切りかえていく必要がある。

((意見 ③))

・領収書の管理

未収金の消し込みと現金の取り扱いを分けることや領収書の管理を徹底することによって、最低限の内部統制を整える必要がある。

領収書については管理状況が悪く、管理簿がないことや連番が付されていない綴りがある。また、会計担当者の印がないため、実際にチェックがなされたのが判明しない状態のものがあった。早急に改善する必要がある。

2 5.. 大分県中小企業団体中央会補助金

担当部局 / 課名	部局名	商工労働部	所属名	商工労働企画課			
補助金等の名称	大分県中小企業団体中央会補助金						
1 目的、趣旨	中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進するため、大分県中小企業団体中央会が指導員を設置して行う、各種組合の設立、管理、事業運営等についての相談、指導、情報の提供等の事業に要する経費を補助						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県中小企業団体中央会補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他			()			
4 交付先	大分県中小企業団体中央会						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	103,659	97,077	95,962	104,990	111,517	112,731	111,149
6 変遷	開始年度	S30		経過年数	56		
	見直しや変遷の状況	18年度より交付税措置による県単独補助					
7 補助の態様	定額	中小企業連携組織推進指導事業に要する経費について定額補助					
	一定の率						
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	事務事業評価の成果指標により、効果検証を行っている						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	監査事務局による監査(随時)を受けるとともに、中央会での信憑書類等の調査を2年に1度実施						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	1		人件費概算 (単位：千円)	10,000		

(追加説明)

大分県中小企業団体中央会は、昭和31年2月に中小企業等協同組合法により設立され、中小企業の組合の組織、事業及び経営の指導並びに連絡その他組合の設立指導、監査等の組合の健全な発展を図るために必要な事業を行い、併せて中小企業の振興を図ることを目的とする組織である。

この補助金は中央会の運営に伴い、その指導員の人件費等を補助するものである。

(中央会の置かれた状況)

中小企業を取り巻く厳しい経済状況の下、当中央会の外部環境も大きく変わっており、その中でも、県内事業所数の減少、組合による共同事業の停滞、解散組合の増加と新規組合組織化数の減少に伴って、下の表のように中央会の会員数も減り続けている。

会員数・指導件数・組織化件数の推移

1 中央会会員数の推移

	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
事業協同組合	464	451	461	472	470	466	456	460	451	427	415	382
その他組合	135	139	145	151	157	159	170	171	173	175	169	161
計	599	590	606	623	627	625	626	631	624	602	584	543

2 指導件数の推移

	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
実地指導（組合）	2,312	2,212	1,980	1,810	2,293	2,618	2,768	2,722	2,459	2,531	2,335	2,141
窓口相談（件数）	3,079	3,168	3,575	3,541	4,831	4,937	5,521	5,478	5,342	5,201	4,079	5,169

3 組織化（（設立））件数の推移

	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
事業協同組合	10	3	13	17	8	7	8	13	7	4	6	4
企業組合	0	3	5	5	8	4	10	11	2	4	4	3
その他	1	1	1	1	-	-	-	1	1	-	-	-
合計	11	7	19	23	16	11	18	25	10	8	10	7

その他・・・商店街振興組合、LLP他

補助金の効果を把握するため、指導員が作成した報告書をもとに指導員と面談を行い、その業務内容について検討した。

その際、特に留意した事項は以下のとおりである。

誠実性・・・会員等に真摯に対応し、その問題点等について誠実に解決の手助けが
できているか

知識や経験・・・問題解決のための知識や経験は十分か

コミュニケーションスキル・・・会員等、あるいは上司、同僚等と問題なくコミュニ
ケーションが取れているか

問題点を捉えているか・・・会員等の問題点を把握し、そのニーズを把握しているか

対応がとられているか・・・上記で把握した問題点等に対して直ちに対処しているか

改善に結びついているか・・・上記対応が会員等の改善に結びついているか

なお、報告書の記載については概ね、その具体性、明瞭性等について留意した。

((意見))

・ 報告書を活用した OJT

上席者が指導員に対して、これまで以上に積極的に OJT(オンザジョブトレーニング：職場での訓練)を行う必要があり、中央会として組織的にその実行状況をモニタリングする必要はある。

指導員の人数が限られたコンパクトな組織であり、かつ全員が一か所に集約されていることから、上席者による OJT(オンザジョブトレーニング：職場での訓練)を主体とした後進の指導という意味では良い環境にあると言える。但し、そのような環境にあるからと言って、直ちに教育訓練が十分なされているかといえば、必ずしもそうではないところが難しいところである。

個性もあれば、コミュニケーションをとる場合でもそれぞれのやり方があり、十分な OJT(オンザジョブトレーニング：職場での訓練)がなされていない場合も意外と多い。

指導員への面談の結果、今後上席者は意識して積極的にコミュニケーションをとり部下に対して指導する必要があると考えられる。

上記とも関連するが、報告書の記載内容についても改善すべき点は多い。報告書については実績報告でもあり、情報の蓄積のためのツールでもあるとともに、上席者が部下の報告書を査閲することによって、その指導のための重要なツールともなることから、記載内容について、特にその明瞭性に注意して記載するよう対処されたい。

また、支援の内容では、申告や決算等の入口支援にとどまっているものもかなりあり、今だ不十分と考えられることから、報告書の記載についても、正確性、明瞭性などについて改善し、それを上席者が十分に査閲することによって、指導の品質を高める必要がある。

組合という特殊な領域で専門性を発揮して会員等にサービスを提供する組織は中央会を置いて他にはないことから、巡回指導をさらに充実・強化して補助金の効果を発揮すると共に地場の中小企業、組合に一層の貢献をしてもらいたい。

26.. 大分発ニュービジネス発掘・育成事業費補助金

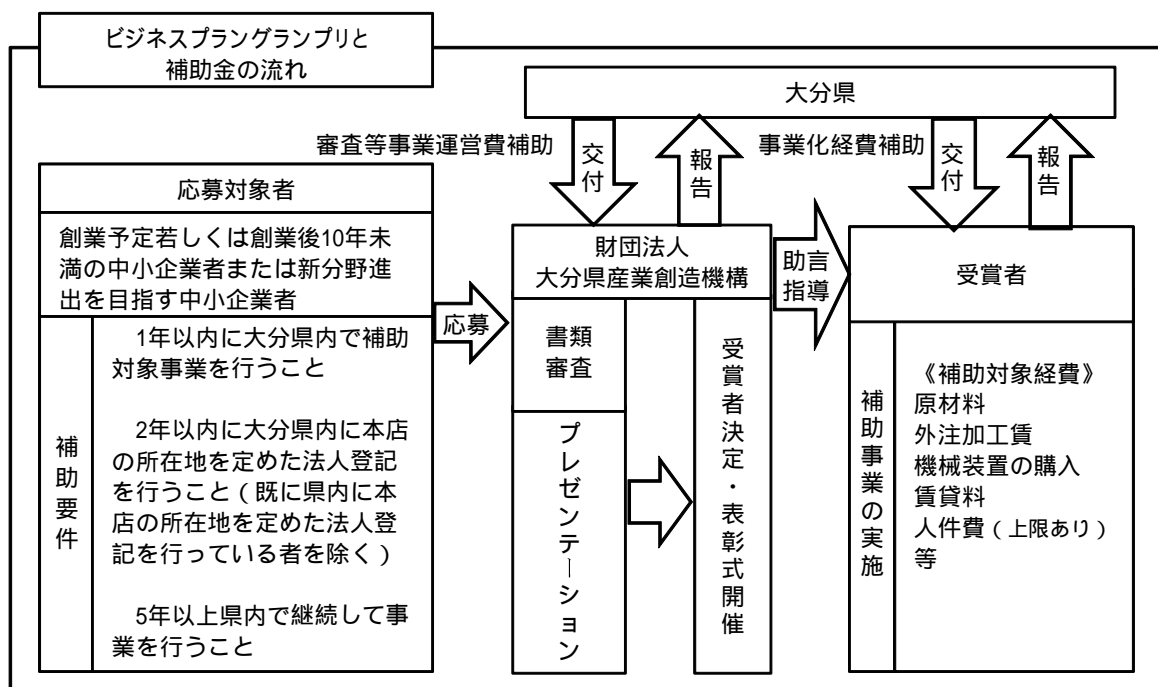
担当部局 / 課名	部局名	商工労働部	所属名	商工労働企画課			
補助金等の名称	大分発ニュービジネス発掘・育成事業費補助金						
1 目的、趣旨	地域経済の活性化及び新事業の振興を図るため、広く全国から優れたビジネスプランを公募し特に優秀なものに補助金を交付するとともに、県内における事業化を促進するためのフォローアップを行う。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	<ul style="list-style-type: none"> ・大分発ニュービジネス発掘・育成事業費補助金交付要綱 ・大分県地域新産業創出総合支援事業費補助金交付要綱 						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他 ()						
4 交付先	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスプラングランプリ受賞企業 ・財団法人大分県産業創造機構 						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	22,253	22,256	22,177	28,276	28,577	27,832	39,354
6 変遷	開始年度	平成15年度	経過年数	9年			
	見直しや変遷の状況	平成15年度「ビジネスプラン事業化支援事業」開始 平成19年度より「大分発ニュービジネス発掘・育成事業」					
7 補助の態様	定額						
	一定の率	10/10以内					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチャービジネスのチャレンジマインド喚起の指標として「申込件数」(30件/回) ・受賞後の事業化の指標として「売上又は雇用増企業割合」(累計50%)を設定両指標とも目標を上回って推移している。 						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	受賞企業のその後の状況を最低でも年2回の企業訪問により把握。支援策情報提供や支援機関紹介など、技術・経営両面からのフォローアップに努めている。						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.3		人件費概算 (単位：千円)	3,000		

(追加説明)

県内ベンチャー企業の競争力強化を図るため、県内外からビジネスプランを公募して、特に優秀なものを表彰し、県内での事業化を促進するため補助金を交付するものである(補助率は10/10以内、賞金額上限有)。

ビジネスグランプリ自体は財団法人大分県産業創造機構が審査等を実施しており、受賞者には、受賞翌年度に新製品・商品開発及び事業化に要する経費について県が補助金を交付することになっており、平成22年度までに8回開催され計367件の応募があり33件が表彰されている。

ビジネスグランプリと補助金の流れは以下のとおりである。



平成 21 年度の各賞と当該受賞者に対する平成 22 年度の補助金交付額は以下のとおりである。

平成 21 年度の各賞	平成 22 年度の補助金交付額
最優秀賞	7,500 千円
優秀賞	3,500 千円
優秀賞	3,500 千円
創業チャレンジ賞	500 千円
計	15,000 千円

((意見 ①))

・開催費用の検討

平成 22 年度の審査・開催に係る事務経費の主な内訳は以下のとおりとなっている。

- 1) 審査委員等への謝金 1,435 千円
- 2) 審査委員等への旅費 412 千円
- 3) 予備調査委託費 800 千円
- 4) 技術評価委託 1,837 千円

1) 審査委員等への謝金について

審査委員に 100 千円の謝金が支出されているケースがあり、また、審査委員とは別に、

表彰式記念講演者謝金として 300 千円、司会者に 50 千円が支払われている。
謝金が高額な理由はある程度のネームバリューのある人物に依頼するには必要とのことであった。

2) 審査委員等への旅費について

審査委員等が東京、福岡等の県外者となっており、また、審査委員等への旅費の中には、記念講演者本人のみならず、同行者の旅費も支払われている。
同行者の旅費については記念講演を行うための会場の一部設営のためとのことであったが、これについては必要性は低いと考えられる。

3) 予備調査委託費 800 千円について

応募者全てを対象に行われる予備調査を機構外部に委託し、約 1 ヶ月で事業評価を行っており、今回は 49 件について実施していた。これは予備的な審査を行うことによって、審査委員の負担軽減させるためとのことであった。

この予備的な審査資料を閲覧したところ、審査の基準にばらつきがあるとみられた。

4) 技術評価委託について

応募者の二次審査において実施される技術面の調査がおこなわれており、この年度は 7 件について実施されている。

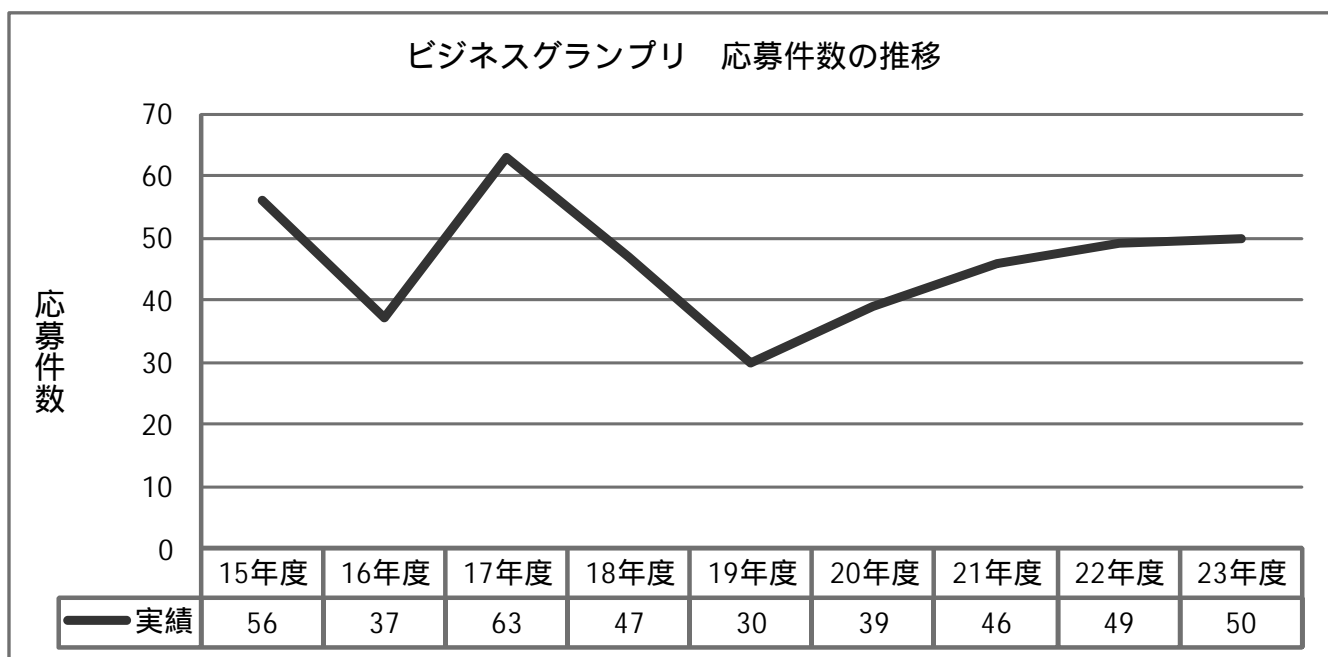
この技術評価について、評価書を閲覧し、担当者に質問した。評価自体は上記予備調査と比較して詳細に行われており、担当者によれば評価を受けること自体が応募企業にとって役に立っているとのことであった。

上記のとおり、審査・開催事務経費が 7,044 千円と補助金の 1 / 3 を占めており、非効率的な事業になっている。

((意見 ②))

・効果の検討

次のグラフは、年度ごとの応募件数の推移である。



上記推移からすると、応募件数は19年度に大幅に落ち込んだものの、その後は回復してきており、経済環境の悪い中で健闘していると言える。

受賞前と受賞後の企業の売上高と雇用者数の比較は以下のとおりとなっている。

平成15年度から平成21年度まで受賞企業の受賞後の状況

売上高	受賞前よりも増加	増加していない	計
	13件(45%)	16件(55%)	29件
雇用者数	受賞前よりも増加	増加していない	計
	14件(48%)	15件(52%)	29件

上記数値から半分以上の企業が売上高や雇用者数の増加につながっていないことがわかる。

過去に最優秀賞を受賞した企業では、7件のうち5件は売上が伸びておらず、審査で好成績を収めた企業が成功しているとは必ずしもいえない状況にある。

そこで、県がとりまとめたグランプリ受賞企業の状況調査をもとに、事業成果を金額ベースで検討した。

	内容	金額
売上貢献度	売上高受賞事業貢献分 (1)	190,243 千円
県の投資額	補助金総額 (2)	242,902 千円
	県職員 人件費 (3)	24,000 千円
	成果 投資額	76,659 千円

1 県が把握している 15 年度から 22 年度までの、ビジネスグランプリ受賞企業事業に係る売上高貢献金額の総合計 (数字はヒアリングや決算書の数字をもとに算出されている)

2 : 15 年度から 22 年度までの同事業補助金額の合計

3 : 15 年度から 22 年度までの県職員人件費計 (1 年度を 3,000 千円算定)

なお、

上の表を見ると、現在のところは投資対効果の面で採算が取れているとはいえないが、県の担当者によれば、今後売上げが見込める企業が存在することであった。

ニュービジネスは、研究開発から有能な人材の確保、販路開拓などさまざまな経営課題を抱えているものが多く、ビジネスリスクが高い。そもそもビジネスは創業者がリスクを背負った上でリターン獲得を目指すものであり、売上の獲得に要する費用は、本来は直接的な受益者となり得る起業家が負担するものである。しかし、ニュービジネスに関する民間による支援が遅れている本県において、県としては側面支援を行う意義が大きいとみて当該事業を実施している。

創業者のリスクの一部を公金で負担する以上、その効果は創業者のみならず、県民も何らかの形で享受できるような高い効果が求められる。グランプリは、マスコミ等に取り上げられやすく、県や企業としての PR 効果も一定程度はあるであろう。しかし、全体としてこれまでのところ、投資額に見合った成果は把握できなかった。ベンチャー支援については、単発的な支援だけでは成果を上げるのは容易ではないと思われる。今後も、受賞企業に対してフォローアップを継続するとともに、地道な支援を行っていく以外はない。

27. 中小企業経営革新対策費補助金

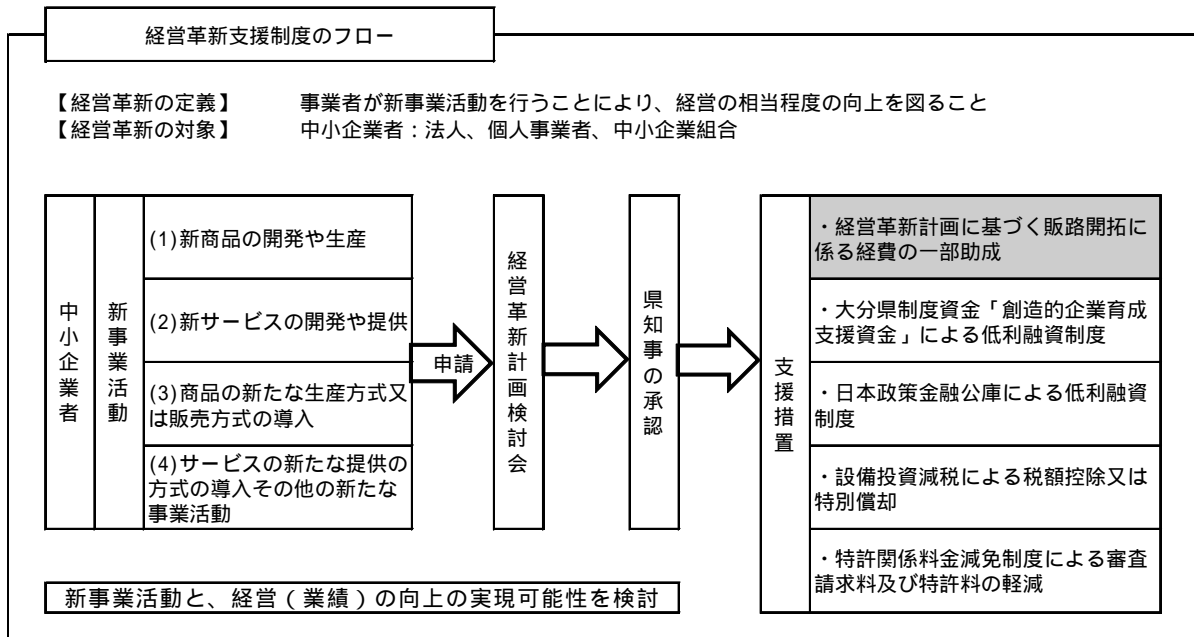
担当部局 / 課名	部局名	商工労働部	所属名	商工労働企画課 (経営金融支援室)			
補助金等の名称	中小企業経営革新対策費補助金						
1 目的、趣旨	中小企業者等が、経営環境の変化に対応し、新規事業や成長分野に果敢にチャレンジする「経営革新」を支援する。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県中小企業経営革新対策費補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他 ()						
4 交付先	経営革新計画の承認を受けた中小企業者等						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位:千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	24,000	18,300	16,940	16,842	20,506	33,371	14,025
6 変遷	開始年度	H18		経過年数	11		
	見直しや変遷の状況		H18に補助率を3分の2から2分の1へ見直し				
7 補助の態様	定額						
	一定の率	1/2以内					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業実施後、成果報告書徴収による効果の検証 ・経営革新計画の実行状況や決算内容等把握のため、定期調査の実施 ・経営革新取組喚起の指標として「経営革新計画承認件数50件/年」達成 						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	交付申請受理時に内容、金額の妥当性につき、ヒアリングの実施、実施状況について中間検査の実施、実績報告書受理時に支出証拠書類や成果品の確認を実施						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位:人)	0.8		人件費概算 (単位:千円)	8,000		

(追加説明)

中小企業の創意ある向上発展を図り、もって県内経済の健全な発展を図るため、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(新事業活動促進法)の規定に基づき経営革新計画の承認を受けた中小企業者等が、事業を実施するのに要する経費の1/2以内を補助するものである。

～中小企業新事業活動促進に基づく経営革新支援～

中小企業者やグループ等が、新製品の開発や生産、新役務の開発や提供等の新たな取り組みにより経営の基盤強化に取り組む経営革新計画(3年～5年)を作成して、県から承認を受けることにより、当該補助金や日本政策金融公庫の低利融資制度等が利用できるというものである。



経営革新計画承認件数の推移

年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
目標（件）	40	40	50	50	50	50
実績（件）	47	68	49	64	58	63

（（意見））

・目標設定と事後の検証について

平成 22 年度は 35 社で総額 16,940 千円の補助金が支出され、35 社のうち交付金額の上位 5社の補助対象経費の内訳をみると以下のようになっている。

	申請書における補助対象経費の内容	申請書の補助対象経費（計画）	変更後の補助対象経費（実績）	補助金交付金額
企業 A	テレビ CM 及び新聞折り込みチラシ	2,250 千円	3,030 千円	1,500 千円
企業 B	パンフ・チラシ作成、雑誌広告、ホームページ作成	1,848 千円	3,004 千円	1,500 千円
企業 C	広告料及びホームページ作成	3,093 千円	3,093 千円	1,500 千円
企業 D	パンフ作成、DM 送付、情報誌広告、ホームページ作成	2,500 千円	1,900 千円	920 千円
企業 E	広告物の印刷・発送代金	1,950 千円	1,950 千円	920 千円

補助金交付要綱によると、承認された経営革新計画に従って行う次の事業に要する経費について交付するものとされている。

1．販路開拓のための広告事業

- 専門家の委嘱等により行う調査及び指導
- 国内外での展示会等の開催及び参加
- 新商品の広告宣伝等の広報事業
- その他販路開拓のための広報事業として知事が適当と認めた事業

2．販路開拓のための研修事業

- 販路開拓に必要な販売員等の研修
- その他販売開拓のための研修事業として知事が適当と認めた事業

上位 5 社の補助対象経費の内容をみると、すべてが『1．新商品の広告宣伝費等の広報事業』の枠内であると思われる。

経営革新計画承認のポイントの中には、計画の実現可能性（実施内容・実施時期・資金調達可能性・設備投資計画の妥当性等）が挙げられている。

しかし、各企業の販売促進計画を閲覧したが、販売促進体制や課題に対する取り組み状況及び予定の中には、活動に対する具体的な達成目標が記載されておらず、実現可能性を計る指標も見えなかった。また広告宣伝による売上の見込みが示されておらず、販売促進計画に関する実現可能性が十分に考慮されずに、補助金が交付されているのではないかと感じられた。

経営革新計画が当事業によって実現されているのか。事業の効果を検証するため、平成 21 年度に交付された補助金額上位 10 社について 1 年目（平成 21 年度）と 2 年目（平成 22 年度）における経営革新計画の達成度及び売上の増減を確かめた（下の表）。

経営革新計画の達成度について

項目	1 年目（平成 21 年度）	2 年目（平成 22 年度）
経営革新計画上の売上高を上回った （目標達成）	1 社	1 社
経営革新計画上の売上高を下回った （目標達成せず）	9 社	8 社
計	10 社	9 社

1 社については平成 22 年度の売上が把握できていない。

売上の増減

項目	1年目(平成21年度)	2年目(平成22年度)
計画承認前の売上高よりも増加	3社	3社
計画承認前の売上高よりも減少	7社	6社
計	10社	9社

1社については平成22年度の売上が把握できていない。

上記のとおり、経営革新計画どおりに業績が順調に推移しているものは1社であり、また、計画承認前の売上高より減少した企業が2/3以上あることから、提出された資料からは事業の効果が十分にあがっているとは言えない。

企業の業績は経済環境に大きく左右されることから、昨今の景気動向の中においてこの数値だけでは厳しい見方とも言えるため、以下に担当部局から提出された、平成12年度～平成21年度にかけて補助金を活用した企業に関する次のようなデータを掲載する。

- ・「計画承認時に比べ計画終了後に売上を伸ばした企業」58.2%
- ・「年率3%以上の付加価値額（または一人当たり付加価値額）を達成した企業」56.9%
（一般的な中小企業では18.9%（中小企業庁算出数値））

リターン（売上）の獲得を図る企業は、リスク（コスト）をその企業自ら負担するのが当然であり、コストを補助金で賄うということは、リスクを県民が負担していることになる。

補助金が企業の経営革新に有効に利用され、やがては県民もその利益を享受できるよう、県は継続したフォローアップ及び検証を行っていく必要がある。

28. 大分県工業技術高度化推進事業費補助金交付金

担当部局 / 課名	部局名	商工労働部	所属名	工業振興課			
補助金等の名称	大分県工業技術高度化推進事業費補助金交付金						
1 目的、趣旨	大分県工業団体連合会が、技術力の向上、人材育成・確保及び情報の収集・活用を図るために行う事業に対し補助することにより、本県工業の振興・発展を促進する。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	無						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他		()				
4 交付先	大分県工業団体連合会						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	3,000	0	0	0	0	3,457	3,457
6 変遷	開始年度	昭和63年度		経過年数	24		
	見直しや変遷の状況		平成20年度から、大分県工業団体連合会が事業実施していないことから補助金の執行を停止している。				
7 補助の態様	定額	報償費、旅費、庁費に対して3,000千円定額補助					
	一定の率						
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	事業(工業振興対策事業)について、事務事業評価を行っていない。 平成20年度から、補助金の執行は行っていない。						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	平成20年度から補助金執行を行っていない。						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.05		人件費概算 (単位：千円)	500		

(追加説明)

大分県工業技術高度化推進事業費補助金交付要綱第1条で「知事は、本県工業の振興・発展を促進するため、大分県工業団体連合会が、技術力の向上、人材の育成・確保及び情報の収集・活用を図るために行う事業に対し、予算で定めるところにより大分県工業技術高度化推進事業費を交付する」とされており、第2条で補助金交付の対象となる経費は、以下の事業に必要な経費であり、補助率は補助対象経費の2分の1としている。

(1) 工業技術調査研究事業

情報収集及び研究会の開催等を通じて技術力向上策の検討や先端技術への取組みの強化を図る事業

(2) 工業技術相談指導事業

相談員等による相談・指導及び情報の提供等を行い、技術力の向上及び人材の育成を図る事業

ここで大分県工業団体連合会は、県内工業関係機関及び団体等の連携と交流を通じ、技術向上や人材の育成・確保並びに情報の収集・活用等について創意工夫とその具体的対策

を講じ、本県工業会の資質向上と諸問題の解決を図ることにより、大分県の工業の発展に寄与することを目的とし、そのために、工業技術の開発・研究、人材の育成と確保、情報の収集とその活用、産・学・官の連携交流、立地企業と地場企業の連携交流、工業振興に係わる提言・要望等の事業を行う組織である。

（意見）

大分県は大分県工業団体連合会に対して平成 19 年度に 3,457,000 円の補助金を交付して以降、平成 22 年度まで補助金は出していない。これは平成 20 年度以降は大分県工業団体連合会が上記の補助対象事業を実施していないためである。

この補助金の枠組みが現在の県下工業関係機関の実情にそぐわない部分があるのではないかという観点から、要綱の見直しを含めて検討すべき時期に来ていると言える。

29.. 中小企業情報化推進事業費補助金

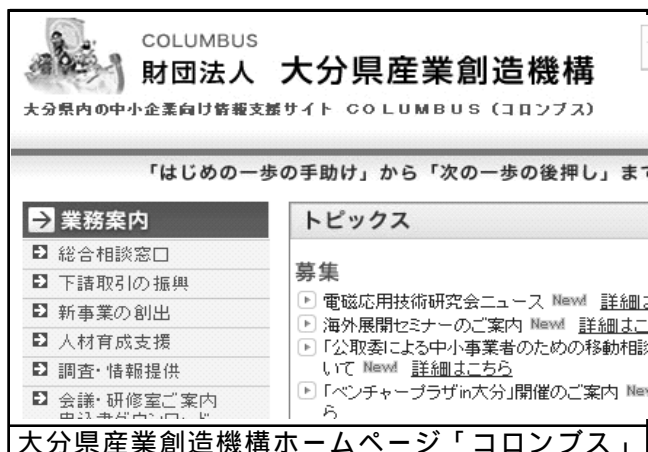
担当部局 / 課名	部局名	商工労働部	所属名	工業振興課			
補助金等の名称	中小企業情報化推進事業費補助金						
1 目的、趣旨	中小企業は、大企業と比較して、資本、人材、設備、情報などの経営資源が劣っており、事業活動を行ううえで不利となっている。本事業は、県内中小企業に対し、企業経営に関する有益な各種情報の提供を行い、取得した情報の企業活動への活用と経営の安定・向上を図るものである。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	中小企業新事業活動促進法、中小企業支援法、中小企業情報化推進事業費補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他		()				
4 交付先	財団法人大分県産業創造機構						
5 過去 5 年間の推移及び 23 年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	23,131	23,666	23,666	26,220	25,682	26,078	28,777
6 変遷	開始年度	S54		経過年数	32		
	見直しや変遷の状況						
7 補助の態様	定額						
	一定の率	10 / 10 以内					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	・事務事業評価の成果指標により、効果検証を行っている。 ・次年度予算編成時期や年度終了後の実績報告書において、前年度の実績等を検証するため、ホームページの利用件数、FAX 配信サービスの提供回数、情報誌の発行回数により、効果測定を行っている。						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	・年度当初の交付申請書類の審査・交付決定後は、9 月末時点の遂行状況報告書による審査、年度終了後の実績報告書による審査を行っている。 ・交付先担当課を随時訪問し、事業の実施状況や利用中小企業の意見等について把握を行い、必要に応じて指導を行っている。						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.2		人件費概算 (単位：千円)	2,000		

(追加説明)

中小企業が経営管理の合理化、高度化を円滑に推進できるよう、中小企業者に対し、企業経営等に関する各種の情報提供等の支援を行うため、事業実施主体である財団法人大分県産業創造機構に対しその経費を補助するものである。

～事業～

- ・ ホームページ「コロンプス」の運営に係る経費の補助
- ・ 情報収集及び中小企業への情報提供に係る経費の補助
- ・ 月刊誌「創造おおいた」の作成経費の補助
- ・ 上記事業を達成するための管理運営に係る経費の補助



平成 22 年度の補助金額の内訳は以下のとおりである。

内訳	「コロンプス」 運営事業	情報収集・ 提供事業	情報誌作成事業	管理運営事業
補助金額(千円)	6,851	1,441	3,305	12,068
	計			23,665

(指摘事項)

- ・ 県派遣職員の人件費負担について

県派遣職員に係る一部手当等が、県補助金として支出されている。

平成 22 年度に交付された 23 百万円の補助金のうち、12 百万円は管理運営事業の管理運営費の費目として支出されている。

交付要綱によると、管理運営事業とは、ホームページ「コロンプス」の運営や、中小企業への情報提供、月刊誌「創造おおいた」の作成等の事業を達成するための管理運営事業とされている。しかし、管理運営費については、具体的な経費の内容は何ら定められていない。

管理運営費 12 百万円の内訳をみると、県派遣職員の一部手当等(通勤手当、勤勉手当、共済費(事業主負担))であることがわかる。

県派遣職員の人件費については、法律や条例で以下のようになっている。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第六条第一項によると、地方公共団体は派遣職員には職員派遣の期間中、給与は支給しないとされている。

派遣職員は派遣先の業務を行うのであるから、その人件費は当然に派遣先が負担するというのが原則である。しかし、同条第二項においては条例で定めるところにより派遣元である地方公共団体が給与支給できるものとされている。これは、派遣先での業務が、地方公共団体の委託業務や共同業務、地方公共団体の事務の支援・補完にあたる業務として地方公共団体の施策の推進が図られる場合に限り、実質的に地方公共団体の一業務であるものと判断し、派遣元である地方公共団体が条例で定めることにより、給与支給できる「例外規定」である。

大分県では、法第六条第二項に該当する場合には、公益法人等への職員の派遣等に関する条例第四条により、県が派遣職員の給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当を支給することができるとしている。

したがって、平成 21 年 12 月 10 日における、自治体による、派遣職員の給与支給方法に関する最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるように見直す必要がある。

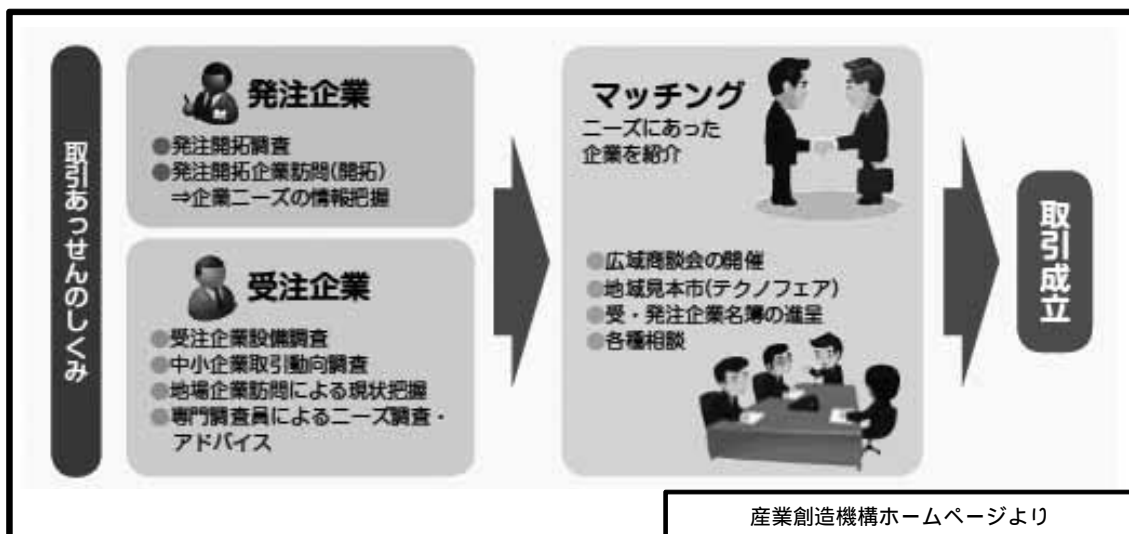
30.. 下請企業振興事業費補助金

担当部局 / 課名	部局名	商工労働部	所属名	工業振興課			
補助金等の名称	下請企業振興事業費補助金						
1 目的、趣旨	県内中小企業が安定的な受注確保や下請取引による紛争解決を単独で図るのは困難であるため、中小企業振興協会である財団法人分県産業創造機構による下請取引のあっせんや紛争解決のための相談指導を推進することにより、下請企業の受注確保や円滑な取引を促進し、下請中小企業の振興を図る。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	下請中小企業振興法、下請企業振興補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他		()				
4 交付先	財団法人分県産業創造機構						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	40,495	40,495	38,902	39,871	38,162	42,647	50,128
6 変遷	開始年度	昭和50年		経過年数	27年		
	見直しや変遷の状況		H17までは一部国庫による補助あり H18以降は県単事業として実施し、現在に至る。				
7 補助の態様	定額						
	一定の率	10/10以内					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	下請あっせん取引のうち、あっせん成立件数を成果指標として、事務事業評価により効果検証を行っている。次年度予算編成時期には、前年度の実績として下請取引の振興状況をあっせんの紹介件数や当初受注金額などを含めて評価し、相談指導の状況は内容別相談件数等で効果検証を行っている。						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	下請あっせんの状況として受発注の申し出件数、あっせん成立件数や当初受注金額等を毎月報告してもらうとともに機構担当者と情報交換を行い、適時事業の状況を把握している。10月には事業遂行状況報告書の提出により事業の進捗状況を確認し、年度末には事業実績報告書の提出により事業結果を確認している。						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.5		人件費概算 (単位：千円)	5,000		

(追加説明)

受発注のあっせん及び下請取引上の苦情・紛争処理等に対する相談業務等を行うため、事業実施主体である財団法人分県産業創造機構に補助金が支出されている。

あっせんの仕組み、補助金の内訳(平成22年度)、あっせん成立件数の推移は次のとおりである。



補助金の内訳

補助事業の内容	内訳	補助金の額
指導員・補助員の人件費	俸給・福利厚生費等	27,568 千円
業務管理諸費	庁費等	1,711 千円
下請取引あっせん指導費	旅費、見本市出展事業費等	5,770 千円
経営等指導事業費	専門調査員事業費	3,195 千円
苦情紛争処理事業費	顧問弁護士料	600 千円
調査情報提供事業費	登録設備調査費	55 千円
合計		38,902 千円

あっせん成立件数

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
目標	60件	60件	60件	70件	70件	70件
実績	68件	71件	81件	94件	81件	105件

平成 22 年度までの登録企業数（累計）は発注企業 214、受注企業 727

((指摘事項))

・ 管理部門職員の人件費について

下請取引あっせん事業は（財）大分県産業創造機構の取引振興課で行われているが、総務課のプロパー職員 1 名の人件費の全額が当該事業補助金から支出されている。

機構の辞令では当該職員は、総務課と取引振興課の双方の主任を兼任するものとされているが、組織図を見ると当該職員は総務課に記載されているものの、取引振興課には記載されていない。

総務課職員の人件費については、補助対象事業である下請企業振興事業にあたらないため、補助金の対象とならず、下請企業振興事業に係る業務についてのみが補助の対象となる。

そこで、当該職員の両課における業務時間が問題となるが、機構及び県では総務課と取引振興課において、それぞれどの程度の勤務時間や業務量があったかということを検討していない。

下請企業振興事業に係る会計伝票等（旅費経費等）を閲覧したところ、当該職員が同事業に係る業務を行った形跡が、他のプロパー職員と比較して少ないとみられ、総務課の業務についても相当な時間を割いていることが推察される。したがって、補助対象ではない総務課業務に係る人件費相当分まで補助されている可能性が高い。

今後、県及び機構は業務の実態を明らかにした上で、補助対象事業と異なる事業（業務）を行う兼務職員については、当職員の人件費総額を勤務日数や作業量等を加味する等して合理的な配賦基準を設定して、補助対象事業に係る人件費のみを補助するよう改善すべきである。

（意見）

・発注企業の登録数について

発注企業の登録数が平成 22 年度はわずか 1 件となっている。

あっせん成立件数を変化させる主な要因として次の 4 つが考えられる。

景気動向

県外企業からの発注件数の増減

登録発注企業の増減

1 企業あたりの発注件数の増減

平成 22 年度（単年）の登録企業数をみると発注企業 1（受注企業 11）となっており、平成 21 年度から平成 22 年度にかけてあっせん成立件数は増加している。

確かに景気動向、経済状況は非常に厳しく、成果を求められるのは大変であるが、経済状況が良くなれば、数値が高まるのはある意味必然であり、補助金が入るからには厳しい環境においてこそ、中小企業の役に立てるように、下請取引のあっせん成立確保のために発注企業数の獲得に努められたい。

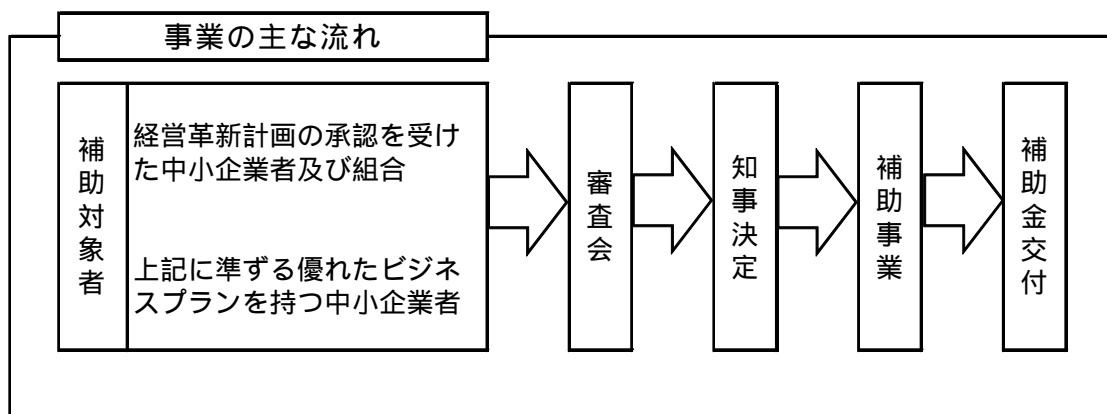
3 1 .. 大分県中小企業新製品・新技術実用化開発支援事業費補助金

担当部局 / 課名	部局名	商工労働部	所属名	工業振興課			
補助金等の名称	大分県中小企業技術製品開発支援事業費補助金 (現：大分県中小企業新製品・新技術実用化開発支援事業費補助金)						
1 目的、趣旨	新製品開発を促進するため、新たな事業展開や製品の高付加価値化、事業化に直結する新製品・新技術の開発の一部に対して助成を行い、地場産業の活性化、地域中小企業の振興を図る。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県中小企業新製品・新技術実用化開発支援事業費補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他 ()						
4 交付先	H22：九州ナノテック光学1,500、大建コンクリート1,580 H21：コイシ4,000 H20：松尾機器産業3,600、なかしま4,000、アーテック3,964 H19：九州エアーテック3,553、カワベ1,000 ミヤシステム3,600 H18：後藤体器4,619、ざびえる4,500、栗山機工4,200 原田総合5,032 光電3,390						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	5,000	5,000	3,080	4,000	11,564	8,153	21,741
6 変遷	開始年度	H18		経過年数	5		
	見直しや変遷の状況		・ H21までは大分県中小企業技術・製品開発支援事業費補助 ・ H22に対象企業拡大・名称変更を行い現在に至る				
7 補助の態様	定額						
	一定の率	1 / 2 (最大2,500千円、H21までは最大4,000千円)					
	その他	H19までは一部2 / 3補助、最大5,330千円					
8 現在行っている補助金等の効果の検証	・ 事務事業評価の成果指標により、効果検証を行っている ・ 次年度予算編成時期に、前年度の実績等を検証するため、効果測定を行っている						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	・ 交付申請書、実績報告書など書類によるモニタリングを実施している ・ 必要に応じて、企業訪問による現地確認や成果物チェックなどを実施している						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.2		人件費概算 (単位：千円)	2,000		

(追加説明)

当該事業は、経営革新に取り組む中小企業者または、それに準ずる優れた事業計画に取り組む中小企業者等が行う事業化に直結する新製品・新技術等の開発経費の一部を支援するものである。

補助金交付企業は、大学教授や産業科学技術センター長等からなる審査会による審査を受け、最終的に知事により決定されており、平成22年度は2件が採択されている。



補助対象経費は以下のとおりである。

補助対象経費				
謝金	旅費	事務庁費	構築物費	機械装置費
工事器具費	外注費	技術指導費	直接人件費	委託費

((指摘事項))

・補助対象経費の処理について

県は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」「大分県中小企業新製品・新技術実用化支援事業費補助金交付要綱」に基づき、「新製品・新技術実用化支援事業に係る補助金の手引き」を作成し、補助事業のスケジュールや補助金の制度、補助事業の経理などを記載している。

補助事業の経理については、県の会計事務処理の方法に準じているものや、過去に行われた会計検査院の現地検査で指示された事項等をもとに、補助対象経費や取引方法について一定のルールを定めている。

平成 22 年度の交付先から提出された事業実績報告書を閲覧したところ、以下の点について不備があった。

現金払いについて

現金払いによる領収書は、支払証拠能力が低いいため少額でも現金払いは禁止されているが、事務庁費に区分される消耗品関係の支出について、代引きによる現金取引が行われていたり、領収書から判断する限り現金決済されているとみられる取引が検出された。

他の取引との相殺による支払について

補助対象経費の支払を明らかにするため、他の取引との相殺による支払は禁止されているが、テスト板製作費に係る領収書の中に他の取引と相殺されたことが記されているものがあつた。

担当部局としては、交付先が手引きに沿って適切な処理を行っているか、きちんとチェックした上で、必要に応じて交付先に修正を促すよう指導すべきである。

((意見))

・補助金の効果について

県は、平成 18 年度から平成 21 年度までの製品開発支援事業交付先 (12 件) を訪問し、) 事業化の有無及び) 事業の成果 を聞き取りしている。主な聞き取り結果は以下のとおりである。

) 事業化されているか否か

- ・事業化された...11 件
- ・事業化されていない...1 件

) 事業の成果について (回答 11 件)

- ・売上や利益増加の実績が少ない、またはない...5 件
- ・商品に多数の不具合が生じた...1 件
- ・引合いが増加した...1 件
- ・大幅な増産と品質向上につながった...1 件
- ・作業の効率化が図れた...1 件
- ・効果が判断できなかった...2 件

当該補助金の目的は、新たな事業展開や製品の高付加価値化、事業化に直結する新製品・新技術の開発の一部に対して補助を行い、地場産業の活性化、地域中小企業の振興を図ることを目的にしている。そのため新製品・新技術の開発の助成そのものに目的があるのではなく、あくまでも地場産業の活性化・地域中小企業の振興ができてこそ意義がある。従って、補助金の効果は事業化の有無だけではなく、事業化による経営改善や取引企業の拡大等を評価対象とするべきである。

そこで、上記) を見ると経営改善の実績がないところが目立ち、地場産業の活性化や中小企業の振興につながっているとは明確に判断できない。

確かに景気動向、経済状況は非常に厳しく、その中で成果を求められるのは大変である。しかし、経済状況が良くなれば、地場産業も潤うことはある意味必然であり、補助金が入るからには厳しい環境においてこそ、地場の中小企業の役に立てるような施策を行っていくことが求められるのではないだろうか。

したがって、採択に当たっての審査とその後のフォローを十分に行うことによって、事業の成果を高める努力を行う必要があり、これができなければ当該事業については、見直しを検討するべきである。

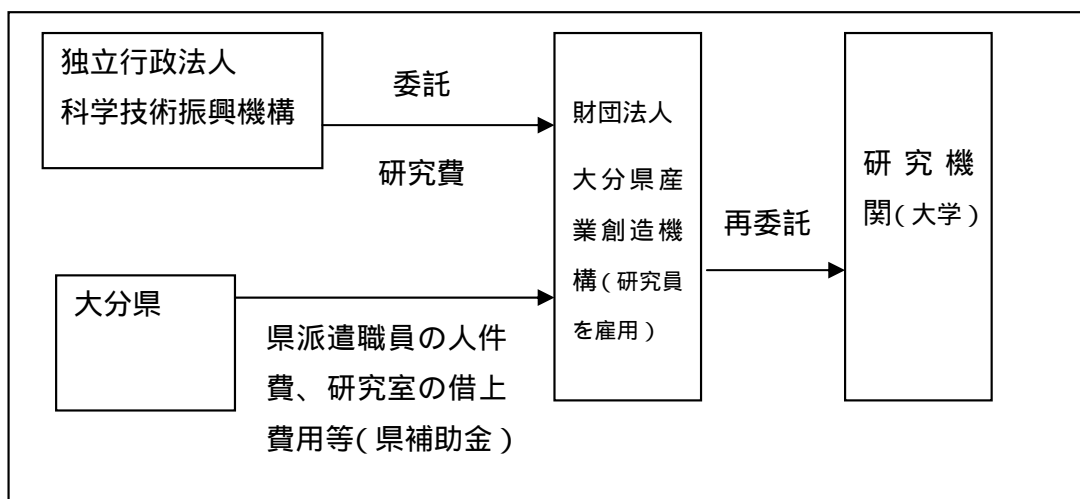
3 2 . 次世代電磁力応用技術開発事業費補助金

担当部局 / 課名	部局名	商工労働部	所属名	産業集積推進室				
補助金等の名称	次世代電磁力応用技術開発事業費補助金							
1 目的、趣旨	大分県に電磁力応用技術を構築し、新しい電磁力応用機器産業を創出することで地域産業・経済を活性化するため、財団法人大分県産業創造機構が行う次世代電磁力応用機器開発技術の構築を目的とした大分県地域結集型研究開発プログラムの実施に要する経費に対し補助金を交付するもの							
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	次世代電磁力応用技術開発事業費補助金交付要綱							
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助					
	団体の運営費補助		利子補給					
	その他		()					
4 交付先	財団法人大分県産業創造機構							
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23		H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	22,402	22,375	19,723	18,782	16,305	697	0	
6 変遷	開始年度	H19		経過年数	4			
	見直しや変遷の状況	特になし						
7 補助の態様	定額							
	一定の率	10 / 10 (人件費の一部については1 / 4)						
	その他							
8 現在行っている補助金等の効果の検証	事務事業評価の成果指標により、効果検証を行っている							
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	交付申請や実績報告等の書類で検査を実施し、併せて随時、現地確認を行っている							
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.2		人件費概算 (単位：千円)	2,000			

(追加説明)

大分県に電磁力応用技術を構築し、新しい電磁力応用機器産業を創出することで地域産業・経済を活性化するため、財団法人大分県産業創造機構が行う、次世代電磁力応用開発技術の構築を目的とした大分県地域結集型研究プログラムの実施に要する経費に対し、補助金を交付するものである。共同研究は主に産業創造機構が研究員を雇用して実施しており、一部は県内外の大学に再委託して実施している。

大分県が提案した「次世代電磁力応用機器開発技術」をテーマとした、産学官の共同研究が、独立行政法人科学技術振興機構(JST)の同プログラムに採択されている。これは同機構が5年にわたり研究費の全額と事務局スタッフ等の人件費の一部を負担するもので、県はプログラムの推進のために係る事務局スタッフの人件費の一部の負担や県派遣職員の人件費、研究室の借上費用などを負担している。



((指摘事項))

・ 県派遣職員の人件費負担について

県からの業務援助職員が財団法人大分県産業創造機構に派遣されているが、派遣業務職員に係る一部手当等が、県補助金として支出されている。給与においては、県からの支給が法第六条二項により例外的に認められるのは、条例で規定されている、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当である。

平成 21 年 12 月 10 日における、自治体による、派遣職員の給与支給方法に関する最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるように見直す必要がある。なお、その詳細な内容については『29.. 中小企業情報化推進事業費補助金』を参照されたい。

((意見))

・ 成果指標について

特許出願件数が成果指標になっているが、特許出願を行っただけでは特許権の取得はできない。JST が行った当プログラムについての中間評価では、「地域への成果移転に対しては成果をノウハウとして保有するだけでなく可能な限り特許として権利化することが望ましい」とされている。

一方、特許権の取得には、出願のみならず審査の請求を行う必要がある。権利化するためには通常、相当の時間が必要であるが、特許出願を行っただけでは、研究によって地域に価値の高いものが生み出されたかどうかを認識することはできないことから、今後は出願件数に加えて、審査請求の件数及び権利化された件数についても成果指標として加えるべきである。

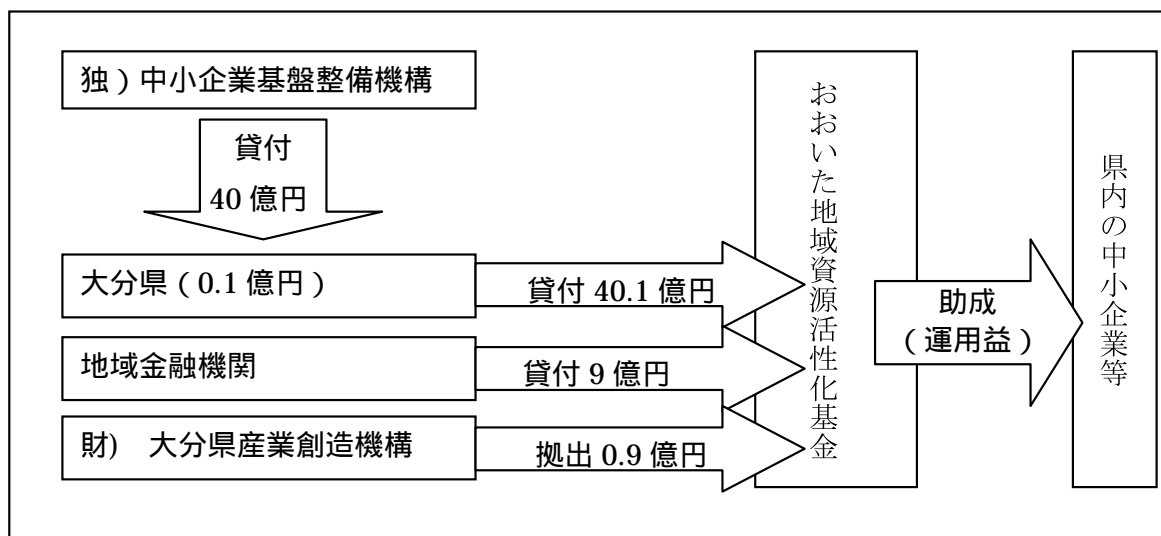
3 3.. おおいた地域資源活性化基金運営費補助金

担当部局 / 課名	部局名	商工労働部	所属名	工業振興課			
補助金等の名称	おおいた地域資源活性化基金運営費補助金						
1 目的、趣旨	地域資源を最大限に活用したビジネスの創出による本県産業の活性化を図るため、県等が（財）大分県産業創造機構に資金を貸し付けて設置する「おおいた地域資源活性化基金」の事業実施及び基金の管理運営経費に対し補助を行うものである。						
2 根拠法令等 （法律、条例、要綱等）	おおいた地域資源活性化基金運営費補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他			（ ）			
4 交付先	財団法人大分県産業創造機構						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 （単位：千円）	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	4,774	4,778	4,778	4,663	2,509	-	-
6 変遷	開始年度	H20		経過年数	3		
	見直しや変遷の状況						
7 補助の態様	定額						
	一定の率	10 / 10以内					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業評価の成果指標により、効果検証を行っている。 ・次年度予算編成時期や年度終了後の実績報告書において、前年度の実績等を検証するため、基金助成事業の採択件数や事業化達成件数の状況等により、効果測定を行っている。 						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初の交付申請書類の審査・交付決定後は、年2回開催される基金事業運営委員会や助成事業審査委員会への出席を通じて、基金事業の進捗状況をチェックしている。 ・交付先担当課を随時訪問し、基金事業の実施状況や中小企業の事業化進捗状況等について把握を行い、必要に応じて指導を行っている。 						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 （単位：人）	0.5		人件費概算 （単位：千円）	5,000		

（追加説明）

財団法人大分県産業創造機構は、県内の農林水産品や鉱工業品、観光資源を活用した新商品開発・販路開拓等の取り組みを支援し、地域資源の潜在的収益力を顕在化させるため、「おおいた地域資源活性化基金」の運用益で助成事業を行っている。なお当該基金は独立行政法人中小企業基盤整備機構の「地域中小企業応援ファンド」（40億円）や大分県（100万円）等で構成されている。

基金についての流れは以下のとおりである。



基金事業は中小企業が地域資源を活用した商品開発や、大学・試験研究機関等との共同研究開発、マーケティング、展示会出展等の経費の補助を行うもので、有識者や技術専門家等による審査会が補助対象を選定している。

おおいた地域資源活性化基金運営費補助金は、当該基金事業における地域資源コーディネーター及び基金管理補助員の人件費分として県から支出されるものであり、地域資源コーディネーターは、新商品におけるバイヤーとのマッチングや採択企業のフォローを行っている。

（意見）

・事業の効果について（基金事業本体）

事業実績報告書には、事業で実施した販路開拓や展示会、地域資源活用商品の定番化を果たしたアイテム名が記載されている。しかし、どの程度の売上や取引数の拡大があったかは不明である（定番化の定義も定められていない）。事業に見合った成果が出ているか否かについての数値での検証が不十分である。

基金事業は国債等への運用により年間 70 百万円という多額の運用益により実施される。当該事業は平成 20 年度から 10 年間にわたり継続される予定であり、製品開発、価値創造に優れた競争力の高い地域資源活用型企業を創出するためのものである。県の財政が厳しい中、このような国（独法）等を中心とした多額の基金を効果的に活用することは意義がある。

一方、次の表は平成 20 年度から 22 年度までの基金助成事業の申請・採択・事業化の状況である。

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	計
申請件数	30	26	15	20	18	21	130
採択件数	13	7	7	8	8	7	50
倍率	2.3	3.7	2.1	2.5	2.25	3	2.6

これを見ると、倍率は、50 / 130 とわずか 2.6 倍であり、結果的には 3 件に 1 件の申請者が 7,500 千円～15,000 千円の経費補助を受けることができる状況であることから質の低下が懸念される。対策としては基金事業の存在を県内にもっと広く周知させることで、申請者数の増加をはかることであり、そのことが、事業効果の増進に結びつくと考えられる。したがって、これまで以上に基金事業の周知徹底に努めるべきである。

3 4 .. 大分県自動車関連産業新規参入促進事業費補助金

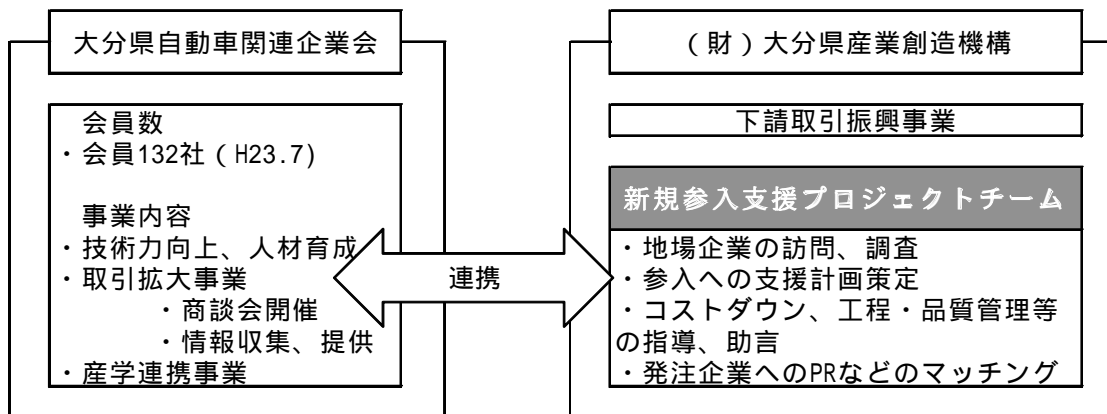
担当部局 / 課名	部局名	商工労働部	所属名	産業集積推進室			
補助金等の名称	大分県自動車関連産業新規参入促進事業費補助金						
1 目的、趣旨	県内中小企業の自動車関連産業への新規参入及び取引拡大の促進						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県自動車関連産業新規参入促進事業費補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他		()				
4 交付先	(財)大分県産業創造機構						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位:千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	20,234	17,928	17,406	17,587	7,721		
6 変遷	開始年度	H20		経過年数	3		
	見直しや変遷の状況		H20に自動車メーカーとの連携強化による参入促進のため新設 H23に専門的アドバイス、QCD向上のため大分県自動車産業エグゼクティブアドバイザーと連携				
7 補助の態様	定額						
	一定の率	10 / 10					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	事務事業評価の成果指標により、効果検証を行っている						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	事業計画書の提出、9月末までの遂行状況報告書の提出、実績報告書の提出						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位:人)	0.2		人件費概算 (単位:千円)	2,000		

(追加説明)

この事業は、財団法人大分県産業創造機構に設置した「自動車関連産業新規参入支援プロジェクトチーム(ダイハツ九州在籍出向者等)」により、自動車産業への参入意欲が高く、潜在能力をもった県内企業を個別・集中的に支援し、新規参入・取引拡大の事例を確実に

創出していくことにより、地場自動車産業における中核的企業の育成を図ることを目的にしている。活動内容は、新規参入、取引拡大を目指す企業の把握及び対象企業の競争力強化のための改善活動支援の実施、一次部品メーカー等発注企業へのPRといったマッチング支援等である。

補助対象経費は、ダイハツ九州から出向したプロジェクトマネージャー及びサブマネージャーの人件費、嘱託職員の人件費、旅費等である。



（意見）

- ・成果指標と今後の事業の進め方について

県はダイハツ関連の2次メーカーとして新規参入、または取引拡大した会員企業の件数を成果指標としている。しかし、会員企業の件数ではなく取引高（金額）の方が費用対効果を見る上で重要であるため、成果指標の見直しを図るべきである。

また、取引については、経常的な自動車部品関係の取引、一時的な設備関係の取引があるため、取引高総額のみでは、かえって年度間の比較可能性を難しくするものと思われることから、部品・設備の各取引高及び総額の両方を表示するのが望ましいと思われる。

さらに、県が指標とした取引件数の中には設備運搬・電気工事など、メーカーとの取引であっても自動車関連産業に係る技術力等の底上げとは直接的に関係ないものも含まれていたが、今後はこのような取引については評価の実績に含めないよう検討すべきである。

県内企業が参入することによって、当該企業の将来の成長に結びつくことが重要である。県内企業が付加価値の高い取引に参入できるように、参入する領域を戦略的に検討して事業を進められたい。

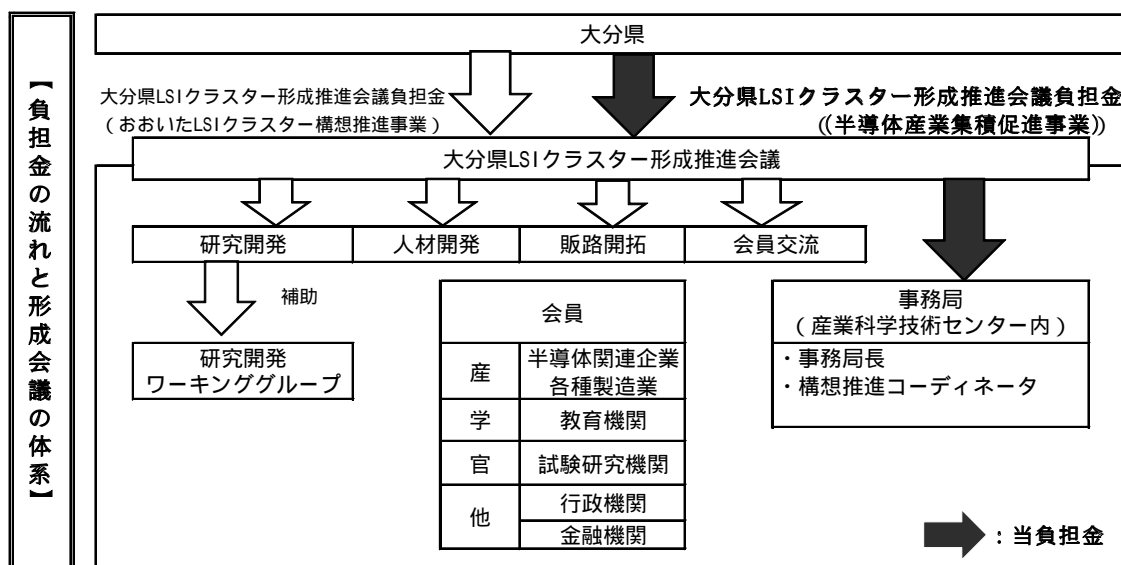
35. 大分県 LSI クラスタ形成推進会議負担金（半導体産業集積促進事業）

担当部局 / 課名	部局名	商工労働部	所属名	産業集積推進室			
補助金等の名称	大分県LSIクラスタ形成推進会議負担金						
1 目的、趣旨	大分県LSIクラスタ形成推進会議を核とし、県内半導体企業が技術革新に対応し、国際競争力を持つ提案型企業へ成長するための戦略的な取組を推進する。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	地方自治法第232条の2(公益上必要があると認める)						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他			()			
4 交付先	大分県LSIクラスタ形成推進会議						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位:千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	16,304	15,238	15,238	16,621	17,466	18,087	12,160
6 変遷	開始年度	H17		経過年数	6		
	見直しや変遷の状況		H21に事業実施体制を見直し H23にアジア市場及び大手企業とのビジネスマッチング推進のため体制を見直し				
7 補助の態様	定額	事務局運営費					
	一定の率						
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	事務事業評価の成果指標により、効果検証を行っている。						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局会議の開催や研究開発、人材育成、販路拡大や交流など専門部会への出席による事業進捗管理 ・理事会、総会での実績確認 						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位:人)	0.8		人件費概算 (単位:千円)	8,000		

(追加説明)

最先端のLSI(大規模集積回路)を製造する大手進出企業と半導体製造、製品組立、評価、製造装置開発など半導体産業を担う地場企業とが互いに連携し、大分県内に半導体の高度な設計、製造、検査評価技術等の集積を戦略的に形成することが求められていることから、県内外の半導体企業と大学、研究機関等「産学官」が一体となった、大分県LSIクラスタ形成推進会議が平成17年4月に設立された。推進会議では、研究開発・人材育成・販路開拓・会員交流の4事業が行われており、県はこれらの活動に対して負担金を支出している(おおいたLSIクラスタ構想推進事業)。

本負担金は、推進会議の事務局活動費、具体的には総会・フォーラムなどの啓発活動費、事務局長や構想推進コーディネータの person 費分として支出されるものである(半導体産業集積促進事業)。



(注) 図で示しているように、当該負担金(半導体産業集積促進事業)は、おおいた LSI クラスター構想推進事業の側面的支援の性質を有している。

そのため、当該負担金の効果を把握する上で、おおいた LSI クラスター構想推進事業における負担金も含めて両者を検討した。

((意見 ①))

・大分県 LSI クラスター形成推進会議の効果について

大分県 LSI クラスター形成推進会議の効果を図るため、(1)付加価値額 と(2)事業費に対する成果額によって検討した。

((1)) 付加価値額による検討

産業における『クラスター』とは、関連する産業及び事業が結びつくことで、新たな相乗効果を生み出そうとするものであり、競合や連携を通じた産業イノベーションの促進を図ることを目的としている。

クラスターの集積度合いと、産業活性化の達成度を図る指標の一つとして付加価値額がある。経済産業省によると、付加価値とは事業所の生産活動において、新たに付け加えられた価値のことを言い、同省の工業統計調査における付加価値額の算式は次のように求められる。

< 従業者 30 人以上の事業所 >

付加価値額 = 生産額 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等
- 減価償却額

生産額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)

< 従業者 29 人以下の事業所 >

粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)
- 原材料使用額等

下の表は、大分県 LSI クラスター形成推進会議の会員企業が属する業種である『電子部品・デバイス・電子回路製造業』における九州各県の事業所数、従業者数、付加価値額の推移である(同省工業統計調査より抜粋)。

年	電子部品・デバイス製造業				電子部品・デバイス・電子回路製造業							
	平成19年				平成20年				平成21年			
項目	事業所数	従業者数	人(以下は粗付加価値額)	付加価値額	事業所数	従業者数	人(以下は粗付加価値額)	付加価値額	事業所数	従業者数	人(以下は粗付加価値額)	付加価値額
都道府県		人	百万円	1人当たり付加価値額		人	百万円	1人当たり付加価値額		人	百万円	1人当たり付加価値額
福岡	69	9,165	105,235	11.5	72	8,685	94,343	10.9	64	7,858	58,744	7.5
佐賀	13	1,765	12,486	7.1	13	3,987	101,304	25.4	11	3,778	20,033	5.3
長崎	14	4,006	114,854	28.7	18	5,490	69,102	12.6	18	4,550	115,280	25.3
熊本	67	13,578	169,225	12.5	58	12,457	168,115	13.5	51	11,328	142,411	12.6
大分	34	9,251	173,056	18.7	36	8,463	199,503	23.6	34	8,561	53,013	6.2
宮崎	36	6,820	85,977	12.6	37	7,953	61,036	7.7	35	6,282	54,365	8.7
鹿児島	77	16,137	196,762	12.2	77	16,382	208,456	12.7	72	13,756	117,640	8.6

平成 19 年から 21 年までの 3 年間の推移を見ると、事業所数と従業者数が伸びておらず、付加価値額については、平成 20 年から平成 21 年にかけて 146,490 百万円減少しており、1 人当たり付加価値額も九州 7 県中、下から 2 番目の数字になっている(平成 21 年)。以上より、同会議による県内への波及効果は、付加価値額の指標からは見受けられなかった。

((2)) 事業費に対する成果額((コストベネフィット))による検討

同会議には当該負担金のほか、おおいた LSI クラスター構想推進事業における負担金も県から支出されている。この負担金によって実施された事業が、どれほどのベネフィット(利益につながる売上の向上や費用の削減)を生んでいるかを検討した。

平成 20 年度までに推進会議において研究開発への補助を開始したものにおいて、大分県 LSI クラスタ形成推進会議の事業費・経費と、大分県 LSI クラスタ形成推進会議の会員企業の主な効果を集計した。結果は下の表のとおり。

金額：千円

	負担金各種	内容	金額	局経費按分	計	件数
事業費	研究開発補助	平成 20 年度までに推進会議で研究開発への補助を開始したもの	198,900	16,556	215,456 ()	18 件
	人材育成	平成 20 年度までの事業費累計	16,294	16,556	32,850	-
	販路開拓	平成 20 年度までの事業費累計	6,129	16,556	22,685 ()	-
	会員交流	平成 20 年度までの事業費累計	0			
	事務局経費等 (当負担金)	平成 20 年度までの事業費累計	49,668			
	小計(投資額)		270,993		+ = 238,141	
効果	県が把握している主たる成果	平成 22 年度までに金額的な効果が把握されているもの	221,160 ()			5 件
差額(投資 効果)			+ -			16,981

事業費については、大分県 LSI クラスタ形成推進会議の決算額である。効果については、県が取りまとめている「研究開発ワーキンググループの主たる成果状況」からコスト低減や売上など金額の判明するものを抜粋・集計したものである。

これを見ると、会議の事業費に対し、成果額が下回っている状況である。現段階では、大きな効果は見受けられない。

以上、「付加価値額」及び「事業費に対する成果額」の 2 つの指標を検討したが、現段階では当事業の大きな効果は把握することができなかった。

負担金については、研究開発補助が大きなウェイトを占めているが、研究開発に関しては企業間等の秘密保持の問題もあり、大きな効果を得るのが難しいということもあるため、今後は、将来を担う人材育成の方に力を入れて、成長する機会を確保していく方が望ましいと考えられる。

((意見 ②))

・効果指標の見直しについて

事業の成果指標が研究開発件数となっているが、現在の枠組みであれば目的の達成度を図るためにも、上記で検討した会員企業の県内外との取引高や事業化の件数、県内電子部品・デバイス・電子回路製造業の一人当たり付加価値額等を効果指標にすべきである。

36. プロジェクトマネージャー等支援人材充実強化事業費補助金

担当部局 / 課名	部局名	商工労働部	所属名	工業振興課			
補助金等の名称	プロジェクトマネージャー等支援人材充実強化事業費補助金						
1 目的、趣旨	中小企業の抱える経営課題は日々高度化・複雑化しており、多岐にわたる相談ニーズに迅速かつ的確に対応することが求められている。法に定める本県の中核的支援機関である（財）大分県産業創造機構のワンストップ相談支援体制の整備を図り、県内中小企業の振興と経営の安定や、経営革新及び創業の促進を図るものである。						
2 根拠法令等 （法律、条例、要綱等）	中小企業支援法、中小企業新事業活動促進法、 大分県プロジェクトマネージャー等支援人材充実強化事業費補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他		（ ）				
4 交付先	財団法人大分県産業創造機構						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 （単位：千円）	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	10,750	5,825	5,825	6,733	15,894	18,157	18,869
6 変遷	開始年度	H11		経過年数	12		
	見直しや変遷の状況		H20～H22は国の事業を活用し、県の補助金を抑制				
7 補助の態様	定額						
	一定の率	10 / 10以内					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	・事務事業評価の成果指標により、効果検証を行っている。 ・次年度予算編成時期や年度終了後の実績報告書において、前年度の実績等を検証するため、相談窓口指導件数や創業及び経営革新の支援件数により、効果測定を行っている。						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	・年度当初の交付申請書類の審査・交付決定後は、9月末時点の遂行状況報告書による審査、年度終了後の実績報告書による審査を行っている。 ・交付先担当課を随時訪問し、事業の実施状況について把握を行い、必要に応じて指導を行っている。						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 （単位：人）	0.2		人件費概算 （単位：千円）	2,000		

（追加説明）

平成11年4月に大分県産業創造機構は、新事業創出の中核的支援機関として認定され、平成12年5月に県中小企業支援センターに指定された。当事業は、中小企業に対する総合的な支援機関として、企業に対する相談や、コーディネート、マーケティング等の推進に取り組むとともに、支援策を一元管理のもとで実施することにより、新事業の創出、経営の革新を促進することを目的として、業務を実施するマネージャーの人件費等を補助している。

当該補助金の補助対象事業は以下のとおり。

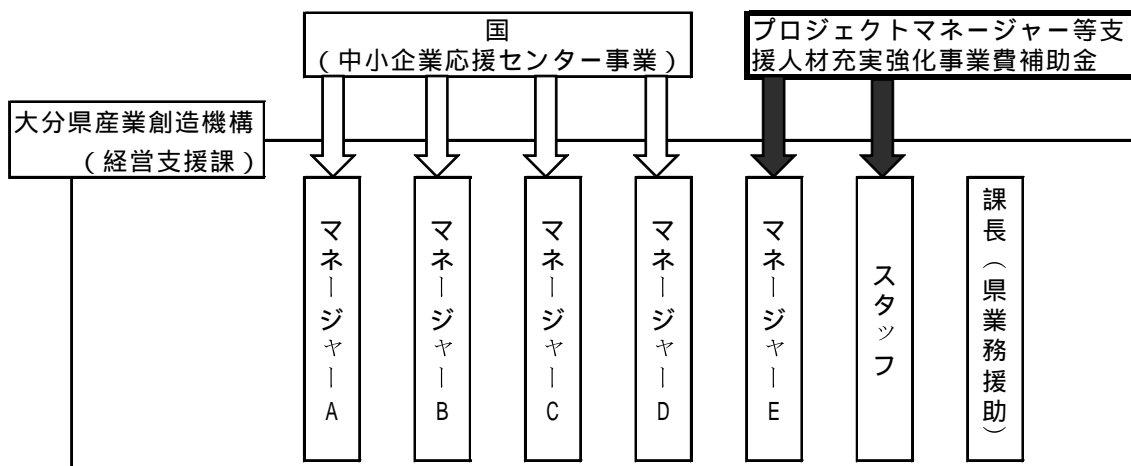
（1）プロジェクトマネージャー等設置事業

中小企業の支援策を一貫して管理するプロジェクトマネージャー及びサブマネージャーの謝金を支払っている。

(2) 中小企業経営資源強化対策支援事業執行事業

プロジェクトマネージャー等の業務の遂行に必要な付帯事業として、中小企業発掘・支援等事業費、相談窓口運営事業費がある。

なお、当該補助金ではマネージャー1名とスタッフ1名の計2名分の人件費を負担し、残りのマネージャーの人件費は、国の中小企業応援センター事業交付によって賄われている。



((意見))

・事業のあり方について

下の表は平成 22 年度の補助事業に要した経費の内訳である。

プロジェクトマネージャー等設置事業費	
展示会、研修参加の謝金	73 千円
相談マネージャー人件費	2,559 千円
小計	2,632 千円
中小企業経営資源強化対策支援事業	
展示会、研修参加の旅費	42 千円
中小企業支援活動費 (旅費)	186 千円
車両リース代	323 千円
印刷消耗品費 (コピー代)	63 千円
資料購入費	0 千円
小計	614 千円
相談窓口運営事業費	
専門相談員 (外部) 謝金	700 千円
職員旅費	27 千円

相談窓口用資料購入費（雑誌、書籍等）	56 千円
パンフレットやポスター印刷	84 千円
パンフレット送付代	36 千円
資料送付代	1 千円
相談用電話	12 千円
補助職員人件費	2,074 千円
小計	2,990 千円
合計	6,236 千円

当該事業の特徴として、機構内部の職員人件費の割合が高い事業であることが挙げられる。相談マネージャーの人件費と補助職員の人件費が 4,706 千円と補助金額の 77%を占めている。また職員等の旅費も 255 千円と総額の 4%を占めている。

これに対し、専門相談員の利用度が低い。相談記録をみると、新商品の開発助言や税務相談など専門的な相談業務が行われている。専門家に 1 回あたり 20 千円の報酬が支払われることになっており、平成 22 年度はわずか 35 件の利用にとどまっており、700 千円は総額の 11%である。

実施した業務の記録をもとに、マネージャーと個別に面談を行ったところ、経営支援という意味では一定のレベルを維持しており、中小企業の相談業務をこなしているという印象を受けた。

しかし、あまりにも少人数であり、今後も組織的な対応ができるかという疑問を感じずにはいられない。内部職員の数は予算額に応じて限られるため、あらゆるニーズに応えられる質の高い職員を自前で確保するのは容易ではない。しかも、内部職員の知識・技術の向上を図ろうとすれば、それに係る研修コストも発生する。限られた財源の中で、質の高いサービスを提供するには、外部の専門家の積極的な活用が求められるとともに、中小企業に対する相談業務を行っている商工会議所等とのより一層の連携が必要となってくる。

3 7 .. 省エネルギー等導入対策事業費補助金

担当部局 / 課名	部局名	商工労働部	所属名	工業振興課			
補助金等の名称	省エネルギー等導入対策事業費補助金						
1 目的、趣旨	中小企業への省エネ設備の導入を促進し、ランニングコストの改善を通じた経営基盤の改善、さらにはCO2の削減による地球温暖化対策への貢献に資する。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	省エネルギー等導入対策事業費補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他	()					
4 交付先	省エネ設備を導入する中小企業者等						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	26,000	26,778	26,778	9,192	-	-	-
6 変遷	開始年度	H21		経過年数	2年		
	見直しや変遷の状況		平成22年度から複合的・一体的な設備導入に対する補助枠を増設				
7 補助の態様	定額						
	一定の率	1 / 3 (上限額：単独設備導入200万円、複合又は一体的設備導入400万円)					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	光熱水費の削減率(補助条件)、温室効果ガス削減量の把握						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	事業実績書により補助金交付時に光熱水費の削減率、温室効果ガスの削減量を確認するとともに、確定検査により現地確認を行っている。						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.2		人件費概算 (単位：千円)	2,000		

(追加説明)

中小企業にとって、省エネルギー導入は経費削減のための有効かつ即効性のある手段であるため、省エネルギー等の導入促進を総合的に支援することにより、足腰の強い中小企業者の育成を図ること、また省エネ等の導入により二酸化炭素排出削減が図られ、地球温暖化防止に資することを目的とする。

一定の中小企業者において、国・県が別途補助する「省エネ診断」受診後に省エネルギー診断実施報告書の改善提案に基づき、既存の設備に対して10%以上の光熱水費を削減できる省エネ及び新エネ設備導入を行う場合に県に申請し、補助を受けるものである。なお、省エネ診断はNPO 法人大分県地球温暖化対策協会が実施している。

補助経費の対象は、機械装置・工具器具備品、工事費、これらに必要な設計費等とされており、補助にあたっては次の2種類のメニューが用意されている。

1. 単独設備導入枠

単独の省エネ設備について 2,000 千円を上限として 1/3 以内の補助。

2. 複合的・一体的設備導入枠

複合的又は一体的に省エネ設備を導入する場合は 4,000 千円を上限として 1/3 以内の補助。

((意見))

・ 成果指標の見直しについて

現在は、設備導入支援件数を事業の成果指標に上げているが、補助金の目的である経費削減と二酸化炭素排出削減効果は定量的に評価できるため、当該事業による二酸化炭素や経費の削減効果などを指標とするのが望ましい。

3 8.. 省エネ・高効率型産業創出事業費補助金

担当部局 / 課名	部局名	商工労働部	所属名	産業集積推進室			
補助金等の名称	省エネ・高効率型産業創出事業費補助金						
1 目的、趣旨	低炭素社会実現に向けて、省エネ・高効率型産業の創出を図るため、県内中小企業及び大学等研究機関からなる産学官の研究共同体が事業を実施する電磁応用技術分野での研究開発に要する経費に対し補助金を交付するもの						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	省エネ・高効率型産業創出事業費補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他	()					
4 交付先	県内中小企業						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	10,000	10,000	9,965				
6 変遷	開始年度	H22		経過年数	1		
	見直しや変遷の状況	特になし					
7 補助の態様	定額						
	一定の率	10 / 10					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	事務事業評価の成果指標により、効果検証を行っている						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	交付申請や実績報告等の書類で検査を実施し、併せて随時、現地確認を行っている						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.2		人件費概算 (単位：千円)	2,000		

(追加説明)

当該補助金は大学等試験研究機関と連携する地場の中小企業を対象に、電磁応用技術に関する技術シーズや知見を活用した事業化に結び付く新製品・新技術開発の可能性調査及び研究開発を対象とし、省エネ・高効率型産業創出に資する電磁力応用機器開発を目指す

地場企業を主体とした産学官による共同研究開発を支援するものである。

可能性調査、研究開発の具体的な補助率・補助金額は次のとおりである。

種別	補助率	補助金額
可能性調査	10/10 以内	2,000 千円以内 × 2 件
研究開発 (2 カ年)	10/10 以内	10,000 千円以内 × 1 件 1 年目：6,000 千円以内 2 年目：4,000 千円以内

平成 22 年度の研究開発テーマ、及び補助金額は以下のとおりである。

種別	研究テーマ	補助金額
可能性調査	電磁応用技術を使った非接触攪拌機技術の調査・研究	2,000 千円
可能性調査	電磁応用技術を使った酸素濃縮機開発の調査・研究	1,965 千円
研究開発	永久磁石高効率発電機を利用した低落差水力発電機装置の開発	6,000 千円
計		9,965 千円

((意見 ①))

・審査の基準について

可能性調査の補助対象を採択する審査において、研究テーマについては、国立大学法人や独立行政法人科学技術振興機構、大分県産業科学技術センターらの職員等、外部有識者で構成される審査会で評価・採点を行い、その結果を踏まえて採択案件が決定されており、審査は、書類選考及び申請者からのプレゼンテーションにより行われる。

審査基準は、) 研究内容) 事業化の可能性) 研究体制) 実施の確実性) 県内経済の活性化という 5 つの項目について評価し採点が行われ、各項目にはそれぞれ一定の配点があり、1 審査委員が 1 件あたり 100 点満点で評価することとされている。

ところが、採択基準の点数は明確にされておらず、例えば平成 22 年度においては、結果的に平均 51 点のテーマが採択され、平均 48.9 点のテーマが不採択となっている。この 51 点という数字がはたして採択に値するものなのだろうか。客観的には必ずしも評価の高い点数とはいえないと思われる。それほど高くない点数でも採択されるのは、可能性調査枠が 2 件とあらかじめ設定されているため(予算時) 審査時に配点の上位 2 件が自動的に採択される仕組みとなっていることに原因があると考えられる。従って、この方法のみでは点数の低いテーマも採択される可能性がある。公金で企業等の研究開発を行う以上、各審

査項目（ を除く ）において、評価の高いテーマが採択されるように採択基準を明確にする必要がある。

つまり、審査基準に相対的評価基準のみならず、一定の点数以上を要する絶対的評価基準（例えば70点以上）を設け、評価点数の低いテーマが採択されることのないよう選定基準を見直すべきである。

((意見 ②))

・補助率の見直しについて

企業が行う研究開発による果実は、一義的にその企業自身が受けることになるものであり、研究開発に係る費用は、本来は企業が負担すべきものである。企業自身も研究開発に関する人件費を負担しており、その面でリスクを負担しているという話はあるが、人件費は通常固定費化しており、当該研究開発を行っても行わなくても発生するものであることから、それほどの負担とはならないと考えられる。

問題は自己負担率の低い研究開発の場合、成功する可能性が低いものまで行われてしまう危険性があるということである。このことからすると10/10 という補助率は高いものである。企業が適切なリスクを負担して研究開発を行うよう今後は補助率の引き下げを検討されたい。

3 9.. 大分県太陽電池関連産業研究開発モデル事業費補助金

担当部局 / 課名	部局名	商工労働部	所属名	産業集積推進室			
補助金等の名称	大分県太陽電池関連産業研究開発モデル事業費補助金						
1 目的、趣旨	県内の半導体関連中小企業が実施する太陽電池関連産業分野の研究開発を促進する						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県太陽電池関連産業研究開発モデル事業実施要領、 大分県太陽電池関連産業研究開発モデル事業費補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他	()					
4 交付先	半導体関連の県内中小企業						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位:千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	30,000	28,960	28,960				
6 変遷	開始年度	H22		経過年数	1		
	見直しや変遷の状況		H22新規 H23募集に際し、太陽電池関連電子機器分野等対象を拡充				
7 補助の態様	定額						
	一定の率	1 / 2 以内 (15,000千円を限度)					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	事務事業評価の成果指標により、効果検証を行っている。						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	・外部委員を含め、助成申請を審査し助成決定している。 ・事業実績報告の提出を求め成果を確認している。						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位:人)	0.2		人件費概算 (単位:千円)	2,000		

(追加説明)

この事業の目的は、県内の半導体関連中小企業による太陽電池関連産業分野の研究開発を支援することにより、太陽電池産業の県内への集積を図ることを目的にしている。県内に主たる事業所を有する半導体関連の中小企業に対し、太陽電池製造装置の製造及び太陽電池検査・評価装置の製造に関する研究開発に係る経費を補助することとなっている。

補助率...1/2

補助金額 15,000 千円以内

補助予定件数 2 件程度

((意見))

・対象範囲について

同事業の公募要領をみると、補助予定件数は2件程度とされているが応募件数も2件であることから、応募対象が極めて限定的であることが想定される。応募件数が少ない理由は以下の点が考えられる。

対象先が半導体関連の中小企業に限定されていること
 対象先が県内に主たる事業所を有する半導体関連の中小企業に限られていること
 中小企業にとって、太陽電池分野への参入が容易ではないこと

当該事業の目的が「太陽電池産業の県内への集積」ということであれば、県内企業のみを対象にする必要性和、半導体関連の中小企業に限定する必要性は高くないものと考えられる。

また、中小企業による太陽電池分野への参入が容易ではない場合には、太陽電池のみに特定することなく地熱や風力を含めた自然エネルギーという広い範囲でニーズを把握して補助事業を行っていくことも検討するべきではないか。

以上のような考察から当該補助事業については、対象範囲の見直しが必要と考えられる。

40.. インキュベート施設入居企業育成支援事業費補助

担当部局 / 課名	部局名	商工労働部	所属名	情報政策課			
補助金等の名称	大分県地域新産業創出総合支援事業費補助金 (インキュベート施設入居企業育成支援事業費補助 分)						
1 目的、趣旨	大分県地域新産業創出総合支援事業費補助金のうち、ITベンチャー創業支援施設「iプラザ」において、県内にて創業し新たな事業展開する者を支援・育成することを目的に、インキュベート施設入居企業育成支援事業として実施するもの。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県地域新産業創出総合支援事業費補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他	(施設・設備の管理に係る補助)					
4 交付先	財団法人大分県産業創造機構						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	3,350	3,492	3,492	3,615	3,903	3,431	
6 変遷	開始年度	H19		経過年数	4		
	見直しや変遷の状況						
7 補助の態様	定額						
	一定の率						
	その他	施設管理費の実費相当額を補助 共益費県負担分、インターネット回線利用料など					
8 現在行っている補助金等の効果の検証	次年度予算編成時期に、備品等の稼働状況を確認し、その要否の判断している。						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	交付申請及び実績報告による書類審査、また、毎月のミーティングによる現地での管理状況の確認を行っている。						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.2		人件費概算 (単位：千円)	2,000		

(追加説明)

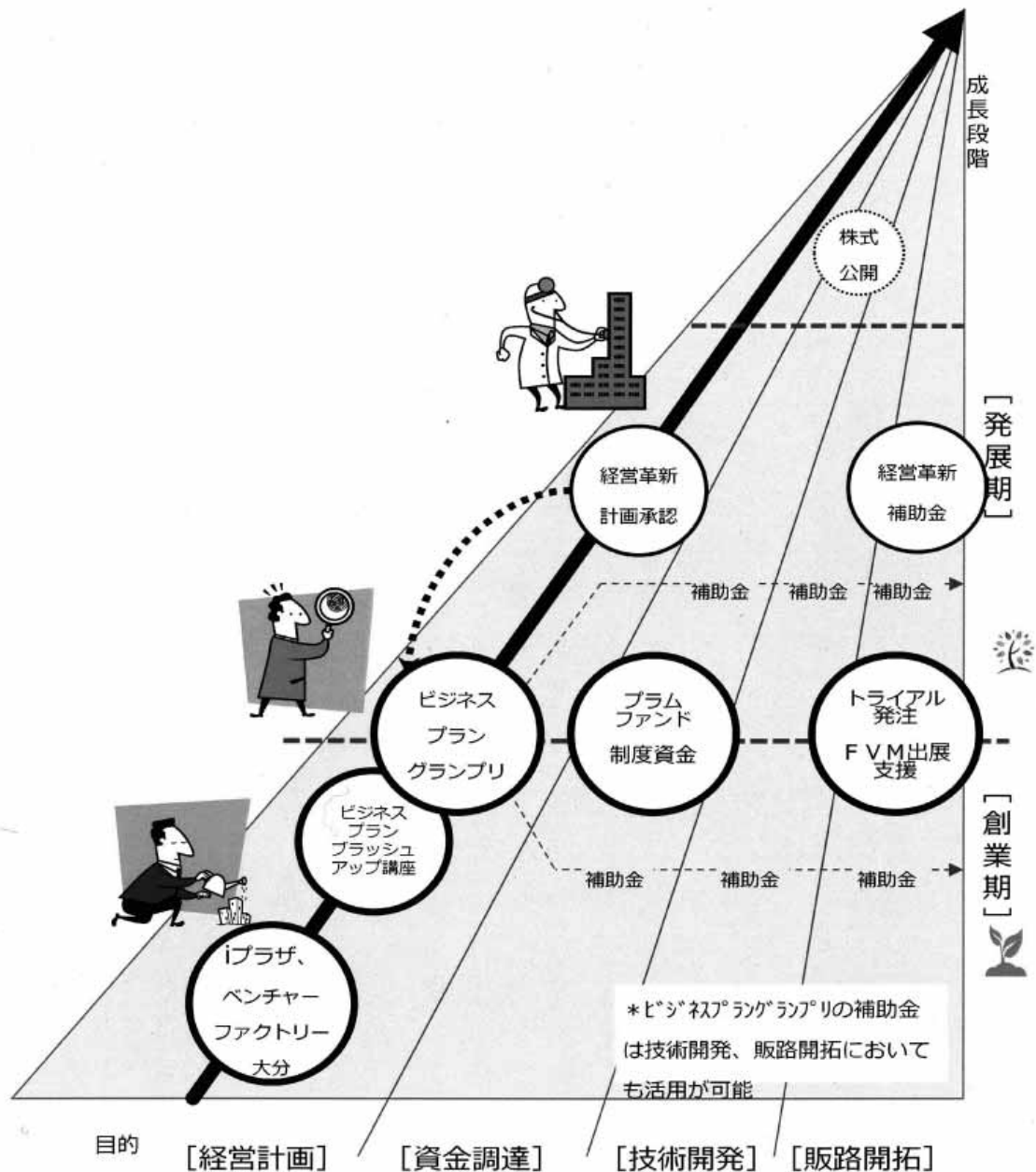
地域経済を活性化するためには、経済構造を内発型・新事業創出型に転換していくこと

が必要不可欠であり、新しい産業への進出を目指すベンチャーを育成する事業であるインキュベート事業が大きな役割を果たすものと考えられる。

インキュベート施設入居企業育成支援事業は県内ベンチャー企業の情報技術を活用した独創的なアイデアまたは技術に基づいた創業、もしくは創業まもない企業の支援・育成を促進するために、大分県が設置したインキュベート施設へ入居することができるか否かの審査を行い、その管理運営を行う事業である。

大分県のベンチャー企業の支援施策は次の図のように創業期であるか、成長期であるかといった成長段階の軸と、経営計画を支援するか、資金調達を支援するか、あるいは技術開発を支援するか、販路開拓を支援するかといった目的の軸の、二つの軸の視点で支援する体系になっている。

インキュベート施設入居企業育成支援事業補助金は、支援施策体系の中でiプラザ入居企業を対象にした補助金であり、創業期における経営計画を支援する補助金として位置づけられる。



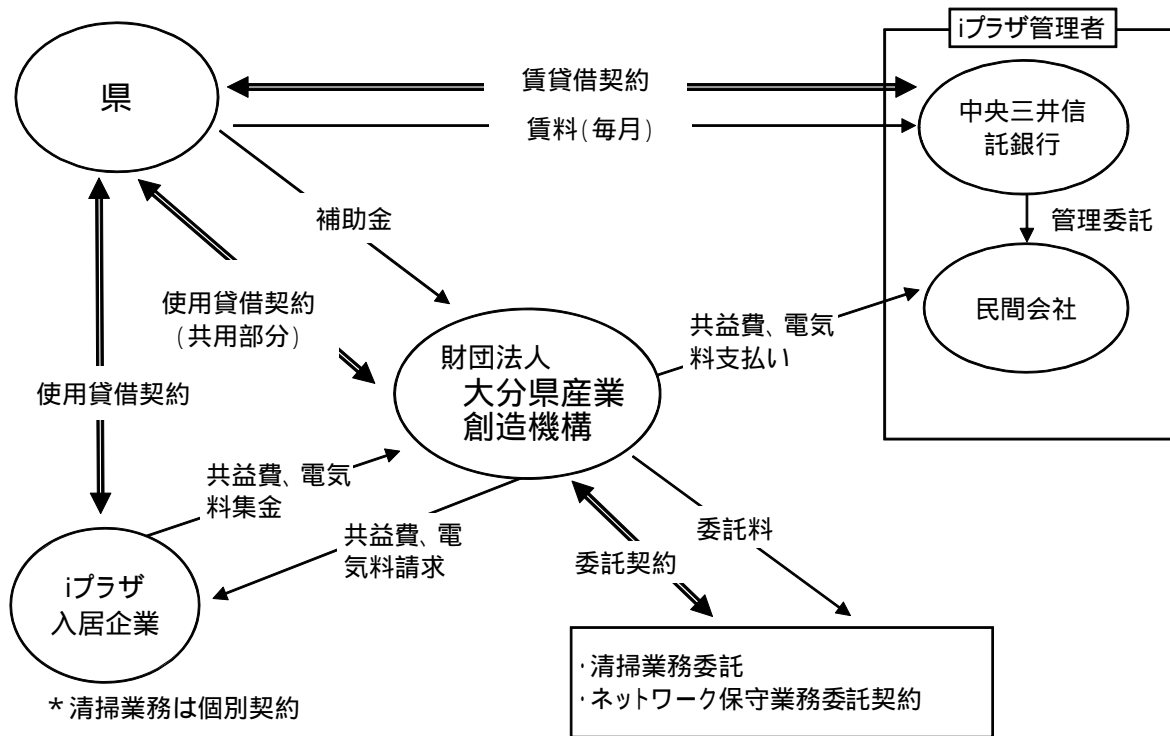
インキュベート施設入居企業育成支援事業のスキームは下の図の通りである。

大分県は「大分県地域新産業創出総合支援事業費補助金交付要綱」に基づいて中核的支援機関である財団法人大分県産業創造機構が行う事業に要する経費に対して補助金を交付するものとしている。

県とビル管理者との賃貸借契約に基づいて i プラザ入居企業の賃料について県が負担し、さらに i プラザ入居企業の共益費、電気料、清掃業務委託料等については財団法人大分県産業創造機構に対して補助金を交付することになっている。

当該補助金は i プラザ入居企業の共益費、電気料、清掃業務委託料等に係るもの（平成

22年度 3,492千円)であるが、インキュベート施設入居企業育成支援事業としてはiプラザ入居企業に対する年間の家賃補助金 10,518千円や、入居企業審査委員会を開催する経費についても大分県が負担している。したがってインキュベート施設入居企業育成支援事業については当該補助金と家賃補助等を一体として評価することになる。



インキュベート施設入居企業育成支援事業の効果として、県はiプラザに入居していた企業の卒業後の調査を行っている。今までに31社入居し25社が卒業しているが、そのなかには株式公開を目指しているような企業が出てきているとのことである。

((意見))

iプラザ入居企業にとっての当施設の利点として、平成13年当時は高速インターネットに常時接続することができる施設でありハード面では一定の利点があったと考えられるが、現在は一般家庭でも大容量高速通信が可能となりハード面の利点は失われている。その一方で事業を始めようとする経験の少ないIT企業の起業家にとって事業の知識など不足するものを幅広く速やかに補うことができるインキュベートマネージャーが隣のビルに常駐している点と、iプラザ入居者同士の交流が毎月開催されており相互の交流ができ仕事上の関係を構築しやすいというソフト面の利点はあると考えられる。

大分県はiプラザの7部屋を一括借り上げしているため、iプラザ入居企業の有無にかかわらず毎月家賃をビル管理者へ支払うことになっており、7室を100%稼働させなければ、事業効果を創出しない無駄な家賃が発生してしまうことになる。iプラザの稼働の状況は、平成22年度末では7部屋のうち5部屋の入居となっており、平成23年12月末時点では7部屋中6部屋が稼働しているが1室は空室である。

上記のiプラザとは別に大分県は民間賃貸オフィス等の8つの施設を「大分県ベンチャーサポート施設(ベンチャーファクトリー大分)」として指定し、これら施設に入居し、創業、新事業展開する事業者等に、入居賃料や事業経費の一部補助などを実施している。iプラザに入居できる企業はITベンチャー企業に限定されていることから、県は大分県ベンチャーサポート施設の補助金とiプラザに入居する事業者に交付する補助金は異なる目的のもとに交付される補助金であると認識しているとのことである。

しかしながらベンチャー企業を支援していくという県の支援施策に基づけば、補助の対象がIT企業であるかIT企業でないかということに拘泥する必要はなく、空室が継続するようなら、大分県の財産を有効に活用するという観点に立って、ITベンチャー企業以外の創業期にある企業への入居を認めることも検討すべきである。またそうなれば、ベンチャー企業トータルでの施設に関する家賃補助の適正規模の検討も必要となる。

4 1 .. 商店街振興組合指導事業費補助金

担当部局 / 課名	部局名	商工労働部	所属名	商業・サービス業振興課			
補助金等の名称	商店街振興組合指導事業費補助金						
1 目的、趣旨	中小小売商業の活性化及び商店街の育成をはかるため大分県商店街振興組合連合会が行う指導事業に対し補助するもの						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	商店街振興組合指導事業費補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他 ()						
4 交付先	大分県商店街振興組合連合会						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	3,000	3,300
6 変遷	開始年度	H3		経過年数	20年		
	見直しや変遷の状況	平成17年までは国庫補助(国1/2 県1/2)であったが、平成18年度以降は県単独補助					
7 補助の態様	定額	指導事業について2,900千円を定額補助					
	一定の率	定額					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	次年度予算編成時期に、前年度の実績等を検証している						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	事業実績報告の確認を行うとともに、半期に一度、遂行状況報告の確認を行っている						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.2		人件費概算 (単位：千円)	2,000		

(追加説明)

大分県下各地域の商店街は、昨今の厳しい経済情勢から観光客が減少し、また郡部から都市部への人口の流入、郊外ショッピングセンターの開業等によって、来店客が減少し空き店舗が目立つようになった。このためその活性化の必要性は強く認識されている。

この補助金は、中小小売業の活性化及び商店街の育成を図るため県内の商店街組合を会員に持つ大分県商店街振興組合連合会が行う指導事業に対し補助するものであり、研修会やセミナー等を開催する事業費補助及び当振興組合連合会の運営費補助として定額が交付されている。

((意見))

平成22年度の補助事業に要した経費3,055,072円の内訳は指導事業費2,234,712円、商店街近代化講習会開催費236,150円、商店街青年部・女性部活性化推進事業584,210円であり、これらは「商店街振興組合指導事業費補助金交付要綱」の別表に定められている区分に従って処理されており、また補助率は補助金の対象となる経費の10分の10以内とされ、補助金2,900,000円の交付は事務的には適正に処理されていた。

補助事業に要した経費3,055,072円のうち833,830円は土地賃借料の負担分と建物維持

負担金とデジタル複合機等の賃借料、給与の支払いが 648,000 円であり、これらの合計 1,481,830 円が固定費として補助金のおよそ半分を占めている。当振興組合連合会に対して県は少なくとも固定費分は補助金として交付し、さらに事業の実施に応じて発生する経費についても自己負担分を除き県が補助金を交付して補填している。このような赤字補填的な現行制度には常にモラル・ハザードの問題があることを意識して施策に当たるべきである。

当振興組合連合会の平成 22 年度の活動は商店街近代化講習会の役職員講習会を開催し、また商店街青年部・女性部活性化推進事業として商店街青年部・女性部研修会を開催、さらに商店街青年部・女性部交流会として四日市商店街振興組合の 7 名と大分県商店街振興組合連合会の 1 名を京都と奈良の商店街に派遣し、当地の商店街振興組合と交流活動を実施している。

このような活動に対して県は平成 3 年から 20 年間にわたって補助金を交付し続けているが、20 年間に及ぶ補助金の成果について十分把握されているとは言えない。担当者によれば、単年度で次年度予算編成時期に前年度の実績等を検証しており、定期的に大分県内の商店街を回り商店街ごとの課題の抽出を行っているということである。

しかしながら、商店街振興組合指導事業実績報告書を閲覧することや、現場を回って商店街の状況を「現場訪問記録票」に記載して把握するだけでは、補助金交付の効果を十分に検証していることにはならない。

単年度での補助金の効果発現はなかなか難しいとしても、中期、長期のレンジ、例えば 5 年や 10 年のレンジで過年度の指導事業、商店街近代化講習会開催事業、商店街青年部・女性部活性化推進事業等の内容が現在の商店街の活動にどのように活かされているか、についてアンケートを取るなどして確認することも検討すべきである。

商店街の活性化はかなり困難な課題であることは十分認識している。しかし、県としても取り組むのであれば現在のような中途半端な状況ではなく、この課題に対する県のスタンスを明確化すべき時期にきていると考えられる。

4 2.. 21世紀商業創造スペシャリスト養成事業費補助金

担当部局 / 課名	部局名	商工労働部	所属名	商業・サービス業振興課			
補助金等の名称	21世紀商業創造スペシャリスト養成事業費補助金						
1 目的、趣旨	社会経済の潮流変化に柔軟に対応し、21世紀の大分県商業を担うリーダーを育成するため						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	21世紀商業創造スペシャリスト養成事業費補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他			()			
4 交付先	大分県商店街振興組合連合会						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
6 変遷	開始年度	H11		経過年数	14年		
	見直しや変遷の状況						
7 補助の態様	定額	豊の国商人塾開催経費について2,400千円を定額補助					
	一定の率	定額					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	事務事業評価の成果指標により、効果検証を行っている						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	実績報告等の書類にて確認						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.1		人件費概算 (単位：千円)	1,000		

(追加説明)

この補助金は大分県が大分県商店街振興組合連合会に運営を委託している「豊の国商人塾」の運営経費の一部を補助するものである。

「豊の国商人塾」とは21世紀の地域商業のリーダーとして裾野の広いスケールの大きい商人育成を目指す目的で大分県全域の若手経営者及び商業後継者等を対象に、塾頭、特別講師による講演(商人塾ゼミナール)を年に6回開催し、塾生に加え、中小企業診断士、消費者モニターからなる個店改善プロジェクトチームを編成し、モデル店舗における個店別の改善策を研究討議(商人塾キャラバン)する場である。

大分県は「大分県21世紀商業創造スペシャリスト養成事業費補助金交付要綱」に基づいて過去5年間毎年定額で2,400千円ずつ大分県商店街振興組合連合会に補助金を交付している。

平成22年度の当補助金の収支精算書は以下のとおりである。

(単位：円)

支出の部		収入の部	
報償費	1,720,000	補助金収入	2,400,000
講師旅費	390,200	自己資金	287,678
会場借費	282,250		
会議費	64,308		
通信費	11,020		
印刷代	79,900		
原稿料	140,000		
計	2,687,678	計	2,687,678

((意見))

補助対象経費については商人塾キャラバン及び商人塾ゼミナールに要した経費について補助金が10分の10以内で交付されていた。

この補助金の効果の検証は卒塾時に塾生から回収したアンケートで行っており、当補助事業の成果として、21世紀商業創造スペシャリスト養成事業実績報告書において商人塾キャラバンでは、「お客様が喜ぶもの、満足してもらえるもの、感動をもってもらえるものの品揃え お客様の目線で自店をみてること 経営者としての心構えを知ることができた。」、またゼミナールでは、「各塾生が『基本としての商売の原点とは何か』、『現在の商人のありかたとは』、『企業経営理念(コンセプト)』等についての認識を深めることができた。」という記載をもって検証されていることであった。

しかし当該補助金の目的は社会経済の潮流変化に柔軟に対応し、21世紀の大分県商業を担うリーダーを育成するということであるから、卒塾時に行ったアンケートの結果をもって単純に当事業の効果を測定すべきではない。卒塾して5年後、10年後の状況を追跡調査し、豊の国商人塾でのカリキュラムである商人塾ゼミナールや商人塾キャラバンが卒塾生の商売にどのように活かされているかを検証する必要があると考える。

思うにこのような施策によって、現在のような厳しい経済環境の中で、自身の事業を成功させる人材を育てる大きな効果があるかということに関しては疑問がある。この閉塞状況の中で自らの事業を成功させるには、まず自身の事業にどっぷりとつかり、失敗も経験し、真剣に悩み自ら範を求めて積極的に人を尋ね学び取るような人間ではないかと考える。

そういう意味で、卒塾時に塾生から回収したアンケートでなく、追跡調査を行った結果をもって、効果を疎明できない場合には補助金の廃止も含めて検討すべきである。

4 3 .. 大分県街なかにぎわいプラン推進事業費補助金

担当部局 / 課名	部局名	商工労働部	所属名	商業・サービス業振興課			
補助金等の名称	大分県街なかにぎわいプラン推進事業費補助金						
1 目的、趣旨	中心市街地等における商店街の新たなにぎわいを創出するため、商店街の魅力や集客力を向上する斬新なプランを広く公募し、その事業化を支援することを目的とする。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県街なかにぎわいプラン推進事業実施要領、 大分県街なかにぎわいプラン推進事業費補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他	()					
4 交付先	特定非営利活動法人 さがのせき・彩彩カフェ 佐伯市番匠商工会 cemi-tu'pui (立命館アジア太平洋大学学生サークル) e-KAMISHIBAI隊 (立命館アジア太平洋大学学生を中心とした学生グループ)						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位:千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	2,100	2,000	2,000				
6 変遷	開始年度	H22		経過年数	1		
	見直しや変遷の状況						
7 補助の態様	定額	プランの実行経費に対して補助限度額の範囲内で補助(限度額別紙)					
	一定の率						
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	事務事業評価の成果指標により、効果検証を行っている						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	実績報告等の書類にて確認						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位:人)	0.5		人件費概算 (単位:千円)	5,000		

(追加説明)

従来の中心市街地の空き店舗対策では商店街主体の取組は生まれなかったという反省点と、チャレンジショップ開設などの個店対策では、街なか全体へ波及するにぎわいの創出には限界があるという点から、大分県は従来の手法とは異なる斬新なアイデアを持つ外部組織からにぎわいを創出する斬新なプランを広く公募し、その事業化を支援することで中心市街地の魅力や集客力を向上させ、商店街の活性化を図るために優秀な提案について当補助金で表彰することとしている。

事業についての概要は以下の表のとおりである。

	学生枠	一般枠
内容	学生グループと商店街のコラボレーションによるソフト事業	県内外の企業・団体の店舗新設等による恒常的事业
資格	県内外の大学、短大、高等専門学校、専門学校、高校の学生3名以上のグループ	県内外の企業、団体、商業者等
	年度内に事業化	年度内に事業化し、3年以上事業継続

補助金	優秀プラン 2 点を表彰 補助金総額 60 万円 ・最優秀賞 1 点 40 万円以内 ・優秀賞 1 点 20 万円以内	優秀プラン 2 点を表彰 補助金総額 150 万円 ・最優秀賞 1 点 100 万円以内 ・優秀賞 1 点 50 万円以内
	対象経費：施設改修費、備品購入費、広告宣伝費、その他必要な経費(家賃は除く)	

当該補助金は平成 22 年度が 1 年目であり、下記の表の交付先に補助金を交付しその事業の効果を把握している。

交付先	補助金額 (単位：円)	実績報告書記載「事業の効果」
NPO 法人 さかのせき ・彩彩カフェ	1,000,000	商店街の機能を再生するきっかけとして、地域交流の拠点となっている「よらんせえ」をコミュニティ食堂として新装開店することにより、商店街の魅力を向上し、にぎわいを創出するための準備をすることができた。
佐伯市番匠商工会	400,000	農業系学科を持つ数少ない高校である佐伯鶴岡高校の生産農産物を「まちの駅番匠」で恒常的に販売することにより、商店街の魅力を向上し、にぎわいを創出するための準備をすることができた。
cemi-tu'pui	400,000	別府市の中心市街地商店街で学生が主体となって国際色あふれるイベントを開催することにより、街なかで活動する学生を増やすとともに中心市街地に賑わいを創出することができた。
e-KAMISHIBAI 隊	200,000	最新 IT 機器活用と国際性 (留学生との交流) を合わせ持った現代版の紙芝居復活という話題性が、子どもたちのみならず、父兄にも共感を呼び、回を重ねるごとに参加者、リピーターを集客することができた。そのことにより、大人の目が届き、車の往来もなく、子どもたちが安心安全に集える場所としての商店街の新たな機能づくりに寄与するとともに、商店街の魅力・集客力向上を図り、商店街ににぎわいを創出することができた。
合計	2,000,000	

この中で一般枠である NPO 法人さかのせき 彩彩カフェの平成 22 年度に事業化された「コミュニティ食堂よらんせえ」については 3 年以上事業を継続しなければならないこととなっているため、県は平成 23 年も食事した人数でその事業の効果を継続して把握している。

（ 指摘事項 ）

「まちの駅番匠」

現地に行って店舗を視察した。商品はきわめて少なく、閑散としており、店員に質問したところ、佐伯鶴岡高校の野菜が何日かに一回入荷すると購入客は訪れるが、すぐに売れてなくなってしまうとのことであった。このままの状態であれば、街中の賑わいに貢献しておらず、効果があがっているとは言い難い状況であった。

安易な事業を組成して失敗した事例であると考え。店舗のコンセプトだけで賑わいを創出できるとは考えられない。周りの状況も考え、効果の上がる方法で予算を投入する必要がある。今後は採択時点でのより深度ある審査や事業実施過程における実施者との連携等に十分注意して取り組む必要がある。

(企業立地促進事業に関する総括的意見)

1. 検討内容

企業立地促進事業に関して以下の観点から評価の検討を行った。

立地件数と誘致企業の種類について

雇用について

税収について

2. 結論

立地件数と誘致企業の種類について

誘致企業については、次の理由から加工組立型のみならず地方資源型にも目を向けると立地件数が伸びる可能性がある。

- ・全国的に立地件数は減少傾向にあり、種類別にみると、金属製品・輸送用機械（加工組立型）は減少傾向にある一方、食料品（地方資源型）は安定して推移している。
- ・本県はこれまで加工組立型中心の誘致により、誘致件数や製造品出荷額を伸ばしてきたが、近年は誘致件数に陰りが出ている。
- ・近年誘致件数が伸びている宮崎県では、食料品等の地方資源型に重点を置いている。

雇用について

近年は誘致と新規雇用者数とは必ずしも効率的に結びついていない可能性がある。

税収について

企業立地が市町村を含む大分県全体の税収増につながっているという客観的な数値は把握できなかった。

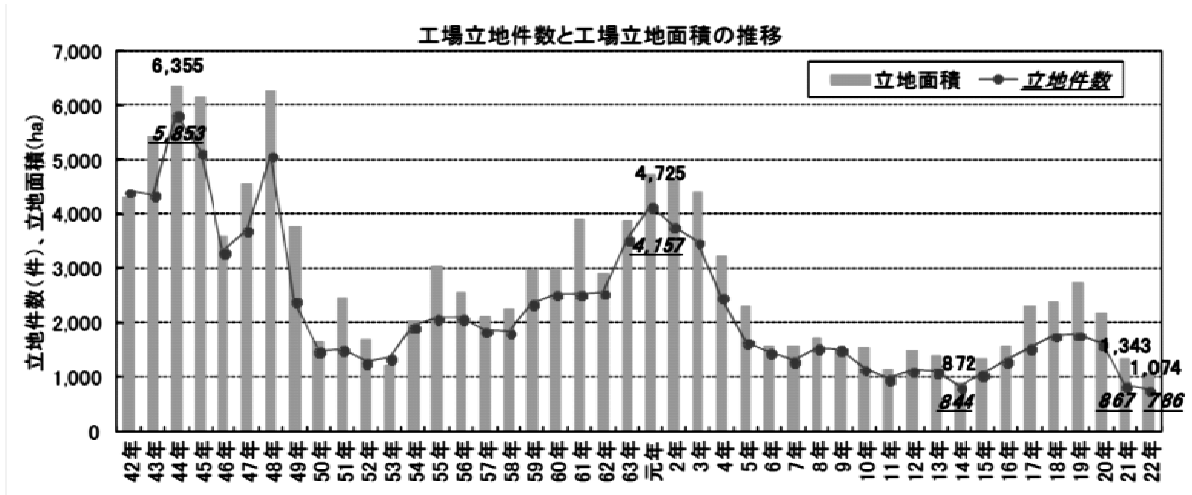
3. 結論までの検討内容

1. 立地件数と誘致企業の種類について

企業を誘致することで雇用機会の確保や経済の活性化等につなげようと、各都道府県では、さまざまな補助制度や融資制度等が設けられている。

その一方、企業側にとっては、平成2年のバブル崩壊、平成20年のリーマンショックを発端とした金融恐慌や円高を背景に、近年は国内での設備投資が伸び悩んでいる。

経済産業省の工場立地動向調査によると、平成22年1月～12月における全国の工場立地件数は786件（前年比9.3%）、面積は1,074ha（前年比20.0%）といずれも調査開始以降、過去最低を記録している。



(1,000 m²以上の用地を取得した製造業、電気業、ガス業、熱供給業の事業者対象)

国内の主な業種別の工場立地動向は以下のとおりである（同調査「主な業種別の工場立地動向」）。

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
食料品	172	169	161	189	182	197	176	180	165	150	171
木材・木製品	38	41	40	31	47	49	46	37	27	28	24
化学工業	60	75	47	67	73	67	89	78	111	66	49
プラスチック製品	105	84	56	82	83	107	130	139	109	48	53
鉄鋼業	28	36	34	33	37	56	85	77	98	39	31
非鉄金属	19	22	12	18	24	33	52	50	40	22	29
金属製品	115	98	62	86	106	183	276	274	198	69	72
はん用機械									97	42	21
生産用機械									181	82	47
電子・デバイス	106	62	26	38	82	47	74	72	69	26	22
電気機械	45	52	31	36	49	66	63	59	60	30	35
輸送用機械	53	62	51	95	120	160	153	206	208	74	65

※平成20年4月施行の（第12回改訂）日本標準産業分類に準じている。

表中にある金属製品や輸送用機械をはじめ、輸出志向の加工組立型産業の多くは、外貨

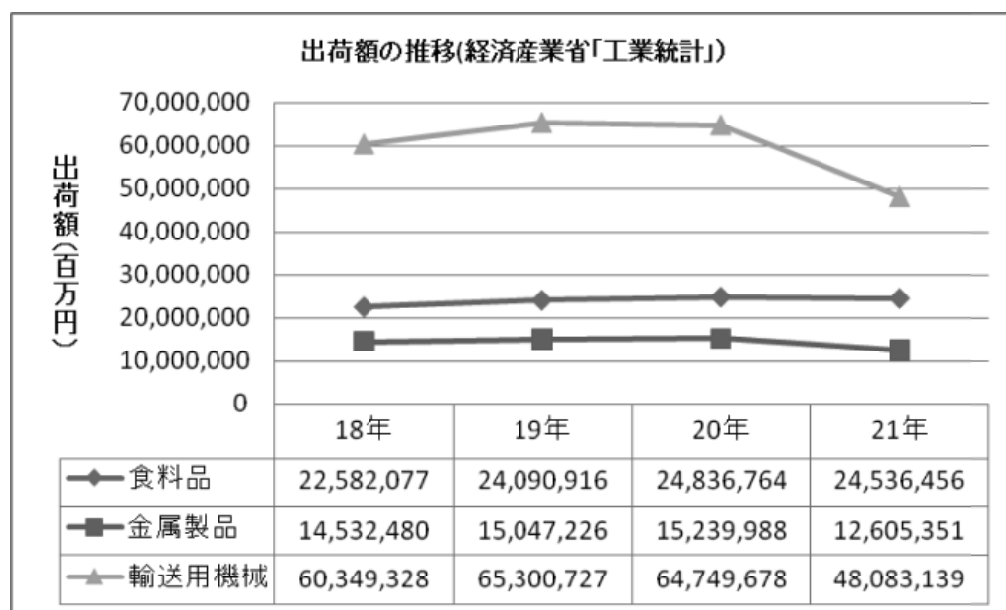
を獲得し、それを国内の設備投資（工場立地）に充当していくサイクルを取っており、平成 15 年以降は円安や新興国、北米の景気の堅調により国内の工場立地件数も順調に推移していたが、平成 20 年 9 月のリーマンショック以降は、前述のとおり厳しい状況が続いている。

上の表をもとに、平成 22 年における立地件数の上位 3 業種（食料品、金属製品、輸送用機械）について過去 5 年間（平成 18 年から平成 22 年）の立地件数と平均値、標準偏差を比較すると以下のとおりとなる。

	立地件数					平均値	標準偏差
	18年	19年	20年	21年	22年		
食料品	176	180	165	150	171	168.4	10.48046
金属製品	276	274	198	69	72	177.8	92.01826
輸送用機械	153	206	208	74	65	141.2	69.14261

平成 21 年の立地件数においては、対平成 20 年比で食料品 15 件減、金属製品 129 件減、輸送用機械 134 件減となっている。また平成 22 年の対平成 21 年の増減をみると、食料品 21 件増、金属製品 3 件増、輸送用機械 9 件減となっている。

立地件数のバラツキの大きさを示す標準偏差においては、食料品が 10 程度であるのに対し、金属製品は 92、輸送用機械は 69 と大きく、このことから輸出志向の金属製品、輸送用機械と異なり、食料品の工場立地は景気の動向に左右されにくく、また、立地ペースも安定していることが分かる。出荷額の推移を以下のグラフに表しても食料品の出荷額が安定していることが見て取れる。



【本県及び隣県の立地状況】

県の担当部局はこれまでの企業誘致効果として、以下のような従業者数の増加率や製造品出荷額等伸び率、県内就職率の上昇等を挙げている。

九州各県の事業所数・従業者数・製造品出荷額等について

県名	平成14年			平成22年			伸び率 (H14 H22)					
	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)	事業所 増加率	従業者 増加率	製造品出荷 額等伸び率			
福岡	7,511	227,572	6,982,022	6,172	218,092	8,207,581	-17.8%	4	-4.2%	4	17.6%	3
佐賀	1,819	58,564	1,397,118	1,487	59,699	1,667,028	-18.3%	5	1.9%	2	19.3%	2
長崎	2,564	62,957	1,493,485	2,006	58,349	1,740,081	-21.8%	7	-7.3%	7	16.5%	4
熊本	2,706	93,817	2,367,414	2,226	91,960	2,520,937	-17.7%	2	-2.0%	3	6.5%	6
宮崎	1,891	59,984	1,210,798	1,556	56,181	1,311,966	-17.7%	2	-6.3%	5	8.4%	5
鹿児島	2,761	77,654	1,759,236	2,337	72,080	1,814,531	-15.4%	1	-7.2%	6	3.1%	7
大分	2,038	65,793	2,854,180	1,666	67,094	4,079,140	-18.3%	5	2.0%	1	42.9%	1

全国	290,848	8,323,589	269,361,805	224,403	7,663,847	289,107,683	-22.8%		-7.9%		7.3%	
----	---------	-----------	-------------	---------	-----------	-------------	--------	--	-------	--	------	--

【出典】経済産業省「工業統計産業編」

高校生の就職率の推移

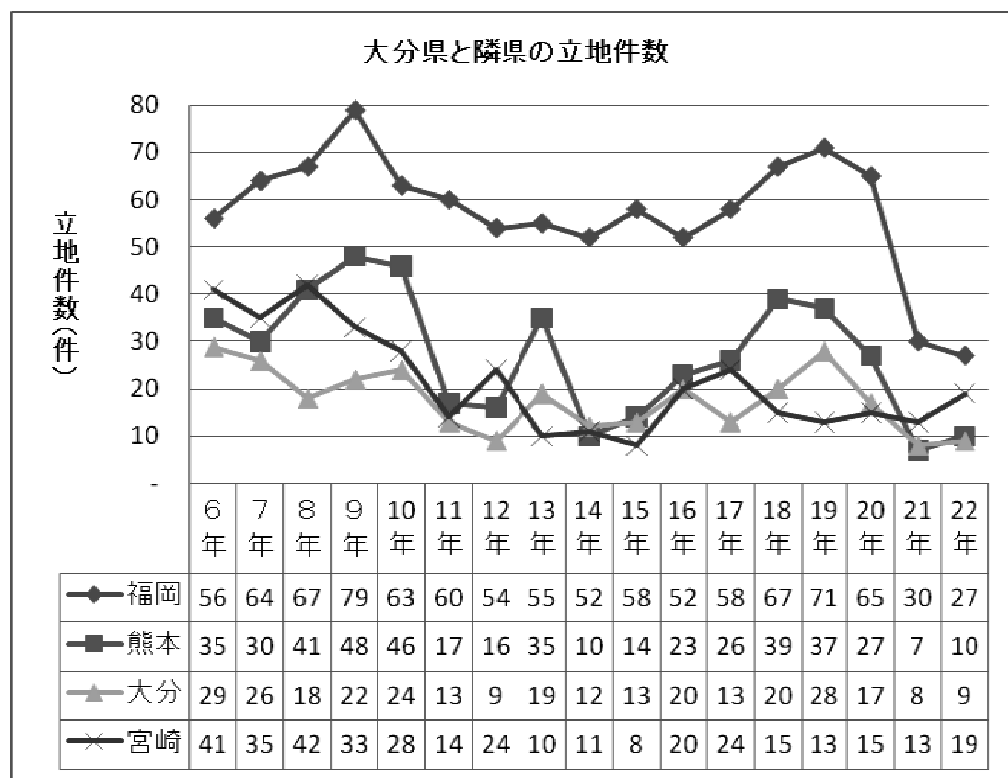
年 度	S 5 4	H 元	H 1 1	H 2 1	H 2 3
卒業者数	16,930	17,649	15,448	10,969	10,662
進学者数	8,215	9,827	10,843	7,931	7,892
就職者数 = -	8,715	7,822	4,605	3,038	2,770
県内就職者数	5,419	4,878	3,250	2,293	2,152
県外就職者数	3,296	2,944	1,355	745	618
就職率 /	51.5%	44.3%	29.8%	27.7%	26.0%
県内就職率 /	62.2%	62.4%	70.6%	75.5%	77.7%

H 2 3 年度の県内就職率の九州各県比較

県名	福岡	佐賀	長崎	熊本	宮崎	鹿児島	大分
県内	5,712	1,698	2,505	2,633	1,894	2,228	2,152
県外	1372	1060	1628	1568	1279	1767	618
計	7,084	2,758	4,133	4,201	3,173	3,995	2,770
県内就職率	80.6%	61.6%	60.6%	62.7%	59.7%	55.8%	77.7%
順位	1	4	5	3	6	7	2

これまで、大分県は金属製品や輸送用機械、精密機器等を中心に誘致活動を行い、成果を上げてきたと言える。その結果は上記に示した従業者数の増加率や製造品出荷額等の伸び率、県内就職率の上昇等九州各県と比較した数値で見ることができる。

次に、大分県及び隣県における企業立地の状況を示すと以下のとおりとなる。次のグラフは平成6年から平成22年までの立地件数の推移であるが、表は、平成19年と平成22年の実績を比較したものである。



(立地件数の平成19年と平成22年の対比表)

	19年	22年	増減数	増減率
福岡	71	27	-44	-62.0%
熊本	37	10	-27	-73.0%
大分	28	9	-19	-67.9%
宮崎	13	19	6	46.2%

リーマンショックによる金融恐慌前の平成19年と平成22年を比較すると、本県と福岡県・熊本県においては立地件数の大幅な減少がみられるが、宮崎県においては平成19年と平成22年比較でみると、立地件数がむしろ増加している。

ここで4県における立地件数を業種別にとらえて、食料品、金属製品、輸送用機械の3業種ごとに各県別年度推移をとると、以下のとおり宮崎県においては、食料品の立地件数及び全体の立地件数に占める食料品の割合が平成19年と比べて、平成20年と21年に増加している。これは他の3県にはない特徴であり、国内全体の傾向と同じく、食料品の立地件数が景気等に左右されにくいことを示していると考えられる。

もちろん、先に示したように従業者数の増加率や製造品出荷額等の伸び率、県内就職率の上昇等のデータについては、大分県は他県と比較すれば非常に良好な値を示しており、

これまでの企業誘致等の成果を表しているとも言える。

しかし、最近の工場立地件数ということに着目すれば、食料品の工場立地は景気の動向に左右されにくく、また、立地ペースも安定しているということは参考にすべきと考えられる。

	19年					20年					21年					22年				
	食料品	金属製品	輸送用機械	全体	食料品割合	食料品	金属製品	輸送用機械	全体	食料品割合	食料品	金属製品	輸送用機械	全体	食料品割合	食料品	金属製品	輸送用機械	全体	食料品割合
福岡	8	20	6	71	11.3%	5	13	5	65	7.7%	5	0	2	30	16.7%	6	3	4	27	22.2%
熊本	2	9	4	37	5.4%	2	4	1	27	7.4%	2	0	1	7	28.6%	3	0	0	10	30.0%
大分	2	8	9	28	7.1%	0	6	1	17	0.0%	2	1	1	8	25.0%	2	1	2	9	22.2%
宮崎	1	2	0	13	7.7%	4	4	0	15	26.7%	5	0	0	13	38.5%	5	1	0	19	26.3%

また、業種をより大括りにした企業立地の類型は4つのグループに分けられるが、宮崎県は食料品をはじめ、飲料・たばこ・飼料、木材・木製品などから構成される「地方資源型」の立地が多いことが分かる。

地方資源型	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維工業、木材・木製品、パルプ・紙、窯業・土石製品
雑貨型	家具、印刷、プラスチック製品、ゴム製品、皮革、その他製造業
基礎資材型	化学工業、石油・石炭製品、鉄鋼業、非鉄金属
加工組立型	金属製品、はん用機械、生産用機械、業務用機械、電子・デバイス、電気機械、情報通信機械、輸送用機械

	19年			20年			21年			22年		
	地方資源型	全体	割合	地方資源型	全体	割合	地方資源型	全体	割合	地方資源型	全体	割合
福岡	11	71	15.5%	10	65	15.4%	8	30	26.7%	12	27	44.4%
熊本	2	37	5.4%	5	27	18.5%	2	7	28.6%	6	10	60.0%
大分	4	28	14.3%	3	17	17.6%	3	8	37.5%	3	9	33.3%
宮崎	4	13	30.8%	9	15	60.0%	9	13	69.2%	9	19	47.4%

ここで、本県における、業種別の立地件数を以下のようにまとめると、金属製品や輸送

用機械等の加工組立型企業の工場立地が半分以上を占める一方、食料品等の地方資源型の立地が少ないことが分かる。

立地件数(件)	18年	19年	20年	21年	22年	合計	割合
地方資源型	4	4	3	3	3	17	20.7%
食料品	1	2		2	2	7	8.5%
飲料・たばこ・飼料	2	1	1	1		5	6.1%
繊維工業			2			2	2.4%
木材・木製品		1				1	1.2%
パルプ紙	1					1	1.2%
窯業・土石製品					1	1	1.2%
雑貨型	6	6	1	2	0	15	18.3%
プラスチック製品	4	3		2		9	11.0%
ゴム製品	1	1	1			3	3.7%
衣服		1				1	1.2%
その他の製造業	1	1				2	2.4%
基礎素材型	0	0	5	0	0	5	6.1%
化学工業			2			2	2.4%
鉄鋼業			3			3	3.7%
加工組立型	10	18	8	2	5	43	52.4%
金属製品	3	8	6	1	1	19	23.2%
一般機械	3					3	3.7%
電気機械			1			1	1.2%
情報通信機械				1		1	1.2%
業務用機械					2	2	2.4%
電子・デバイス		1				1	1.2%
輸送用機械	4	9	1		2	16	19.5%
電気業	0	0	0	1	1	2	2.4%
合計	20	28	17	8	9	82	100.0%

先に示したように本県の企業誘致は、輸出志向の加工組立型産業を中心として成果を上げてきた。しかし、昨今の世界的な経済情勢を鑑みると、長引く不況や円高の状況は今後も継続する可能性が高い。大規模工場立地自体減少傾向にあり、投資額も以前よりは小さいものが増えており、このような環境下においては、企業誘致のあり方も再考する時期に来ていると言える。

その際に今後は、これまでの集積効果を活かした誘致に加え、以下のようなメリットの考えられる地域資源型（以下地方資源型ではなく地域資源型と呼ぶ）も考慮した、確実かつ安定的な業種への誘致活動にも力を注ぐべきと考える。

地域で原材料の調達が行われることになれば、川上から川下まで地域が恩恵を受けられ豊かになる可能性が増える。

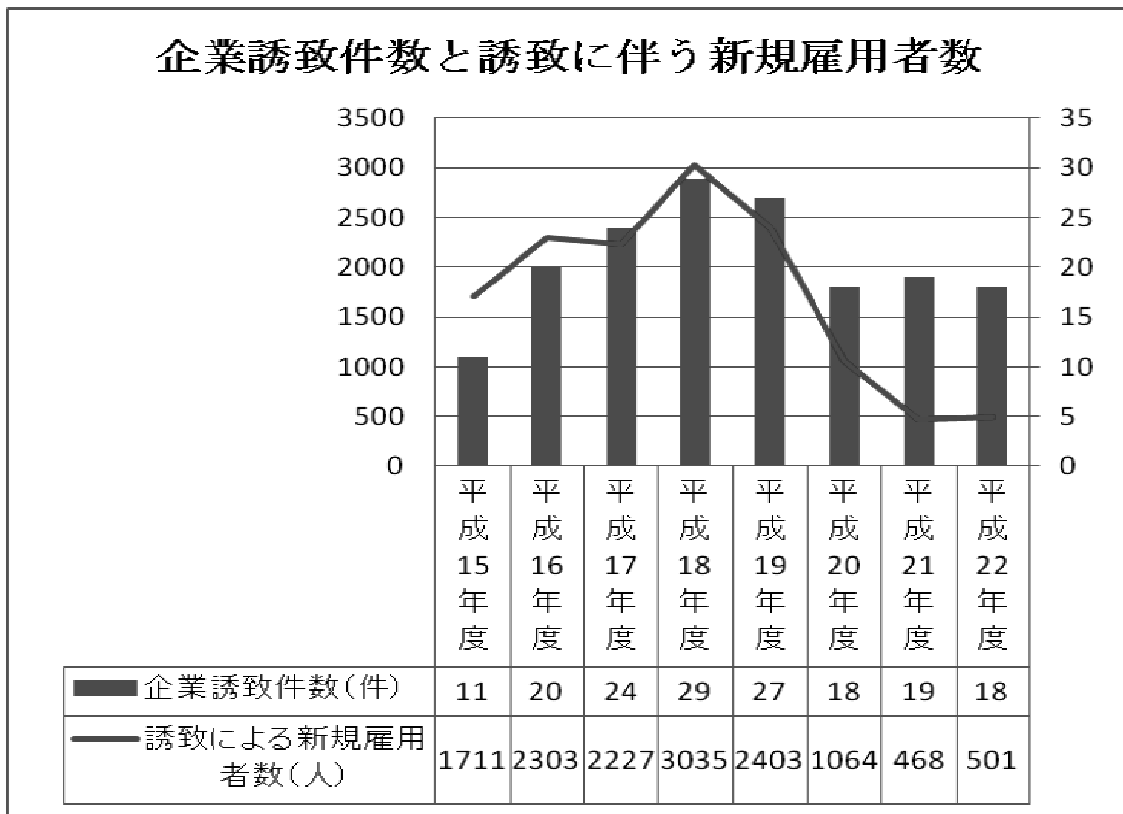
食料品（地域資源型）等は、他の業種に比べ景気の影響を受けにくいいため、地域経済及び雇用の安定化が期待できる。

食料品（地域資源型）は、先端産業と比較すると安定した頻度で工場立地を行っているため、誘致活動を比較的計画的に実施できる。

雇用について

本県はこれまで雇用の創出、地場企業の技術力向上やビジネスチャンスの増大、税増収など地域経済の活性化を図るため企業誘致に対して多額の補助金を出してきた。

「おおいた産業活力創造戦略 2011（大分県商工労働部）」によると、平成 15 年度から 22 年度までの 8 年間で 166 件の企業立地があり、約 13,700 人もの新規雇用が創出されている。



下の表は、平成 18 年度以降の 4 種類の補助金額総額と補助件数、誘致件数、新規雇用者数を示したものである（誘致活動を行ったもののうち、4 種の補助金いずれかを利用した企業数が補助件数となっている）。

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
補助金額	千円 993,294	千円 1,752,443	千円 1,721,218	千円 1,067,286	千円 342,265
補助件数	10 件	14 件	14 件	11 件	5 件
誘致件数	29 件	27 件	18 件	19 件	18 件
新規雇用者数	3,035 人	2,403 人	1,064 人	468 人	501 人

大分県の誘致件数においては、工場立地動向調査よりも広い範囲の業種が対象のため、前述の経済産業省の立地件数とは一致しない。

平成 18 年度は補助金額 993,294 千円に対し 3,035 人の新規雇用者数を出しているが、平成 22 年度は 342,265 千円に対しわずか 501 人の新規雇用者数にとどまっており、全国的な傾向であるが小規模な立地が多くなっているため、近年は投入した補助金に対する新規雇用者数の増加が少なく、効率性が大きく低下している。

補助金額と新規雇用者数は比例するものではなく、新規雇用者数は誘致活動以外の景気の状態等に大きく左右されているものと考えられる。

また円高の進行や人口減に伴う国内市場の縮小から、現在多くの企業が国内投資の見直しや国外進出の検討を行っている。

このような中で企業誘致については他の都道府県もさまざまな補助金を設けており、企業の誘致活動に激しくしのぎを削っているが、上記のような現状を見ると企業誘致が小規模化していることによるものであるのか、雇用の確保という目的に対しては必ずしも効率的な支出とならない恐れがある。

税金について

企業立地による税金がどれほどもたらされたかを検討するにあたり、個々の誘致企業について、地方税である法人事業税や不動産取得税、固定資産税は把握、集計されていないことから、代替的な指標として課税免除額を利用することとした。

* 課税免除額を利用する理由

企業立地は多額の設備投資を伴うため、県・市町村の立場からすると、法人事業税のほか、不動産取得税や固定資産税の収入が見込める。税法上の優遇措置として誘致企業には、当該税金の課税が免除されるケースがあるが、この場合、課税免除相当額の多くが国から補てんされるスキームになっているため、県としては課税免除しても、新たな税金が見込める。このため課税免除額を企業立地による新たな税金を示す一つの指標であるとみた。

下の表・グラフは 3 つの税について、大分県における過去 10 年間の課税免除額である。

なお、大分市や中津市などは、課税免除の優遇措置を設けていないため同数値には入っていない。しかし、県全体の法人二税の税金の資料提示はあったものの、当該資料では企業立地に伴う税金の傾向を把握することが困難なため、全体的な傾向を測る上では、支障がないものとして掲載した。

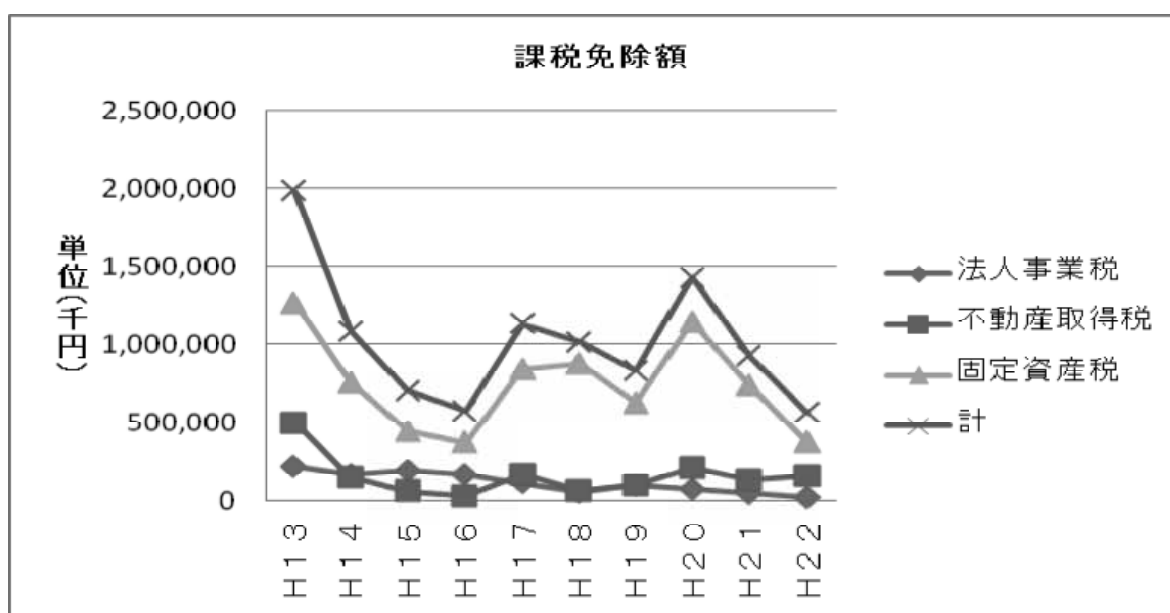
過去10年間の課税免除額

(単位：千円)

	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	合計
法人事業税	221,410	173,990	198,309	170,333	114,392	62,164	103,474	74,467	51,687	25,487	1,195,713
不動産取得税	496,662	152,972	63,005	34,280	173,173	69,615	103,653	212,448	137,886	161,264	1,604,958
固定資産税	1,264,487	756,824	445,148	373,124	842,657	879,408	625,175	1,144,041	734,175	380,427	7,445,466
計	1,982,559	1,083,786	706,462	577,737	1,130,222	1,011,187	832,302	1,430,956	923,748	567,178	10,246,137

(注1) 個人事業税を除く

(注2) 固定資産税については、各年度の課税免除額については、翌年度に普通交付税において「減収補填」を受けた額を75/100で除した額。



上記グラフを見ると、全体的に減少傾向にあることがわかる。したがって、この指標で見ると、企業立地による税収が市町村を含む大分県全体の税収増にどの程度つながっているかは判断しがたい。

確かにこれまで本県は企業誘致に熱心であり、それなりの効果があったことは事実であろう。しかし、過去の成功体験がこれからも通用する時代ではなくなっていると考えられる。

4. 最後に

以上のような考察より、大分県の企業立地促進事業は、集積効果を活かした輸出志向の加工組立型産業の誘致が多いが、全国的な傾向と同じく、立地件数が伸びていないこと、新規雇用者の増加が思うようにいっていないということは言わざるを得ない。

現下の厳しい経済情勢下にあっては、地域経済の活性化のため今後も各都道府県による

激しい誘致競争は続くものと思われ、呼び水としての補助金の必要性もあると思うが、このような時代の転換点にあっては、今後どのような業種を重点に誘致を進めていくのか、またそれに応じた対策、短期間での撤退や期待した雇用や税収が得られない場合の要綱上での対応など十分に検討していく必要があると考えられる。

大分県では特色ある活動として、現在、大分・宮崎の両県で推進する「東九州メディカルバレー構想」の取組を全国に向けて発信し、医療機器産業拠点化に向けて、東九州地域における更なる医療産業集積を図る取り組みが行われており、その成果を見守る必要がある。

都道府県の間では、補助金の制度自体に大差がないため、このような特色のある取り組みや立地環境の情報提供、立地の際の支援体制が重要となる。

他県には、県商工労働部のほか、工業用水を管轄する県企業局、電力会社及びガス会社、金融機関等の周辺機関も協議会に参画して地域一丸での誘致活動を行うなど、産業インフラ関連企業等と行政が連携し、誘致企業に適宜適切な情報提供が包括的に行える体制を構築しているところがある。

大分県では、県、県内市町村、財団法人大分県産業創造機構で構成された大分県地域産業活性化協議会が設立され、地域における産業集積の形成や産業集積の活性化のための基本計画、立地に資する設備整備等の協議を行っており、企業誘致活動については、主に県商工労働部によって進められている。今後は、企業局や電力会社、ガス会社、金融機関等とも連携し、地域全体としての活動にしていくことも検討されたい。

4 4 . 大分県企業立地促進補助金（企業立地促進事業 1 / 4）

担当部局 / 課名	部局名	商工労働部	所属名	企業立地推進課			
補助金等の名称	大分県企業立地促進補助金						
1 目的、趣旨	地域経済の活性化及び雇用の増大を図るため、過疎地域等での企業の立地を促進する						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県企業立地促進補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他	()					
4 交付先	誘致企業						
5 過去 5 年間の推移及び 2 3 年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	563,500	17,930	17,930	670,130	713,842	734,985	443,853
6 変遷	開始年度	H2		経過年数	21		
	見直しや変遷の状況						
7 補助の態様	定額						
	一定の率	設備投資額 × 3 % + 新規地元雇用者数 × 50万円					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	企業訪問を通じて、随時状況を確認						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	企業訪問を通じて、随時状況を確認						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.1		人件費概算 (単位：千円)	1,000千円		

(追加説明)

誘致地域の均衡ある発展を図るため、過疎地域等での企業の立地を促進し、雇用の機会の確保と産業の高度化に資するため、誘致企業や大規模設備投資を行う企業等に対して補助金を交付するものである。

企業立地促進事業には 4 種類の補助金がある。

- ・ 大分県企業立地促進補助金
- ・ 大分県大規模投資促進事業費補助金
- ・ 大分県ソフトウェア業等立地促進補助金
- ・ 大分県コールセンター企業立地促進補助金

主な対象業種、対象要件、対象事業、補助金額は以下のとおりである。

<p style="text-align: center;">大分県企業立地促進補助金</p> <p><対象業種> 製造業、ソフトウェア業等 <対象要件> 製造業：新規地元雇用者10人以上 ソフトウェア業等：直接従事技術者10人以上 <補助対象事業> 用地・建物・機械設備の取得・建設等 <補助金額> 投資額 × 3% + 雇用者数 × 50万円</p>	<p style="text-align: center;">大分県大規模投資促進補助金</p> <p><対象業種> 製造業、ソフトウェア業等 <対象要件> 製造業：設備投資額80億円以上かつ新規雇用者80人以上 ソフトウェア業等：設備投資額10億円以上かつ新規雇用者30人以上 <補助対象事業> 用地・建物・機械設備の取得・建設等 <補助金額> 設備投資額 × 5%</p>
<p>企業立地促進事業 (限度額あり)</p>	
<p style="text-align: center;">大分県コールセンター企業立地促進補助金</p> <p><対象業種> コールセンター（情報関連技術型など） <対象要件> 設備投資額30百万円以上、新規地元雇用者30人以上、専らコールセンターを業として行うもの <補助金額> 設備投資額 × 3%、雇用者数 × 50万円以内、通信回線使用料 × 1/2、賃借料 × 1/3</p>	<p style="text-align: center;">大分県ソフトウェア業等立地促進補助金</p> <p><対象業種> ソフトウェア業等 <対象要件> 事業に直接供する投下固定資本の額30百万円以上かつ直接従事技術者10人以上 <補助金額> 不動産取得税及び事業税相当額</p>

(意見)

・効果の検証について

企業立地推進課によると、企業立地促進事業として誘致件数を効果の検証指標に上げている。しかし、当該事業には4つの補助金制度があり、各補助金がどれだけ成果を挙げているかという効果の検証は十分ではない。

企業立地に係る4種類の補助金のうち、企業立地促進補助金及び大規模投資促進補助金は他の2つの補助金よりも金額が多額であり、費用対効果を可能な限り細部まで検討する必要がある。すなわち、事務事業評価の検討は企業立地促進事業全体の評価であり、補助金個別の評価の検討が不十分である。当該補助金を利用する企業は、半導体設計・製造業や非鉄金属製造業、加工食品製造業や精密ゴム製品の製造など様々な製造業等があるが、県は、補助金を支出した各企業に対し出荷額や生産量などの概要調査を行っている。これらを業種別に細分化して、どの業種の企業がどれだけの実績を挙げているかということを検証し、効果的・効率的な企業誘致につなげていくべきである。

4 5 .. 大分県大規模投資促進補助金 ((企業立地促進事業 2 / 4))

担当部局 / 課名	部局名	商工労働部	所属名	企業立地推進課			
補助金等の名称	大分県大規模投資促進補助金						
1 目的、趣旨	地域経済の活性化及び雇用の増大を図るため、過疎地域等での企業の立地を促進する						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県企業立地促進事業費補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他 ()						
4 交付先	誘致企業						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位:千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	0	237,330	237,330	300,000	1,000,000	1,000,000	500,000
6 変遷	開始年度	H 8		経過年数	16		
	見直しや変遷の状況						
7 補助の態様	定額						
	一定の率	設備投資額 × 5%					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	企業訪問を通じて、随時状況を確認						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	企業訪問を通じて、随時状況を確認						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位:人)	0.1		人件費概算 (単位:千円)	1,000千円		

((意見))

・投資金額の妥当性について

大規模投資促進補助金は、対象要件が設備投資額 80 億円 (製造業) と多額であるが、補助金交付要綱には、補助金を受ける側の契約についての定めがない。そのため、補助金を受ける側が、仮に経済合理性から考えて不当に高額な金額の契約を結んだ上で補助金の申請をしたとしても防止・発見できない状態となっている。つまり、投資金額の妥当性を確保するための定めがないため、経済的合理性を欠く取引について発見・防止できない可能性がある。

特に一定金額以上の取引や関係会社間の取引については、取引金額の合理性を確保するための仕組みを設けるべきである。一定金額の契約においては、入札や相見積もりなどの要件を設ける必要があり、技術上代替可能性を有しない特定の取引 (随意契約型) については、その旨を申請・実績の過程で示すよう求めるべきである。

特に親子会社や関連会社などの関係会社間で取引を行う場合には、適正な価格での取引が行われない場合も考えられることから、一定の歯止めをかける必要があると考える。この点につき、一部取引に係る請求書の閲覧を行ったところ、通常企業間で行われる値引の記載がないものが見受けられた。

親子会社間取引においては、原価に一定金額の付加利益を付した企業集団内部の売価を設定し、その金額は企業集団外部との取引における販売単価よりも金額が低いのが通常であることから、補助金交付に係る対象取引で関係会社間取引の場合には、このような通常行われる合理的な取引の結果で申請するよう要綱等を見直すべきである。

4 6 .. 大分県コールセンター企業立地促進補助金 ((企業立地促進事業 3 / 4))

担当部局 / 課名	部局名	商工労働部	所属名	企業立地推進課			
補助金等の名称	大分県コールセンター企業立地促進補助金						
1 目的、趣旨	地域経済の活性化及び雇用の増大を図るため、コールセンター企業の立地を促進する						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県コールセンター企業立地促進補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他	(通信費、事業所賃借料に係る補助)					
4 交付先	誘致企業						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	18,861	68,812	68,139	97,156	7,376	17,458	49,441
6 変遷	開始年度	H16		経過年数	8		
	見直しや変遷の状況	H21：補助要件の緩和、補助率引き下げ					
7 補助の態様	定額						
	一定の率	設備投資額×3%+新規地元雇用者数×25万円+通信費×1/2+事業所賃借料×1/3					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	企業訪問を通じて、随時状況を確認						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	企業訪問を通じて、随時状況を確認						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.1		人件費概算 (単位：千円)	1,000千円		

(追加説明)

補助金交付要綱によると、主として情報関連の技術や知識等のサービスを行う人材育成型のコールセンターを県内に設置する企業に対し、地域経済の活性化及び雇用の拡大を図るためというのが、この補助金の趣旨であるとされている。

((意見))

企業立地促進補助金や大規模投資促進補助金は、製造業種等の誘致企業の下請業務に伴う新たな県内取引や地場企業の技術力向上など、その効果は特定の製造企業に限定されない。製造業種は、(一般的に)原材料を仕入れ、加工し、外部に販売する。その過程で、周辺には、原材料の納入業者や加工業者、物流業者、販売業者等の出現や取引の増加が期待される。

これに対しコールセンターは、外部とのキャッシュフローを伴うような取引が存するものではなく、製造・販売等の主要業務をサポートする業務である。サービスの提供者と受ける者が回線によってサービスの授受が実現され、製造業のような介在業者の出現は、それほど期待できず、誘致による県内企業の技術力や競争力が向上するような性質は有しないものと解される。

したがって、コールセンターの誘致による経済的効果は、雇用という限定的なものにとどまるといえる。ただ、コールセンターが業務の性質上、人を要するサービスであり、雇用を生みやすいという即効性があり、雇用者がその給与を県内で消費することにより一定の経済的効果もあるだろう。

そこで、コールセンターは、その誘致によってしか雇用が確保できないような地域に、積極的に誘致されていくのが最も望ましいといえる。

インフラがある程度整備されている地域であれば、コールセンターよりも、地場企業に波及効果が期待できる業種の誘致の方が効果的であろう。他方、インフラや資源に恵まれていない有効求人倍率の低い地域等には、本事業を積極的に進めていくのも有効であろう。

当事業の実績を見ると、特段このような視点で誘致活動を行った証跡はなく、結果的に、前者にコールセンターが立地されている。今後は、市町村等の状況を把握した上で、後者に目を向けて、優先的に誘致を図っていくよう努められたい。

4 9 .. 大分県ソフトウェア業等立地促進補助金 ((企業立地促進事業 4 / 4))

担当部局 / 課名	部局名	商工労働部	所属名	企業立地推進課			
補助金等の名称	大分県ソフトウェア業等立地促進補助金						
1 目的、趣旨	産業の技術力の向上と雇用の増大を図るため、ソフトウェア業等の立地を促進する。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県ソフトウェア業等立地促進補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他	(不動産取得税及び法人事業税に係る補助)					
4 交付先	誘致企業						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位:千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	1,134	18,866	18,866	0	0	0	0
6 変遷	開始年度	S61		経過年数	26		
	見直しや変遷の状況		H4: 対象業種追加 H23: 補助要件緩和				
7 補助の態様	定額						
	一定の率						
	その他	不動産取得税及び法人事業税に係る補助					
8 現在行っている補助金等の効果の検証	企業訪問を通じて、随時状況を確認						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	企業訪問を通じて、随時状況を確認						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位:人)	0.01		人件費概算 (単位:千円)	100千円		

(追加説明)

補助金交付要綱によると、当該補助金の目的は、本県産業の技術力の向上と雇用の増大を図り、もって技術立県・頭脳立県の実現に資するため、県内にソフトウェア業等を立地するものに対し、補助金を交付するものとされている。

具体的な主な対象業種は以下のとおりである。

- ・ソフトウェア業
- ・情報処理サービス業
- ・デザイン業
- ・機械設計業
- ・エンジニアリング業
- ・自然科学研究所

((意見))

平成18年度から平成22年度までの5年間で、当該事業を利用したのは1件(機械設計業)のみである。

当該補助金は、投下固定資本の額が操業開始時に 3,000 万円以上かつその業に直接従事する技術者数が 10 人以上の立地企業に対し、用地及び建物の取得に対して課される不動産取得税及び 3 年間の事業税相当額を補助金として交付するものである(上限額 2,000 万円)。

さらに交付要綱によると、要件を満たさなくなった企業あるいは事業を休止・廃止した企業には補助金の全部または一部の返還を県が命じることができるものとされている。

大規模投資促進補助金については、最低 5 年以上の雇用維持が求められているが、当補助金には何ら定められておらず、操業後 5 年以上経過しても返還される可能性もある。

以上のことから誘致企業にとってのメリットが低い補助金であることが分かる。

下の表は企業誘致に係る補助金の変遷である。

	開始年度	経過年数
大分県企業立地促進補助金	平成 2 年度	21 年
大分県大規模投資促進補助金	平成 8 年度	16 年
大分県コールセンター企業立地促進補助金	平成 16 年度	8 年
大分県ソフトウェア業等立地促進補助金	昭和 61 年度	26 年

これまで対象要件や対象業種などは、開始年度以降見直されているが、当該補助金については開始して 26 年が経過しており、前述のように企業側のメリットも少ないことから利用実績が低くなっており、要件等制度の見直しを検討するべきである。

4 7 . 企業立地基盤整備費補助金

担当部局 / 課名	部局名	商工労働部	所属名	企業立地推進課			
補助金等の名称	企業立地基盤整備費補助金						
1 目的、趣旨	市町村等が行う工場用地等に係るインフラ整備や立地条件に係る調査等への助成を行うことで、工場用地等の整備を促し企業立地の促進を図る。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県企業立地基盤整備費補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他		()				
4 交付先	市町村、市町村土地開発公社、大分県土地開発公社						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	29,084	0	0	0	5,527	0	0
6 変遷	開始年度	昭和57年		経過年数	28年		
	見直しや変遷の状況	大分県土地開発公社が実施する工場用地等に付帯する設備整備事業を補助対象に追加					
7 補助の態様	定額						
	一定の率	工事費等の2分の1以内の額					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	予算要求作業時に、市町村の計画や補助事業に対するヒアリングを実施。市町村としては、県と一体となった事業スキームがあることで事業に取り組みやすくなるとの回答が多かった。						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	市町村と一体となって工場適地の提案を行っている。						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.2		人件費概算 (単位：千円)	2,000		

(追加説明)

当該補助金は企業立地の促進を図るため、工業用地等を整備する市町村等に対し、補助金を交付するものである。補助率は対象経費の1/2以内であり、具体的な対象事業は以下のとおりとなっている。

(1) 企業立地基盤整備事業

工業用地、ソフトウェア業等施設又は観光レジャー施設の設置に関する施設で、次のいずれかに該当するもの

- ・工場用地、ソフトウェア業等施設用地又は観光レジャー施設用地への進入道路の新設または改良
- ・工場用地等から排出される産業廃棄物に係る専用処理施設の設置または改良
- ・工場用地等へ引き込む送配電線施設の設置または改良
- ・その他知事が必要と認める施設の設置または改良

(2) 団地共通施設整備事業

緑地、屋外運動場等の団地共通施設の設置

(3) 立地条件調査事業

先行取得等に係る工場用地等の地質調査、水質調査及び水量調査

(4) 工場用地等に付帯する設備整備事業

なお、平成 22 年度及び 21 年度に補助件数は 0 (ゼロ) であったため、平成 20 年度分を検討した。

((意見))

・用地整備について

平成 20 年度に小ヶ瀬適地基盤整備補助事業(日田市)が日田市土地開発公社によって実施され、測量設計業務や用地測量業務に係る工事費等 11,052 千円の 1/2 である 5,526 千円が県補助金として支出されているが、当時の補助金の交付申請書における補助対象事業概要説明書を閲覧すると、立地企業の建設概要欄において「予定なし」と記載されていた。つまり、整備事業の実施段階において企業立地が明らかに見込めていなかったことになる。

用地整備の手法としては、企業の立地が決まってから企業の要望に応じて工場用地等を造成するオーダーメイド方式と、予め工場用地等を整備して企業を誘致するレディメイド方式とがある。

いずれの方法により実施するかは、その時々状況により各自治体が判断することとなるが、今回の場合は、複数の企業から引き合いがある中で、当該自治体がスピーディーな対応により企業誘致を実現したいため、周辺インフラの整備に着手したものであった。

レディメイドの場合は、オーダーメイドと異なり、造成地に企業が立地しないというリスクが存在する。本件のケースは、そのリスクが具現化した形となった。

レディメイドであっても需給バランスの見極めは重要であり、県としては自治体の計画の合理性を検討し、企業立地の見込みや企業の立地スケジュール等を十分見極めながら、より効果的な工業団地の整備に努めるよう自治体と調整していく必要がある。

48. 大分県流通業務団地立地促進補助金

担当部局 / 課名	部局名	商工労働部	所属名	企業立地推進課			
補助金等の名称	大分県流通業務団地立地促進補助金						
1 目的、趣旨	流通関連企業の経営体質の改善、競争力の強化を図るとともに、雇用の機会の確保と産業の高度化に資し、地域の均衡あるまちづくりの推進を図るため。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県流通業務団地立地促進補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他		()				
4 交付先	誘致企業						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	253,930	150,090	150,090	484,640	130,060	394,510	446,940
6 変遷	開始年度	H15		経過年数	8		
	見直しや変遷の状況	H17、H18に補助率及び限度額の引上げ					
7 補助の態様	定額						
	一定の率	2 / 10以内かつ用地取得費の4 / 10以内					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	事務事業評価の成果指標により、効果検証を行っている。						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	交付申請及び実績報告書に契約書や完成写真、平面図等の証拠書類を添付させるとともに、現地確認を実施している。						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.2		人件費概算 (単位：千円)	2,000		

(追加説明)

流通関連企業の経営体質の改善、競争力の強化を図るとともに、雇用の機会の確保と産業の高度化に資し、地域の均衡あるまちづくりの推進を図るため、大分流通業務団地（大分市）の用地を購入し事業を営む者に対し、用地の取得、建物の建設及び機械設備等の取得に要する経費（以下「設備投資額」という）の20%以内を補助するものであり、上限は、用地取得費の40%以内（知事が特に認めるものについては60%以内）となっている。

大分流通業務団地の概要は以下のとおりである（大分県ホームページより）。

所在地	大分市大分流通業務団地	
事業主体	大分県	
面積	開発区域面積 85.2ha	
	分譲面積 29.6ha	
主な対象施設	貨物取扱施設(トラクターミナル等)	
	倉庫施設	
	荷さばき施設	
	運送業、倉庫業、卸売業の事務所・店舗	
	製造業、小売業等の配送センター	
	卸売市場	
	流通加工等工場、自動車関連施設、駐車場	
	物流関連施設を併設する工場(ただし、建築基準法別表第二(ぬ)項第一号に掲げる工場以外のもの)	
都市計画規制	準工業地域(流通業務地区)	
	建ぺい率 60%	
	容積率 200%	
	壁面後退距離の確保	道路境界線から2メートル以上(幹線市道佐野1号線沿いは3メートル以上) 隣地境界線から2メートル以上
公共施設	道路	国道197号大分東バイパスに隣接
	公園	団地内にグラウンド、テニスコート等整備
	上水道	大分市上水道より供給
	下水道	入居企業が合併浄化槽整備
	電力	九州電力より供給(普通高圧、特別高圧)
	ガス	大分ガス(都市ガス)
	情報	NTT Bフレッツ対象地域

（意見）

・雇用の機会確保について

この事業の目的の一つとして雇用機会の確保が挙げられているが、実際にどれほどの新規雇用が図られたかについて確かめられていない。県と進出企業との間でなされる土地の売買に先立ち、進出企業が県に土地譲受申込書を提出し、その中で従業員計画として新規地元雇用者数を記載することとされているが、これはあくまで計画（予定）であり、実績値を見る必要がある。

雇用者は当補助金の要件としていないため、交付要綱では交付申請書及び実績報告書における雇用者数の記載について定めをしていないが、事業の目的が達成されたかを把握するために雇用者数の把握は重要といえる。今後は要綱の改正を含め、雇用者数の把握方法を検討すべきである。

5 0 . . 高年齢者雇用就業対策事業費補助金

担当部局 / 課名	部局名	商工労働部	所属名	雇用・人材育成課			
補助金等の名称	高年齢者雇用就業対策事業費補助金						
1 目的、趣旨	高年齢者雇用就業対策の充実を図り、高年齢者の就業機会を確保する。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律、高年齢者雇用就業対策事業費補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他		()				
4 交付先	社団法人 大分県シルバー人材センター連合会						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	8,950	8,950	8,950	8,950	10,340	10,000	9,500
6 変遷	開始年度	H7		経過年数	16		
	見直しや変遷の状況		H8～H14 各センターへの補助を毎年10%～20%カットし、創立から起算して10年で打ち切り連合会への補助に一本化 H18 特化した事業費を追加				
7 補助の態様	定額	運営費について、8,000千円を定額補助、シルバー人材センター活性化人材育成事業に665千円					
	一定の率						
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	事務事業評価の成果指標により、効果検証を行っている						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	交付申請書、実績報告書、事業報告書、収支決算書、月別事業実績報告書等で確認						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.3		人件費概算 (単位：千円)	3,000		

(追加説明)

高齢化社会が進行するなか、大分県の高齢化率は24.2%とおよそ4人に1人が高齢者となっており、全国でも第9位と非常に高い状態である。このような状況の下、高齢者の就業による社会参加を通じた福祉増進のため、高齢者就業全般に関する地域情報の交換を行い、地域社会のニーズと高年齢者の就業ニーズに対応するとともに、高齢者の就業機会を確保することを目的とする(社)大分県シルバー人材センター連合会に対して、その運営費を補助し、一部事業費の補助も行っている。

平成22年度の実績額の内訳は以下のとおりである。

大分県シルバー連合会運営費補助 8,000千円

いきいきワークネット活性化人材育成事業費補助 950千円

その他 165千円

((意見))

この補助金の成果指標として県は就業延人員数を採用しており、それによると以下のとおりとなっている。

(単位：人)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
目標値	470,000	470,000	470,000
実績値	464,454	468,048	455,068
達成率	98.8%	99.6%	96.8%

県の担当者は地域ごとに月次で就業延人員の実績値を前年の同月値と比較して進捗管理しており、数値が悪い場合には連合会を通じて同地域のセンターに問い合わせを行い、必要に応じて訪問し、状況を把握している。

上記の表を見れば、実績値が目標値の 90% 台後半で推移しているため一見すると補助金の成果は出ているように見える。

しかしながら、下の図に示すとおり大分県は会員 1 人当たりの月平均就業日数が、6.7 日で全国で 34 番目となっており、全国平均 7.16 日より小さくなっている。計算上、大分県のシルバー人材センターの会員数が多いことで会員 1 人当たりの月平均就業日数が小さく算出されるという可能性があるが、60 歳以上の人口に占める会員の比率は 1.5% であり、全国平均の 2.1% より小さくなっていることから、会員数が多いことで計算上、会員 1 人当たりの月平均就業日数が小さく算出されているとは考えにくい。このため大分県の会員 1 人当たりの月平均就業日数が小さくなっているのは就業延人数が少ないことが原因であると考えざるを得ない。

就業延人数が少ないということは、高齢者の就業機会が十分に開拓されていないということであり、当該補助金の成果は十分には発現していないと捉えるべきである。

大分県は就業延人数の目標値と実績値との比較を補助金の成果指標としている。しかし、このような指標は前年度の実績値よりも少し高めに目標値を設定することによって概ね実績値を目標値に近似させるように調整することが可能であり、補助金の成果を捉える指標としては適切ではない。成果指標として採用すべきものは単純に目標値と実績値を比較するのではなく、客観的なデータに基づいた比率によって大分県の高齢者の就業機会がどの程度確保されており、それが全国的に見てどの程度の位置にあるのか、またそのデータが時系列でどのように推移しているのかを比較することができるものにすべきである。

都道府県 (九州)	会員1人当たり月平均就業日数(就業延人員÷会員数÷12)	左記日数の全国順位
宮崎	8.02	9
熊本	7.39	18
佐賀	7.36	19
福岡	7.35	20
鹿児島	6.74	33
大分	6.70	34
長崎	6.46	38
沖縄	6.28	41
⋮	⋮	⋮
全国	7.16	

シルバー人材センター会員数	60歳以上人口	会員数÷60歳以上人口
6,468	365,160	1.8%
10,520	589,735	1.8%
4,350	269,080	1.6%
28,293	1,435,164	2.0%
11,762	567,281	2.1%
5,823	378,891	1.5%
6,772	457,288	1.5%
5,516	259,238	2.1%
⋮	⋮	⋮
791,859	37,514,413	2.1%

(当表は(社)全国シルバー人材センター事業協会HPの平成21年度データから作成)

5 1.. 農業振興運動推進事業費補助

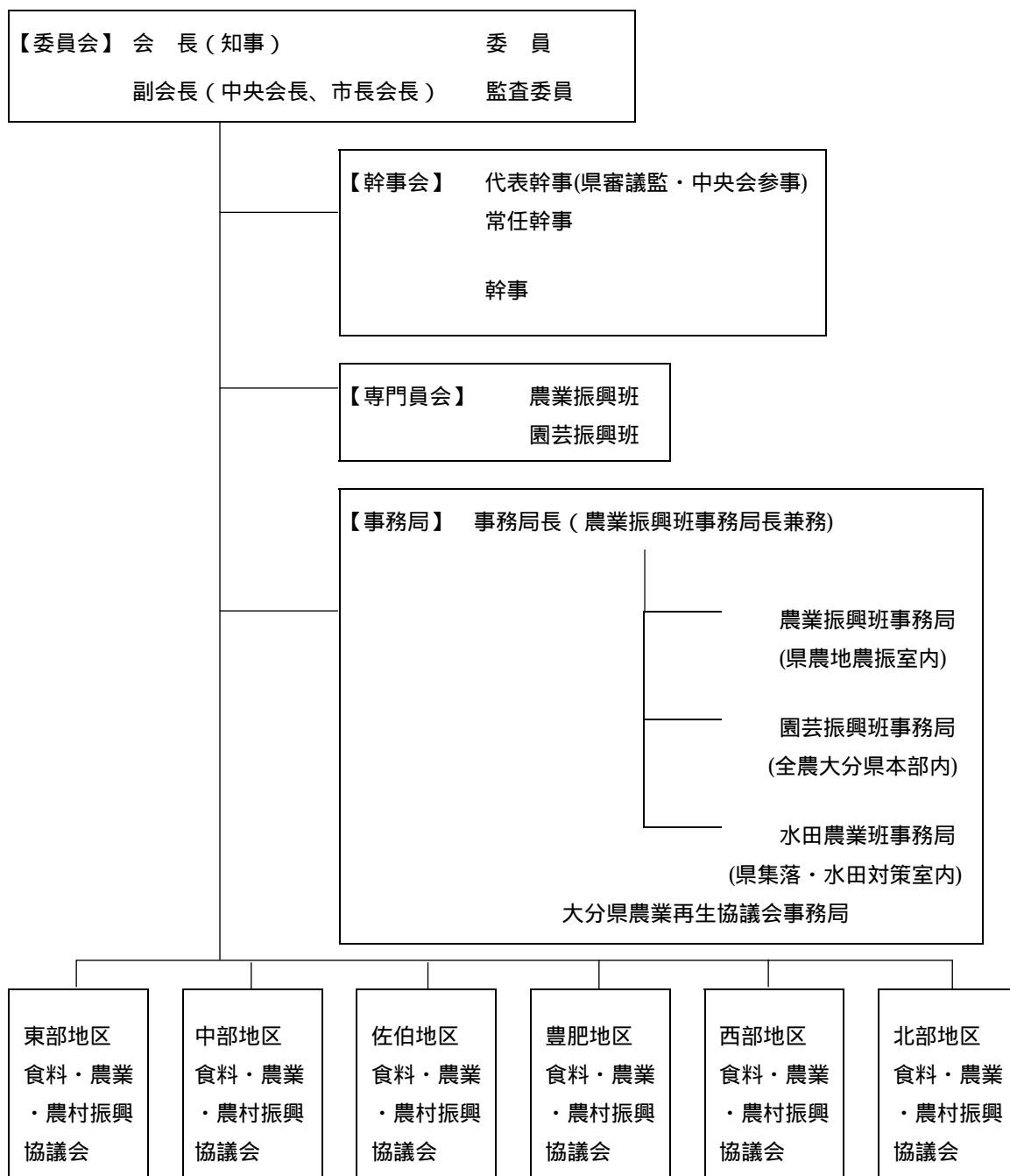
担当部局/課名	部局名	農林水産部	所属名	農地農振室			
補助金等の名称	農業振興運動推進事業費補助金						
1 目的、趣旨	農業者の経済的・社会的地位の向上並びに消費者から信頼される安全・安心で、安定的かつ効率的な食料生産体制の構築を図るため、地域における農業・農村の振興を行政機関並びに農業団体等が一体となって推進する。						
2 根拠法令等(法律、条例、要綱等)	なし						
3 区分	事業費の補助	設備・施設の整備に係る補助					
	団体の運営費補助	利子補給					
	その他	()					
4 交付先	・大分県食料・農業・農村振興振興協議会 (県農振運動の活動主体である地区食料・農業・農村振興協議会(振興局単位に設置)あて助成金を交付)						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額(単位:千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	1,800	1,900	1,900	1,804	4,000	5,000	5,000
6 変遷	開始年度	H16		経過年数	7		
	見直しや変遷の状況	H21～事業規模縮小(専任職員1減) H22～事業規模縮小(専任職員廃止)、農地農振室内に移管					
7 補助の態様	定額	農振活動経費について、1,800千円定額負担(農業団体と同額)					
	一定の率						
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	県協議会及び地区協議会ごとに、監査及び総会時に前年度実績を検証している						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	交付申請書及び実績報告書の書類については、兼務県職員が作成し決裁を受けている						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員(単位:人)	0.8		人件費概算(単位:千円)	8,000千円		

(追加説明)

大分県食料・農業・農村振興協議会(以下、振興協議会という。)は、昭和39年に設立され農業者の自主・自立による生産意欲喚起のための啓発活動を行ってきた大分県農業振興対策協議会、及び平成9年に設立され園芸作物の生産拡大のため、生産者組織の支援活動等を行ってきた、おおいた園芸振興協議会を発展的に解消し、これに水田農業の構造改革を推進するために平成15年に設立された大分県水田農業改革推進協議会を加えて、平成16年に設立された団体である。

当該補助は、振興協議会の事業費補助を目的として、県負担金として支出されるものである。

振興協議会の組織体制



((指摘事項))

当該補助金の受け皿である大分県食料・農業・農村振興協議会について活動実績報告、事業報告、決算書等を閲覧し、関係者に質問した結果、以下の事象があった。

国庫補助事業である「学校給食地場農畜産物利用拡大事業」に係る補助金 29,546,000 円は実際には平成 21 年度末に当協議会に国から交付されているが、平成 21 年度の決算においてこれが反映されない状態で確定処理され、総会の議決がとられており、その後、平成 22 年度に当該補助金が受け入れられたように処理され、一部執行されていた。

国からの示達が年度末ぎりぎりのタイミングであったという特殊事情はあるが、本来であれば当該補助金は平成 21 年度の決算において受け入れ処理され（補正予算において）次期繰越金として確定させ、総会に付議すべきであった。

((意見 ①))

・組織体制について

振興協議会は、上述したような設立の経緯があるため、旧農業振興対策協議会の活動を引き継いだ農業振興班、旧園芸振興協議会の活動を引き継いだ園芸振興班、水田農業改革推進協議会の事業を行う水田農業班の 3 班に分かれている。

この 3 班の事業のうち水田農業班の事業については、従来から水田農業改革推進協議会（平成 23 年 6 月より農業再生協議会に改称）の事業として行われているため、振興協議会の総会資料を見ても報告事項としてあげられているだけで、水田農業班の歳入・歳出予算案等が採決されることはない。

このように水田事業が別の協議会の事業として扱われていることを考えると、農業者の経済的、社会的地位の向上を目指す団体としては、組織として過渡期にあると言える。

そもそも振興協議会の事業目的として（ ）農業・農村に関すること（ ）園芸の振興に関すること（ ）水田農業の構造改革に関すること、と定めているが、県としては振興協議会の事業を吟味し、もう少し事業目的を絞ったうえでそれに合うような組織体制に誘導する必要があるのでないだろうか。

たとえば、振興協議会の事業のうち、農業賞の表彰事業が農業者の生産意欲を喚起し、モチベーションを維持していく上で必要な施策と考えるならば、これまでよりも充実した表彰制度を整え、より多くの生産者のやる気を高めることを事業の目的とし、それに応じた組織にしていくなどが考えられる。また同様の趣旨からすれば、県費の支出方法についても、負担金というかたちではなく用途を定めた補助金として支出して実績報告を求めべきと考えられる。

((意見 ②))

・事務コストについて

事務局についても振興協議会の事務局とは別に各班が各々別個に設置している。各班が別々に事業を実施していることによると思われるが、組織としてのまとまり感にも欠け、個々に事務局があることにより事務コストもかかるのではないだろうか。

園芸振興班の事務局との関係も含めて組織の在り方を検討する余地がある。

((意見 ③))

・協議会の独立性について

協議会とは、行政や関連する企業、民間団体等が資金を出し合い運営する組織である。協議会等の中には、事務局が県庁内に置かれ、その事務も県の職員が行っているものがあり、あるいはその財源の大部分が県からの負担金等で賄われている場合がある。

このような方式をとることには、協議会等が県と一体となって事業を推進できるということや事務局の経費負担の財源を確保することはできないが、社会的に必要性のある事業を企業や民間団体等と一緒に展開できるというメリットがある。

しかし、協議会等による運営方式には以下のような問題点もある。

協議会等は社団としての実態はありながら、法人としての登記を行っていないため法人格を有しない社団、すなわち一般的には権利能力なき社団と言われる。

しかし協議会等によっては、そもそも社団としての実体がなく権利能力なき社団としても認められないケースがあるのではないかという問題がある。そうなれば権利能力なき社団とすら認められない団体に対して公金を支出することが適切かどうか、という問題が派生してくる。

また、実態的に権利能力なき社団と認められる場合であっても、県と一体化しているケースも考えられ、その場合には県からの実質的な独立性が問題となる。仮に独立した団体と認められない場合には、県が自らに対して負担金等を支出しているということになり、そこから実質的には県による支出であるにもかかわらず、より簡便的な方法により事業に対する支出が行われてしまうという問題が生じる可能性がある。

以上のように、協議会等による運営方式には、(1) 権利能力なき社団としての実態があるかどうかという問題と(2) 県から独立した団体であるかどうか、という二つの問題がある。

そこで、(1) 権利能力なき社団としての実態があるかどうかという点については、過去の最高裁の判例によれば権利能力なき社団として認められるには以下のすべての要件が必要になるとされている。

団体としての組織を備えていること

多数決の原則が行われていること

構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続すること

代表選出の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確立していること

したがって、以上のような要件を満たさなければ、権利能力なき社団として認められないこととなり、そのような主体に対して公金の支出を行うことは妥当とは言えなくなる。次に（２）県から独立した団体であるかどうかという点についても、以下の事象があれば実質的に独立していると認められないと考えられる。

協議会等の事業内容が県の行う事業内容と重なること

これについては程度の問題はあるが、県以外に事業に関与する者の存在が認められるかが重要と考えられる。

協議会等の設置・運営に県が中心的役割を果たしていること

その設置・運営に関して県が中心的な役割を果たすことはやむをえないが、例えば、協議会等の役職を県職員の充て職としないこと、他の構成員からも積極的に人材登用を行うなど協議会等に自立性を持たせることが重要となる。

協議会等における事務作業の大部分を県の職員が行っていること

協議会等の事務局設置場所を県庁外に設置すること、及び協議会運営にあたっては県職員以外の者も参画していることが求められる。

庁舎内に協議会等の事務局を置いているケースでは、協議会の運営費では事務処理コストを賄うことができないため、やむをえず県の職員が協議会等の事務作業を遂行しているという事情もある。

予算の大半が設置地方公共団体からの補助金、負担金、交付金によって占められていること

協議会等の財務基盤の自立という観点も踏まえ、負担金の額が決められる必要がある。

以上の観点から、県が協議会を設置して事業を行おうとする場合、これらの要件を吟味し、社団としての実体が備わっており、かつ県からの独立性が保たれていることに留意する必要がある。

振興協議会には、幹事又は専門員として主管課をはじめとした多くの県職員がかかわっていること、また、事務コスト削減のためとはいえ、園芸振興班以外の事務局が県庁内にあり主管課県職員が事務局職員を兼任していること、振興協議会の収入の半分は県からの負担金で賄われていること等の状況を考慮すれば、実質的には県からの独立性が弱い団体と捉えられる。

したがって、県は自らに対してより簡便的な方法で県費を支出してしまうという問題が発生する余地があることから、安易な協議会運営を行わないように留意する必要がある。

農業施策の実現のために振興協議会の設置、運営に関してある程度県が主体的に係わっていくことはやむを得ない面もあるが、その一方で、人的にも財政的にも自主・自立した団体へ誘導していくことも念頭におく必要がある。

5 2 . 農業共済強化推進事業費補助金

担当部局 / 課名	部局名	農林水産部	所属名	団体指導・金融課			
補助金等の名称	農業共済強化推進事業費補助金						
1 目的、趣旨	農業共済事業の基盤強化を図るとともに、農業共済団体等の事業運営の円滑化を推進する。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	農業共済強化推進事業実施要領、農業共済強化推進事業費補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他			()			
4 交付先	大分県農業共済組合連合会						
5 過去 5 年間の推移及び 2 3 年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	1,166	1,361	1,244	1,524	1,856	1,842	3,710
6 変遷	開始年度	H2		経過年数	22		
	見直しや変遷の状況		刊行物等の廃止など事業内容を毎年度見直し				
7 補助の態様	定額						
	一定の率	1 / 2					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	予算作成時に、事業効果を検証し補助対象事業の内容を見直している						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	実績報告書の支出証拠書類等は、交付先事務所で確認している						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.03		人件費概算 (単位：千円)	300		

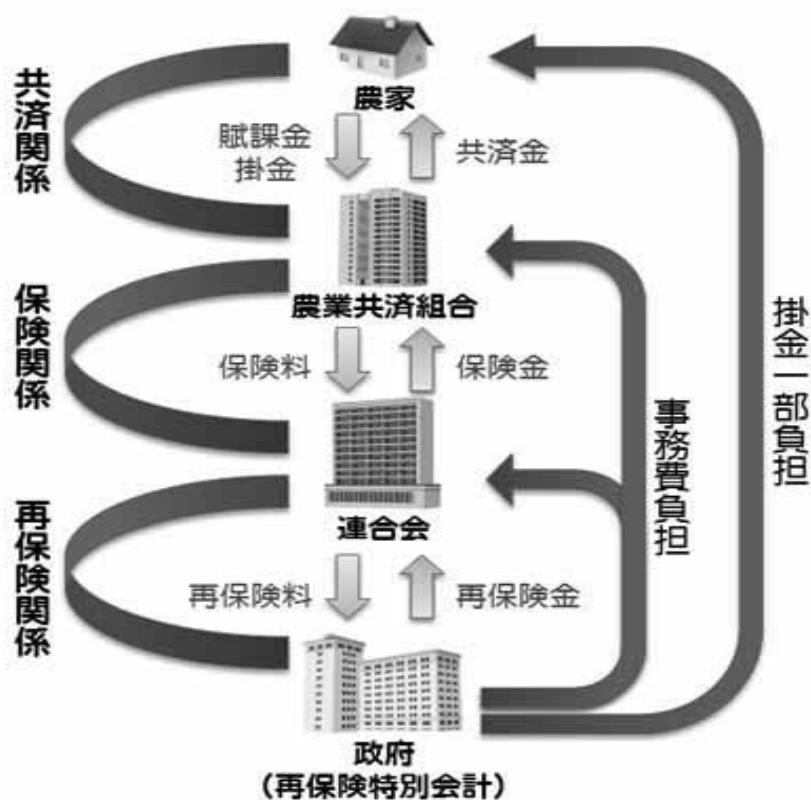
(追加説明)

農業共済制度は、国の農業災害対策として、昭和 22 年に制定された「農業災害補償法」に基づいて運営されている公的保険制度である。農家が自然災害によって被った経済的な損失を補うことにより、農業経営の安定を図ることを目的とし、農家が掛金を出し合って共同準備財産をつくり、災害発生時に共済金を受けて経営を守るという、相互扶助による制度である。

大分県では東部、中西部、南部及び北部の農業共済組合があり、その上部団体として大分県農業共済組合連合会がある。

農業共済強化推進事業は、大分県農業共済組合連合会に専任の職員を配置し、農業共済組合等の安定的な事業運営を行うための組織体制確保のための事業であり、当該補助金は主として組織体制強化、職員の資質向上等を目的とした研修や毎年作成される農業共済のガイドブック作成費用等に充てられている。

農業共済に関する基本的な流れは以下のとおりである。



農業共済推進事業自体の内容の見直しは行われていた。例えば平成 22 年度の内訳としての農済ガイドブックやハンドブック、リーフレット等の補助があったが、これらを平成 23 年度は研修主体に変更する等行われる予定になっていた。

実質的な組織、人の強化に結びつく事業とすることが望ましく、今後とも補助の内容は毎年見直しを行い、その効果を上げられたい。

以下に大分県における農業共済組合等組織の概要を表示する。

大分県農業共済組合等組織の概要

連合会名	会員組合数	職員数 (人)	備考	財政規模 (千円)	うち事務費負担等 国補助金 (%)
大分県農業共済組合連合会	4組合	23			

県内農業共済組合

組合名	区域市町村	組合員数 H22末	職員数 (臨時職員除く) (人)	共済金額 (任意を除く)		財政規模 (千円)	うち事務費負担等 国補助金 (%)	
				共済金額 (任意を含む) (千円)				
大分県東部農業共済組合	別府市・杵築市・国東市・日出町 姫島村 5市町村	6,574	20	3,746,418	199,728	126,712	63.4%	
				91,638,458				
大分県中西部農業共済組合	大分市・由布市・日田市 玖珠町・九重町 5市町	9,630	35	8,956,218	412,255	210,098	51.0%	
				137,751,368				
大分県南部農業共済組合	臼杵市・津久見市・佐伯市 竹田市・豊後大野市 大分市(旧佐賀関町) 5市(6市)	9,560	46	9,944,118	466,269	256,146	54.9%	
				295,937,268				
大分県北部農業共済組合	豊後高田市・中津市・宇佐市 3市	8,207	34	7,174,605	351,169	205,119	58.4%	
				130,465,965				
計	18市町村	33,971	135	29,821,359	1,429,421	798,075	55.8%	
				655,793,059				

((意見))

現在、国においてこれまでの組合、連合会、国という三段階制(上記農業共済に関する基本的な流れ図参照)から1県1組合化による二段階制への移行について基本方針として推進することを各県に通知している。

また大分県ではその状況を先取りして平成22年度から連合会が設置した「検討会」で協議を開始し、平成23年4月25日に平成26年度を目途とする1県1組合化基本構想(案)を策定している。

国の事務費負担削減の方向に沿った流れであるが、大分県としてはさらに前倒しでこの方針を推進し、大分県の農業共済の基盤の強化と効率性の実現を早期に図るべきであり、県の補助金についても当面この目的に対応したものとするよう、要綱の見直しを含めて検討すべきである。

5 3 . 及び 5 4 . 漁業金融対策事業利子補給費補助金

担当部局 / 課名	部局名	農林水産部	所属名	団体指導・金融課			
補助金等の名称	漁業金融対策事業利子補給費補助金（当年度分）						
1 目的、趣旨	漁業者に対して所要資金の融通の円滑化を図り、漁業経営と漁業基盤の安定化のため、各種制度資金の利子補給補助を行う。						
2 根拠法令等 （法律、条例、要綱等）	漁業近代化資金融通法・同施行令、大分県漁業近代化資金の融通に関する措置要綱、大分県漁業近代化資金利子補給金交付要綱、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法・同施行令、大分県漁業経営維持安定資金利子補給金交付要綱						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他	（ ）					
4 交付先	大分県漁業協同組合						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 （単位：千円）	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	1,545	528	528	835	1,517	1,610	951
6 変遷	開始年度	S44		経過年数	42		
	見直しや変遷の状況	S44 漁業近代化資金利子補給補助金 H17 漁業経営維持安定資金利子補給補助金					
7 補助の態様	定額						
	一定の率						
	その他	利子補給率1.25%の利子補給					
8 現在行っている補助金等の効果の検証	次年度予算編成時期に、前年度の実績等の検証を行っている						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	実施計画書、利子補給承認申請、事業完了報告、資金残高移動報告書等でモニタリングを実施						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 （単位：人）	0.3		人件費概算 （単位：千円）	3,000		

担当部局 / 課名	部局名	農林水産部	所属名	団体指導・金融課			
補助金等の名称	漁業金融対策事業利子補給費補助金（過年度分）						
1 目的、趣旨	漁業者に対して所要資金の融通の円滑化を図り、漁業経営と漁業基盤の安定化のため、各種制度資金の利子補給補助を行う。						
2 根拠法令等 （法律、条例、要綱等）	漁業近代化資金融通法・同施行令、大分県漁業近代化資金の融通に関する措置要綱、大分県漁業近代化資金利子補給金交付要綱、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法・同施行令、大分県漁業経営維持安定資金利子補給金交付要綱 他						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他	（ ）					
4 交付先	大分県漁業協同組合						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 （単位：千円）	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	25,117	16,029	16,029	19,345	20,928	23,533	28,146
6 変遷	開始年度	S44		経過年数	42		
	見直しや変遷の状況	S44 漁業近代化資金利子補給補助金					
		H7 漁村若者定住促進資金利子補給補助金（過年度のみ）					
		H16 台風代替船取得資金利子助成費補助金（過年度のみ）					
7 補助の態様	定額						
	一定の率						
	その他	近代化1.25%、漁村若者定住0.6%～1.95%、台風代替船取得0.8%					
8 現在行っている補助金等の効果の検証	次年度予算編成時期に、前年度の実績等の検証を行っている						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	実施計画書、利子補給承認申請、事業完了報告、資金残高移動報告書等でモニタリングを実施						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 （単位：人）	0.3		人件費概算 （単位：千円）	3,000		

（追加説明）

この補助金は漁業者の資本装備の高度化及び経営の近代化を推進するために、系統金融機関が貸し付ける漁業近代化資金に対して利子補給を行うものであり、一定の条件を満たす40歳未満の漁業者に対しては、青年漁業者育成資金として更に上乗せして利子補給を行うものである。なお、平成22年度融資分は漁業近代化資金のみであるが、過年度融資分については一部漁村若者定住促進資金等の分も含まれている。

（意見）

部局として当該利子補給を行った漁協からの融資によって、各漁業者の経営がどのように改善されているのか、その結果、どのような経営内容となっているのかということについて資料を入手して進捗管理する仕組みが不十分である。

漁業近代化という目的にそって設備資金や運転資金が漁協より貸し付けられているのであるが、県としても振興局を含めた部局において利用者のその後の状況を把握しておく必要がある。融資を行った漁協としては、査定のために毎年必ず資料を入手するはずであるから、利子補給を行った県の側としても漁協からそれらの資料を入手したり、漁

業者にモニタリングするなどしてその後の状況を把握しておくことが、事業の効果を把握することにもなり、その後の政策に対しての判断材料ともなるはずである。

漁協から入手され綴られている資料を閲覧しても、決算書や簡単な計画書は入手されているが、例えば実態把握のための法個人を合算できる基礎資料等はなく、利用者の状況を把握するための資料としては不十分と言わざるを得ない。

現在成果指標としては、貸付件数を採用している。

融資案件の中の資金用途を見ると、確かに漁船の建造や液晶ソナーの購入等の設備資金もあるが、餌料の購入等の運転資金も含まれている。経営近代化が目的だとすると、本来は融資の結果、どの程度経営改善や財務体質の改善が進んだかについて、例えば経営状況の推移を把握する必要がある。少なくとも成果指標としては、漁業経営の近代化に結びつく設備投資を主体とした貸付件数で把握するべきである。

5 5 . 農業金融対策事業利子補給費補助金

担当部局 / 課名	部局名	農林水産部	所属名	団体指導・金融課			
補助金等の名称	農業金融対策事業利子補給費補助金						
1 目的、趣旨	農業者に対して所要資金の融通の円滑化を図り、農業経営と農業基盤の安定化のため、各種制度資金の利子補給補助等の諸施策を行う。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	農業近代化資金通法・同法施行令、農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン、大分県農業改善関係資金運営要領、大分県農業近代化資金融通措置要綱、大分県農業近代化資金利子補給等補助金交付要綱等						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他		()				
4 交付先	認定農業者、認定就農者、主業農業者、集落営農組織及び農業を営むその構成員、農協、任意団体、						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	79,499	64,183	64,183	69,914	72,469	79,250	85,651
6 変遷	開始年度	S36		経過年数	50		
	見直しや変遷の状況	S36～農業近代化資金利子補給制度開始					
7 補助の態様	定額						
	一定の率						
	その他		利子補給率0.65～1.25%の利子補給				
8 現在行っている補助金等の効果の検証	次年度予算編成時期に、前年度の実績等の検証を行っている。						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	実施計画書、利子補給承認申請、事業完了報告、資金残高移動報告書等でモニタリングを実施。						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	2.63		人件費概算 (単位：千円)	26,300		

(追加説明)

農業経営及びその基盤強化のための制度融資資金に対する、利子補給を行うものである。

((意見 ①))

・ 慎重な取り組みと期中管理について

農業経営基盤強化資金(スーパーL 資金)の条件変更(実質的には償還できない延滞の状態)先について貸付時点の計画資料と条件変更時点の承認資料を閲覧した。この結果、以下のとおり、事業計画に対して実績が大幅に未達の状態となっているものが多く、設備投資が明らかに過大であったと考えられるケースが発生している。

それらの申請資料を見ると補助金が多額に入っているものが多く、補助金が設備投資を過剰にし、その結果事業として、たちいかなかった面もあることが否定できない。

期中管理は延滞で把握することが主であり、進捗管理を十分に行い早めの手当てを促すことが必要である。

総事業費に占める補助金の比率が高くなればなるほど、金融機関のリスクは少なくなることから、その期中管理の精度は下がることが考えられ、そうなれば補助金が無駄になるリスクが高まる。

補助金を支出したのであるから、期中管理を十分に行って、補助金が無駄になるリスクを防止するべきである。

(単位：千円)

事業先	事業費	事業費の内訳		
		借入(L 資金)	県・町村補助金	自己資金
A(ハウス施設)	195,674	99,754	81,466	14,454
売上実績値は計画に対して約 36%程度に低迷。				

(単位：千円)

事業先	事業費	事業費の内訳		
		借入(L 資金)	補助金	自己資金
B(花)	111,474	39,000	72,411	64
売上実績値は計画に対して半分程度ではないかと考えられる。				

(単位：千円)

事業先	事業費	事業費の内訳			
		借入(L 資金)	補助金	県費	自己資金
D(茶)	486,686	264,700	218,872	3,000	114
売上実績値は計画に対して約 25%程度に低迷。					

(単位：千円)

事業先	事業費	事業費の内訳		
		借入(L資金)	県・町村補助金	自己資金
E(畜産)	151,532	8,710	142,822	0

売上は低迷し大幅な赤字。

(単位：千円)

事業先	事業費	事業費の内訳		
		借入(L資金)	県・町村補助金	自己資金
F(畜産)	140,000	76,515	63,485	0

償還財源を確保できず。

(単位：千円)

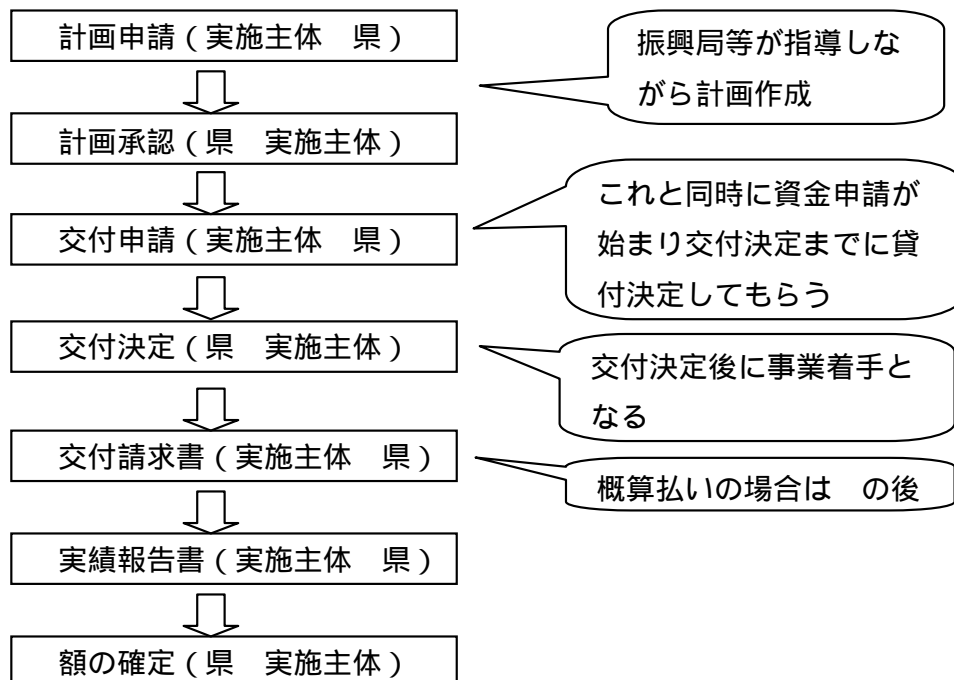
事業先	事業費	事業費の内訳		
		借入(L資金)	補助金(すべて国)	自己資金
G(野菜)	490,512	100,000	303,438	87,073

販売の低迷と価格の下落により当初計画した売り上げに対して約52%(H22年度)。

((意見 ②))

ここで補助事業決定までの大まかな流れは以下のようになっている。

(補助事業の大まかな流れ)



計画申請から計画承認までの間に、利子優遇されている農業制度資金を使用する場合は事業計画、特に償還計画に無理がないか、設備投資額が過大ではないのか等、計画の合理性について検討することが重要となる。

計画の合理性について第一義的には当然事業を推進する部署が検討するが、その際に推進側としてはどのように慎重に検討したつもりであっても、やはり無視をしてしまう危険性がある。

発生している事象を見ても、事業の見積もりが甘いケース、設備投資が過大なケース、借入過多のケース等、もう少し慎重な取り組みを行い合理的なキャッシュ・フローに見合った設備投資額にすることや、慎重な事業計画に見合った借入金額に抑える等の対処をすれば、防げたとみられるケースもある。

これを防ぐには事業を推進する部署とは異なる部署が、資金調達も含めた事業計画の中身を確認して慎重な運用を行うことが望ましい。相互牽制という考え方はどうしても必要である。

現状の組織でいえば、借り入れが発生する場合には団体金融の部署が検討を行い、事業推進部署に対して一定の牽制を行っているようであるが、事業がある程度進行してしまっている状況では国の補助事業が絡むことも多く、その牽制に実効性が乏しい。

したがって、現状の組織を前提とすれば、一定の金額以上の案件については、事業が固まる前の早い段階において団体金融のような独立した他の部署での検討が必要と言える。また、他の部署での検討については、事業推進部署とは異なる見解も出てくる可能性はあるし、それに対して推進部署の抵抗もあることが考えられるが、これはあくまでも合理的な結論に導くためのいわゆる仕組みであり、独立部署の意見について、推進部局としては慎重な対応が求められるべきである。

5 6.. 漁業緊急保証対策資金利子補給費補助金

担当部局 / 課名	部局名	農林水産部	所属名	団体指導・金融課			
補助金等の名称	漁業緊急保証対策資金利子補給費補助金						
1 目的、趣旨	近時の経営不振等により資金繰りに窮している漁業者に対して、債務の整理を行う必要のある資金について利子補給補助を行う						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	中小漁業融資保証法、大分県中小漁業者緊急保証対策資金利子補給金交付要綱						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他			()			
4 交付先	大分県漁業協同組合						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	5,312	4,167	4,167	6	0	0	0
6 変遷	開始年度	H21		経過年数	2		
	見直しや変遷の状況	H21 漁業緊急保証対策資金利子補給費補助金(過年度のみ)					
7 補助の態様	定額						
	一定の率						
	その他	利子補給率0.5%					
8 現在行っている補助金等の効果の検証	次年度予算編成時期に、前年度の実績等の検証を行っている						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	漁業経営再建計画認定申請書、中小漁業者緊急保証対策資金利子補給承諾申請書等でモニタリングを実施						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.1		人件費概算 (単位：千円)	1,000		

(追加説明)

リーマンショック以降、経営不振に見舞われた漁業者の漁業活動維持のために国が創設した緊急保証支援制度の一環であり、この制度を活用し、負債整理を目的として漁業者が新たに県漁協から借入を行う際に、基金協会の保証を付す条件として、県が利子補給を行うとされたため、県単独の利子補給を行うものである。

この事業創設の背景としては以下の点があげられている。

-) 漁業者としては燃料代等の高騰による生産コストの増大や漁価の低迷により赤字経営を余儀なくされる等大打撃を受けるとともに、水揚げの減少などにより厳しい経営状況となっている。
-) 漁協としては漁業者の経営悪化により購買事業等が打撃を受けている。
-) 漁業者が借入を行う際に保証を行う基金協会としては経営基盤の脆弱さゆえに漁業者に対する貸し付けに対して十分な保証ができていない。

上記問題点を解決するためのこの事業の狙いとして、以下の点があげられている。

-) 漁業者は債務返済の圧力が軽減されるとともに関係機関の経営指導の下、経営の安定が図れる。

) 漁協としては固定化した未収金の回収が進み、経営の改善につながる。

また、協会保証の拡大により、不良債権を減少させることができるのに加え、漁業者の債務者区分が上がることにより、貸倒引当金を下げることができ、自己資本比率の改善につながる。

) 基金協会としては保証料の増加により、経営基盤が強化される。

(意見)

以上の事項を前提とすると、部局としては当該利子補給を行った漁協からの融資によって、各漁業者の経営がどのように改善されているのか、その結果、どのような経営内容となっているのかということ、ある程度の期間は把握しておかなければならないはずであるが、それらのものを入手して進捗管理する仕組みが不十分である。

漁協から入手され綴られている資料をみても、決算書や簡単な計画書は入手されているが、例えば実態把握のための法個人を合算できる基礎資料等はなく、利用者の状況を把握するための資料としては不十分と言わざるを得ない。

漁業に限らずいかなる事業者にとっても、将来の不測の事態に備えて財務体質を改善しておくことは必要である。そして、融資を受けるタイミングというのはそれを受ける側の財務体質改善のための一つの契機ともなる。しかし、保証協会の保証が付き、漁協としてもリスクを負わないとすると、この機を捉えて、漁業者の経営改善を促すきっかけとする仕組みとしては機能しない可能性が高く、今後とも同じことが繰り返されていくことに対する歯止めがかからない危険性を内包している。

従って、緊急であっても、将来の漁業者の経営改善に結びつくように資金投入段階での丁寧な審査とその後の振興局を含めた部局における進捗管理が非常に必要である。

5 7.. 新規就農者確保体制整備事業費補助金

5 8.. 就農研修事業費補助金

5 9.. 新規就農者支援事業費補助金

担当部局 / 課名	部局名	農林水産部	所属名	農山漁村・担い手支援課			
補助金等の名称	新規就農者確保体制整備事業費補助金						
1 目的、趣旨	公益社団法人大分県農業農村振興公社（以下、公社）が、就農希望者の相談に適切に対応し、新規就農者の効果的確保に努めるとともに、就農にあたっての必要な技術及び経営方法の習得その他の就農の準備を円滑に行えるよう支援するために必要な各種事業を実施するもの。なお大分県は、公社を青年農業者等育成センターとして指定し、公社は就農相談活動ほか農業者の育成を図る活動を行っている。						
2 根拠法令等 （法律、条例、要綱等）	大分県農業経営総合対策事業実施要領、大分県農業経営総合対策事業補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他	（ ）					
4 交付先	公益社団法人大分県農業農村振興公社						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 （単位：千円）	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	8,438	8,487	8,487	9,873	10,912	11,621	12,852
6 変遷	開始年度	H18		経過年数	4年		
	見直しや変遷の状況	H23：体験研修分を削除し、就農研修事業に追加					
7 補助の態様	定額						
	一定の率	公益社団法人大分県農業農村振興公社10 / 10					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	事務事業評価の成果指標により、効果検証を行っている						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	交付申請や実績報告等の書類のほか、会議への参加等をおして実施状況を確認						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 （単位：人）	0.06		人件費概算 （単位：千円）	500		

担当部局 / 課名	部局名	農林水産部	所属名	農山漁村・担い手支援課			
補助金等の名称	就農研修事業費補助金						
1 目的、趣旨	公益社団法人大分県農業農村振興公社及び市町村が新規就農者の確保のために、受入農家の登録、受入農家研修、各種研修会を実施するもの						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県農業経営総合対策事業実施要領、大分県農業経営総合対策事業補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他	()					
4 交付先	公益社団法人大分県農業農村振興公社、市町村						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	5,045	5,023	3,710	3,775	4,110	5,502	4,342
6 変遷	開始年度	H18		経過年数	4年		
	見直しや変遷の状況		H20：研修生に対する家賃助成を開始 H22：新規就農者育成研修事業に統合 H23：体験研修を追加、家賃助成事業を削除し別立て事業に				
7 補助の様態	定額						
	一定の率	公益社団法人大分県農業農村振興公社10/10、市町村1/4					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	事務事業評価の成果指標により、効果検証を行っている						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	交付申請や実績報告等の書類のほか、研修会に参加し実施状況を確認						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.03		人件費概算 (単位：千円)	300		

担当部局 / 課名	部局名	農林水産部	所属名	農山漁村・担い手支援課			
補助金等の名称	新規就農者支援事業費補助金						
1 目的、趣旨	農外からの新規参入、農家子弟及び大分県立農業大学校農学部生が円滑に農業に参入できるよう技術・経営面における体験実習制度を確立することにより、次代の地域農業を担う人材の確保を図ること。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	新規就農者支援事業実施要領、新規就農者支援事業費補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他	()					
4 交付先							
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	7,463	7,800	7,650	3,602	6,000	9,600	12,600
6 変遷	開始年度	H5		経過年数	18年		
	見直しや変遷の状況						

7 補助の態様	定額			
	一定の率	新規就農者支援事業費補助金交付要綱の別表のとおり		
	その他			
8 現在行っている補助金等の効果の検証	事務事業評価の成果指標等により効果検証を行っている。			
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	事業実施予定市町村から、毎年度3月31日現在における事業対象者の研修及び就農状況を新規就農者支援事業年度状況報告書により4月30日までに所管の振興局を經由し、報告を求めている。			
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.04	人件費概算 (単位：千円)	400

(追加説明)

農業従事者の高齢化、認定農業者の大量リタイアが見込まれる中、農業の持続的な発展のために、大分県では平成23年度から5年間で新規就農者1,000人の確保と企業的な農家300人の育成を目標として掲げている。そのために、新規就農者を確保するための施策、研修を行い就農準備を進めるための施策、就農資金を支援する施策等を用意し、これらの事業を統合的に進めることによって就農者の増加を図ろうとしている。

新規就農者確保体制整備事業費補助

新規就農者を確保するための施策であり、具体的には公益社団法人大分県農業農村振興公社(以下、公社という)が行う就農相談活動等の各種事業に対して補助するものである。

就農研修事業費補助

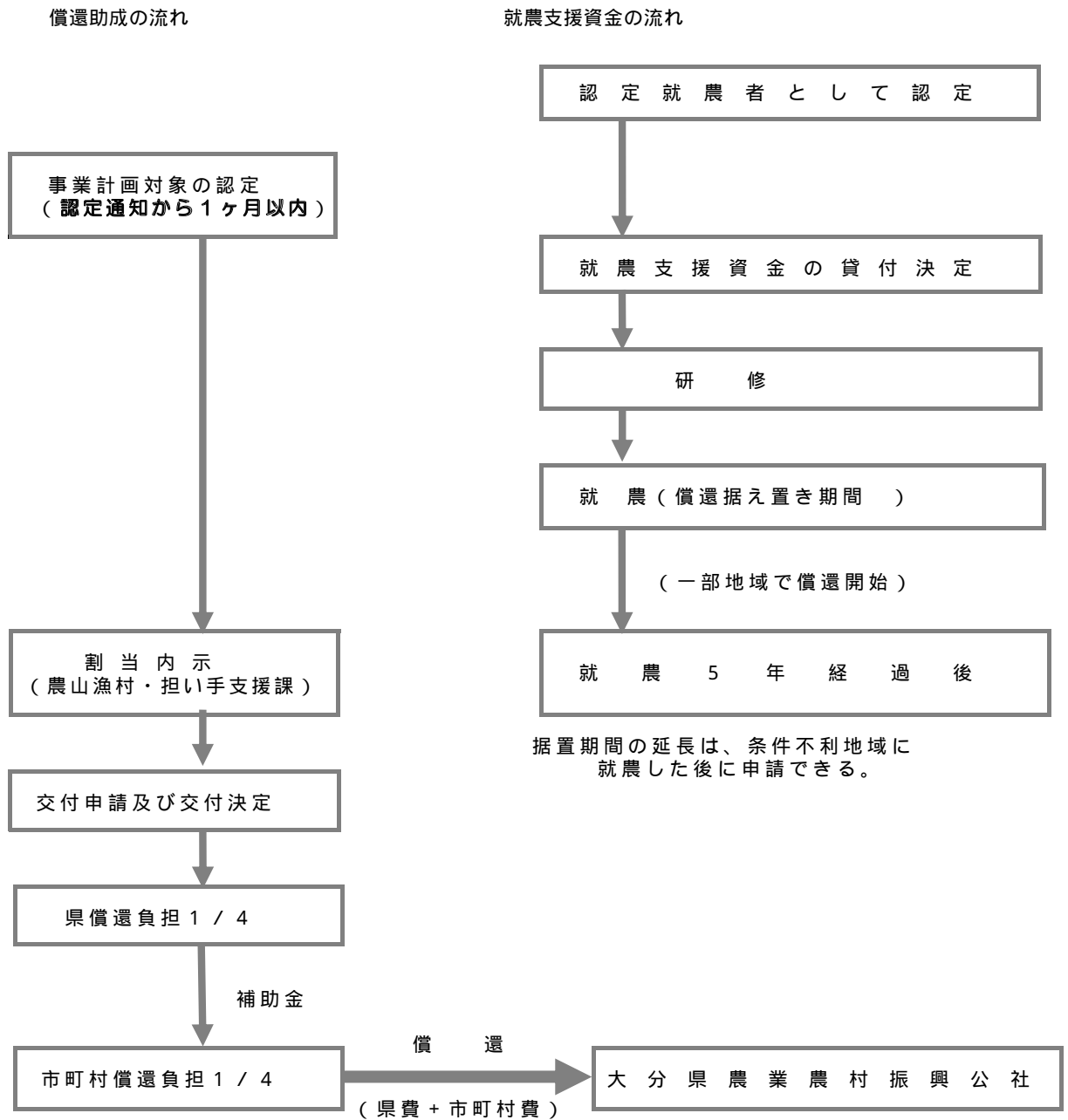
研修を行い就農準備を進めるための施策であり、具体的には公社が行う受入農家の登録、就農実践研修の実施及び各種研修会の開催に対して補助を行うものである。

新規就農者支援事業費補助

就農資金を支援する施策であり、具体的には就農研修資金を借入れた認定就農者が、研修終了後、事業実施市町村で5年間就農した場合、当該資金の償還を補助するものである。

区分	対象者	事業対象期間	研修先	償還助成	負担区分	助成限度額
新規 参入者	農業経営を行うために必要な土地基盤を実質的に持たない新規参入者で、55歳未満の者	40歳未満： 1年以内 40歳以上55歳未満： 6ヶ月以内	国内先進 農家等	研修終了後、5年間事業実施市町村において就農した場合、借入償還額の2分の1を助成	県1/4、 市町村1/4	90万円(うち 県45万円)
農家 子弟	農業経営を行うために必要な農家子弟の新規就農希望者で研修後2世帯間以上の家族間協定を締結し、就農予定市町村において就農することが確実で、40歳未満の者	1年以内	国内先進 農家等	研修終了後、5年間事業実施市町村において就農した場合、借入償還額の2分の1を助成	県1/4、 市町村1/4	90万円(うち 県45万円)
農業 大学 校生	大分県立農業大学校生のうち農学部生	在学期間中(2年以内)	大分県立 農業大学 校	研修終了後、5年間事業実施市町村において就農した場合、借入償還額の2分の1を助成	県1/4、 市町村1/4	60万円(うち 県30万円)

就農支援資金償還助成（新規就農者支援事業）のフロー



（新規就農者をめぐる現状）

大分県の新規就農者の推移を見てみると次の表のようになる。

項 目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標
新規就農者	69	86	107	120	101	101	138	200
内 訳	新規学卒者	22	28	24	24	11	25	40
	(内 農大卒)	12	11	11	9	7	11	—
	帰農者	35	39	69	43	34	36	80
	新規参入者	12	19	14	53	56	40	80
認定農業者	4,602	4,712	4,739	4,766	4,772	4,799	4,711	5,000
農業企業者	1,652	1,682	1,921	2,106	2,287	2,399	2,508	3,500

新規就農者数としては、ここ 2 年間増加傾向が窺える。これは、リーマン・ショック以降民間企業の雇用情勢が非常に厳しく就農への関心が高まっていることや、農業経営に民間企業や農業法人が進出してきたことにより就農機会が増えたこと等がその要因と考えられる。

しかしながら、上述したように県は平成 23 年度より 5 年間で 1,000 人の新規就農者創出を目標としている。平成 18 年度から平成 22 年度までの過去 5 年間の新規就農者数は 601 人であることを考慮すれば、より一層の取組みが求められているところである。

((意見 ①))

・効果の検証について

当該 3 事業は、その効果を測定する指標として新規就農者数を用いている。確かにこれら事業の最終目的は新規就農者を増加させることにあり、最終指標として用いることは問題ないと思われる。しかし、個々の事業の効果を測定する指標としては大きすぎる指標であり、やはり事業ごとの効果を測定する何らかの中間指標が必要と考えられる。

たとえば、新規就農者確保体制整備事業費補助であれば就農相談の受付件数、就農研修事業費補助であれば研修参加者数、新規就農者支援事業費補助であれば貸付件数等が考えられる。これらは、それがすぐに就農者の増加に結びつく数値ではないが、その事業単独の効果検証を行うためには有効な中間指標と考えられる。

((意見 ②))

・支援事業の多様化について

上述したとおり、雇用情勢の変化や農業法人等の進出により大分県における新規就農者数はここ 2 年増加傾向にある。しかしこれら社会的情勢の変化のみならず、当該事業のように新規就農者を支援する制度が充実し、定着してきたことも大きな要因と考えられる。

したがって、一定の政策的効果は認められるものの、今後 5 年間で 1,000 人の新規就農者の創出という目標を達成するためには、新規就農者のニーズの変化に対応した利便性の高い支援制度に発展させていくことが必要と考える。

たとえば、新規就農者といっても全く農業経験がなく事業基盤もない新規参入者と農家出身で農業経験があり、かつ就農するにあたりある程度の事業基盤がある帰農者とは、就農する場合のハードルも当然異なることが考えられる。したがって、就農支援制度を立案するにしても、新規参入者と帰農者とはニーズが異なることを考慮したうえでそれぞれの事情に応じた施策が必要と思われる。

一概には言えないかもしれないが、一般的に帰農者のほうが就農するに当たってのハードルは低いと考えられる。また、昨今の雇用情勢の厳しさを考えれば、このまま都会でサラリーマン生活を続けるよりも将来は実家の農家を継ぎたいと考えている就農希望者は増えているのではないだろうか。そのように考えるならば、戦略として、新規参入者に比べて就農条件が整っている帰農者にターゲットを絞り、潜在的な就農希望者を掘り起こす施策がもっとあっていいのではないかと考える。

一方、新規参入者は帰農者と比べて様々な点において不利になることが予想される。特に就農時における資金の確保は、営農技術の習得や農地の確保と並んで就農阻害要因となっており、新規参入者の借入れによる資金調達の割合は帰農者よりも高くなっている。農業という新しい事業を始めるのだから、ある程度の資金が必要になることは当然のことかもしれない。しかし、初期投資にかかる資金が少しでも低く抑えられるならば就農に対するハードルは低くなるはずである。

たとえば、農業機械や設備等を一から自前で新規購入しようと考えているときに、使われなくなった農機具等で無償あるいは低廉で購入できるものが、どのような場所にどの程度存在しているのかといった情報が就農希望者にタイムリーに届く仕組みがあれば、初期投資を抑えるためにそれを利用することが可能になる。また、リースを利用することも同様の効果が期待できる。このように考えれば、中古の農業機械や設備等に関する情報を把握、集約してこれらを就農希望者に提供する仕組み作りやリースの利用を斡旋することは、就農希望者を資金面から手助けする施策の一つとして推進していく必要があるのではないかと考える。

また、全国新規就農相談センターの調査によれば、就農方法にも変化が見られるということであった。すなわち、従来のように研修後すぐ独立就農するケースから、将来の独立を見越して経営管理技術等を習得するために農業法人に一旦就職するケースや、既存農業者から経営資源を引き継いで就農するケース（経営継承）が出てくるなど、就農方法が多様化している。

農業法人への就職や経営継承に共通することは、いずれも新規就農に係る初期投資が軽減されるメリットがあるということである。したがって、新規就農者を増やす手段としては有効な方法と考えることができる。新規就農者のニーズが農業法人や経営継承の利用へ変化してきていること、またそれが新規就農者を増やす手段として有効であるならばこれらを重点的に後押しする施策が必要と考える。

県としても、経営継承の意思がある既存の農業者が見つかった場合、個別に新規就農者とマッチングさせる事業に取り組み始めたと聞いている。しかし、経営継承を就農支援事業として継続的に行っていくためには、さらに一歩進めて、経営継承の意思がある農業者とそのための条件に関するデータを蓄積して、就農希望者に提示でき、経営継承希望者と容易に接触できる機会を準備することも検討してよいのではないかと。

60. 中山間地域等直接支払交付金

担当部局 / 課名	部局名	農林水産部	所属名	農山漁村・担い手支援課			
補助金等の名称	中山間地域等直接支払交付金						
1 目的、趣旨	中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保するため、農業生産活動等を行う農業者等に対し直接支払いを実施し、農業生産活動の維持・増進を図る。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	中山間地域等直接支払交付金交付要綱、実施要領、実施要領の運用						
3 区分	事業費の補助	設備・施設の整備に係る補助					
	団体の運営費補助	利子補給					
	その他	()					
4 交付先	県 市町 協定に基づき5年以上継続して行う農業者等						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位:千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	1,727,494	1,799,527	1,798,948	2,658,651	2,451,184	2,548,708	2,847,582
6 変遷	開始年度	平成12年度		経過年数	11		
	見直しや変遷の状況	第1期対策(H12~H16)					
		第2期対策(H17~H21)					
第3期対策(H22~H26)							
7 補助の態様	定額						
	一定の率	1/4(国1/2、県1/4、市町1/4) (特認地域は1/3(国1/3、県1/3、市町1/3))					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	第三者委員会(大分県中山間地域等振興対策審査委員会)による検討・評価を行っている。						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	抽出検査を実施している。						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位:人)	4.8		人件費概算 (単位:千円)	48,000		

(追加説明)

中山間地域において集落協定及び個別協定を結んだ、5年以上継続される農業生産活動等、耕作放棄防止活動、水路・農道等の管理活動等が補助対象となる。

中山間地域の現状

中山間地域とは、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、「農業の生産条件が不利な地域」と定義されているが、一般的には「平地の周辺部から山間地に至る、まとまった平坦な耕地の少ない地域」とされている。平野の外縁から山間に至る地域で流域の上流部に位置することから、農業・農村が持つ水源かん養、洪水の防止、土壌の浸食や崩壊の防止などの多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの国民の財産、豊かな暮らしを守る役割を果たしている。

統計資料によれば、我が国の国土面積の 65%、耕地面積の 43%を占める重要な農業生産地域である。また、山がちな地形である大分県に限って言えば、耕地面積の約 70%が中山間地域であり、全耕作地に占める中山間地域の耕地割合がいかに大きいかかわかる。

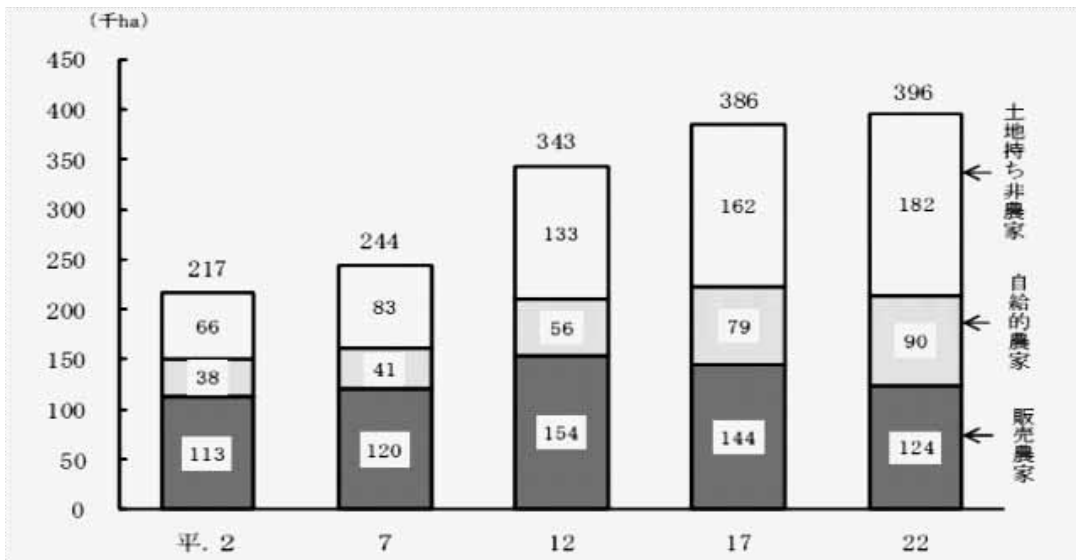
(大分県の耕地に占める中山間地域の割合)

耕 地 計 (h a)				
都市的地域・平地農業地域	中山間農業地域「耕地」計			計
		中間農業地域	山間農業地域	
17,254	41,761	32,447	9,314	59,015
29.2%	70.8%	55.0%	15.8%	100%

近年、このような中山間地域において耕作条件が厳しいことや農家の高齢化、農村の過疎化等により耕作の担い手が不足し耕作放棄地となってしまうことが社会問題となっている。耕作放棄地が増加すれば前述したような中山間地域の機能が失われてしまい、住民の安全、安心な生活が脅かされる。したがって、耕作放棄地の発生を防止し、中山間地域の機能を維持する政策が必要となり、当該事業もそのような趣旨に基づき平成 12 年度から始まったものである。

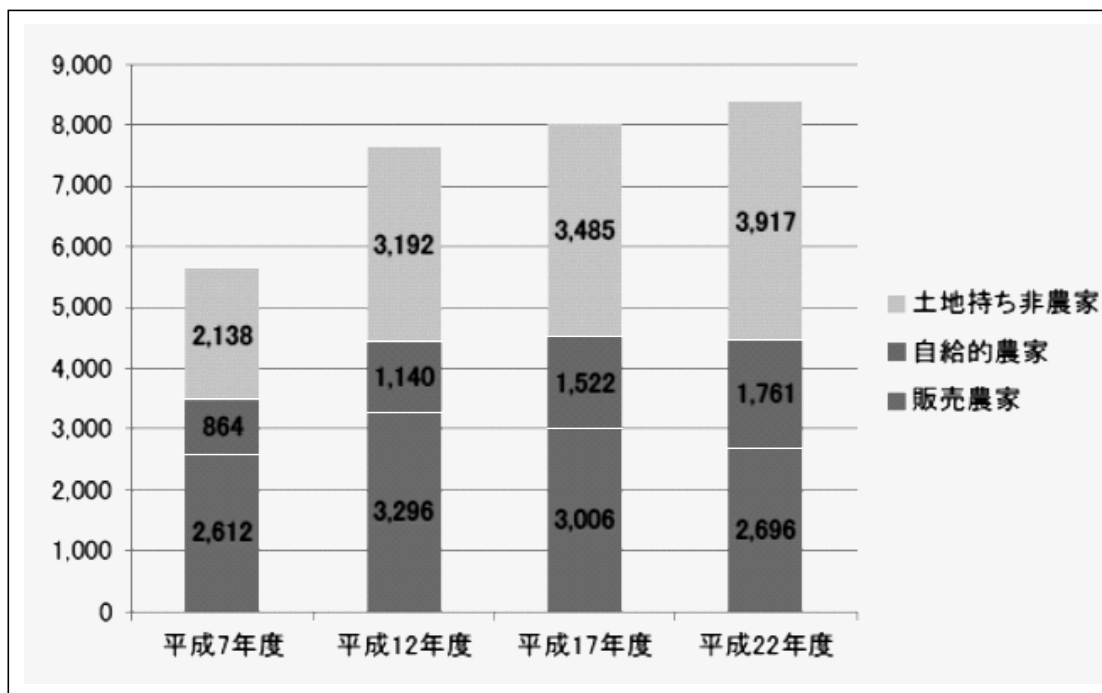
下の図でわかるように、当該事業が始まった平成 12 年度以降は耕作放棄地の増加率が鈍化しているものの、依然として増加傾向にあるのが現状である。

(全国の耕作放棄地の推移)

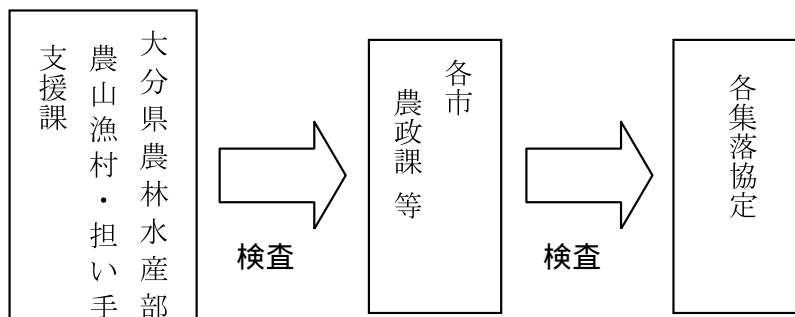


(大分県の耕作放棄地の推移)

(単位：ha)



県及び市町村による当該補助金のチェック体制は以下のとおりであり、その執行状況について検討するには市町村に赴く必要があったことから、任意に4市を抽出して往査した。



(実施した監査の概要)

1. 県の担当者より概要を把握
2. 県の担当者が実施している抽出検査の実施状況をヒアリング
3. 4市を抽出し各市役所に往査し、各市の担当者にヒアリングするとともに各種資料を閲覧し必要に応じて現場を視察した。

(今回4市を往査し各市役所において実施した監査手続)

- 市の担当者への各集落協定チェック体制に係るヒアリング
- 協定書の閲覧
- 現地確認野帳の閲覧
- 収支報告書の閲覧
- その他地図等付帯資料の閲覧
- 一部集落協定を抽出し現地視察

(指摘事項)

上記手続を実施した結果、以下のような事項が検出されたことから、各市に対し改善を促す必要がある。

(1) 現地の状況とその対応

特定の一農事組合法人が9件の集落協定に関係し受益しているケースで、当該法人が管理する複数の現地を確認したところ、維持管理状況が思わしくなく、補助金の効果が発揮されているとは言えない事例があった。

市としては管理状況に不備がある用地が検出された際には集落協定ごとに、「協定期間の5年間において対象農用地を適正管理しない場合には協定違反となり協定開始年度に遡って協定が受領した交付金を全額返還しなければならない」旨の警告文書にて注意を促していた。しかし、今回のような農事法人の場合には多くの集落協定に関係

し、影響も大きいことから、速やかに当該農事法人に対して個別に注意を促す等の対策を取る必要がある。

(2) 傾斜の誤りによる交付額の過少支出

急傾斜の田を緩傾斜の田として補助金が交付されているケースがあった(過少支出)。交付額は交付単価×面積で算定され、交付単価については、国及び県・市を合わせ、急傾斜では21円/m²、緩傾斜では8円/m²となっており(田の場合)、傾斜の度合いにより交付額が異なっている。傾斜を測るシステム上では急傾斜と算定されており、現地視察を行ったところ、急傾斜と推察できた。

傾斜誤りの原因は、補助金の算定過程における担当者の傾斜の入力ミスの可能性が考えられる(なお、金額的な差は(21円-8円)×968m²=12,584円と僅少)。

(3) 協定書関係

集落協定書とは協定の対象となる農用地において、耕作放棄地の発生を防止し、将来にわたり持続的な農業生産活動等を可能とするため、関係者が協力して今後5年間に取り組むべき事項について定めたものである。

この協定書について一部抽出し、その内容を検討したところ、以下のような事項が検出された。

協定書において、協定参加者の主体的な取り決めにつき、記載すべき参加者の区分や役割の記載がないものがあった。記入の不備がないかを適切にチェックする必要がある。

協定書に申請日付や認定の日付がないものが散見された。集落協定がいつ申請されていつ認定がなされたのか明確にするために日付は必ず記入する必要がある。

団地設定が広範囲にわたり、その中でも飛び地を多く抱えた集落協定があるが、この協定の中心人物の協定書、交付申請書、交付請求書の印鑑がすべて異なっていた。このような状態で本人確認を十分に行ったと言えるのか疑問がある。

協定書の中に、協定期間に協定農用地において、農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制として、ある集落営農組合の名称の記載があるが、集落協定参加同意書の欄には当該営農組合の印がなく、また支援体制の記載欄においても個人印が押印されているのみであり、このような場合には実態確認がなされているのか疑問がある。

協定書に記載されている農業者の数と、別紙の協定参加同意書の人数が一致しないものがあつた。協定書の人数と協定参加同意書の人数との照合を行っていない可能性がある。協定が集落の総意を得たものであるかを把握するためにも、協定書と同意書との整合性をチェックする必要がある。

協定書には、農業の継続が困難な農用地が発生した場合は、集落内外の農業生産法人が引き受け、農業生産活動等の維持を図るとしている一方、当該協定書や協定参加同意書に農業生産法人の名称の記載や押印がないものがあつた。協定書の内容が適切なものであるかを検討する必要がある。

(4) 確認野帳関係

確認野帳とは集落協定に基づき、農地が適正に耕作あるいは維持管理されているか市の担当者が集落協定の立会人とともに現地を確認した際に作成した調書であり、現地における実態把握の証拠資料と言えるものである。

この内容について一部抽出し、査閲したところ以下の事項が検出された。

現地確認については、コスト面を考慮し、協定農用地をすべて1筆ごとに見るのではなく、サンプルで抽出した箇所のみ現地確認を行っている市がある。これに対し、確認野帳では現地確認の有無にかかわらず、各農用地に「適」印がつけられており、このような状態では、実際に行われた現地確認の場所を後から特定することが不可能となる。

野帳については、現地確認を行ったものと、ヒアリング等で確かめた場所と区別して記載すべきである。現地調査を行った場所を明確にすることにより、翌年度以降の現地確認の抽出箇所を選定する際の参考にもなり、より効率的なチェックが行えるものと考えられる。

このことも含めて、多くの市では確認野帳には実際の現地確認の状況をそのまま記載せずに、現地確認の結果が「不適」であった場合には当該協定の代表者に知らせ、改善を促した後に野帳の上では当初から「適」としている。

このような方法であれば、当初の実態が全く分からず、次回以降の現地確認の際にリスクに応じた現地確認を行う等、効率的な確認作業を行う際の障害になりかねない。

したがって、まずありのままを記載し、それに基づいて改善要求、改善措置、改善状況の確認というプロセスがわかるように書類整備を行うべきである。

現地調査の結果を記載する確認野帳が1協定について1枚作成され、全体としての適否のみが記載されていたケースが見受けられた。調査については、協定代表者等が先導する形で図面を見ながら行っているとのことであるが、協定農用地は数多くの農用地から構成されることから、現在の手法では確認もれが発生しても発見できない可能性が

ある。協定農用地を構成する農用地ごとのリストを作成し、一筆ごとにチェックマークを付すなど改善を図る必要があり、現行の手法は不十分と言わざるを得ない。

管理状況を現地確認した際に確認野帳に記載漏れをしていたり、現地確認が協定代表者等の立会いの下で行われたことを示す立会人名の記載がないため実際に立会ったのが不明である等、現地確認が本当に行われたのか判断できないものが見受けられた。

(5) 収支報告書及び実績報告書関係

中山間地域等直接支払では、各協定が毎年1月から12月までの交付金の収支報告を行うことが義務付けられており、その際に提出する書面が収支報告書である。また、毎年4月から3月までの各集落協定の活動実績を記載した実績報告書の提出も義務付けられている。

この収支報告書及び実績報告書を一部抽出して検討したところ、以下の事項が検出された。

収支報告書に記載されている金額の妥当性が確かめられていないケースがあった。これでは、収支報告書に虚偽や誤謬が生じても発見できない可能性が高いことから、通帳や請求書等との照合を行う必要がある。

実績報告書が入手されていないケースがあった。実際には入手し、綴り込みされていなかったのかもしれないが、往査時点で呈示することができなかった。実績報告書は必ず入手して確認し、適正に綴り込まれるべきである。

補助金にて約470万円のコンバインを購入しているケースがあったため、証票書類を閲覧したところ、購入した業者の見積書の提出元と請求書の提出元及び振込依頼書における受取人が、それぞれ異なっていた。これについて市の担当者に質問したところ、理由については確認できなかった。

その後、現地を視察した際にコンバインの現物を確認したところ、実際に購入されていたが、上記の購入に係る証拠書類の相手先名に係る不整合の理由については判明しなかった。

少なくとも金額の大きいものについては、補助金の適正執行の観点から、購入手続きに係る異常性について検討を行う必要がある。

(6) 農地集計調書

補助金交付金額を算定する際に、単価を乗じて金額を算定する基礎資料となる農地集計調書の中に傾斜度や傾斜角を手修正しているケースがあった。これらについては補助

金交付額の基礎となる数値であるため内部統制の観点から、少なくとも修正理由の記載と修正者の印及び承認者の印が残されるべきであるが、全く記載されていないものが見受けられた。各市に改善を促す必要がある。

また、期の途中で追加した農用地について、一部農地集計調書が漏れていた協定があった。

(意見)

・県のモニタリングについて

前述したとおり大分県は中山間地域の割合が高いため、中山間地域の機能を維持するための施策は重要かつ優先度の高い事項と考えられ、それは当該交付金事業の予算規模の大きさと交付先の多さからも見てとれる。平成 22 年度の交付額は約 18 億円、交付先数は協定を締結している集落で約 1,000 先にものぼる。このように交付先が多い場合、県としてはすべての交付先についてモニタリングすることは物理的に困難であるため、いかにして適切かつ効率的にモニタリングするかが重要になる。

県は、国からの事務連絡に従い対策期間中(5年)においてすべての市町村に対して抽出検査を行うようにしている。しかし、抽出件数を見てみると平成 22 年は 2 市で各々 1 件、平成 23 年度も 1 町で 1 件と締結集落数と比べて極めて少なく、この 1 件が適切に処理されていることをもって残りの集落も適切に処理されていると判断するにはあまりにも心もとない。

他の業務との兼ね合いや人員の面でのやり繰りができない等致し方ない面があるかもしれないが、1 市町村につき 1 件の抽出は最低の抽出件数であり、通常はその市町村の締結集落数が少ないか、あるいは担当者が当該事業を熟知しており事務リスクが小さいと判断される場合などに限って許される抽出件数と考える。

したがって、県としては、各市町村の締結集落数や担当者の事業に対する習熟度あるいは過去の処理間違いの有無等を勘案したうえで、リスクが高いと判断される市町村に対してはそれに応じて抽出件数を増やすなどの対応が必要と考える。

また、どこを抽出先として選択するかについても任意に抽出するのではなく、たとえば市町村の担当者に、過去の事象から間違いが起りやすい集落をヒアリングしたり、県のほうで協定書を入手し、それを横並びに見て一覧表を作成、他集落と比較して協定内容に異常がある先がないか確認をする等、まず協定先ごとのリスクの大きさを把握する作業が必要である。その結果、リスクが高いと判断された協定先を優先的に抽出先として選択するなどの工夫を行うことによって、効率的かつ効果的にモニタリングすることが可能となるはずである。

((意見 ②))

・他事業との連携について

この補助金は、中山間地域などの農業生産が不利な地域において、締結した協定に基づき実施される農業生産活動等、耕作放棄防止等の活動や水路・農道等の管理活動など、農地の保全維持活動を通じて耕作放棄地の発生を防止することを主たる目的としている。

前述したように、この事業が開始されて以降耕作放棄地の伸び率が鈍化していることを考慮すると一定の効果があることが認められるが、当該制度はそもそも耕作放棄地の原因となる中山間地域の過疎化や高齢化とそれに伴う後継者不足の解消を狙うものではない。

農林水産省の調査を見ても、協定を結べないあるいは協定を止めざるを得ない理由として、高齢化により将来にわたって農業が続けられないことや地域の担い手がないことが大きな理由としてあげられている。下の図に示すように、今でこそ協定締結率は上昇傾向にあるものの、このまま高齢化が進行すれば協定から脱落し、結果的に耕作放棄地の発生を抑えられなくなることが懸念される。

大分県の中山間地域等直接支払制度 協定締結面積 進捗率の推移

単位:ha

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
対象農用地	18,461	18,461	18,461	18,461	18,461	18,461	18,461	18,867
協定締結面積	13,807	13,850	13,603	14,163	14,490	14,655	14,631	14,739
進捗率	74.8%	75.0%	73.7%	76.7%	78.5%	79.4%	79.3%	78.1%

※第3期対策からの団地要件の緩和及び臼杵市の全過疎指定に伴い、平成22年度から対象農用地が増加している。

実際に今回、中山間地を訪ね田畑を見て回ったが、山あいにおいて高齢者のみの集落も多く、現状維持ですら厳しくなっており、日本全体の人口が減少する中で若者が戻ってこないとなると、果たして今後いつまで維持が可能となるのかと考えさせられる。したがって、新規就農者支援事業等の就農を促進する事業やその他山間部における環境保全事業等との組み合わせが重要であることは論を俟たない。

たとえば、新規就農者が中山間地域などの条件不利地を就農地として選択した場合、何らかの優遇措置を設けて中山間地域での就農を促進するようなモデル事業を行う等他事業と連携させることも必要と考えられる。

6 1.. 水田農業構造改革対策推進事業費補助金

担当部局 / 課名	部局名	農林水産部	所属名	農山漁村・担い手支援課			
補助金等の名称	水田農業構造改革対策推進事業費補助金						
1 目的、趣旨	米の生産調整の確実な実施による「米戸別所得補償モデル事業」の加入を促進するとともに、「水田利活用自給力向上事業」を活用した戦略作物等の作付を支援する。これらの事業の加入・活用を促進することで農家の所得向上を支援し、食料自給率の向上をめざした水田農業の構造改革の実現を図る。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	水田農業構造改革支援事業費補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他	()					
4 交付先	大分県水田農業改革推進協議会						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	0	2,000	2,000	2,000	2,250	2,250	2,500
6 変遷	開始年度	H16		経過年数	8		
	見直しや変遷の状況						
7 補助の様態	定額	大分県水田農業改革推進協議会が実施要綱及び需給調整要領に基づき事業を実施するのに要する経費について、2,000千円を定額補助					
	一定の率						
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	事務事業評価の成果指標により、効果の検証を行っている。						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	交付申請書や実績報告書により、モニタリングを行っている。						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.2		人件費概算 (単位：千円)	2,000		

(追加説明)

当該補助金は、水田農業構造改革支援事業のうち、水田農業構造改革対策推進事業として水田の利活用、自給力向上のため大分県水田農業推進協議会(以下、水田協議会という)が実施する地域水田農業推進協議会への指導及び水稲面積調査等に要する経費への補助金である。

ただし、水田協議会は、農業者戸別所得補償制度の円滑な実施にあたるため、国の指導のもと担い手育成総合支援協議会、耕作放棄地対策協議会を新たに構成員として取り込み、農業再生協議会(以下、再生協議会という。)と改称したうえで平成23年6月に再スタートとしている。

((意見①))

・再生協議会の組織等について

上述したとおり、再生協議会は農業者戸別所得補償制度の円滑な実施にあたることを目的として設置されたものの、従来から存在した水田協議会、担い手育成総合支援協議会、耕作放棄地対策協議会を整理、統合し効率化を図る目的もあったと思われる。

しかし、現状は今でも三つの協議会が従前からの事業を各々別個に実施しており、事務局もそれぞれ別個に設置されている。統合するにあたり現場の混乱を防ぐ意味もあると思われるものの、事務作業の効率化やコスト面を考えれば、ゆくゆくは事務局を一本化することも必要と考える。

また、今後の再生協議会の主要事業が農業者戸別所得補償制度事業にシフトすることを考えると、担い手育成総合支援協議会や耕作放棄地対策協議会と連携することが今まで以上に必要になると考えられるため、農業者戸別所得補償制度事業を円滑に遂行する面からも事務局を一本化することが望ましいと考える。

また、県が協議会等を設置して事業を実施する場合、(1) 権利能力なき社団としての実態があるかどうか、(2) 県から独立した団体であるかどうか、という条件を満たしているのか問題となる。

まず、(1) 権利能力なき社団としての実態があるかどうか、という点につき、権利能力なき社団として認められる要件に照らし合わせて検討してみる。

団体としての組織を備えていること

協議会規約により、事務局、会員、役員、幹事会等組織の構成単位が定められており、団体としての組織は備えていると考えられる。

多数決の原則が行われていること

協議会規約により、総会の議決方法は多数決と定められている。

構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続すること

構成員の変更如何にかかわらず、事業の目的が達成されるまでは団体として存続するものと考えられる。

代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確立していること

協議会規約により定められている。

以上のことから、再生協議会は、権利能力なき社団としての実態はあると考えられる。

次に、(2) 県から独立した団体であるかどうか、という点につき検討してみる。

協議会等の事業内容が県の行う事業内容と重なること

再生協議会が行う事業は、県も含めた県内各農業団体が係わる事業であり県以外にも事業関与者の存在が認められる。

協議会等の設置・運営に県が中心的役割を果たしていること

再生協議会の会長は県農林水産部長、幹事会における幹事長は県農林水産部集落・水田対策室長の充て職となっている。

協議会等における事務作業の大部分を県の職員が行っていること

協議会規約により事務局は県農林水産部集落・水田対策室内となっている。また、事務作業も県職員が兼職で行い、県職員以外の関与は少ない。

予算の大半が設置地方公共団体からの補助金、負担金、交付金によって占められていること

平成 22 年度の予算に占める県費の比率は非常に低い。

充て職があること、事務作業を県職員が行っていることはあるが、国の指導のもと再生協議会が設置された経緯があることから、ある程度県が主体的に運営にかかわることはやむを得ない。また予算の大部分が県費で賄われているわけではないことを考えれば、再生協議会は独立した団体とは認めがたいほど実質的に県と一体化しているとまでは言えないと考えられる。

((意見 ②))

・ 内部統制

預金通帳と届出の印鑑が保管場所は異なるが、実質的に一人の管理下にあることから、内部統制上、管理する者を区別すべきである。

((意見 ③))

・ 監事の就任承諾書

監事就任の際には就任承諾書を入手することが望ましい。

6 2..「The・おおいた」ブランド流通改革推進事業費補助金

担当部局 / 課名	部局名	農林水産部	所属名	おおいたブランド推進課			
補助金等の名称	「The・おおいた」ブランド流通改革推進事業費補助金						
1 目的、趣旨	県域生産・県域流通を推進するため、分荷権の一元化と生産技術の平準化、出荷品質の均一化が必要なことから、豊富な知識と経験を有する外部人材を大分県農協に招聘する経費を助成するもの。 ピーマンの県域流通を推進するため、コールドチェーンの中継基地として別府市場内に予冷庫を整備するもの。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	「The・おおいた」ブランド流通改革推進事業費補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助	設備・施設の整備に係る補助					
	団体の運営費補助	利子補給					
	その他	()					
4 交付先	大分県農業協同組合						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	0	7,117	4,974	0	0	0	0
6 変遷	開始年度	H22		経過年数	1		
	見直しや変遷の状況						
7 補助の態様	定額						
	一定の率	1 / 2					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	・流通改革アドバイザー及び同補助員：県域流通体制整備の進捗が成果指標となる。 ・予冷庫の整備は、現時点のピーマンの物流実態に即していないため、時期尚早と判断し執行を見送った。						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	・実績報告を徴収 ・流通改革アドバイザー及び同補助員とは県域流通体制整備に向け県と緊密な連携をとっており、随時活動状況を確認している。						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.1		人件費概算 (単位：千円)	1,000		

(追加説明)

県産農産物のブランド化を図るために、流通改革アドバイザーを設置するための費用を補助したものである。

このアドバイザーにより、ブランド化の一步として、選果基準の統一を図る等の成果をあげたとされている。

確かにブランド化するためには、規格を統一しなければならず、重要な事業であったと考えられる。

成果であるが、直ちにブランド化できたかどうかは不明である。しかし、平成23年度は県の補助はないが、農協がその有用性を認識し、自前のコストで、当該アドバイザーを直接雇用しており、そういう意味で農協が価値を認識していることから、一定の効果があったと考えられる。

指摘事項及び意見は特にない。

6 3.. 豊後牛販売拡大推進事業費補助金

担当部局 / 課名	部局名	農林水産部	所属名	畜産振興課			
補助金等の名称	豊後牛販売拡大推進事業費補助金						
1 目的、趣旨	豊後牛の消費拡大を図るため、これまでの消費者への情報発信に加え、県内外でのPR活動等の重要拡大の取組みを行うとともに、取扱卸売業者による供給拡大のための取組みの推進や他県産和牛とは異なるセールスポイントを創出し、豊後牛ブランドの確立を図る。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県畜産生産振興対策事業費補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他 ()						
4 交付先	大分県豊後牛流通促進対策協議会 九重町(九重町和牛育種組合)、玖珠町(玖珠町和牛育種組合)、豊後大野市(豊後大野市肉用牛改良組合)						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位:千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	5,000	3,988	3,939	3,720	3,720	3,720	5,100
6 変遷	開始年度	H22		経過年数	1		
	見直しや変遷の状況	H11~18は、豊後牛肉銘柄確立推進事業 H19~21は、豊後牛肉流通促進対策事業					
7 補助の態様	定額						
	一定の率	交付先 については1/2以内					
	その他	交付先 については、10/10以内(ただし、事業費の1/3を上限とする)					
8 現在行っている補助金等の効果の検証	事務事業評価の成果指標等により、効果検証を行っている						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	交付申請及び実績報告書等の書類の確認並びに現地確認等を実施						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位:人)	0.30		人件費概算 (単位:千円)	3,000		

(追加説明)

豊後牛販売拡大推進事業として、具体的には以下の3つの事業を行っている。

(1) 緊急雇用「The・おおいた豊後牛」需要創出推進事業

大分県豊後牛流通促進対策協議会(以下、対策協議会という。)が実施主体となり、豊後牛販売拡大推進員(3名)による県内外の旅館・飲食店への巡回PRやホテル等で豊後牛フェアの提案・支援及び巡回店舗情報の収集を行う。

県からの委託事業であり、その財源は国の交付金より造成した緊急雇用創出基金である。平成22年度及び23年度に限定されている事業である。

(2) 豊後牛供給拡大推進事業(補助率1/2)

対策協議会が実施主体となり、豊後牛取扱卸売業者が(1)の巡回情報等を活用して行う販路拡大の取組みを支援するとともに、取扱認定店の拡大や需要喚起のための宣伝活動を行う。この事業に係る補助金が直接の監査対象である。

(3) 豊後牛魅力創出対策事業

他県産和牛とは異なる豊後牛独自のセールスポイント（美味しさ基準）を創出する取り組みを行う。

具体的に平成 22 年度では、県農林水産研究指導センター畜産研究部に脂肪酸測定分析装置の導入、遺伝的に美味しい豊後牛を生産する能力の高い雌牛調査の支援（補助率 県 1/3、市町村等 1/3、生産者 1/3）等を実施している。

((意見))

・効果の検証について

大分県にはもともと「豊後牛」という呼称はあったものの、定義が曖昧であり何ををもって「豊後牛」というのか、他県のブランド牛との違いは何かという点で明確な基準がなかった。

そこで、対策協議会は、平成 19 年から「大分県内で生まれ育てられた黒毛和牛で、月齢 36 ヶ月未満の肉質 3 等級以上の牛」を「The・おおいた豊後牛」と定義し、品質を統一化して基準を明確化した。これによりブランド化を推進し、県産牛肉の消費拡大を図るという目的のもと当該事業も始められたものである。

さらに対策協議会は、平成 19 年 12 月に取扱認定制度を設け、たとえば小売店の場合「The・おおいた豊後牛」の年間取扱数量が原則として 600 kg 以上の店舗を取扱店舗と認定することにより認定店舗に様々な販売促進の支援を行っている。したがって、取扱認定店舗を増やしていくことが施策上の重要な目的と考え、認定店舗数の推移を当該事業の成果指標としている。

過去 3 年間の認定店舗数と当該店舗における取扱数量の推移は以下のようになっている。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
認定店舗数	66	81	136
取扱数量 (kg)	92,841	116,828	152,961

上記のように、認定店舗数、取扱数量ともに増加傾向にあるため、担当課はこれをもって事業に一定の効果があるとしている。しかしながら、認定店舗数が増加し取扱数量が増加することをもって、豊後牛のブランド化が進んでいると捉えることが果たして妥当なのだろうか。

ブランド力があるということは当該銘柄等が消費者や流通業者に広く知れ渡っていることだけでなく、消費者が当該銘柄等に良いイメージ持っていることであり、その結果として他のものよりも当該銘柄等を積極的に選択するという事と考えられる。

従って、ブランド化に関する成果指標となると、アンケート等を行ってその認知度や

イメージを把握することが必要と考えられる。

但し、県内においてこれを行うよりも、県外に販売してその認知度を高めていくことを行わなければ、豊後牛のブランド化は進んでいかないであろう。

現在の評価指標である、認定店舗数や取扱数量の増加については、豊後牛の県内での認知度を高めるといった目的であれば当てはまらなくもないが、豊後牛のブランド化ということとなると成果指標としては不十分であり、政策目的と成果指標が一致していないと言える。

6 4 .. 乾燥小割材出荷体制整備事業費補助金

担当部局 / 課名	部局名	農林水産部	所属名	林産振興室			
補助金等の名称	乾燥小割材出荷体制整備事業費補助金						
1 目的、趣旨	小割材の乾燥材生産施設の整備と、共同出荷体制の構築						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県木材振興流通対策事業費補助金交付要綱、乾燥小割材出荷体制整備事業実施要領						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他	()					
4 交付先	県 日田市 日田木材流通センター						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位:千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	4,512	6,912	6,912	6,912	2,401		
6 変遷	開始年度	H20		経過年数	3		
	見直しや変遷の状況						
7 補助の態様	定額						
	一定の率	1 / 3					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	事務事業評価の成果指標により、効果検証を行っている。						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書類と事業実績報告書を比較することにより事業実施内容を確認 ・10月末の遂行状況を中間報告させることにより執行状況を管理 ・事業完了後に事業主体事務所にて竣工調査を行い検査 						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位:人)	0.3		人件費概算 (単位:千円)	3,000		

(追加説明)

大分方式の乾燥材とは、大分県林業試験場で開発した乾燥法で、高温セット処理と天然乾燥を組み合わせた乾燥材生産方式であり、これまでのスギ乾燥材における高温乾燥の内部割れ等を防ぎ、生産過程におけるCO₂削減にも寄与するという特徴を持っているという。

建築用の材料として乾燥材が求められる理由としては、生材は乾燥が進むにつれ、変形や収縮が起こってしまい、建築構造上、不具合が出るからという。特にスギの場合には割れが生じやすいといわれている。

乾燥材は構造材として優れているが、下記のように大分方式の場合にはさらに内部破損の恐れがなく、加工性にも富むという。

乾燥材の乾燥方式ごとの主な特徴

項目	乾燥方式の特徴		
	天然乾燥材	人工乾燥材（高温乾燥）	大分方式乾燥材
色・つや	木材本来の色・つや残る	温度により変色する	木材本来の色・つや残る
香り	木材本来の香りが残る	香りが少ない・焦げ臭い	木材本来の香りが残る
狂い	表面割れが生じる 若干の収縮がある	狂いは生じにくい 内部割れの可能性がある	表面割れは2mm以下 内部割れは生じない
含水率	天候に左右されバラツキ	任意の含水率にできる	20%以下
環境負荷	太陽と風を利用するため 環境に対する影響少ない	化石燃料の大量消費と CO2 放出	化石燃料の使用が少なく環 境にも優しい
乾燥時間	環境によっては一年以上	1～2週間程度	3～6ヵ月程度
加工	粘りがあり加工性に富む	加工破損の可能性あり	粘りがあり加工性に富む
製材所	取り扱う製材所は少ない	流通の主流となっている	大分方式乾燥材認定工場
主な用途	木の構造材見せた「木の 家」	木を見せないクロス張り の住宅	構造材を見せる家・見せな い家どちらも

この補助金は、この大分方式乾燥材を普及させることを目的としており、その成果指標として、認定工場による大分方式乾燥材等生産量（m³）があげられている。

	20年度	21年度	22年度	23年度
目標値	42,000	51,000	70,000	92,000
実績値	49,229	67,453	83,970	
達成率	117.2%	132.3%	120.0%	

（意見）

上記のように生産量は伸びてきているが、問題は価格であり、理想的には通常の20%増しのところ、市場における実勢価格としては10%増し程度ということである。工務店や商社との連携を図り、認知度を上げ、差別化を図って需要を喚起するとともに改良を重ねて乾燥期間のさらなる短縮を成し遂げ原価を低減する必要がある。この補助金の効果は整備した乾燥機（6機）の稼働により大分方式の乾燥小割材が、マーケットに適正価格で受け入れられ、さらに生産量が増加することをもって発現したといえ、そのためには担当部局のさらなるフォローが必要となる。

65. 林業機械リース料支援事業費補助金（いきいき林業者活動支援事業）

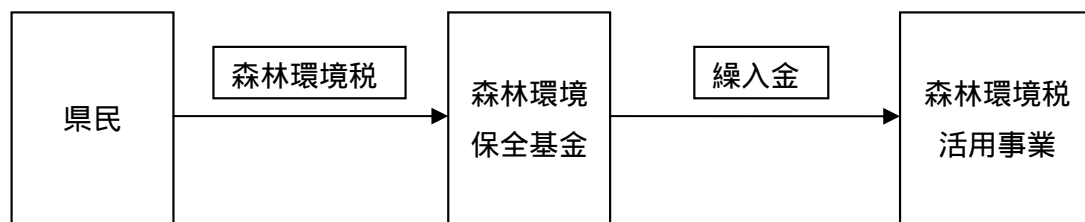
担当部局 / 課名	部局名	農林水産部	所属名	林務管理課			
補助金等の名称	林業機械リース料支援事業費補助金（いきいき林業者活動支援事業）						
1 目的、趣旨	山村で間伐等の森林整備が遅れている森林の整備に努めている林業者等が間伐等の森林整備を行うのに必要な機械のリース料に対し助成し、地域林業の活性化を図る。						
2 根拠法令等 （法律、条例、要綱等）	大分県森林環境保全推進関係事業費補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他		（ ）				
4 交付先	林業者等						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 （単位：千円）	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	0	11,600	10,669	11,600	13,441	8,761	3,795
6 変遷	開始年度	H18		経過年数	5		
	見直しや変遷の状況	H19～複数年の長期リースの対象化（高性能林業機械に限定）					
7 補助の様態	定額						
	一定の率	1 / 3 以内					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業評価の成果指標により、効果検証を行っている。 ・次年度予算編成時期に、前年度実績等を検証するため、効果測定を行っている。 						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	補助金交付申請や実績報告等の書類及び現地確認等を行っている。						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 （単位：人）	0.8		人件費概算 （単位：千円）	8,000		

（追加説明）

当該補助金は、リース機械の所有が困難な林業者や林研グループ、素材生産業者等（森林組合を除く）を対象に、間伐等の森林整備を行うために必要な機械のリース料に対して補助することにより、林業生産活動の活性化、森林づくりの持続的な経営がなされることを目的としている。

対象リース機械は、林内作業車や集材機等で短期リース物件は1年以内の補助、3年以上の長期リースする高性能林業機械については、予算の範囲内で最長5年間補助できるものとされており、この事業は森林環境税活用事業である。

～ 森林環境税のフロー ～



平成22年度森林環境税で実施した主な事業

施策区分	事業内容	摘要
県民意識の醸成	新たな森林づくり普及啓発	新聞広告 12 回、パンフレット 5,000 部他
	豊かな国の森づくり大会の開催	10/30 国東市（参加者数 1,000 人）
	森林ボランティアの育成講座の開講	初級講座 3 回、上級講座 1 回
	森林づくり提案事業の実施	14 団体
環境を守り災害を防ぐ 森林づくり	間伐放置林緊急整備	強度間伐 45ha
	再造林放棄地緊急整備	広葉樹の植栽 4ha
	美しい里山づくりの支援	10 地区
	荒廃竹林の整備等	整備面積 20ha、竹粉砕機 4 台
	森林シカ被害の防止	防護資材設置 4.6ha、生息数の調整 14,838 頭
	新たな育林技術の研究開発	3 件（林地植生破壊防止、スギ集団葉枯症の実態解明、 認証森林の調査）
持続的経営が可能な 森林づくり	県産材の建設工事への利用促進	丸太伏工の設置（佐伯）
	林業機械リース料支援	一般機械 13 台、高性能機械 7 台
	鉄鋼スラグを活用した高耐久作業路等の整備	13 箇所 8,763 m
	低コスト再造林の促進	257ha
遊び学ぶ森林づくり	子どもの森整備	3 箇所
	子どもの森林体験活動支援	森の先生延 80 名派遣、地域での活動 10 団体
	みどりの少年団等の育成	屋久島の自然体験研修 小学生 30 名
	森林体験学習の推進	モデル校 6 校

主な補助の内容は以下のとおりである。

リースの助成内容

	補助率	上限	平成 22 年度 利用台数	平成 22 年度 補助金交付額
短期リース	1/3 以内	50 万円以内	13 台	470 万円
長期リース（高 性能林業機械）	1/3 以内	130 万円以内	7 台	596 万円
計			20 台	1,066 万円

なお当該事業は平成 22 年度で終了している。

((意見 ①))

・交付先の選定について

長期リースは、一旦補助金が交付決定されるとリース期間終了までの数年間、補助率は下げられることはない。補助金の予算額は短期と長期の合計で設定されているため、長期リースの補助額が増えると短期リースの補助額が下がる仕組みとなっている。

平成 22 年度の短期リースにおいては、要望額が予算額の 1.18 倍にのぼったため、要望補助金額の 100%は交付できず、一律に 84.5%となっている。リース助成先を見たところ、短期・長期リース両方で助成されているところがあった。

短期・長期における同時応募は、応募者が多い場合には、公平性の見地から不可にすることを予め交付要綱に定めておくのが望ましかったといえる。

((意見 ②))

・事業実施期間について

交付要綱において、3年以上の長期リースは予算の範囲内で最長5年間助成できるものとされているが、長期リースに係る助成事業は平成19年度から平成22年度の4年間しか実施されておらず、従って5年間の助成は実施されなかったということになる。交付要綱により、長期リースにおいては5年間の助成がなされると期待してリース契約を結ぶ事業者が存在した可能性も否定できない。

要綱が定める助成可能期間よりも短い期間で事業が終了することが行われれば、補助制度を利用する県民からの信頼性を損なうであろう。今後は、事業をするにあたり、実施可能期間の検討をより適切に行った上で交付要綱を定めるのが望ましい。

また、当該事業は平成22年度で終了しているが、応募者が多くニーズがあったこと、またリース機械の導入による作業コストの縮小が見込まれるという効果から、補助金の意義はあったものと解される。リース助成事業を今後も継続するのが望ましいのではないかと思われる。

6 6 . 森林整備地域活動支援交付金

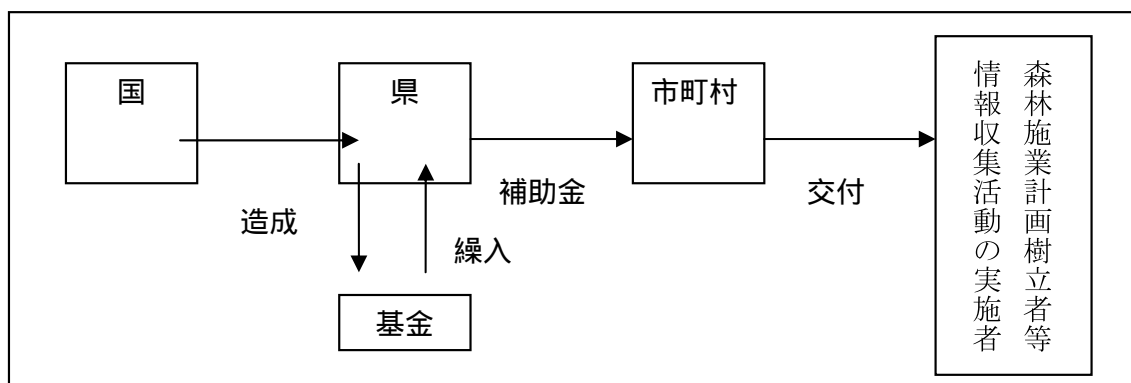
担当部局 / 課名	部局名	農林水産部	所属名	林務管理課			
補助金等の名称	森林整備地域活動支援交付金（森林整備地域活動支援事業）						
1 目的、趣旨	森林施業の集約化に必要な森林情報の収集活動及び森林施業の実施の前提となる境界の明確化等、森林施業計画に基づく森林施業の実施に不可欠な施業実施区域の明確化作業等、並びに森林整備に対する意欲向上につなげる森林の被害状況等確認の地域活動を支援し、森林整備の推進を図る。						
2 根拠法令等 （法律、条例、要綱等）	大分県森林整備地域活動支援事業補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助	設備・施設の整備に係る補助					
	団体の運営費補助	利子補給					
	その他	（ ）					
4 交付先	市町村（市町村を通じて、市町村と森林整備地域活動実施協定を締結し適切な森林施業の実施に不可欠な地域活動を実施する森林所有者等へ交付金が交付される。）						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 （単位：千円）	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	95,046	105,514	91,817	91,232	91,120	81,494	189,556
6 変遷	開始年度	H14		経過年数	9		
	見直しや変遷の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・交付単価を10,000円/haから5,000円/haに見直し(H19～) ・対象行為の追加「森林情報の収集活動(15,000円/ha)」(H19～)、「境界の明確化(20,000円/ha)」、「森林の被害状況等確認(10,000円/ha)」(H21～) 					
7 補助の態様	定額						
	一定の率	1 / 4 以内（森林情報の収集活動、施業実施区域の明確化作業等）					
	その他	（定額（国費のみ）「境界の明確化」、「森林の被害状況等確認」）					
8 現在行っている補助金等の効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業評価の成果指標により、効果検証を行っている ・次年度予算編成時期に、前年度実績等を検証するため、効果測定を行っている 						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	補助金交付申請や実績報告等の書類確認等を行っている。						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 （単位：人）	1.1		人件費概算 （単位：千円）	11,000		

（追加説明）

森林整備地域活動支援事業とは、木材価格の低迷等により林業生産活動が停滞し、除間伐など森林施業が的確に実施され難いことから、森林施業の集約化に必要な森林情報の収集活動及び森林施業の実施の前提となる境界の明確化作業、森林被害状況の確認等の地域活動を支援し、森林整備の推進を図るものである。

具体的には、地域活動実施者（交付対象者）が市町村と協定を締結し、その協定に基づき協定期間内を通じて地域活動を実施する際に交付対象経費に対し、必要な経費を負担するものである。事業費負担は国が 1/2、県 1/4、市町村 1/4（一部事業については国定額 10/10 あり）であり、国負担分については、交付金による繰入金方式である。

なお交付金の仕組みは下図のとおりとなっている。



具体的な地域活動とその内容は以下のとおり。

地域活動	具体的内容	負担関係
森林情報の収集活動	林齢、林種、林道からの距離、樹木の込み具合など施業の必要性等が判断できる森林情報の収集	国 1/2 (基金) 県 1/4 市町村 1/4
森林情報の収集活動及び境界の明確化	林齢、林種、材種、搬出方法、作業路ルートなどの森林情報の収集、境界の明確化等	国 定額 (基金)
施業実施区域の明確化作業、歩道の整備等	所有界の確認、施業実施区域の刈り払い、簡易杭やペンキ等による表示、区域の位置・形状・面積を把握するための簡易な測量 施業箇所に至るまでの既設の作業道や歩道の刈り払い、補修、既設歩道間等を連絡する歩道の新設等	国 1/2 (基金) 県 1/4 市町村 1/4
境界の明確化	所有者、交付対象者及び現地案内者立会の下、境界を明確化するための測量及び境界杭の埋設、ペンキ等による所有界の表示	国 定額 (基金)
森林の被害状況等確認	森林内を巡視し気象害等により被害を受けている箇所がないか等についての踏査	国 定額 (基金)

この他、補助対象経費として、地域説明会や協定の作成指導等を行う市町村の推進事務がある。

((指摘事項))

・県のモニタリングについて

事業が適切に実施されたか否かの確認として、大分県森林整備地域活動支援交付金交付事業実施要領及び大分県森林整備地域活動支援事業補助金交付要綱によると、交付対象者が実施状況を市町村に報告し、市町村が対象行為について書類審査及び現地確認を行い、完了届(完了調書)を県振興局に提出するものとされ、県振興局の調査員が事業完了の確認の調査を行い、完了確認調書を作成することとされている。なお、完了確認調書は市町村の完了調書と一緒に県振興局から本庁の農林水産部(林務管理課長)に送付されている。

この流れを図で示すと以下のようになる。

交付対象者

実施状況の報告

市町村 書類審査と現地確認

完了調書の提出

県振興局 事業完了の確認調査(主に市の審査・確認のチェック)

完了確認調書の提出

県農林水産部

県(振興局)の完了確認調書を閲覧したところ、証拠書類その他備付整理状況、事業の状況の2点において「良好」と記されているのみであり、具体的に何の調査を行ったのが全く記載されていなかった。要領や要綱に、県振興局の確認内容について詳細な定めがなく、モニタリングの整備及び運用が不十分であると思われる。

もちろん市町村が実施状況のチェックを既に行っているため、県振興局による過度な調査はかえって無駄であるが、補助金が適切に支払われているか、作業が実際に行われているかといった事業上の基本的かつ重要な事項については、県においても市町村や交付対象者に対する一定のモニタリングの内容を定め、うえで確認調査を実行する必要がある。

完了確認調書の作成においても、県振興局の調査員が現地調査を行った場合には調査の

日時・場所を記載する、あるいは、閲覧した証拠書類や帳簿を記載するなど、一定の調査手続・内容を調書に残しておくべきである。

以上のように事業の実施状況の確認において、県振興局は完了確認調書の作成をすることとなっているが、必要な確認内容が定められておらず、確認調書の記載も不十分であった。交付対象者や市町村による適切な事業の実施を一定水準担保するためにも、モニタリングの整備体制と運用の見直しを行うべきである。

6 7.. 県単補助林道事業費補助金

担当部局 / 課名	部局名	農林水産部	所属名	林務管理課			
補助金等の名称	県単補助林道事業費補助金						
1 目的、趣旨	森林・林業、山村地域の基盤施設である林道の新規開設や機能向上のための改良・舗装を国庫補助事業と連携して実施する。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県補助金等交付規則、大分県林道事業費及び林道災害復旧事業費等補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他 ()						
4 交付先	市町村						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	123,715	95,564	95,564	117,523	154,533	174,155	208,328
6 変遷	開始年度	S27		経過年数	59		
	見直しや変遷の状況		現行の補助金交付要綱等はS43に制定され、現在に至る				
7 補助の態様	定額						
	一定の率	開設50%以内、改良40%以内、舗装35%以内					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	事務事業評価の成果指標により、効果検証を行っている。						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	補助金交付申請書、着手届、完了届、実績報告書等の書類確認、進捗状況等の確認のほか、市町村の竣工検査後に県が成功認定調査を実施						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	1.4		人件費概算 (単位：千円)	14,000		

(追加説明)

森林・林業、山村地域の基盤施設である林道の新規開設や機能向上のための改良・舗装を国庫事業と連携して実施するもので、利用区域面積が10ha以上を有し、国庫補助事業の採択要件に満たず、かつ地元の要望が強い場所での林道事業に対し、全幅員2.8m以上の林道開設・改良・舗装について補助を行うものである。

林道における当該事業の位置付け

森林の道の種類	区分	森林面積 利用区域内	主な自動車道 (全幅員)	設計車両	県補助金 関連する	
林道	森林基幹道	500ha ~	4m~5m	普通自動車	フォレストコミュニティ 総合事業整備補助金(68)	県単補助林道 事業費補助金 (67)
	森林管理道	30ha~	4m	普通自動車		
	森林施業道	10ha~	2.4~3m	小型自動車		
作業道	作業道・簡 易作業路等	-	2m~	一般車両は 想定せず	間伐促進路網整備事業費(72)	

(注) 森林の道については、林道と作業道に大別される。林道は舗装されたアスファルトの道であり、作業道は舗装されていない土の道や砂利道といった点で判別できる。

県単補助林道事業費補助金の負担割合は以下のとおりである。

区分	開設	改良	舗装
県負担割合	5 / 10 以内	4 / 10 以内	3.5 / 10 以内

県単補助林道事業費補助金の平成 22 年度の交付状況は以下のとおりである。

区分	補助金額	実施市町村	路線数
開 設	78,582 千円	大分市、佐伯市、玖珠町	7
改 良	4,105 千円	佐伯市、豊後高田市	3
舗 装	10,231 千円	佐伯市	6
計	92,918 千円	計	16

((意 見))

・目標の選定について

当該補助金の成果指標として開設等を行った林道整備延長(km)が挙げられている。平成 22 年度は計画 2.5 km に対し、実績は 0.8 km であり達成率が 32% と低く、これについて、県の担当者によれば、整備延長の指標は必ずしも事業の効果を示していないということである。つまり新たな林道を開設しても、その舗装やのり面の整備が未了であれば、暫定的な延長とされ、林道整備延長にカウントされないことになる。

例えば、2 年にわたる工事の場合、当年度に道を先に長く通して、翌年度まとめたのり面

や舗装の工事を行う手法のものについては、翌年度にまとめて林道整備延長が計上されることになるので、特段問題はないとしている。

しかし、林道整備延長が計画に満たなかったところについて、その理由や妥当性の検討が行われた証跡はなかった。現在の成果指標は、事業の効果を適切に表していないものと考えられることから、今後は林道整備延長のみならず暫定的な延長の数字も併せて成果とする方が望ましい。また、事業毎に事業計画と実績を個別に把握し、計画と実績が乖離しているところについては、その理由を把握し妥当性を検討する必要がある。

68.. フォレストコミュニティ総合整備事業費補助金

担当部局 / 課名	部局名	農林水産部	所属名	林務管理課			
補助金等の名称	フォレストコミュニティ総合整備事業費補助金						
1 目的、趣旨	林道整備を行い、森林施業の効率化及び林業経営の合理化を図る。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	<ul style="list-style-type: none"> ・林業関係事業補助金等交付要綱 ・大分県林道事業費及び林道災害復旧事業費等補助金交付要綱 ・大分県林道事業及び災害復旧事業等補助要領 						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他 ()						
4 交付先	市町村						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	0	32,098	32,098	32,256	26,456	70,400	68,800
6 変遷	開始年度	H15		経過年数	8		
	見直しや変遷の状況		H14年度に制定され現在に至る。 H23年度より地域自主戦略交付金での実施となった。				
7 補助の態様	定額						
	一定の率	10 - 20 / 100					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	事務事業評価の成果指標により効果検証を行っている						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	補助金交付申請・着手届・完了届・実績報告書等の書類の確認、進捗状況の確認、市町村の竣工検査後の成功認定の実施						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)			1	人件費概算 (単位：千円)	10,000	

(追加説明)

当該補助金は市町村による以下の山村の環境整備活動(林道開設等)に係る経費を補助するものであり、実施される整備は以下のとおりである。

森林の道の種類	区分	森林面積 利用区域内	主な自動車道 (全幅員)	設計車両	関連する 県補助金	
林道	森林基幹道	500ha~	4m~5m	普通自動車	フォレストコミュニティ 総合事業整備補助金 ((68)) 森林管理道開設事業費補 助金 (69)	県単補助林道 事業費補助金 (67)
	森林管理道	30ha~	4m	普通自動車		
	森林施業道	10ha~	2.4~3m	小型自動車		
作業道	作業道・簡 易作業路等	-	2m~	一般車両は 想定せず	間伐促進路網整備事業費 (72)	

(注) 森林の道については、林道と作業道に大別される。林道は舗装されたアスファルトの道であり、作業道は舗装されていない土の道や砂利道といった点で判別できる。

フォレストコミュニティ総合整備事業費補助金の主な負担割合は以下のとおりである。

区分	国	県	市町村
開設	5 / 10	2 / 10 以内	3 / 10 以上
改良	5 / 10 以内	1.5 / 10 以内	4 / 10 以上

国負担は「森林居住環境整備事業」に基づくものである。

フォレストコミュニティ総合整備事業費補助金の22年度の交付状況は下表のとおりである。

区分	補助金額	実施市町村	実施路線数
開設、改良	32,098 千円	佐伯市	開設 3、改良 2

((意見))

・重要な変更内容について

大分県林道事業費及び林道災害復旧事業費等補助金交付要綱において、補助事業の内容及び経費の配分に係る重要な変更をする場合においては、知事の承認を受けることとなっている。具体的には、施行路線（林道改良、林道関連施設は施行箇所）の変更、施行路線の位置（林道改良は施行位置、事業の種類）又は全幅員の変更、事業種目の新設・廃止、施行路線ごとの施行数量の30%を超える減少等がその対象となっている。

施行数量においては30%を超える減少のみが対象となっているが、事業の適切な施行を確保するために、増加においても一定の基準を設け変更申請を行う対象に含めるべきである。

69. 森林管理道開設事業費補助金

担当部局 / 課名	部局名	農林水産部	所属名	林務管理課			
補助金等の名称	森林管理道開設事業費補助金						
1 目的、趣旨	林道整備を行い、森林施業の効率化及び林業経営の合理化を図る						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	林業関係事業補助金等交付要綱、大分県林道事業費及び林道災害復旧事業費等補助金交付要綱、大分県林道事業及び災害復旧事業等補助要領、道整備交付金交付要綱						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他	()					
4 交付先	市町村						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	37,739	32,291	32,291	26,588	23,098	22,122	13,642
6 変遷	開始年度	H8		経過年数	15		
	見直しや変遷の状況	H8～H13までは林道開発事業費補助 H14年度より森林管理道開設事業費補助となる H18年度より道整備交付金事業費補助、H23年度より地域自主戦略交付金事業費補助が追加される					
7 補助の態様	定額						
	一定の率	20 / 100					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	事務事業評価の成果指標により効果検証を行っている						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	補助金交付申請・着手届・完了届・実績報告書等の書類の確認、進捗状況の確認、市町村の竣工検査後の成功認定の実施						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.9		人件費概算 (単位：千円)	9,000		

(追加説明)

作業道と一体的に林内路網を形成し森林整備に直接利用される林道の開設に係る市町村への補助を行っている。

林道における当該事業の位置付け

森林の道の種類	区分	森林面積 利用区域内	主な自動車道 (全幅員)	設計車両	関連する 県補助金	
林道	森林基幹道	500ha~	4m~5m	普通自動車	フォレストコミュニティ 総合事業整備補助金(68) 森林管理道開設事業費補助金((69))	県単補助林道 事業費補助金(67)
	森林管理道	30ha~	4m	普通自動車		
	森林施業道	10ha~	2.4~3m	小型自動車		
作業道	作業道・簡易作業路等	-	2m~	一般車両は 想定せず	間伐促進路網整備事業費(72)	

(注) 森林の道については、林道と作業道に大別される。林道は舗装されたアスファルトの道であり、作業道は舗装されていない土の道や砂利道といった点で判別できる。

森林管理道開設事業費補助金の負担割合は下の図のとおり。

森林管理道	国	県	市町村
開設	5 / 10	2 / 10 以内	3 / 10 以上

国負担は「森林環境保全整備事業」及び「道整備交付金事業」に基づくものである。

森林管理道開設事業費補助金の22年度の交付状況は下の図のとおり。

森林管理道	実施市町村	実施路線	県補助金額	国の事業名
開設	佐伯市	2	12,474 千円	森林環境保全整備事業
開設	杵築市	1	19,817 千円	道整備交付金事業
計		3	32,291 千円	-

指摘事項及び意見は特にない。

70. 美しい里山づくり支援事業費補助

担当部局 / 課名	部局名	農林水産部	所属名	森との共生推進室			
補助金等の名称	美しい里山づくり支援事業費補助金						
1 目的、趣旨	近年、里山林の荒廃が進み、農山村の生活環境や景観の悪化、さらには里山の生態系の崩壊やイノシシ等による被害が顕著となってきた。このため、荒廃化している里山林を対象に地区自治会等が中心となって里山林整備や里山林資源の新たな利活用などの取り組みを支援し、活力ある美しい里山づくりを推進する。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	森林環境保全のための県民税の特例に関する条例、森林環境保全基金の設置に関する条例						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他			()			
4 交付先	NPO、地区自治会、市町村、森林組合						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	12,000	11,050	10,885	6,183	11,714	10,300	9,500
6 変遷	開始年度	18年度		経過年数	5		
	見直しや変遷の状況	H18～H22は美しい里山づくり支援事業 H23に森林づくりボランティア推進事業と統合する。					
7 補助の態様	定額						
	一定の率	里山林の整備3/4以内、里山資源の利活用施設整備1/2以内					
	その他	1地区あたりの補助金上限2,000千円					
8 現在行っている補助金等の効果の検証	里山づくり等の取組を実施することによって、県民参加の輪を広げて、みんなで森林づくりを促進し、森林づくりボランティア参加者数による事務事業評価の成果指標により、効果検証を行っている。						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	交付申請や実績報告等の書類のチェック、現地確認を実施している。						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.7		人件費概算 (単位：千円)	7,000		

(追加説明)

近年、過疎高齢化や森林の手入れ不足等により里山林の荒廃が進み、農山村の生活環境や景観の悪化、さらには里山の生態系の崩壊やイノシシやサル等による被害が顕著となってきた。そのため、荒廃化している里山林を対象に地区自治会、市町村、NPO等が中心となって里山林整備や里山林資源の新たな利活用などの取り組みを支援し、活力ある美しい里山づくりを推進する。

当該事業は森林環境税によって充当された森林環境保全基金からの繰入金によって実施される。

～森林環境税のフロー～



～ 森林環境税で実施された主な事業～

平成22年度森林環境税で実施した主な事業

施策区分	事業内容	摘要
県民意識の醸成	新たな森林づくり普及啓発	新聞広告 12 回、パンフレット 5,000 部他
	豊かな国の森づくり大会の開催	10/30 国東市（参加者数 1,000 人）
	森林ボランティアの育成講座の開催	初級講座 3 回、上級講座 1 回
	森林づくり提案事業の実施	14 団体
環境を守り災害を防ぐ 森林づくり	間伐放置林緊急整備	強度間伐 45ha
	再造林放棄地緊急整備	広葉樹の植栽 4ha
	美しい里山づくりの支援	10 地区
	荒廃竹林の整備等	整備面積 20ha、竹粉砕機 4 台
	森林シカ被害の防止	防護資材設置 4.6ha、生息数の調整 14,838 頭
	新たな育林技術の研究開発	3 件（林地植生破壊防止、スギ集団葉枯症の実態解明、 認証森林の調査）
持続的経営が可能な 森林づくり	県産材の建設工事への利用促進	丸太伏工の設置（佐伯）
	林業機械リース料支援	一般機械 13 台、高性能機械 7 台
	鉄鋼スラグを活用した高耐久作業路等の整備	13 箇所 8,763 m
	低コスト再造林の促進	257ha
遊び学ぶ森林づくり	子どもの森整備	3 箇所
	子どもの森林体験活動支援	森の先生延 80 名派遣、地域での活動 10 団体
	みどりの少年団等の育成	屋久島の自然体験研修 小学生 30 名
	森林体験学習の推進	モデル校 6 校

平成 22 年度の補助対象は以下のとおりである。

	事業主体	実施場所	事業内容	交付額
大分北部	団体 (計 1 件)	中津市	落葉広葉樹の植栽等	1,549 千円
大分中部	NPO、団体、市 (計 5 件)	別府市、由布市、大分市、津久見市、豊後大野市	竹林伐採、河津桜の植栽等	6,364 千円
大分西部	団体、市 (計 4 件)	玖珠町、日田市、九重町	蔓切り、炭づくり等	2,865 千円
計				10,778 千円

10,885 千円との差額 107 千円は、コピー代等の事業実施に係る推進費である。

((意見 ①))

・整備地区数について

以下は、過去 5 年間の整備地区数（補助対象件数）を地域別に分けたものである。

件数	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
大分北部	0	2	6	2	1
大分中部	2	2	4	4	5
大分西部	7	7	5	3	4
大分南部	1	0	1	0	0
計	10	11	16	9	10

大分南部では 5 年間で 2 件しか行われておらず、地域によって活動に温度差があることが予想される。県全域で里山づくりが浸透するよう、大分南部の市町村や自治会等を中心に当該補助金の制度を周知する必要がある。

((意見 ②))

・里山づくりの支援のあり方について

森との共生推進室（農林水産部）は里山林の整備地区数（補助対象件数）を成果指標としている。しかし、整備地区数は予算額に応じてある程度制限されてしまう。里山づくりは地域が自主的に行うことが望ましいものであることから、その効果は今の活動指標だけでは計れない。また、現在の効果指標ではどれだけ補助金が効率的に使われているかということは確かめることができない。

そこで、活動に対する参加人数についても把握するのが望ましいと考える。里山づくりが多くの地域住民等により行われたということは、補助金が効率的に使われた、あるいは里山づくりという活動の周知の程度を計る一つの指標であろう。平成 18 年度から平成 22 年度までの参加人数を見ると（下表）、決して補助金の金額と補助事業における参加人数は比例しないことがわかる。

年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
参加人数（人）	948	864	1214	879	1,501
決算額（千円）	9,500	10,300	11,714	6,183	10,885

今後は補助金によってどれだけ多くの地域住民等を巻き込んで里山づくりを行えたかという効率性を考慮するのが望ましいと考える。例えば、補助金 1 万円あたりの参加人数といった指標を設定したうえで、自主的な里山整備活動の周知や森林ボランティアの意識の醸成を意識した活動を市町村に促していく方が望ましい。そうすることにより、里山づくりが一時的な活動で終わることなく、継続的な活動につながっていくものとする。

したがって、地域が自主的な里山づくりを継続していくための方策を考えた上で活動を支援していくべきである。

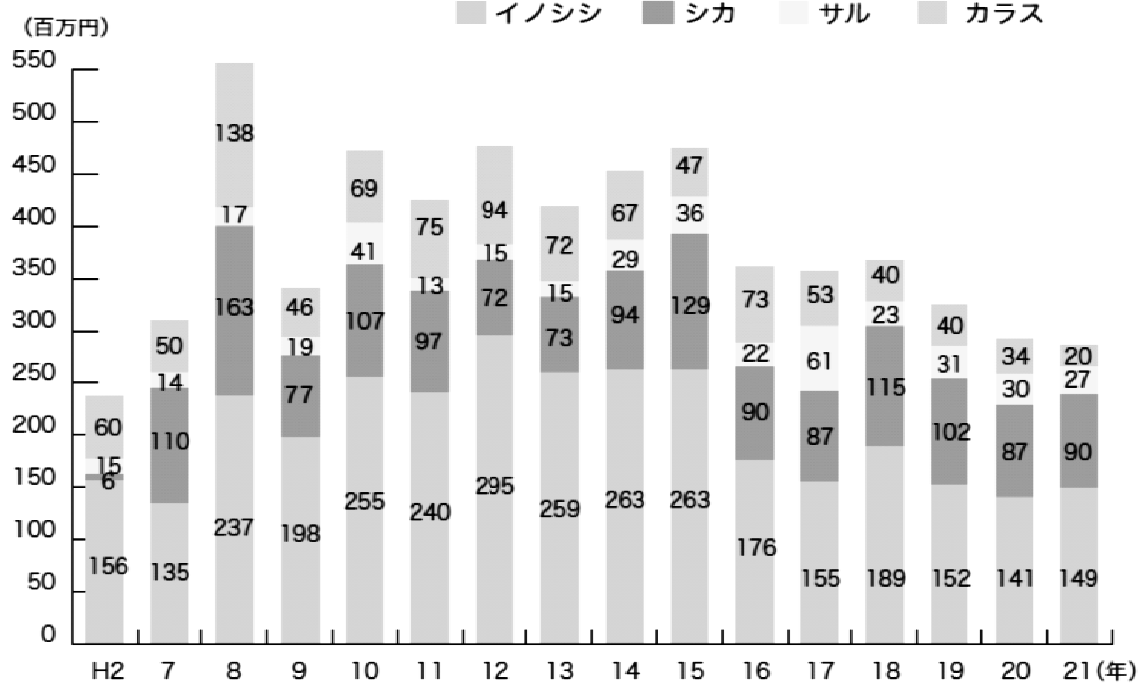
7 1.. 有害鳥獣捕獲事業費補助金

担当部局 / 課名	部局名	農林水産部	所属名	森との共生推進室			
補助金等の名称	有害鳥獣捕獲事業費補助金						
1 目的、趣旨	近年約3億円前後で推移している農林作物の被害の約50%を占めるイノシシによる被害の軽減を図るため、有害鳥獣捕獲許可に基づくイノシシ捕獲に対し報償金を支払い、捕獲を推進する						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	有害鳥獣被害防止対策関係事業費補助金交付要綱、有害鳥獣捕獲事業実施要領						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他 ()						
4 交付先	市町村						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	23,400	18,000	18,000	45,818	28,410	20,845	16,005
6 変遷	開始年度	S 50年以前		経過年数	35年以上		
	見直しや変遷の状況	平成21年度まではイノシシおよびシカの報償金事業 平成22年度からはイノシシのみの報償金事業となり、シカについては「シカ個体数調整捕獲事業」へ					
7 補助の態様	定額						
	一定の率	県 1 / 2 市 1 / 2 (上限単価 県補助金3,000円/頭)					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	事務事業評価の成果指標により、効果検証を行っている						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	交付申請や実績報告等の書類による確認						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.7		人件費概算 (単位：千円)	7,000		

(追加説明)

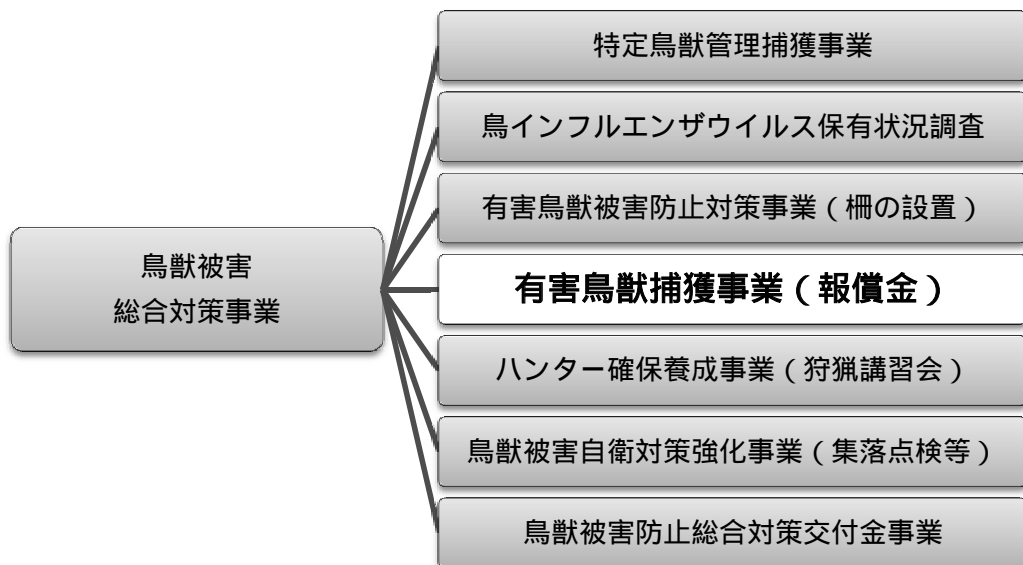
この事業は、野生生物による農林作物被害の中において、最も被害額の大きいイノシシによる被害の軽減を図るため、有害鳥獣捕獲許可に基づくイノシシ捕獲者に対する報償金の一部を補助金で負担するものである。次のグラフは鳥獣被害の状況である。

鳥獣被害状況



資料：森との共生推進室（平成21年3月31日現在）

当該事業も含め、県が実施する鳥獣被害総合対策事業の概要は以下のとおりである。



イノシシの捕獲数と被害金額の推移は以下のとおりである。

捕獲数と被害金額

平成	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
狩猟 (頭)	9,172	13,297	14,823	12,660	14,890
有害捕獲 (頭)	4,218	4,446	5,299	5,885	11,288
捕獲数計 (頭)	13,390	17,743	20,122	18,545	26,178
被害金額 (千円)	188,692	151,704	140,666	149,440	192,121

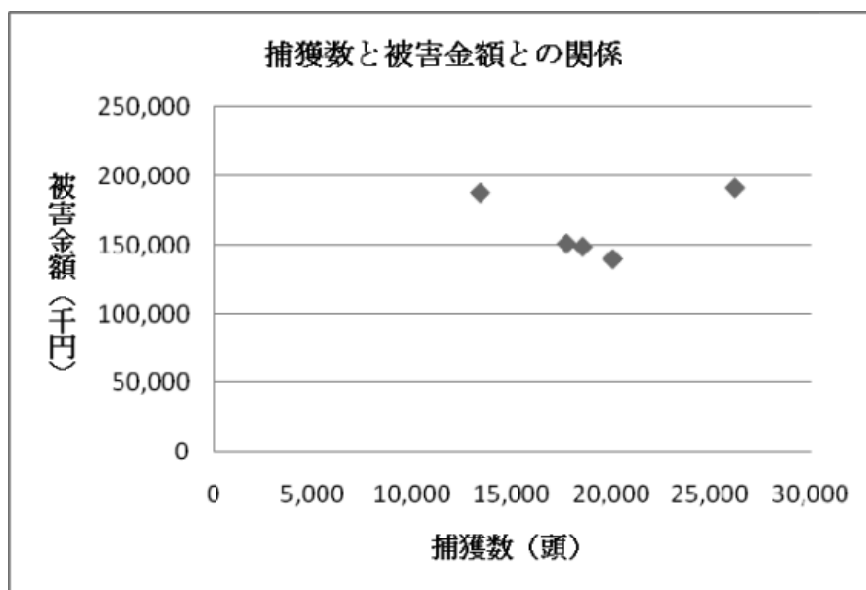
報償金に係る補助金の負担割合は以下のとおりである。

	県	市	県上限額
補助率	1 / 2	1 / 2	3,000 円 / 頭

(意 見)

・鳥獣被害総合対策事業について

平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間の捕獲数と被害金額との関係を散布図として表示してみると相関関係があるとはいえないことがわかる。つまり、捕獲数を上げることが被害金額の減少に数字として直結しないことがわかる。



その理由として以下のようなことが推察される。

被害額が大きいほどイノシシが人前に現れやすく捕獲も比較的容易となり、結果被害額と捕獲数の両方が大きい数字で発生するのではないか。

現在の事業の組み立てよりも、より効果的な事業の組み立てがあるのではないか。

現在、県では鳥獣被害総合対策事業において、当事業を含めた各事業が鳥獣被害防止についてそれぞれどれほどの効果があるかということ想定・把握していない。鳥獣被害の防止活動を効果的・効率的に行うため、どの事業にどれほどの補助金等の資源を配分すべきかを考えて、最も効果的な手段の組み合わせを検討していく必要がある。過年度の事業実績と被害額との関連づけを行うことにより、鳥獣被害防止について有効性や効率性の観点から、事業の選択と集中を図っていくよう検討してもらいたい。

7 2.. 間伐促進路網整備事業費

担当部局 / 課名	部局名	農林水産部	所属名	森林整備室			
補助金等の名称	間伐促進路網整備事業費補助金						
1 目的、趣旨	利用間伐の促進を図るためには、搬出コストの削減と高齢化している林業労働力の負担を軽減することが重要である。そこで美しい森づくり交付金を活用し、作業道・簡易作業路等を整備し、コストの削減を図り、利用間伐を推進する。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県間伐促進補助金交付要綱、同要領						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他		()				
4 交付先	市町村に交付。市町村は実施主体に交付。						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	0	18,000	17,779	31,872	54,076	73,011	77,309
6 変遷	開始年度	H12		経過年数	11年		
	見直しや変遷の状況	H12～H16 525円/m県費定額補助 H17:市町村105円義務負担					
		H21国の制度を活用 国費250円、県費160円、市町村90円 H23国の制度改正により公共造林事業でメニュー化 廃止					
7 補助の態様	定額	経費について500円/mを定額補助(国250円、県160円、市町村90円)					
	一定の率						
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	事務事業評価の成果指標により、効果検証を行っている						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	実績報告を審査、現地確認を行っている。						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.2人		人件費概算 (単位：千円)	2,000		

(追加説明)

作業道、簡易作業路等を整備し、搬出経費の削減を図り、利用間伐を推進するために実

施されている事業である。市町村や森林組合、森林所有者に対し、間伐を主たる目的とする簡易作業路の開設に対して 500 円/m (国 250 円、県 160 円、市町 90 円) を定額補助している。

なお、当該事業は国の制度改正により公共造林事業でメニュー化されることから、平成 22 年度で廃止された。

森林の道の種類	区分	森林面積 利用区域内	主な自動車道 (全幅員)	設計車両	県補助金 関連する	
林道	森林基幹道	500ha ~	4m~5m	普通自動車	フォレストコミュニティ 総合事業整備補助金 (68) 森林管理道開設事業費補 助金 (69)	県単補助林道 事業費補助金 (67)
	森林管理道	30ha~	4m	普通自動車		
	森林施業道	10ha~	2.4~3m	小型自動車		
作業道	作業道・簡 易作業路等	-	2m~	一般車両は 想定せず	間伐促進路網整備事業費 ((72))	

(注) 森林の道については、林道と作業道に大別される。外観的には林道は舗装されたアスファルトの道であり、作業道は舗装されていない土の道や砂利道といった点で判別できる。

大分県間伐促進路網整備事業実施要領によると、補助対象となる事業内容は以下のとおりである。

事業の種類	事業実施主体	補助対象経費	補助率
作業道開設事業	市町村 森林組合 森林施業計画認定者 森林法施行令で規定 された任意団体等	利用間伐の実施を主たる目的として作業道開設事業の経費	17%以内
作業道整備事業	同上	利用間伐の実施を主たる目的とした作業道整備事業の経費	17%以内
簡易作業路開設事業	上記の他、森林所有者	幅 2m 以上の簡易作業路開設事業の経費	定額 160 円 / m

3種類の事業があるが、作業道開設事業と作業道整備事業は、国の補助事業でも行われているため、当該事業の補助対象は、国の対象とならない簡易作業路開設事業が中心となる。平成22年度においては対象事業すべてが簡易作業路開設事業であった。

平成22年度の簡易作業路開設事業における地域別の開設延長と補助金交付額は下の表のとおりである。

	開設延長 (m)	補助金交付額 (千円)
東部振興局	6,911	1,106
中部振興局	5,928	948
南部振興局	4,532	725
豊肥振興局	18,977	3,036
西部振興局	42,144	6,743
北部振興局	32,628	5,220
計	111,120	17,778

((意見 ①))

・成果指標について

県は平成22年度までは作業道等開設実績 (km) を事業の成果指標とし、平成23年度から間伐面積 (ha) を事業の成果指標としている。

作業道等開設実績は下の表のとおりである (平成22年度に実施された平成21年度事務事業評価指標)。

(単位 : km)	20年度	21年度	22年度
目標	144	220	220
実績	181	211	111
達成率	125.7%	95.9%	50.4%

間伐面積は下の表のとおりである (平成23年度に実施された平成22年度事務事業評価指標)。

(単位 : ha)	20年度	21年度	22年度
目標	10,700	11,024	10,800
実績	10,353	11,543	9,730
達成率	96.8%	104.7%	90.1%

事業は、間伐の推進による森林の健全化と森林資源の充実及び高度利用を図るために行うものであるから、成果指標としては、作業道等開設実績よりも間伐面積の方が望ましい

といえる。

平成 20 年度と平成 21 年度をみると、作業道等開設実績及び間伐面積の達成率が逆の結果になっている。

項目	20 年度	21 年度
作業道等開設実績	目標達成	目標達成
間伐面積	目標達成せず	目標達成せず

ただし、平成 23 年度の事務事業評価指標の間伐面積は、当該事業である県単独事業のみならず、国による他の事業で実施された間伐面積も含まれている。当該事業の間伐面積は上の表の 9,730 ha のうち、642 ha (6.6%) のみであるから、当該事業が県全体に与える影響は僅少である。したがって、全体を評価指標にしても、目標達成の可否は当該事業以外による要素が大きいため、適切な事業評価は行えないものと思われる。

今後の成果指標については、県全体の間伐面積ではなく、当該事業で実施される間伐面積のみで設定するのが望ましい。

・事業の効率性について

県森林整備室によると、間伐が適度な間隔で行われ、かつ間伐コストが少なく済むのに最適な開設延長は 1 ha あたり 200m とのことである。換言すると 100m あたり間伐面積 0.5ha となる。

平成 22 年度に実施された振興局別の開設延長と間伐面積及び、100m あたりの間伐面積は下の表のとおりである。

	開設延長 (m)	間伐面積 (ha)	100m あたりの間伐面積 (ha)
東部振興局	6,911	41.92	0.61
中部振興局	5,928	26.57	0.45
南部振興局	4,532	54.60	1.20
豊肥振興局	18,977	94.02	0.50
西部振興局	42,144	248.85	0.59
北部振興局	32,628	188.23	0.57
計	111,120	654.19	0.59

100m あたりの間伐面積 (ha) をみると、南部振興局は 1.2ha であり最適値 0.5ha よりも 0.7ha 大きい。これは間伐が過大な可能性があるといえる。一方、中部振興局においては、0.45ha と 0.5ha よりも小さい。これは間伐が不足している可能性がある。中部振興局

の市町村別でみると大分市については、100mあたりの間伐面積が0.13haと極端に小さい。利用間伐のための効果的な作業道等の開設が行われていない可能性が考えられる。

今後は、振興局別・市町村別に100mあたりの間伐面積を測定する等地域別の成果を把握し、市町村の事業を継続的にモニタリングするべきである。

((意見))

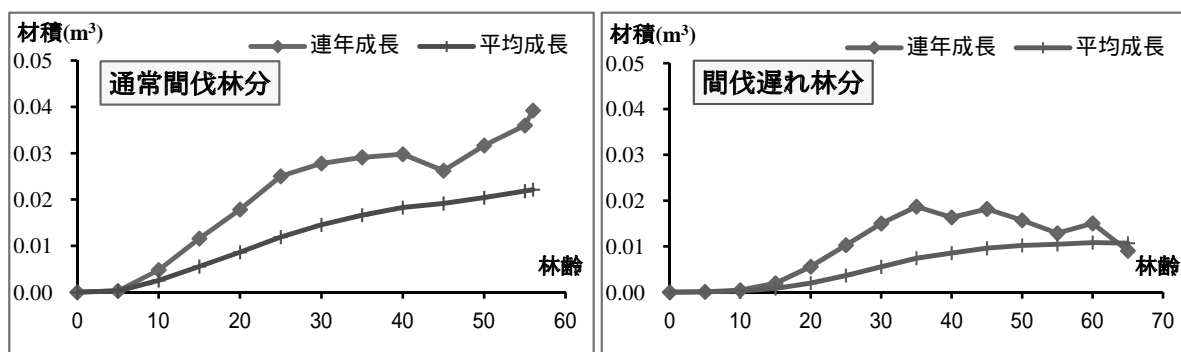
・今後の検討課題

今回、林道・作業道を視察するために県西部地区を訪ねた。もともと林業が盛んな地域であるが、間伐が遅れ若干荒れた状態であるのが目についた。この地区一帯は杉の品種の中でも「ヤブクグリ」という品種が多く、根曲がり大きいことや、木材の含水率が高いため乾燥材生産に向かない等、現在の木材需要としては多くはない品種ということであった。

この「ヤブクグリ」という品種が、大分県内スギ造林地において、全造林地面積の約46～47%を占め、圧倒的な比率となっている。このような状態になったのは、戦後拡大造林政策を進めるに当たって、活着率のよい挿し木の苗木として広く用いられたことによる。

現在では品種転換が急務になっているが、木材価格の低迷により、伐採が思うようにいかず、進んでいない状況にある。

この「ヤブクグリ」の特性について、以下のグラフがある。



左のグラフによれば、間伐をきちんと行っても、林齢約40年で一旦成長が大きく落ち込む、また左のグラフでは、間伐が適切に行われていないと林齢約35年で、成長が落ち込んだままとなる。

以上のことからすると「ヤブクグリ」の林齢約35～40年のものについては間伐というよりも、品種転換も視野に入れて、皆伐を進めることを検討するのが得策とも考えられる。

ここで、大分県内の林齢40年以上の「ヤブクグリ」の森林面積がどの程度あるのか試算した。齢級表に基づく杉の林齢40年以上の面積を106,059ha(ヘクタール)とし、この中で「ヤブクグリ」比率を前記した46.7%とすると、大分県内の林齢40年以上の「ヤブクグ

り」の面積は以下のとおりとなる。

$$106,059 \text{ ha} \times 0.467 = 49,529 \text{ ha}$$

これは次のように、大分県全体のスギ・ヒノキ人工林の約 25%となる。

$$49,529 \text{ ha} \div 197,000 \text{ ha (全県のスギ・ヒノキ人工林面積)} = 0.25$$

よって、ここでの結論は全県のスギ・ヒノキ人工林面積の約 25%は皆伐を検討すべきではないかということなる。

現状の皆伐面積はスギ・ヒノキ合わせて、年間 1,000 ha という。これは上記試算による皆伐を検討すべき「ヤブクグリ」の面積 49,529 ha からすると、あまりにも少ない。もちろん、自然災害等への対策もあり、やみくもに皆伐を行うことは不可能であろうが、大分県の林業の先を見据えるならば、「ヤブクグリ」の皆伐を進めていくことが得策のようである。

ここで、障害となるのはコストの問題であろう。現状の木材価格では山の持主にとっては切り出しても割が合わないという。いかにコストダウンするか、特に搬出コストをどこまで抑えるかが課題となっている。自然災害に配慮しながらも伐採現場を如何に集約し、まとめていくのかということや、高性能林業機械の導入等課題はあるが、その中でも特にローコストでの路網の整備が重要と思われる。

伐採現場の集約化やローコストでの路網の整備については、小規模分散化した山の持主との調整が課題と言え、林業普及員等の積極的な活動が重要となる。そこで、以下に九州各県の林業普及指導の体制についての表を掲載する。

(民有林面積は、H19.3.31現在)

項目	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	大分県
民有林面積(A)	197,068 ha	94,936 ha	218,575 ha	401,074 ha	411,181 ha	434,368 ha	73,737 ha	403,794 ha
県地方機関数(B)	6	6	6	10	10	11	4	6
	6事務所	6事務所	5振興局	10振興局	6振興局	5振興局	3センター	6振興局
			1駐在		1支庁	2支庁	1事務所	
					3駐在	4駐在		
林業普及指導員数	38名	19名	12名	50名	33名	21名	13名	21名(8名)
	本庁	0名	3名	0名	4名	0名	3名	0名
	研究機関	8名	2名	0名	5名	2名	5名	0名
	県地方機関(C)	30名	14名	12名	45名	27名	16名	10名
普及指導員1名あたり民有林面積(A/C)	5,186 ha	4,997 ha	18,215 ha	8,021 ha	12,460 ha	20,684 ha	5,672 ha	19,228 ha
1地方機関あたり普及指導員数(C/B)	5.00名	2.33名	2.00名	4.50名	2.70名	1.45名	2.50名	3.00名(1.17名)

大分県の普及指導員数には、鳥獣被害対策担当、マーケター(各1名)は含めていない。

大分県普及指導員数の()内の人数は、森林・木材担当普及指導員数で、内数。

大分県は林業普及指導員 18 名の内、11 名が椎茸担当であり、森林木材担当は 7 名となっており、熊本、宮崎、鹿児島各県と比較すると、かなり少ない人員である。

以上の考察をまとめると、今後大分県が林業を見直すとすれば、先を見据えて品種転換も含めた皆伐の検討と、それをコスト的に可能とする路網の整備、山の持主との調整のための林業普及員の積極的な活動が重要になってくるのではないだろうか。戦略的な観点を持って検討されたい。

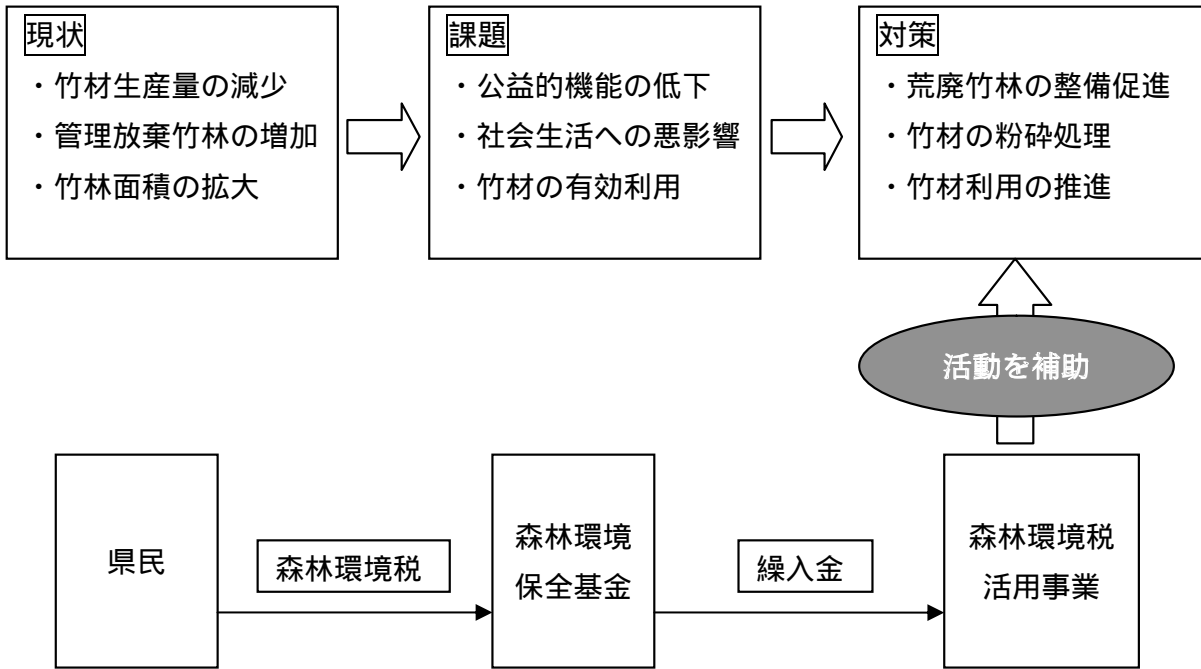
7 3.. おおいた竹林再生モデル事業

担当部局 / 課名	部局名	農林水産部	所属名	森との共生推進室			
補助金等の名称	おおいた竹林再生モデル事業費補助金(大分県森林環境保全推進関係事業費補助金)						
1 目的、趣旨	県土の保全と良好な景観を確保するため、地域特性や立地条件を踏まえて、主要観光地周辺や幹線道路沿線における荒廃竹林の伐採整理、紅葉樹の植栽・育成及び竹材、タケノコ生産地として持続的管理が見込める荒廃竹林を再生することにより、良好な森林環境及び景観の保全を図り、併せて、すべての県民で森林を守り育てる意識の醸成並びに観光振興をはじめとする地域振興への寄与を目的とする。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	森林環境保全のための県民税の特例に関する条例、森林環境保全基金の設置に関する条例						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他		()				
4 交付先	市町村、森林組合、観光協会、商工会議所、商工会、公益法人						
5 過去 5 年間の推移及び 2 3 年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	60,461	70,417	69,253	37,127	-	-	-
6 変遷	開始年度	H21		経過年数	2年		
	見直しや変遷の状況						
7 補助の態様	定額						
	一定の率	10 / 10, 3 / 4					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	事業地の経過を継続的に確認し、広葉樹林誘導の確実な方法の確立に努める。						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	交付申請や実績報告等の書類のチェック、現地確認を実施している。						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.25		人件費概算 (単位：千円)	2,500		

(追加説明)

荒廃竹林の伐採整理により、良好な森林環境及び景観の保全を図り、県民みんなで守る意識の醸成と観光振興等地域振興に寄与することを目的に、森林環境保全推進関係事業に要する経費について補助するものである(森林環境税活用事業)。

(おおいた竹林再生モデル事業の背景とスキーム)



平成22年度森林環境税で実施した主な事業

施策区分	事業内容	摘要
県民意識の醸成	新たな森林づくり普及啓発	新聞広告 12 回、パンフレット 5,000 部他
	豊かな国の森づくり大会の開催	10/30 国東市 (参加者数 1,000 人)
	森林ボランティアの育成講座の開講	初級講座 3 回、上級講座 1 回
	森林づくり提案事業の実施	14 団体
環境を守り災害を防ぐ 森林づくり	間伐放置林緊急整備	強度間伐 45ha
	再造林放棄地緊急整備	広葉樹の植栽 4ha
	美しい里山づくりの支援	10 地区
	荒廃竹林の整備等	整備面積 20ha、竹粉碎機 4 台
	森林シカ被害の防止	防護資材設置 4.6ha、生息数の調整 14,838 頭
持続的経営が可能な 森林づくり	新たな育林技術の研究開発	3 件 (林地植生破壊防止、スギ集団葉枯症の実態解明、 認証森林の調査)
	県産材の建設工事への利用促進	丸太伏工の設置 (佐伯)
	林業機械リース料支援	一般機械 13 台、高性能機械 7 台
	鉄鋼スラグを活用した高耐久作業路等の整備	13 箇所 8,763 m
遊び学ぶ森林づくり	低コスト再造林の促進	257ha
	子どもの森整備	3 箇所
	子どもの森林体験活動支援	森の先生延 80 名派遣、地域での活動 10 団体
	みどりの少年団等の育成	屋久島の自然体験研修 小学生 30 名
	森林体験学習の推進	モデル校 6 校

おおいた竹林再生モデル事業の具体的な補助対象事業は以下のとおりである。

補助対象事業	事業実施主体	補助対象経費	補助率
広葉樹林化	市町村、観光協会、 商工会、森林組合、 公益法人等	荒廃竹林の伐採整理 及び広葉樹植栽等に 要する経費	10 / 10 以内
景観保全			
優良竹林化	市町村	市町村が竹林整備を 行う林業団体等に対 し補助を行う場合の 経費	定額 (事業費 3 / 4 以内)

当該事業は、平成 21 年度及び平成 22 年度の 2 年間で実施されたモデル事業である。この間に実施された事業主体と新規伐採面積及び補助金額は以下のとおりである（広葉樹林化）。

事業主体	区域 箇所数	伐採面積 (ha)	21 年度補助 金額(千円)	22 年度補助 金額(千円)	補助金額計 (千円)
おおいた森林組合	4	4.61	7,840	12,692	20,532
東国東郡森林組合	1	7.33	7,868	16,652	24,520
玖珠郡森林組合	1	1.49	1,045	3,427	4,472
大分県造園建設業協会	2	5.83	11,057	16,645	27,702
日田市	1	0.86	-	2,452	2,452
日田市森林組合	1	0.41	-	873	873
計	10	20.53	27,810	52,741	80,551

((意見 ①))

・竹林面積の拡大防止について

県内の竹林面積は平成 10 年度には 12,403ha であったが、平成 19 年度には 13,465ha に拡大し、9 年間で 1,062ha、1 年で約 100ha ほどのペースで増加し続け大半が放置され竹やぶ化しているという。

これに対し、当事業の伐採面積は 1 年間で 10ha から 20ha であるから、抜本的な対策を行わない限り竹林面積の増加に歯止めをかけることは困難であると考えられる。例えば、竹材を原材料としたロットの大きい製品開発を進め、竹林を伐採するインセンティブを働かせること等が考えられる。

県においても、平成 21 年度に竹林活用や竹材利用の推進を総合的な観点から検討するため、県の関係部課室で構成する竹プロジェクトチームを設置している。プロジェクト会議の検討結果の資料を見ると、同年 12 月と平成 22 年 2 月、3 月の 3 回にわたり、竹肥料の可能性や竹チップボイラーの暖房試験や竹製エコバックの開発等新用途・新事業への可能性を検討している。竹林整備の取り組みを継続する一方、竹材の用途開発・販路開拓を引

き続き検討すること、具体的には竹入紙や竹肥料、竹ペレット燃料等の用途・需要の開発・拡大を図ることで一致し、竹問題を県民へ提起するとともに環境団体ボランティアの竹林整備を推進することとしており、資料の最後には「今後も必要に応じて会議を開催し、部局横断的な連携を推進する」という形で締めくくられている。しかし平成 22 年度においては会議が開催されていない。

放置竹林の増加は続いており、県は本腰を入れて継続的な対策に乗り出すべきである。

((意見 ②))

・モデル事業の計画について

当該事業はモデル事業であることから、事業実施後その成果を県内に広げていく目的で行われているが、モデル事業を実施するに当たっては、活動の広がりやの検討と効果・課題の抽出が重要となる。

活動の広がりとは、モデル事業は一時的な試行事例であるから、目的を達成するためにモデル事業終了後にどのような形で後続の事業を生みだしていくかということが重要である。

効果及び課題の抽出とは、試行事例から事業の効果と課題点を抽出することで後続の活動内容を目的の達成に向け、より効果的・効率的なものにするための行為である。監査過程で当モデル事業についてこのような検討がなされた証跡はなかった。

前述のとおり、今の竹林伐採のスピードは放置竹林面積の拡大に全く追いついていない状況であり、伐採活動を可能な限り増やしていく必要があると思われるが、活動の広がりについてそもそも明確な計画がなく、効果については事業実施場所についての確認のみ行っている状況であり、まさに木を見て森を見ずの状況である。

モデル事業の重要な成果は、モデル事業の終了時ではなく、終了後のモデル地区以外における後続の活動の実績によって実現し得るものとする。今後はモデル事業後の先の活動を見据え、活動の広がりを有する明確な計画を持ったうえで、事業を実施する必要がある。

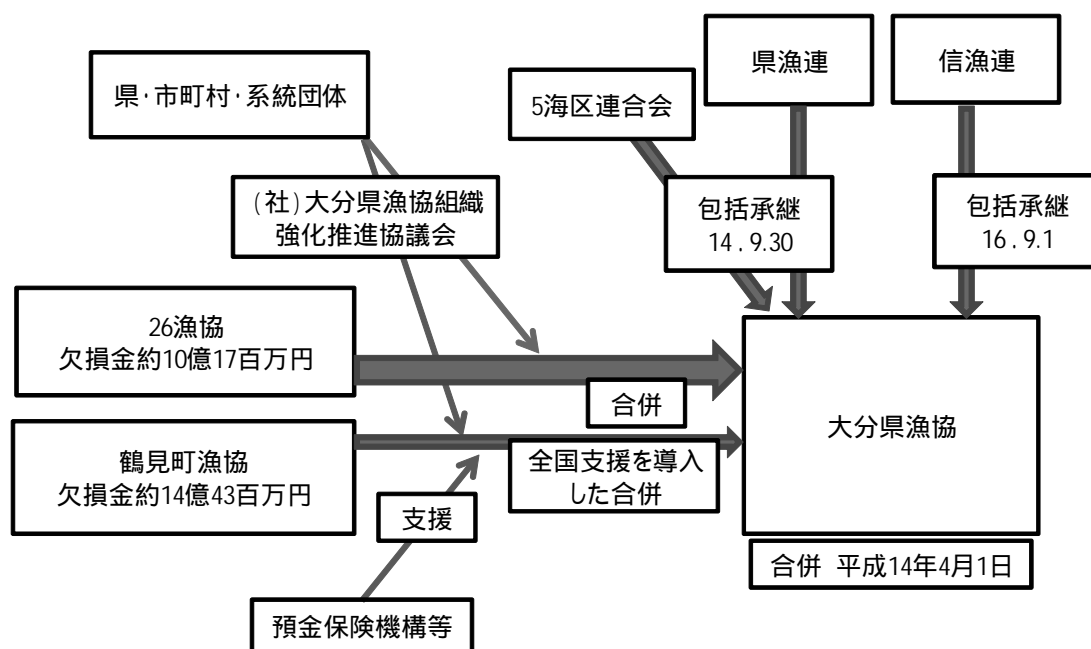
7 4 . 大分県漁協組織強化推進協議会補助金

担当部局 / 課名	部局名	農林水産部	所属名	漁業管理課			
補助金等の名称	大分県漁協組織強化推進協議会補助金						
1 目的、趣旨	大分県漁協の健全な体制づくりを支援するため、(社)大分県漁協組織強化推進協議会が行う大分県漁協の組織強化支援に伴う借入金の元利償還に対して補助する。 もって、平成14年度に策定された「大分県漁協組織・事業改革基本計画」及び平成15年度に策定した「改革プログラム」に基づいた組織・事業改革を推進し、効率的で機能的な競争力のある大分県漁協の組織・事業体制を再構築する。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県漁協経営再建対策事業要綱、大分県漁協組織強化支援事業要綱						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他	()					
4 交付先	社団法人大分県漁協組織強化推進協議会						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位:千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	49,778	50,465	50,465	51,153	51,839	52,527	53,214
6 変遷	開始年度	H14		経過年数	9		
	見直しや変遷の状況	今年度で事業終了					
7 補助の態様	定額	償還年次表に基づく返済元利金					
	一定の率						
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	次年度予算編成時期に、前年度の実績等を検証するため、効果測定を行っている						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	実績報告書に添付される証書貸付計算書により確認						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位:人)	0.2		人件費概算 (単位:千円)	2,000		

(追加説明)

調査票に記載のとおり、大分県漁協の組織・事業改革を推進し、その組織事業体制を軌道に乗せるための補助金であるが、実質的には平成14年4月に大分県内の沿海27漁協を統合するための補助金である。すなわち、組合員向け不良債権の累積による多額の累積によって債務超過状態に陥った漁協の欠損を補てんし、合併を可能とするために大分県漁協組織強化推進協議会を作り、そこが金融機関から借入を起こし、欠損金のあった漁協に支援を行っている。その後この大分県漁協組織強化推進協議会が金融機関に対して借入金を返済するための元金と利息を10年間の償還期間にわたって補助するものである。

そのスキームは以下のとおりである。



（意見）

県側の説明によれば、この補助金の効果は漁協が滞りなく合併できたことであるとして、その効果は平成14年4月にすべて発現しているとする。

しかし、この補助金は単に合併を成功させるためだけに10年間支出されるものではない。県の意図としては県下の漁業者が漁協からサービスを受けることによって、安心して漁業に従事できるための基盤作りの意味合いが大きいと考えられる。そのため、この補助金の効果は合併後の漁協の経営が盤石なものとして成り立っていくことによって初めて発現すると言えるのではないかと。

そこで、当該漁協の経営であるが、事業報告書によれば黒字とのことである。今回漁協に往査することはできなかったため、その財務内容の真実性や健全性については確認することはできなかった。しかし、組織図や事業報告等から見る限りは組織的にも十分整備されておらず、効率性にも問題がある。

加えて、平成23年12月に嘱託職員による横領も発覚しており、内部統制についても懸念がある。こういうことから判断すると、この補助金の効果はいまだ十分に発揮されているとは言えない。

したがって、漁業者が安心して充実したサービスを受けられるような、合併後の漁協の経営体制が実現するように県としては十分に指導監督を行うべきである。

7 5.. 畜産経営緊急安定対策事業費補助金

担当部局 / 課名	部局名	農林水産部	所属名	畜産振興課			
補助金等の名称	畜産経営緊急安定対策事業費補助金						
1 目的、趣旨	宮崎県で発生した口蹄疫により家畜市場が中止又は延期されたことから、出荷できない畜産農家を緊急的に支援し、畜産経営の継続的な安定を図る。 出荷遅延に伴う飼料費支援、 出荷集中等に伴う価格差支援、 一貫経営誘導支援						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県補助金等交付規則 畜産経営緊急安定対策事業実施要領						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他 ()						
4 交付先	全国農業協同組合大分県本部 農業協同組合 生産者 大分県酪農業協同組合 生産者 農業協同組合 生産者						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
		81,005	81,005				
6 変遷	開始年度	22		経過年数			
	見直しや変遷の状況						
7 補助の態様	定額	3,500円/頭/月		45,000円/頭			
	一定の率	市場価格が全国平均の1割以上下回った場合、その価格差の3/4					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	宮崎県で発生した口蹄疫の影響により、平成22年5月から8月の市場が中止または延期されたが、出荷遅延による飼料費の増加と再開後の出荷集中による子牛価格の低下について支援することで、農家の収益を確保することができた。また、同時に一貫経営への誘導を行うことで、肥育頭数の増頭に繋がった。						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	実績報告書に農業協同組合等から生産者への振込明細書を添付させ額を確認						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.4		人件費概算 (単位：千円)	4,000		

(追加説明)

当該事業は宮崎県で発生した口蹄疫により、大分県内の家畜市場が中止・延期され、出荷できない畜産農業者等を緊急的に支援し、畜産経営の継続的な安定を図ろうとするものである。主な事業内容は次の3点である。

- 出荷遅延に伴う飼料費支援
- 出荷集中等に伴う価格差支援
- 一貫経営誘導支援

以下、個別に内容説明を行う。

出荷遅延に伴う飼料費支援

家畜市場が中止・延期されることに伴い、飼料費等の経費負担が増加する農業者等を支援するため、口蹄疫終息後再開した家畜市場に子牛等を出荷するまでに要した飼料費の一部を助成するものである(定額補助)。

対象は、黒毛和種の子牛やスモールの乳用種や交雑種の素牛であり、中止から再開までの時期に応じて1か月あたり3,500円/頭が補助された。

区分	中止時期(()はその期間))	頭数(頭)	金額(円)
子牛市場(全国農業協同組合 連合会大分県本部)	5月中止(2か月)	1,194	8,358,000
	6月中止(2か月)	1,150	8,050,000
	7月中止(2か月)	1,255	8,785,000
	8月中止(1か月)	1,096	3,836,000
素牛市場(全国農業協同組合 連合会大分県本部)	4月中止(3か月)	5	52,500
	5月中止(2か月)	1	7,000
	6月中止(2か月)	9	63,000
	7月中止(1か月)	1	3,500
素牛市場(大分県酪農協同組 合と下郷農業協同組合)	4月中止(3か月)	214	2,247,000
	5月中止(2か月)	234	1,638,000
	6月中止(1か月と2か月)	365	2,579,500
	7月中止(1か月)	223	808,500
	8月中止(1か月)	263	920,500
合計		6,010	37,348,500

出荷集中等に伴う価格差支援

出荷の遅延と集中により、再開された家畜市場における子牛等の取引価格が下落した場合、当該市場の平均価格が同じ月の全国平均を一定割合以上下回った場合に差額の一部を、出荷した農業者等に補てんするものである。

下の表は価格差補てんが発生した子牛市場の9月の大分・全国の市場平均価格及び補てん額を示したものである。

区分	家畜市場	区分	発生前(4月)	再開後(9月)	
大分	玖珠、豊肥 の合計	開催日	13日	2-4日	23-25日
		上場頭数	-	1,071	933
		平均価格(円)	358,020	314,218(A1)	342,679(A2)
全国	主要市場	平均価格(円)	382,776	387,020	
発動基準価格(円)		全国の平均価格×0.9		348,318(C)	
価格差補てん発動の有無 (C) > (A)			有	有	
補てん単価 ((C) - (A)) × 3/4 (切捨処理)			25,500	4,200	
補てん額 (補てん単価 × 上場頭数)			27,310,500	3,918,600	
合計				31,229,100	

素牛市場での価格補てん額は1,224,000円

一貫経営誘導支援

出荷適期を過ぎた子牛等を肥育し、一貫経営を実施する農業者等に対し、肥育に必要な経費の一部を助成するものである（定額補助）。

再開した市場に上場後、肥育目的で保留した者や、再開した市場で肥育目的に購買した者等のうち、出荷後の枝肉成績の確認ができる場合、農業者には一頭あたり 45,000 円、農協等には一頭あたり 30,000 円が補助されることになっている。

市場名	購入者等	補助単価（円）	頭数（頭）	補助金額（円）
子牛市場	農業者	45,000	57	2,565,000
子牛市場	農協等	30,000	287	8,610,000
		合計	344	11,175,000

県担当者へのヒアリング及び関連書類の閲覧を実施し、については対象牛名簿の中からサンプルを抽出し、事業の計画時と実績時の農家の氏名及び補助金額に差異はないか等を確認した。

特に指摘事項及び意見はない。

7 6 .. 建設産業企業合併支援事業費補助金

担当部局 / 課名	部局名	土木建築部	所属名	土木建築企画課			
補助金等の名称	建設産業企業合併等支援事業費補助金						
1 目的、趣旨	建設投資の減少等に伴う競争の激化等により厳しい経営環境に直面している建設産業の再生、構造改善の推進を図るため、建設業者の行う経営力強化の取組（企業合併や新分野進出の検討）を支援することを目的とする。						
2 根拠法令等 （法律、条例、要綱等）	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県建設業経営力強化支援事業実施要領 ・大分県建設業経営力強化支援事業補助金交付要綱 						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他（ ）						
4 交付先	県工事競争入札参加資格を有する県内中小建設業者						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 （単位：千円）	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	2,500	1,000	1,000	2,500	3,816	なし	なし
6 変遷	開始年度	H20		経過年数	3		
	見直しや変遷の状況		H21:補助限度額を引下げ（100万円 50万円）				
7 補助の態様	定額						
	一定の率						
	その他	補助率10/10以内で50万円を上限					
8 現在行っている補助金等の効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業評価の成果指標により、効果検証を行っている ・経営事項審査時に、合併の効果について聞き取りしている 						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	計画書を事前に提出させ事業内容を精査、交付申請書や実績報告書により補助額を精査						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 （単位：人）	0.25		人件費概算 （単位：千円）	2,500		

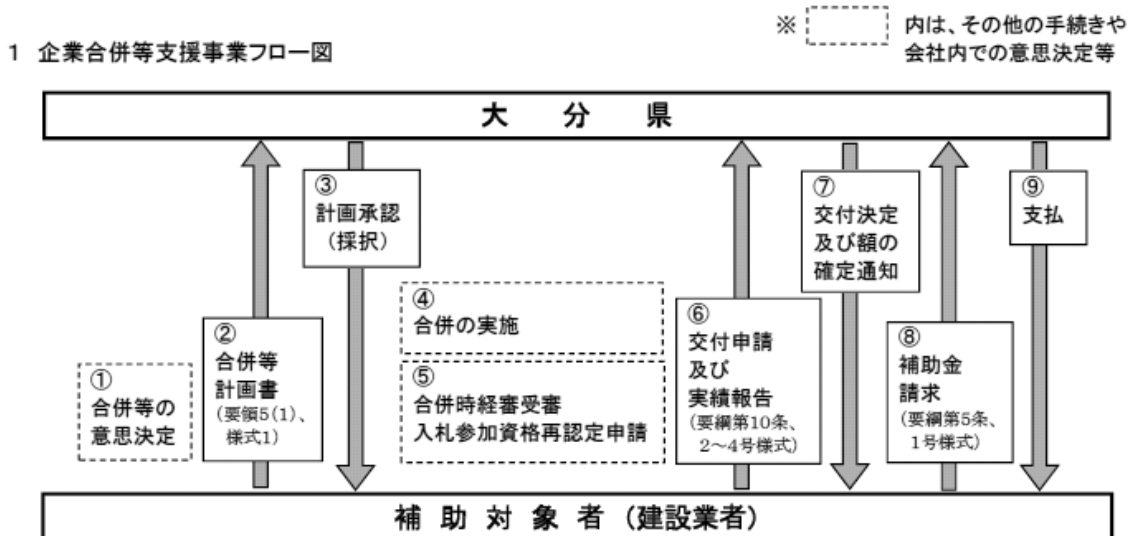
（追加説明）

公共工事発注額の減少に伴う競争激化等により、厳しい経営環境に直面している建設産業の経営力強化を図るために実施される大分県建設業経営力強化支援事業のうち、当事業は、合併等を行う建設業者への補助事業である。

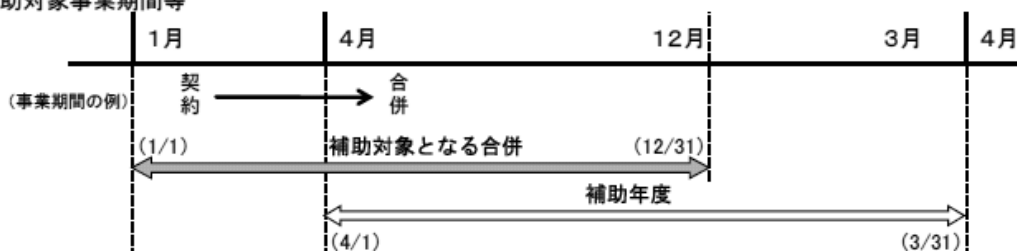
補助対象経費は合併等の会計処理等に関する経費、商業登記に係る経費、公告に係る経費、経営事項審査を受けるための経費となっており、50万円を上限としてその経費の10/10が補助されることとされている。

当該事業のプロセスは以下のとおりである。

大分県建設業経営力強化支援事業「企業合併等支援事業」説明図



2 補助対象事業期間等



((意見))

・補助事業について

補助金の目的は、厳しい経営環境に直面している建設産業の再生や構造改善の推進を図るため、建設業者の行う経営力強化の取組を支援することである。合併の効果は事業規模の拡大によるコストの削減、業務の合理化等、会社にとって利益を増加するようなものでなければならない。ところが、人的・資本的関係が緊密な会社同士の合併等については、そもそも自主的に合併できる要素があり、また合併によるメリットも特段有することなく、単なる形式的な合併となることも多く、これに補助金が利用されるおそれがある。県も交付要綱で合併契約日において以下、a) ~ d) のような法人については人的関係・資本的関係のある法人間の合併等とみなし、補助金の対象外としている。

- a) 両方の法人の代表者が同一人物である場合
- b) 一方の法人の代表者の配偶者又は一親等内の親族が相手方の法人の代表者である場合
- c) 一方の法人が相手方の法人の議決権(株式等)の50%以上を所有している場合
- d) 同一人物(株主)が、両方の法人の議決権の3分の2以上を有する場合

平成 22 年度の補助対象は 2 件であり、その内容を検討すると以下のことがわかる。

(事例 1)

同一の人間が取締役に就任している法人間の合併であり、当該取締役は、一方の法人の全株式を所有している。

(事例 2)

合併契約日時点では上記 a) ~ d) に該当していないが、合併効力日時点では上記 b) に該当し、また、合併契約日においては、2 法人の代表取締役は甥 おじの関係となっている。

上記二つの事例は、形式的にみるといずれも対象外ではないが、明らかに法人間において「人的関係」或いは「資本的関係」は存在しており、要綱に定めた規定の趣旨を鑑みると要綱が潜脱されている可能性がある。

また、本事業については、合併前の建設業者の財務諸表・役員の状況等の資料の入手は行っていたものの、合併後の財務諸表の入手や取引実績の把握等は検討されていなかった。合併による効果を具体的に検証して、今後の施策に生かしていくべきである。

7 7. 建設産業新分野進出支援事業費補助金

担当部局 / 課名	部局名	土木建築部	所属名	土木建築企画課			
補助金等の名称	建設産業新分野進出支援事業費補助金						
1 目的、趣旨	建設投資の減少等に伴う競争の激化等により厳しい経営環境に直面している建設産業の再生、構造改善の推進を図るため、建設業者の行う経営力強化の取組（企業合併や新分野進出の検討）を支援することを目的とする。						
2 根拠法令等 （法律、条例、要綱等）	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県建設業経営力強化支援事業実施要領 ・大分県建設業経営力強化支援事業補助金交付要綱 						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他		（ ）				
4 交付先	県工事競争入札参加資格を有する県内中小建設業者						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 （単位：千円）	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	10,900	6,000	2,500	2,792	1,492	なし	なし
6 変遷	開始年度	H 20		経過年数	3		
	見直しや変遷の状況		H22:補助限度額を引上げ（事業内容により30万円 100万円）				
7 補助の態様	定額						
	一定の率						
	その他		1 / 2 以内で、補助額に上限を設定				
8 現在行っている補助金等の効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業評価の成果指標により、効果検証を行っている ・定期的に企業訪問し、事業効果や成果について聞き取りしている 						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	計画書を事前に提出させ事業内容を精査、交付申請書や実績報告書により補助額を精査、その後定期的に企業訪問し事業の進展をフォロー						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 （単位：人）	0.25		人件費概算 （単位：千円）	2,500		

（追加説明）

公共工事発注額の減少に伴う競争激化等により厳しい経営環境に直面している建設産業の経営力強化を図るために実施される大分県建設業経営力強化支援事業のうち、当該事業は、新分野進出の検討を行う建設業者を支援するものである。

補助対象は、先進事例等の情報収集のための研修に要する旅費や宿泊費、専門家派遣に係る委託費等の「基礎調査型」と、試作品の作成に要する材料費や賃借料、市場調査費等の「進出計画策定型」があり、それぞれ経費の1/2以内を補助するものである。基礎調査型は300千円、進出計画策定型は1,000千円が上限となっている。

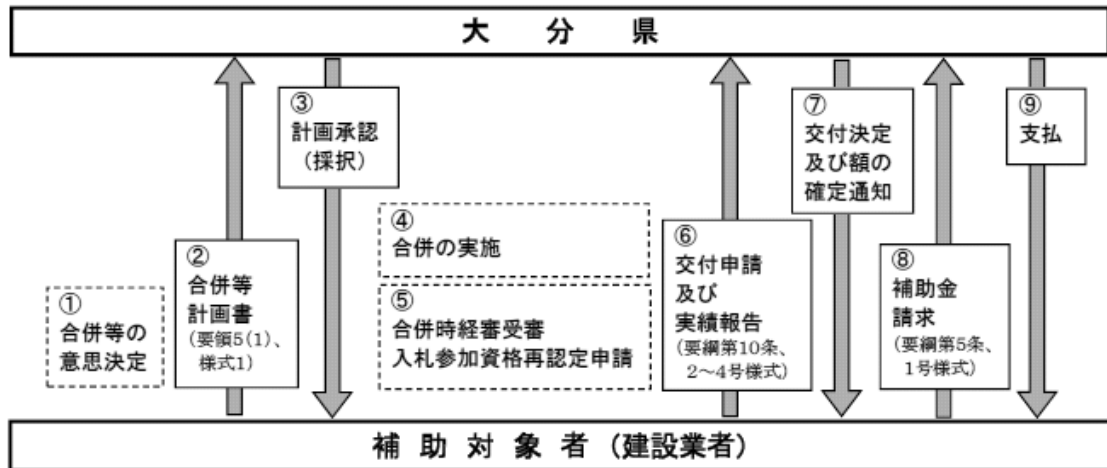
平成22年度は基礎調査型5件、進出計画策定型が1件の計6件が補助対象とされた。

当該事業のプロセスは下の図のとおりである。

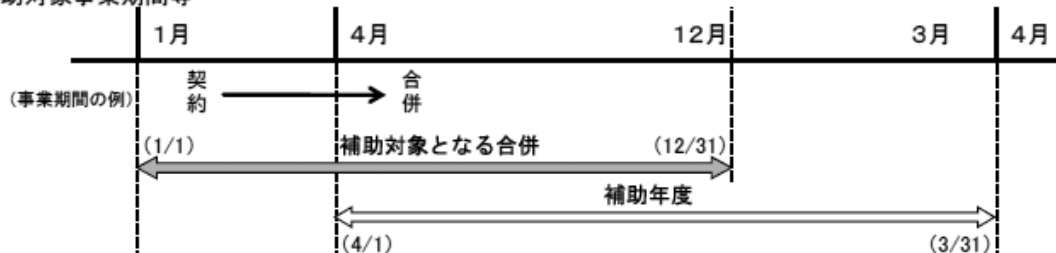
大分県建設業経営力強化支援事業「企業合併等支援事業」説明図

1 企業合併等支援事業フロー図

※ [] 内は、その他の手続きや会社内での意思決定等



2 補助対象事業期間等



((意見))

・効果の検証について

本来この補助金の目的は、建設産業の経営力強化であることから、補助対象の選定において業者の現況と計画を適切に見極めた上で補助を行い、効果の検証においては新分野参入の有無のみならず、その要因まで分析する必要がある。そして、参入業者については事業の成否までフォローすれば事業当初の目的が達成されたかを把握することができる。

現在、担当部局は補助金のフォローアップを行い、補助事業に係る現況や今後の予定等を調査しているが、そもそも目標がないため、何をもって効果があるのか評価基準が不明確である。資料には「参入が期待できる」という県のコメントがあるが、参入だけが目的ではなく、参入による経営力強化が目的であり、これだけでは不十分である。

建設業者が新分野への検討、参入、事業化の安定までにどれほどの時間を要するのか、実現可能性がどの程度あるのか、補助金の効果はどれほどと想定できるのか等を分析し、当事業の検証を施策に生かすことが肝要である。

平成 20 年度から平成 22 年度までの新分野を見ると農業が目立っており、平成 22 年度に実施した 6 件はすべて農業(園芸含む)となっている。農業は、他の業種に比べ参入障壁は高くないため進出しやすいように見られるが、県による対象企業調査結果によると、参入に係る投資額の大きさ、また作物によっては収穫時期が遅く投資の回収可能性が不透明

な要素、あるいは建設業における繁忙期と農業の収穫時期が重なるなどの点が報告されており、事業の安定化は容易ではないことが見て取れる。

平成 21 年度の 12 の業者のうち、農業は 6 件あり、うち 5 件は実際の参入が行われているというが、事業の安定や経営力強化が図れているかどうかの検証は行われていない。

今後この補助金が効果を上げるには、建設業者の新分野への事業化の計画や実行可能性、現在の財政状況を見極めたうえで、より対象を絞って業者を選定する必要がある。また、フォローにおいても、参入の有無のみならず売上や利益の向上を通じた経営力強化の実績を確かめてもらいたい。

交付状況を見ても分かるように、単一の建設業者が少ない投資金額で新分野での成功を収めるのは容易ではない。そこで、複数の業者が同一分野への参入を図る場合については、事業組合を結成し、各々の経営資源を集中して、業務水準の向上と効率化を図った上で新分野への参入を行っていく等、事業化の成功確率を向上させる方策も検討する必要があり、これらも含めて補助金の対象要件を見直すことも検討されたい。

7 8 . 宿泊施設「豊泉荘」改修工事助成事業補助金

担当部局 / 課名	部局名	教育庁	所属名	福利課			
補助金等の名称	宿泊施設「豊泉荘」改修工事助成事業補助金						
1 目的、趣旨	公立学校共済組合員保養施設である宿泊施設「豊泉荘」は昭和 4 3 年に建設されたが、施設が老朽化したため平成 7 ~ 8 年度に改修工事を実施した。豊かな観光資源を有する豊泉荘を積極的に支援し、経営を安定させることで、利用者へのサービスを向上させ、教職員の福利厚生 の 充 実 に 資 す る こ と を 目 的 と す る。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県補助金等交付規則						
3 区分	事業費の補助		設備・施設の整備に係る補助				
	団体の運営費補助		利子補給				
	その他	(施設の改修工事に係る借入金の償還金の支出に対する補助)					
4 交付先							
5 過去 5 年間の推移及び 2 3 年度予算額 (単位：千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	5,914	5,914	5,914	5,914	5,914	5,914	5,914
6 変遷	開始年度	H8		経過年数	15		
	見直しや変遷の状況						
7 補助の態様	定額						
	一定の率	1 / 2					
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	当初予算編成時に豊泉荘の経営状況を把握し、効果を検証。						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	交付申請や実績報告等の書類により実施。						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位：人)	0.01		人件費概算 (単位：千円)	100		

(追加説明)

公立学校共済組合は主として教職員の健康保険や年金業務を行っており、組合員は毎月給与から掛金を支払い、雇用主である自治体も概ね同額負担金を支払っている。

これとは別に公立学校共済組合保養施設である宿泊施設「豊泉荘」の老朽化に伴い、平成7年から平成8年にかけて改修工事を行っており、その際の借入金に係る毎年の償還金額の2分の1を補助するものである。

(意見)

豊泉荘の平成23年3月における利用は以下のとおりであり、施設の利用率としては極めて低い水準となってしまう。

	延人員	利用率
	累計	累計
宿泊	32,396人	38.58%
宿泊外(会議等)	138,684人	15.99%

利用率が低いことについては以下の二つの問題がある。

本補助金は公立学校共済組合員保養施設である宿泊施設「豊泉荘」の老朽化による改修工事に伴って、県が資金的に支援することで利用者サービスを向上させ、教職員の福利厚生を充実し、ひいては優秀な教職員を確保することにある。しかし利用率が低いままであると所期の目的が十分に達成されない可能性があり、補助金が有効に使われていないことになる。

利用率が低いままであれば、利用料収入が減少し、ひいては公立学校共済組合大支部の宿泊経理区分の収支が赤字となってしまう。その場合には保健経理区分より繰り入れを行うことになるとの説明を受けた。しかし、そのような事態になると、いわゆる保健経理の資金、すなわち公立学校教職員の毎月の給与から掛金が入れられ、雇用主である自治体が同額負担金を支出することによって健康増進等のために使われる資金が、宿泊施設の赤字補てんに使われることとなり、望ましくないことになる。

以上のようなことから、当該豊泉荘の利用状況の把握と経営状況の把握には常に注意を払い、場合によっては一般利用客の料金を若干下げるなどして利用も促すなど努力するべきである。

7 9.. 大分県文化関係団体補助金

担当部局 / 課名	部局名	教育委員会	所属名	文化課			
補助金等の名称	大分県文化関係団体補助金						
1 目的、趣旨	文化関係団体の育成と事業の振興を図る						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県文化関係団体補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他			()			
4 交付先	大分県ユネスコ協会連盟						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位:千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	368	368	177	368	368	368	408
6 変遷	開始年度	S49		経過年数	37		
	見直しや変遷の状況						
7 補助の態様	定額	予算の範囲内					
	一定の率						
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	実績報告書に記載された事業の効果や事業実績書により効果を検証している						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	文化課が協会連盟の事務局となっており、日常的にモニタリングされている						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位:人)	0.02		人件費概算 (単位:千円)	200		

(追加説明)

補助金交付先である大分県ユネスコ協会連盟はユネスコ憲章に則り、大分県におけるユネスコ活動を推進することを目的とする団体であり、同協会はユネスコ精神の理解と普及をはかるため以下の事業を行っている。

ユネスコ精神の理解と普及をはかるための事業

-) 講演会・研究会・座談会・その他文化活動
-) 機関紙及び資料の発行
-) その他の啓発

会員相互の連絡・提携・情報交換

調査研究

国際的文化交流のための事業

ユネスコ国内委員会に対する協力

その他必要な事業

会長、副会長等の役員には民間人が就いているが、事務局は大分県庁内にあり、事務局

長は大分県の文化課長が、事務局次長には文化課の参事が就き実務を管轄している。

当該補助金は少額であることと事務局が県庁内にあり、事務作業を県の職員が行っていることが論点となる。

((意 見))

県の説明としては事務局を移すことも検討しているが、任せるほどの主体がなかなか現れていないことと、事務局職員の人件費が賄えるほどには収入がなく、また会費受け入れの便宜上受け皿が必要だったこともあって現在の体制となっているとのことである。

資料を閲覧し、担当者にヒアリングしたところ、権利能力なき社団の要件は満たしているが、県からの実質的独立性という点では連盟の事務局ポストが局長、次長ともに県職員であり、事務作業についても県職員が行っていることから問題がないとはいえない。

九州の他県の状況は鹿児島県及び沖縄県が、大分県と同じく県庁内に事務局を置いているが、事務作業は両県ともに団体職員が担っているということであり、福岡県、佐賀県、長崎県については民間の各団体が独自に活動しているとのことである。

各県によって活動状況等は異なるが、大分県の場合も将来的には事務局を県より独立させるように努力すべきである。

80. 大分県防犯協会補助金

担当部局 / 課名	部局名	警察本部	所属名	生活安全企画課			
補助金等の名称	大分県防犯協会補助金						
1 目的、趣旨	犯罪のない安全で住み良い街づくりを推進するため、大分県防犯協会が事業を実施するために必要な経費、地区防犯協会が事業を実施するのに要する経費について、予算の定めるところにより交付するもの。						
2 根拠法令等 (法律、条例、要綱等)	大分県防犯協会補助金交付要綱						
3 区分	事業費の補助			設備・施設の整備に係る補助			
	団体の運営費補助			利子補給			
	その他 ()						
4 交付先	大分県防犯協会に交付						
5 過去5年間の推移及び23年度予算額 (単位:千円)	H23	H22		H21	H20	H19	H18
	現計予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
	2,240	2,240	2,240	2,240	2,240	2,633	2,633
6 変遷	開始年度	昭和43年		経過年数	43年		
	見直しや変遷の状況		昭和43年度:大分県防犯協会連合会補助金として交付 平成14年:補助対象経費を改正				
7 補助の態様	定額	防犯活動推進事業の経費として、2,240千円を定額補助					
	一定の率						
	その他						
8 現在行っている補助金等の効果の検証	刑法犯認知件数のうち自転車盗発生件数を指標として効果の検証を行っている。						
9 交付先に対する県のモニタリングの状況	交付申請書、実績報告書により事業計画・業務内容・支出状況を確認している。また、購入した啓発活動用物品の現物確認を行っている。						
10 補助等に係る事務コスト	従事する人員 (単位:人)	0.014		人件費概算 (単位:千円)	140		

(追加説明)

平成22年度の実績報告書によれば、大分県防犯協会は以下のような事業活動を行っている。

(1) 防犯思想の普及及び高揚活動

新聞やラジオ等のメディアの活用、電光掲示板、広報誌「大分の防犯」、「安全な街に」の発行、地域安全運動県民大会をはじめとした各地区での大会や街頭活動

(2) 青少年の健全育成活動

大分市内の高校生を対象とした「防犯サマーライブ2010」の開催や中・高校生を対象とした薬物乱用防止教室、児童を対象とした不審者避難訓練や登下校時の見守り活動等防犯パトロール、少年警察ボランティア等との連携

(3) 防犯活動の功労者に対する表彰事業

「大分県安全・安心街づくり県民大会」での功労者表彰

(4) 防犯関連団体に対する支援

各地区防犯協会をはじめとした各防犯関連団体に対する、各種大会開催や街頭活動等に必要な経費や物品の支援、活動助成

((意見 ①))

・補助金の効果的な支出について

この補助金は、上記のように大分県防犯協会の事業活動全般に対して活動費の補助というかたちで交付されているが、補助金のより効果的な活用を考えるならばその使用目的をもっと明確化すべきである。

広報誌の発行や新聞、ラジオ等のメディアを使った広報、ポスターの作成、防犯団体への物品助成に対して多くの補助金が使用されているが、例えば「自分の安全は自分で守る」という防犯思想を普及させるには、実際に住民が主体となって行っている自主防犯パトロール隊（以下に推移表を示す）に対する支援にもっと重点を置くことが考えられる。

安全、安心な生活は誰もが望むことであり行政に対する要望も強い。その一翼を担う防犯協会に対して事業費を負担することに異存はないが、金額も定額であり総花的に出している感が否めず、県としてはその出し方を工夫すべきと思える。

自主防犯パトロール隊推移表

警察署単位	平成19年4月末		平成20年4月末		平成21年4月末		平成22年3月末		平成23年3月末		平成23年7月末	
	隊数	隊員数	隊数	隊員数	隊数	隊員数	隊数	隊員数	隊数	隊員数	隊数	隊員数
大分中央	19	1,544	20	1,694	19	1,434	17	1,358	17	1,908	18	1,950
大分東	23	1,816	25	2,424	25	2,424	26	2,434	34	2,621	34	2,521
大分南	11	830	15	1,028	16	1,063	18	1,171	21	1,394	21	1,393
別府	31	3,397	34	3,312	46	3,758	47	3,820	51	4,242	51	4,237
日出	9	3,499	10	3,544	11	3,588	12	3,638	12	3,616	12	3,616
杵築	6	150	6	150	7	180	7	180	7	153	7	153
国東	2	176	2	184	2	184	2	184	3	213	3	213
豊後高田	1	60	1	70	1	70	1	70	3	500	3	500
宇佐	17	1,169	18	1,327	18	1,327	18	1,327	21	1,172	21	1,172
中津	27	1,296	30	1,422	32	1,439	32	1,439	33	1,399	33	1,399
玖珠	6	348	7	554	8	880	8	880	10	1,263	10	1,246
日田	14	1,406	14	1,312	17	1,391	18	1,412	24	2,174	24	2,178
竹田	6	801	6	827	6	827	8	1,114	11	1,216	11	1,216
豊後大野	22	1,399	28	1,654	28	1,654	32	1,730	33	1,810	34	1,830
佐伯	12	1,632	13	1,756	14	1,816	14	1,816	16	1,838	16	1,838
津久見	7	972	7	970	7	970	8	1,033	8	1,010	8	1,010
臼杵	12	838	15	1,053	15	1,053	15	1,053	13	909	13	909
総数	225	21,333	251	23,281	272	24,058	283	24,659	317	27,438	319	27,381

((意見 ②))

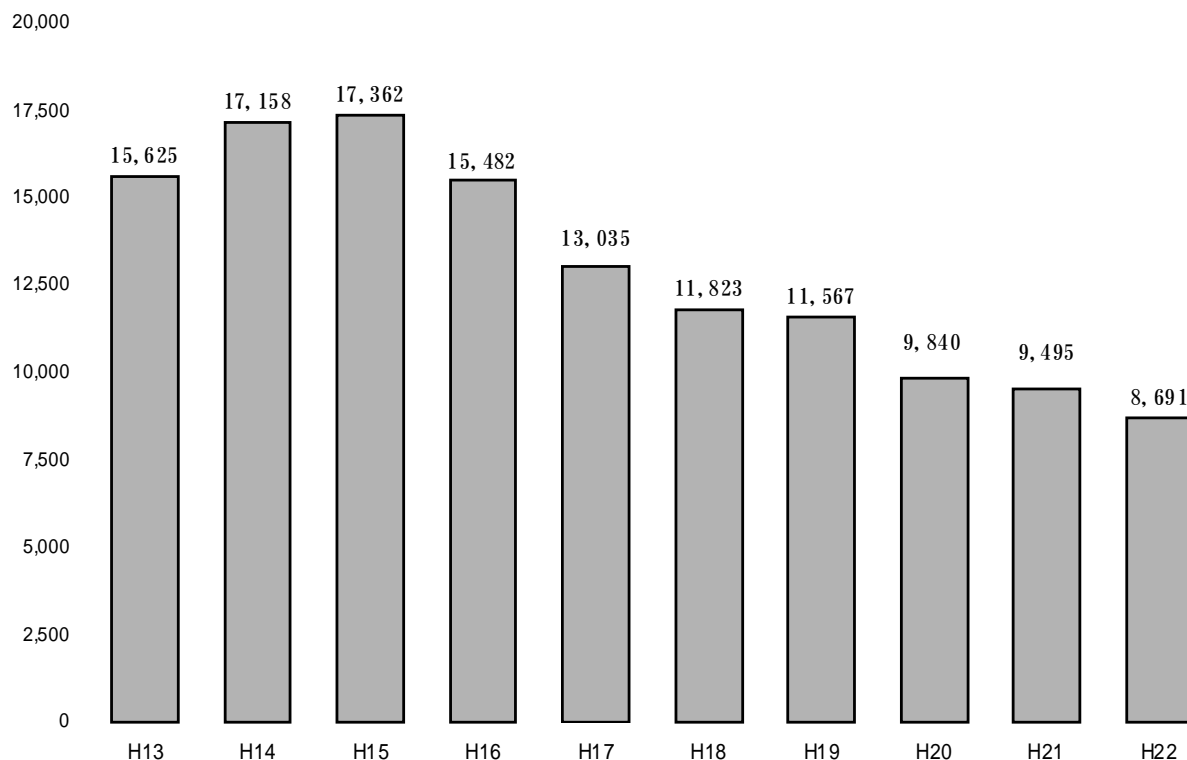
・事業効果の検証について

当該補助金は、その効果を検証するための指標として刑法犯認知件数を使用している。

下図に示すように刑法犯認知件数は平成 16 年度から 7 年連続して減少している。

大分県における過去 10 年間の刑法犯認知件数の推移

(単位：件)



担当課はこれをもって補助金の支出に一定の効果が認められるとしているが、刑法犯認知件数の減少は、防犯協会の活動もさることながら警察や住民の活動等様々な要素が絡んで達成できたものと思われる。したがって、効果を検証するには大きすぎる指標であり当該補助金との関連性が明確にはわからない。実際に当該補助金は昭和 43 年から始まっているが、刑法犯罪認知件数が減少に転じているのは平成 16 年度からでありこれが当該補助金の効果によるものかどうか判断できない。おそらく、警察をはじめ関係機関の尽力も少なからずあったものと推察される。

防犯協会に係る事業の成果を測る指標としては、上記のような大きな指標ではなく、同協会の具体的な活動に係るものを選択することが妥当である。他の自治体では自主防犯パトロール隊の新規結成数やパトロールの実施回数を検証指標としているケースや、自転車盗難防止のためのワイヤーロックキーの購入を補助対象としていることから、より具体的に自転車盗難の発生件数を指標としているケースも見受けられた。いずれにしても、防犯協会の活動に直接関わるものを検証指標として用いるべきである。

平成23年度包外外部監査事前調査対象一覧表（全体）

詳細 (印)	番号	補助金名	担当部局名	担当所属名	補助先団体名
	1	大分県市町村合併推進交付金	総務部	市町村振興課	合併協議会、合併市町村
	2	大分県市町村権限移譲交付金	総務部	市町村振興課	移譲先市町村
	3	大分県市町村振興協会交付金	総務部	市町村振興課	大分県市町村振興協会
	4	大分県民芸術文化祭開催事業費補助金	企画振興部	文化スポーツ振興課	大分県民芸術文化祭実行委員会
	5	地域活性化総合補助金	企画振興部	観光・地域振興局	個人、各種団体、法人、市町村
	6	大分県小規模集落・里のくらし支援事業費補助金	企画振興部	観光・地域振興局	個人、法人、市町村、各種団体
	7	地方バス路線維持費補助金	企画振興部	交通政策課	兼合バス事業者
	8	生活交通路線支援事業費補助金	企画振興部	交通政策課	市町村
	9	大分県離島航路事業費補助金	企画振興部	交通政策課	姫島村、佐伯市、 (南)やま丸、蒲江交通(南)
	10	大分県パークアンドライド促進事業費補助金	企画振興部	交通政策課	H21九州旅客鉄道(株)大分支社
	11	運輸事業振興助成補助金	企画振興部	交通政策課	(社)大分県バス協会 (社)大分県トラック協会
	12	民生委員・児童委員活動費交付金	福祉保健部	地域福祉推進室	市町村(民生委員、児童委員)
	13	民生委員協議会活動推進費交付金	福祉保健部	地域福祉推進室	市町村(民生委員協議会)
	14	民生委員協議会交付金	福祉保健部	地域福祉推進室	市町村(民生委員協議会)
	15	民生委員協議会会長活動費交付金	福祉保健部	地域福祉推進室	市町村(民生委員、児童委員)
	16	大分県社会福祉事業団自立支援事業費補助金	福祉保健部	地域福祉推進室	大分県社会福祉事業団
	17	大分市保健所委譲事務業務交付金	福祉保健部	福祉保健企画課	大分市
	18	地域医療提供体制整備事業費補助金	福祉保健部	医療政策課	豊後大野市(豊後大野市民病院)
	19	大分県じん肺団体連合会補助金	福祉保健部	健康対策課	大分県じん肺団体連合会
	20	大分県糖尿病協会補助	福祉保健部	健康対策課	大分県糖尿病協会
	21	大分県食生活改善推進協議会補助金	福祉保健部	健康対策課	大分県食生活改善推進協議会
	22	愛育班地域交流促進事業費補助金	福祉保健部	健康対策課	恩賜財団母子愛育会大分県支部
	23	大分県老人クラブ連合会運営費補助金	福祉保健部	高齢者福祉課	(財)大分県老人クラブ連合会
	24	社団法人大分県断酒連合会補助金	福祉保健部	障害福祉課	(社)大分県断酒会連合会
	25	大分県交通安全推進協議会補助金 〔交通事故遺児救済援助活動助成事業〕	生活環境部	生活環境企画課	大分県交通安全推進協議会
	26	大分県交通安全推進協議会補助金 〔おこさず・あわず・事故ゼロ運動推進事業〕	生活環境部	生活環境企画課	大分県交通安全推進協議会

平成23年度包括外部監査 事前調査対象一覧表（全体）

詳細 (印)	番号	補助金名	担当部局名	担当所属名	補助先団体名
	27	低炭素・グリーン社会構築事業費補助金	生活環境部	地球環境対策課	県民、民間事業者
	28	大分県少年の船運航海事業費補助金	生活環境部	私学振興・青少年課	大分県青少年団体連絡協議会 (H23からは、大分県少年の船実行委員会)
	29	私立学校教職員退職金財団補助金	生活環境部	私学振興・青少年課	(財)大分県私立学校教職員退職金財団
	30	大分県保健所設置市産業廃棄物不法投棄等対策事業費補助金	生活環境部	廃棄物対策課	大分市
	31	産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業費補助金	生活環境部	廃棄物対策課	市町村、産業廃棄物処理施設設置者
	32	大分県水難救済活動推進事業費補助金	生活環境部	防災危機管理課	大分県水難救済会
	33	防災ヘリコプター運航調整交付金	生活環境部	消防保安室	大分県防災ヘリコプター運航連絡協議会
	34	大分県消防協会補助金	生活環境部	消防保安室	(財)大分県消防協会
	35	簡易水道等施設整備費補助金	生活環境部	環境保全課	市町村
	36	地域給水施設整備費補助金	生活環境部	環境保全課	市町村
	37	小規模事業経営支援事業費補助金	商工労働部	商工労働企画課	商工会議所、商工会、大分県商工会連合会
	38	大分県中小企業団体中央会補助金	商工労働部	商工労働企画課	大分県中小企業団体中央会
	39	大分県ニュービジネス発掘・育成事業費補助金	商工労働部	経営金融支援室	ビジネスプラングランプリ受賞企業 (財)大分県産業創造機構
	40	中小企業経営革新対策費補助金	商工労働部	経営金融支援室	中小企業者等
	41	大分県工業技術高度化推進事業費補助金交付金	商工労働部	工業振興課	大分県工業団体連合会
	42	中小企業情報化推進事業費補助金	商工労働部	工業振興課	(財)大分県産業創造機構
	43	下請企業振興事業費補助金	商工労働部	工業振興課	(財)大分県産業創造機構
	44	大分県中小企業新製品・新技術実用化開発支援事業費補助金	商工労働部	工業振興課	H22九州ナノテック光学、大建コンクリート
	45	次世代電磁力心用技術開発事業費補助金	商工労働部	産業集積推進室	(財)大分県産業創造機構
	46	おおい地域資源活性化基金運営費補助金	商工労働部	工業振興課	(財)大分県産業創造機構
	47	ものづくりカイゼン塾開催事業費補助金	商工労働部	工業振興課	(財)大分県産業創造機構
	48	大分県自動車関連産業新規参入促進事業費補助金	商工労働部	産業集積推進室	(財)大分県産業創造機構
	49	県民共同発電所事業化支援事業交付金	商工労働部	工業振興課	NPO法人 九州・自然エネルギー推進ネットワーク
	50	大分県LSIクラスター形成推進会議負担金	商工労働部	産業集積推進室	大分県LSIクラスター形成推進会議
	51	産学官連携推進会議負担金	商工労働部	産業集積推進室	(財)大分県産業創造機構
	52	プロジェクトマネージャー等支援人材充実強化事業費補助金	商工労働部	工業振興課	(財)大分県産業創造機構

平成23年度包外外部監査事前調査対象一覧表（全体）

詳細 (印)	番号	補助金名	担当部局名	担当所属名	補助先団体名
	53	省エネルギー等導入対策事業費補助金	商工労働部	工業振興課	中小企業者等
	54	次世代エネルギー導入促進対策事業費補助金	商工労働部	工業振興課	中小企業者等
	55	省エネ・高効率型産業創出事業費補助金	商工労働部	産業集積推進室	中小企業
	56	大分県太陽電池関連産業研究開発モデル事業費補助金	商工労働部	産業集積推進室	中小企業
	57	大分県地域新産業創出総合支援事業費補助金 (インキュベーション施設入居企業育成支援事業費補助金)	商工労働部	情報政策課	(財)大分県産業創造機構
	58	商店街振興組合指導事業費補助金	商工労働部	商業・サービス業振興課	大分県商店街振興組合連合会
	59	21世紀商業創造スペースリラスト養成事業費補助金	商工労働部	商業・サービス業振興課	大分県商店街振興組合連合会
	60	大分県地域商業維持支援事業費補助金	商工労働部	商業・サービス業振興課	市町村(事業実施者)
	61	大分県貿易協会補助金	商工労働部	商業・サービス業振興課	(社)大分県貿易協会
	62	大分県街なかにざわいプラン推進事業費補助金	商工労働部	商業・サービス業振興課	採択プラン提案者(H22.4団体)
	63	大分県企業立地促進補助金	商工労働部	企業立地推進課	誘致企業
	64	大分県大規模投資促進補助金	商工労働部	企業立地推進課	誘致企業
	65	大分県コールセンター企業立地促進補助金	商工労働部	企業立地推進課	誘致企業
	66	企業立地盤整備費補助金	商工労働部	企業立地推進課	市町村、市町村土地開発公社、大分県土地開発公社
	67	大分県流通業務団地立地促進補助金	商工労働部	企業立地推進課	誘致企業
	68	大分県ソフトウェア業等立地促進補助金	商工労働部	企業立地推進課	誘致企業
	69	高齢者雇用就業対策事業費補助金	商工労働部	雇用・人材育成課	(社)大分県シルバー人材センター連合会
	70	農業委員会等運営費補助金	農林水産部	農地農振室	大分県農業会議
	71	農業振興運動推進事業費補助金	農林水産部	農地農振室	大分県食料、農業、農村振興協議会
	72	推進体制強化費補助金	農林水産部	農地農振室	(社)大分県農業農村振興公社
	73	農地利用集積促進費補助金	農林水産部	農地農振室	市町村(市町村農業公社)
	74	農業共済強化推進事業費補助金	農林水産部	団体指導・金融課	大分県農業共済組合連合会
	75	漁業金融対策事業利子補給費補助金(当年度分)	農林水産部	団体指導・金融課	大分県漁業協同組合
	76	漁業金融対策事業利子補給費補助金(過年度分)	農林水産部	団体指導・金融課	大分県漁業協同組合
	77	農業金融対策事業利子補給費補助金	農林水産部	団体指導・金融課	農業者、農協ほか
	78	漁業緊急保証対策資金利子補給費補助金	農林水産部	団体指導・金融課	大分県漁業協同組合

平成23年度包外外部監査事前調査対象一覧表（全体）

詳細 (印)	番号	補助金名	担当部局名	担当所属名	補助先団体名
	79	就農研修事業費補助金	農林水産部	農山漁村 担い手支援課	(社)大分県農業農村振興公社、市町村
	80	新規就農者確保体制整備事業費補助金	農林水産部	農山漁村 担い手支援課	(社)大分県農業農村振興公社
	81	新規就農者支援事業費補助金	農林水産部	農山漁村 担い手支援課	市町村(認定就農者)
	82	新規就農者自立支援事業費補助金 (農地価格適正化事業)	農林水産部	農山漁村 担い手支援課	市町村(大分県農業農村振興公社)
	83	中山間地域等直接支払交付金	農林水産部	農山漁村 担い手支援課	市町村(農業者等)
	84	水田農業構造改革対策推進事業費補助金	農林水産部	農山漁村 担い手支援課	大分県水田農業改革推進協議会
	85	数量調整円滑化推進事業費補助金	農林水産部	農山漁村 担い手支援課	市町
	86	大分県たばこ耕作組合補助金	農林水産部	園芸振興室	大分県たばこ耕作組合
	87	指定野菜価格安定対策事業費補助金 特定野菜等供給地育成価格差補給事業費補助金、 大分県野菜価格安定対策事業費補助金	農林水産部	園芸振興室	大分県野菜価格安定資金協会(生産者)
	88	大規模園芸団地等育成支援事業費補助金	農林水産部	園芸振興室	市町村
	89	The おおいた、ブランド流通改革推進事業費補助金	農林水産部	おおいたブランド推進課	大分県農業協同組合
	90	大分県肉用牛肥育経営安定対策事業費補助金	農林水産部	畜産振興課	(社)大分県畜産協会
	91	大分県肉用子牛生産者積立助成金	農林水産部	畜産振興課	(社)大分県畜産協会
	92	死亡牛適正処理促進事業費補助金	農林水産部	家畜衛生飼料室	大分県畜産協会
	93	大分県産業動物獣医師確保特別修学資金給付事業費補助金	農林水産部	家畜衛生飼料室	大分県畜産協会(獣医学生)
	94	豊後牛販売拡大推進事業費補助金	農林水産部	畜産振興課	大分県豊後牛流通促進対策協議会 九重町、玖珠町、豊後大野市
	95	集落放牧推進事業費補助金	農林水産部	家畜衛生飼料室	国東市、杵築市、由布市、豊後大野市、玖珠町、九重町(営農組合等)
	96	県産ケリーン輸送トライアル事業費補助金	農林水産部	林産振興室	佐伯広域森林組合
	97	乾燥小割材出荷体制整備事業費補助金	農林水産部	林産振興室	日田市(日田木材流通センター)
	98	林業機械リース料支援事業費補助金	農林水産部	林務管理課	林業者等
	99	森林整備地域活動支援交付金	農林水産部	林務管理課	市町村(森林所有者等)
	100	低コスト簡易作業路緊急整備事業費補助金	農林水産部	林務管理課	市町村、森林組合等
	101	県単補助林道事業費補助金	農林水産部	林務管理課	市町村
	102	フォレストコミュニティ総合整備事業費補助金	農林水産部	林務管理課	市町村
	103	森林管理道開設事業費補助金	農林水産部	林務管理課	市町村
	104	美しい里山づくり支援事業費補助金	農林水産部	森との共生推進室	NPO、地区自治会、市町村、森林組合

平成23年度包外外部監査 事前調査対象一覧表 (全体)

詳細 (印)	番号	補助金名	担当部署名	担当所属名	補助先団体名
	105	有害鳥獣捕獲事業費補助金	農林水産部	森との共生推進室	市町村
	106	間伐促進路網整備事業費補助金	農林水産部	森林整備室	市町村(実施主体)
	107	有害鳥獣被害防止対策事業費補助金	農林水産部	森との共生推進室	市町村(農林業者)
	108	森林シカ被害防止対策事業費補助金	農林水産部	森との共生推進室	森林組合(森林所有者)
	109	おおいた竹林再生モデル事業費補助金	農林水産部	森との共生推進室	市町村、森林組合ほか
	110	保育(下刈)推進事業費補助金	農林水産部	森林整備室	森林所有者
	111	大分県漁協組織強化推進協議会補助金	農林水産部	漁業管理課	(社)大分県漁協組織強化推進協議会
	112	赤瀬等養殖被害防止対策事業費補助金	農林水産部	漁業管理課	大分県水産養殖協議会
	113	磯根資源増殖推進事業費補助金	農林水産部	水産振興課	大分市、臼杵市、津久見市、佐伯市
	114	ブリ等養殖業経営改善事業費補助金	農林水産部	水産振興課	大分県漁業協同組合(養殖業者)
	追加	畜産経営緊急安定対策事業費補助金	農林水産部	畜産振興課	全国農業協同組合大分県支部(農業協同組合) 大分県酪農協同組合(生産者) 農業協同組合(生産者)
	115	建設産業企業合併支援事業費補助金	土木建築部	土木建築企画課	中小建設業者
	116	建設産業新分野進出支援事業費補助金	土木建築部	土木建築企画課	中小建設業者
	117	大分県水源地域振興事業費負担金 大山夕曇水源地域整備事業に係る事業費負担金	土木建築部	河川課	日田市
	118	生活排水処理施設整備推進事業費補助金	土木建築部	公園・生活排水課	市町(浄化槽設置個人)
	119	木造住宅耐震化促進事業費補助金	土木建築部	建築住宅課	市町村(事業実施者)
	120	宿泊施設「豊泉荘」改修工事助成事業費補助金	教育庁	福利課	公立学校共済組合大分支部
	121	大分県社会教育関係団体補助金	教育庁	社会教育課	大分県PTA連合会ほか
	122	大分県文化関係団体補助金	教育庁	文化課	大分県ユネスコ協会連盟
	123	大分県スポーツ振興基金事業費補助金	教育庁	体育保健課	企業、競技連盟ほか
	124	財団法人大分県交通安全協会補助金	警察本部	交通企画課	(財)大分県交通安全協会(県下各17支部)
	125	大分県防犯協会補助金	警察本部	生活安全企画課	大分県防犯協会
	126	自動車安全運転センター累積点数通知業務補助金	警察本部	交通企画課	自動車安全運転センター本部(大分県事務所)
80件	127件				計